

黒潮町人権問題に関する意識調査

報 告 書

2019(平成31)年3月

黒 潮 町

は じ め に

黒潮町では、すべての人の人権が尊重される人権文化の町づくりを目指して、2007（平成 19）年に黒潮町人権施策推進基本方針を策定し、町民の皆様や関係機関とともに、さまざまな取組みを進めてまいりました。

しかし、私たちの社会には、今なお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、H I V感染者等、外国人、ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害など様々な分野において人権問題が存在しています。

黒潮町では、人権施策を推進していくうえでの基礎資料とすることを目的として、2013 年に「黒潮町人権問題に関する意識調査」を実施しました。それから 5 年を経過するなかで社会状況の変化は著しく、「災害と人権」、「ヘイトスピーチ」など、新たな人権課題への関心も高まっていることから、黒潮町の住民基本台帳（2018（平成 30）年 1 月 1 日現在）から、20 歳以上の方 2,000 人を無作為抽出し再度意識調査を行いました。

今後、この調査結果を人権教育や人権啓発などの施策に反映していくとともに、この報告書を町民の皆様方や、関係機関をはじめとする多くの方々にご覧いただき、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けてお役立ていただければと願います。

最後に、調査の実施にあたりましてご協力をいただきました、町民の皆様や関係者の方々に対しまして、厚くお礼申し上げます。

2019 年（平成 31 年）3 月

黒 潮 町 長 大 西 勝 也

目次

I. 調査概要

1. 調査の目的	1
2. 調査項目	1
3. 調査設計	1
4. 調査結果の見方	2
5. 回収結果の概要	2

II. 調査結果

1. 人権問題全般

(1) 問 1 人権問題全般に関する意見	6
(2) 問 2 国民の人権意識について	8
(3) 問 3 関心のある人権問題について	10
(4) 問 4 人権侵害の経験について	15
(5) 問 4-1 どのような人権侵害を受けたか	17
(6) 問 4-2 人権侵害の対応について	22

2. 同和問題

(1) 問 5 同和問題を知った時期について	25
(2) 問 6 同和問題を知ったきっかけについて	28
(3) 問 7 同和地区や同和地区の人を意識する場合について	31
(4) 問 7-1 同和地区や同和地区の人を意識する場合について	33
(5) 問 8 同和地区出身の人との結婚について	37
(6) 問 9 同和問題を解決する方法について	40

3. 女性の人権問題

(1) 問 10 女性の人権の人権問題について	43
(2) 問 11 女性の人権を守るための方法について	48

4. 男女の雇用機会均等

(1) 問 12 男女の雇用機会均等に必要なことについて	51
(2) 問 13 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて	54

5. 子どもの人権問題

(1) 問 14 子どもの人権問題について	57
(2) 問 15 子どもの虐待への対処法について	62

(3) 問 16 子どもの人権を守る方法について.....	65
6. 高齢者の人権問題	
(1) 問 17 高齢者の人権問題について.....	70
(2) 問 18 高齢者の人権を守る方法について.....	75
7. 障がい者の人権問題	
(1) 問 19 障がい者の人権問題について.....	78
(2) 問 20 障がい者の人権を守る方法について.....	82
8. 外国人の人権問題	
(1) 問 21 外国人の人権問題について.....	85
(2) 問 22 外国人の人権を守る方法について.....	88
9. ヘイトスピーチによる人権侵害	
(1) 問 23 ヘイトスピーチによる人権侵害の意識について.....	91
(2) 問 24 ヘイトスピーチによる人権侵害を解決する方法について.....	93
10. エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権問題	
(1) 問 25 エイズ患者・HIV感染者の人権問題について.....	96
(2) 問 26 エイズ患者・HIV感染者の人権を守る方法について.....	99
(3) 問 27 ハンセン病元患者等の人権問題について.....	102
(4) 問 28 ハンセン病元患者等の人権を守る方法について.....	105
11. 犯罪被害者等の人権問題	
(1) 問 29 犯罪被害者とその家族の人権問題について.....	108
(2) 問 30 犯罪被害者とその家族の人権を守る方法について.....	112
12. インターネットによる人権侵害	
(1) 問 31 インターネットによる人権侵害について.....	115
(2) 問 32 インターネットによる人権侵害を解決する方法について.....	118
13. 大規模災害発生時の人権問題	
(1) 問 33 大規模災害発生時の人権問題について.....	121
(2) 問 34 大規模災害発生時の人権問題を解決する方法について.....	124
14. 人権啓発・人権教育に関すること	
(1) 問 35 人権意識を高めるための啓発方法について.....	127
15. 人権尊重の社会の実現	
(1) 問 36 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について.....	132
(2) 問 37 人権を尊重するための社会について.....	135
16. 人権問題に対する意見・調査に対する要望.....	138
Ⅲ. 集計表	
Ⅳ. 付属資料	

I . 調 査 概 要

I. 調査概要

1. 調査目的

本調査は、2013(平成25)年9月で行われた「人権問題」に関する意識調査をふまえながら、その調査結果とともに、黒潮町における同和問題を含めた人権問題に広く対応していくための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 属性(性別、年齢、職業、居住地域)
- (2) 人権問題全般
- (3) 同和問題
- (4) 女性
- (5) 男女の雇用機会均等
- (6) 子ども
- (7) 高齢者
- (8) 障がい者
- (9) 外国人
- (10) ヘイトスピーチ
- (11) エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等
- (12) 犯罪被害者等
- (13) インターネットによる人権侵害
- (14) 大規模災害発生時の人権問題
- (15) 人権啓発・人権教育
- (16) 人権尊重の社会の実現
- (17) 人権問題に対する意見、調査に対する要望

3. 調査設計

- (1) 調 査 地 域 黒潮町内全域
- (2) 調 査 対 象 2018(平成30)年1月1日現在の黒潮町住民基本台帳に登録されている20歳以上の方
- (3) 標 本 数 2,000人
- (4) 標本抽出方法 無作為抽出法
- (5) 調 査 方 法 無記名による郵送法
- (6) 調 査 期 間 2018(平成30)年2月2日から2月18日
- (7) 実 施 機 関 黒潮町役場(本庁)住民課 人権啓発係
- (8) 調 査 機 関 黒潮町役場(本庁)住民課 人権啓発係

4. 調査結果の見方

本報告書では、調査結果の分析を各調査項目ごとに回答者の属性別に行った。以下留意事項を示す。

- (1) 図表に記入してある数値は、各回答項目に対する回答数及び構成比である。

$$\text{構成比(\%)} = \frac{\text{回 答 数}}{\text{回答者数}} \times 100$$

- (2) 図表の構成比は、少数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならないことがある。
- (3) 質問項目への回答は、1 つだけ選択、2 つまで選択、3 つまで選択、すべてを選択などの方法を採用している。したがって、比率を合計すると 100%以上になる場合もある。
- (4) 分析の中で参考として用いた資料

■高知県人権に関する県民意識調査

実施機関：高知県文化生活スポーツ部人権課

調査期間：2017(平成 29)年 8 月 18 日から 9 月 1 日

■黒潮町人権問題に関する意識調査

実施機関：黒潮町役場(本庁)住民課 人権啓発係

調査期間：2013(平成 25)年 3 月 16 日から 3 月 31 日

- (5) 標本の決定

調査は 2018(平成 30)年 1 月 1 日の黒潮町住民基本台帳から 20 歳以上 2000 人を無作為抽出した。

5. 回収結果の概要

- (1) 調査票配布数と回収状況

配 布 数：2,000 票

有効回収数：645 票

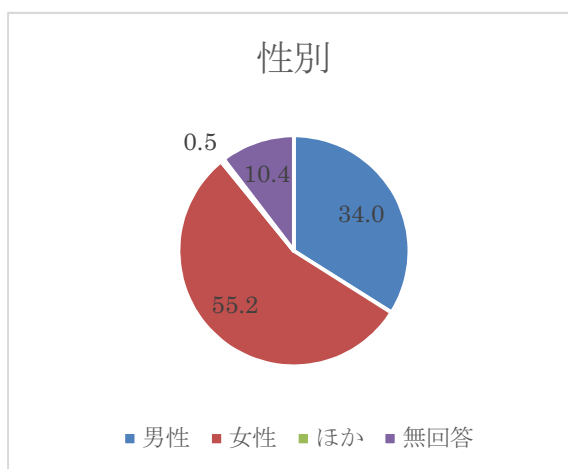
(参考)

・黒潮町人権問題に関する意識調査(2013) 配布数：2,000 票 有効回収数：622 票

(2)回答者の性別・年齢・職業・居住地域・世帯構成

A 性別

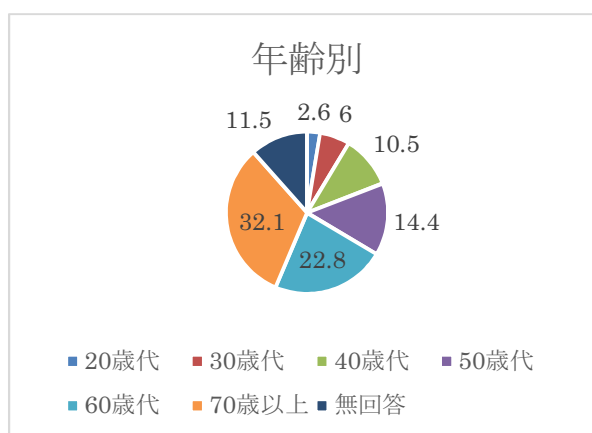
	回答数(人)	構成比
男性	219	34.0%
女性	356	55.2%
ほか	3	0.5%
無回答	67	10.4%
合計	645	100.0%



回答者を性別にみると、男性が 219 人(34.0%)、女性が 356 人(55.2%)、ほかが 3 名(0.5%)、無回答 67 人(10.4%)となっている。

B 年齢別

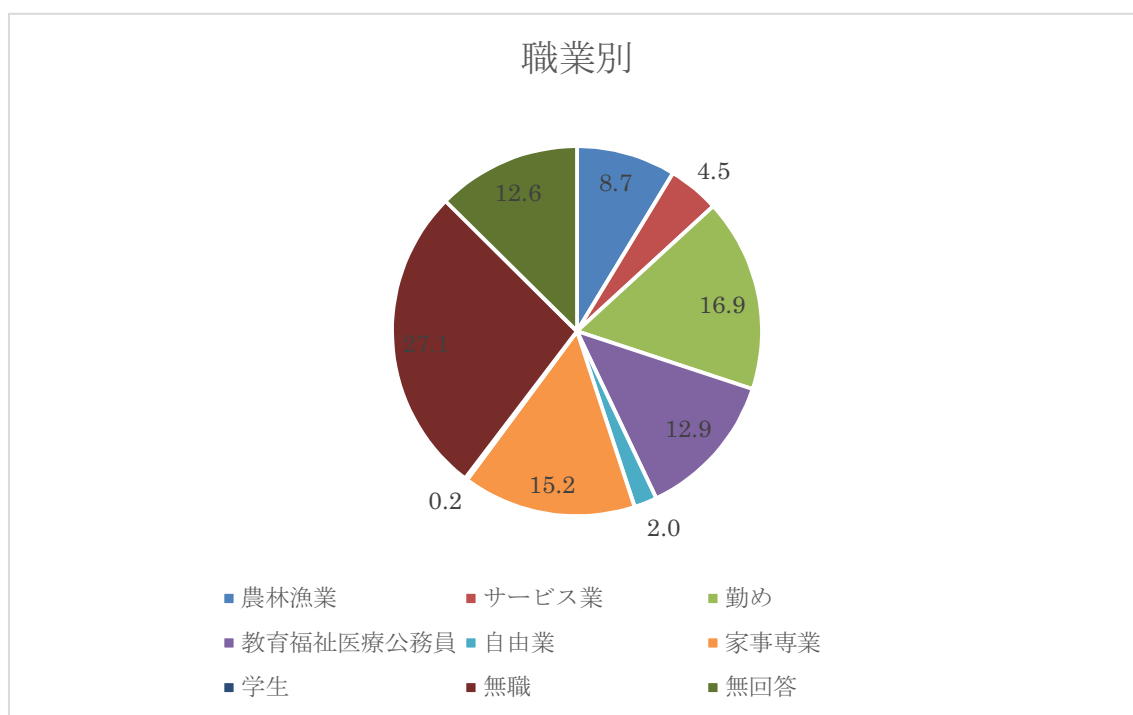
	回答数(人)	構成比
20 歳代	17	2.6%
30 歳代	39	6.0%
40 歳代	68	10.5%
50 歳代	93	14.4%
60 歳代	147	22.8%
70 歳代以上	207	32.1%
無回答	74	11.5%
合計	645	100.0%



年齢別にみると、70 歳以上が 207 人(32.1%)と最も多く、次いで 60 歳代 147 人(22.8%)、50 歳代が 93 人(14.4%)、40 歳代が 68 人(10.5%)、30 歳代 39 人(6.0%)、最も少ないのは 20 歳代 17 人(2.6%)となっている。

C 職業別

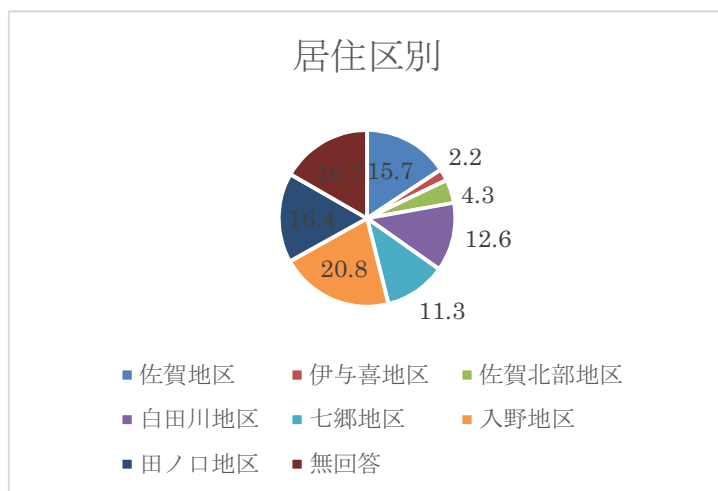
	回答数(人)	構成比
農林漁業	56	8.7%
サービス業	29	4.5%
勤め	109	16.9%
教育福祉医療公務員	83	12.9%
自由業	13	2.0%
家事専業	98	15.2%
学生	1	0.2%
無職	175	27.1%
無回答	81	12.6%
合計	645	100.0%



職業別にみると、最も多いのは無職の175人(27.1%)、次いで勤め109人(16.9%)、家事専業98人(15.2%)、教育福祉医療公務員83人(12.9%)、農林漁業は56人(8.7%)、サービス業29人(4.5%)、自由業13人(2.0%)となった。なお、無回答は81人(12.6%)となった。

D 居住区別

	回答数(人)	構成比
佐賀地区	101	15.7%
伊与喜地区	14	2.2%
佐賀北部地区	28	4.3%
白田川地区	81	12.6%
七郷地区	73	11.3%
入野地区	134	20.8%
田ノ口地区	106	16.4%
無回答	108	16.7%
合計	645	100.0%



居住区別にみると、最も多かったのは入野地区 134 人(20.8%)、次いで田の口地区 106 人(16.4%)、佐賀地区 101 人(15.7%)、白田川地区 81 人(12.6%)、七郷地区 73 人(11.3%)、佐賀北部地区 28 人(4.3%)で、最もすくなかったのは伊与喜地区の 14 人(2.2%)となっている。無回答は 108 人(16.7%)となった。

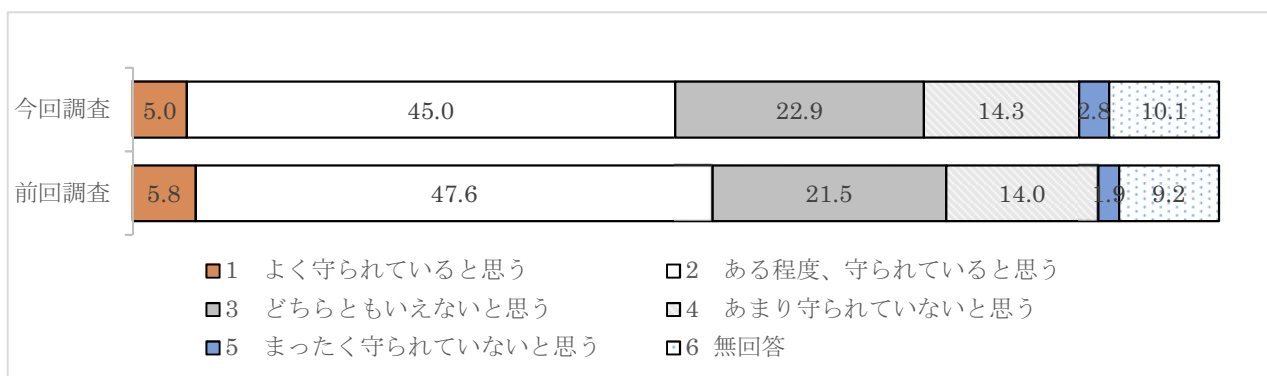
Ⅱ. 調 査 結 果

1. 人権問題全般

【問1】 日本国憲法では「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。」とされています。あなたは現在、日本でこのことが、どの程度守られていると思いますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

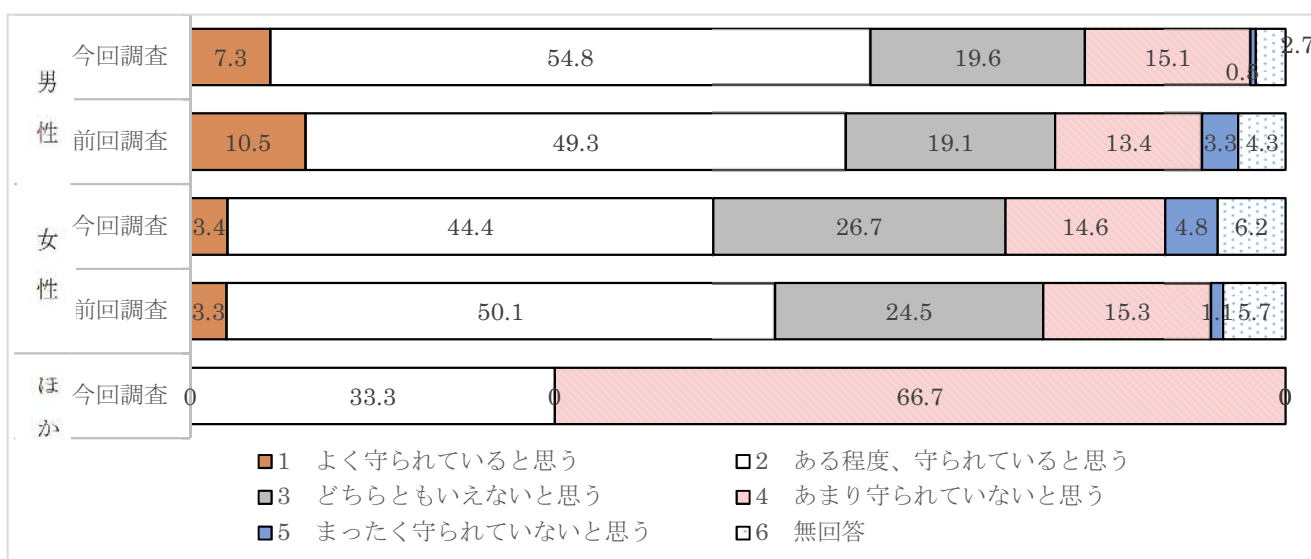
- 1 よく守られていると思う 2 ある程度、守られていると思う
3 どちらともいえないと思う 4 あまり守られていないと思う
5 まったく守られていないと思う

図 1-1 基本的人権について【全体】(%)



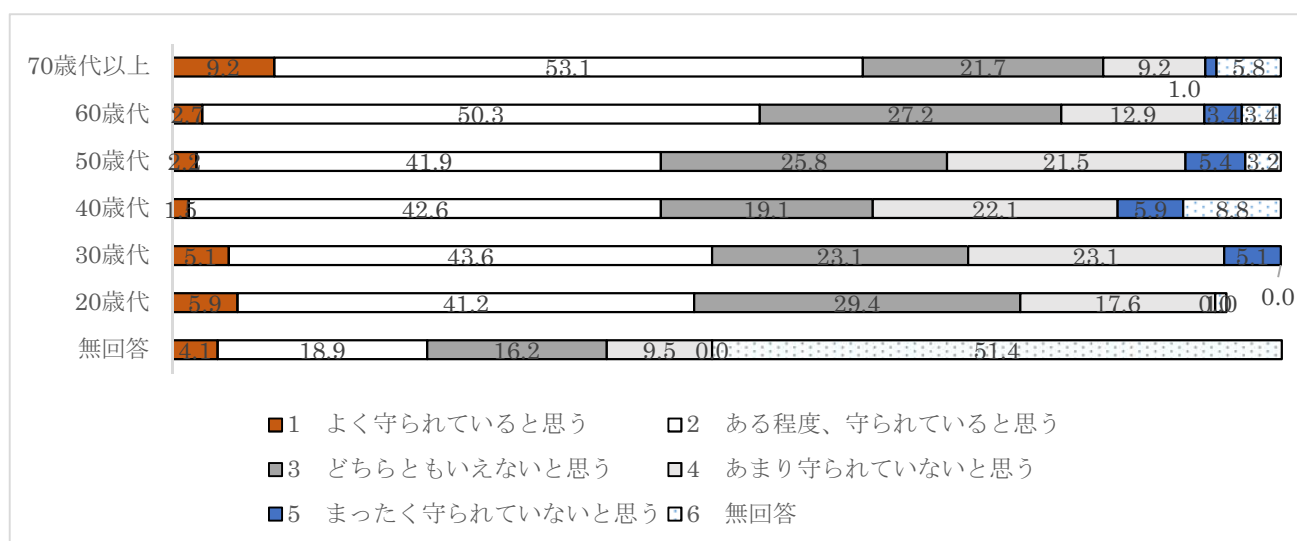
全体の 45%が「ある程度、守られていると思う」と答え、次いで「どちらともいえないと思う」が 22.9%、「あまり守られていないと思う」が 14.3%、「よく守られていると思う」が 5%、「まったく守られていないと思う」が 2.8%となっている。前回調査と比べ、ほぼ同じ割合となっている。

図 1-2 基本的人権について【性別】(%)



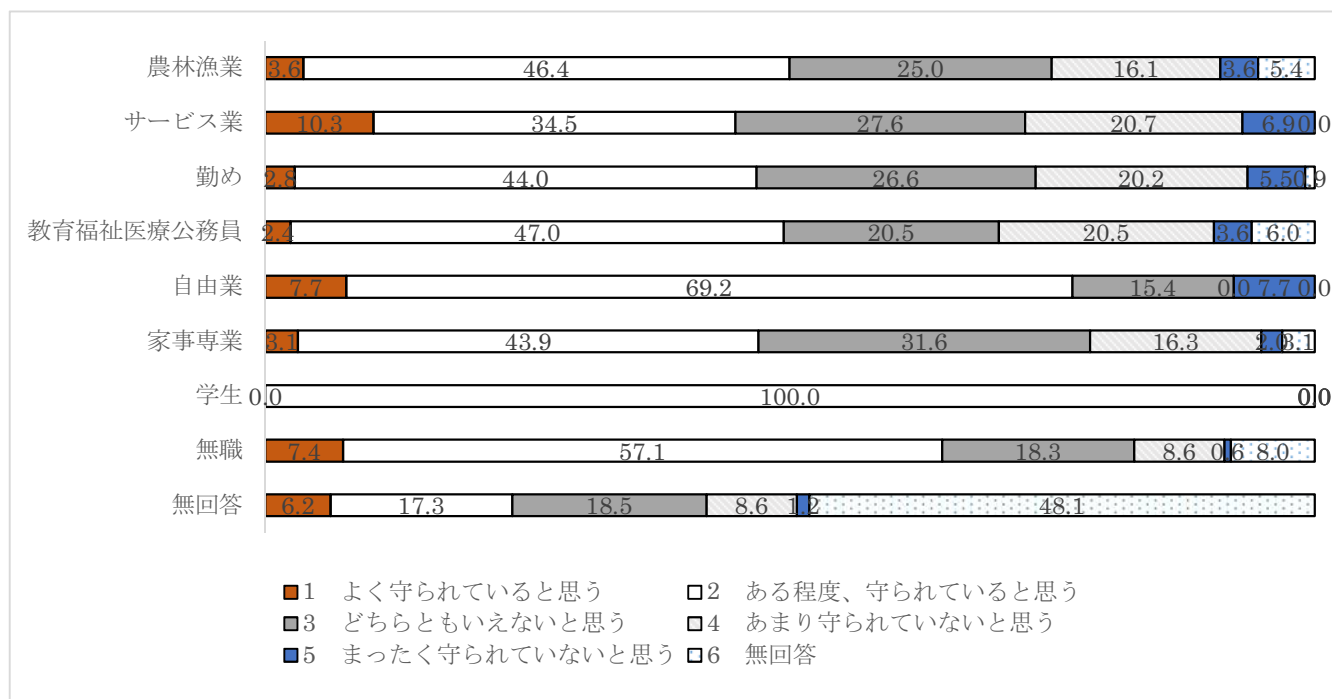
全体調査と比べ男性の「よく守られていると思う」の割合が低くなっており、女性の「ある程度、守られていると思う」が低くなっている。

図 1-3 基本的人権について【年齢別】(%)



年齢別にみると、「よく守られている」、「ある程度守られていると思う」の割合は 60 歳代以上に多く、「あまり守られていないと思う」、「まったく守られていないと思う」の割合は 50 歳代以下に多くなっている。

図 1-4 基本的人権について【職業別】(%)

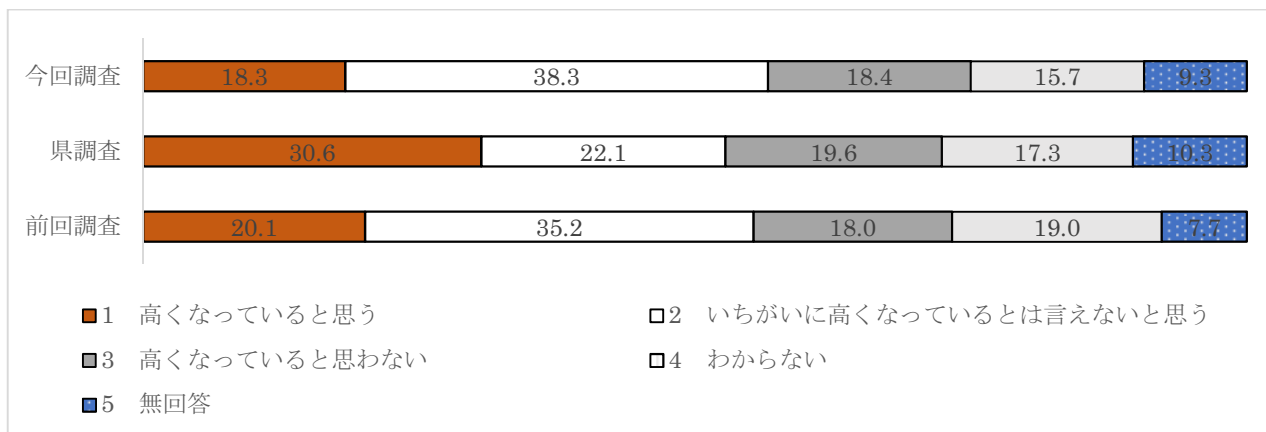


職業別にみると、学生を除いて自由業と無職では「よく守られていると思う」、「ある程度、守られていると思う」の割合が他の職業と比べ高くなっている。サービス業、勤め、教育福祉医療公務員の回答では、「あまり守られていないと思う」、「まったく守られていないと思う」の割合が高くなっている。

【問 2】あなたは現在の国民一人ひとりの人権意識は、5 年ほど前（2013（平成 25）年ごろ）と比べて、高くなっていると思いますか。次の中から、1 つだけ○印をつけてください。

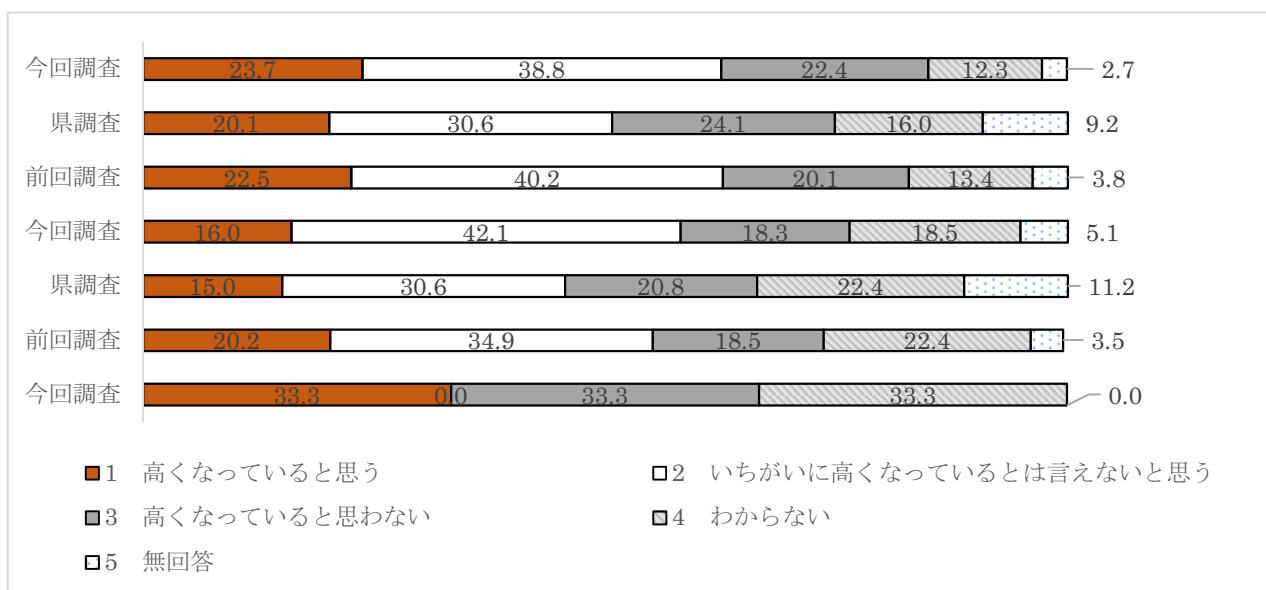
- 1 高くなっていると思う 2 いちがいに高くなっているとは言えないと思う
3 高くなっていると思わない 4 わからない

図 2-1 国民の人権意識について【全体】（％）



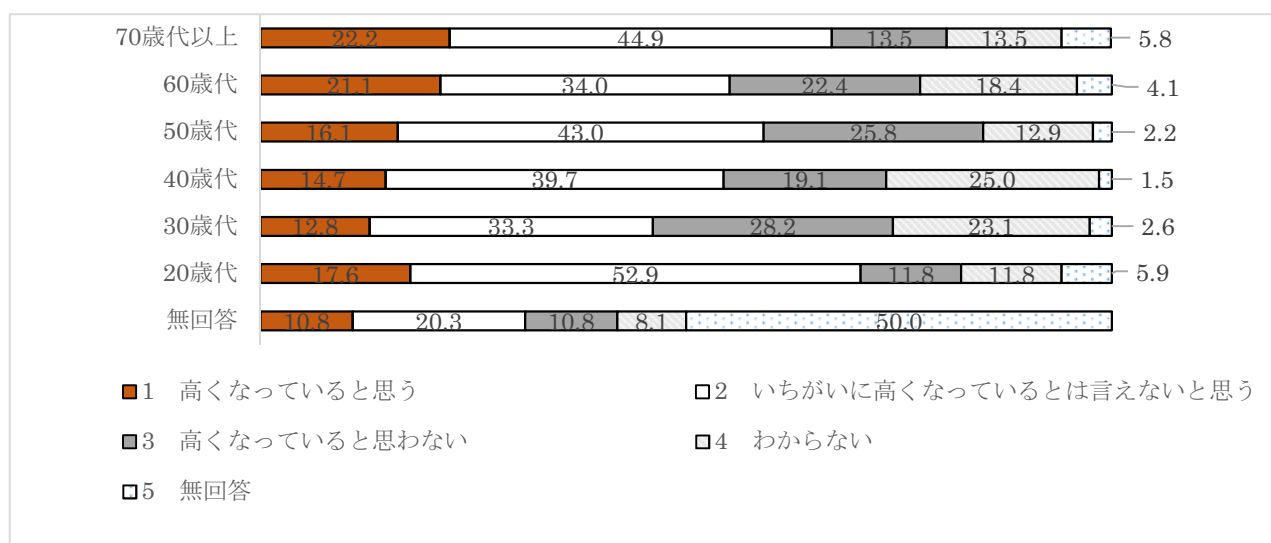
人権意識の変化について、「高くなっていると思う」と答えた人は 18.3%で、県の調査と比べ低い割合になっている。前回調査と比べるとそれぞれの選択肢の割合に大きな変化はない。

図 2-2 国民の人権意識について【性別】（％）



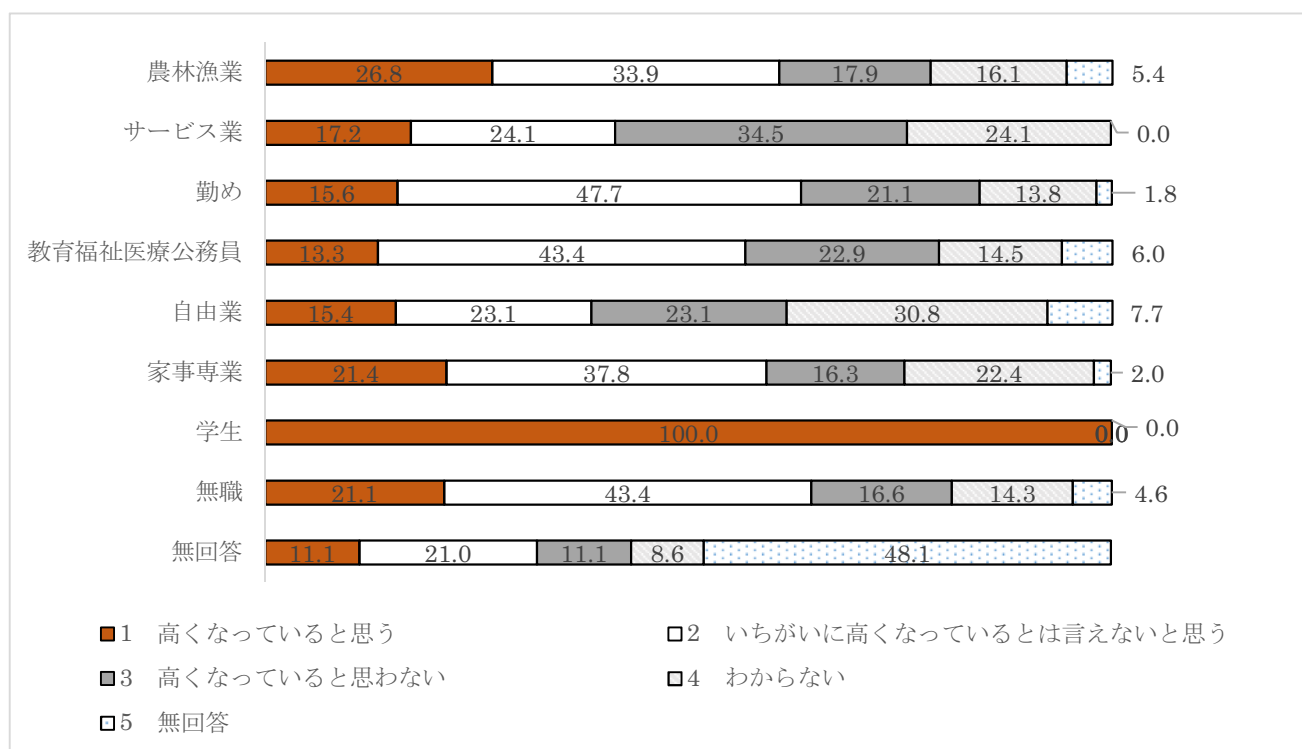
性別にみると、前回調査に比べ、「高くなっていると思う」が男性は高くなっており、女性は低くなっている。また男女ともに「いちがいに高くなっているとは言えないと思う」の割合が県調査より高い割合になっている。

図 2-3 国民の人権意識について【年齢別】(%)



年齢別にみると、「高くなっていると思う」の割合は 70 歳代以上の年代が最も高く、次いで 60 歳代、20 歳代、50 歳代の順になどとなっており、30 歳代が最も低い割合となっている。

図 2-4 国民の人権意識について【職業別】(%)

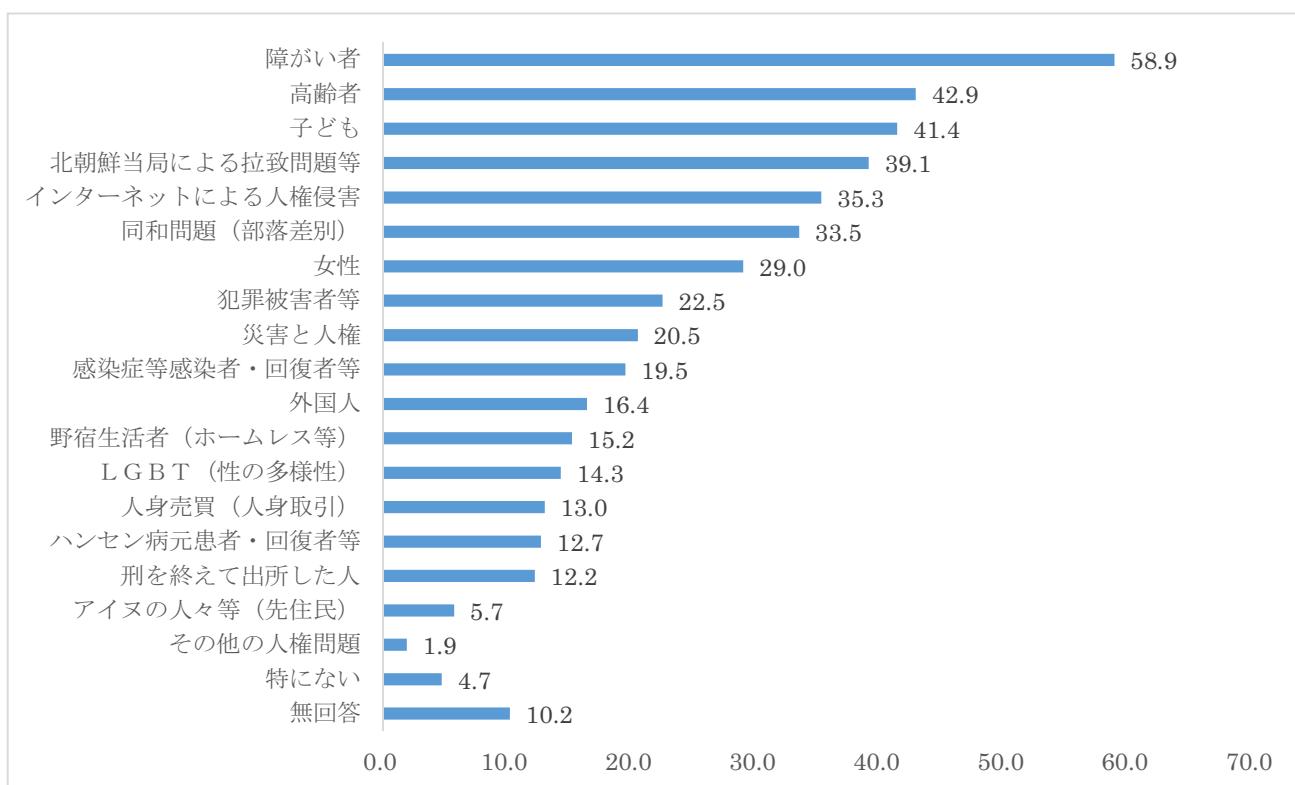


職業別にみると「高くなっていると思う」の割合は、学生と農林漁業が高い割合を占めている。「いちがいに高くなっているとは言えないと思う」の割合は勤め、教育福祉医療公務員、無職などが高い割合を占めている。

【問3】日本の社会における人権に関わる問題として、あなたが関心のあるものすべてに○印をつけてください。

- | | | |
|---------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 同和問題（部落差別の問題） | 2 女性 | 3 子ども |
| 4 高齢者 | 5 障がい者 | 6 外国人 |
| 7 感染症等感染者・回復者等H I V | 8 ハンセン病 | 9 犯罪被害者等 |
| 10 刑を終えて出所した人 | 11 インターネットによる人権侵害 | |
| 12 L G B T（性の多様性） | 13 災害と人権 | 14 アイヌの人々等（先住民） |
| 15 野宿生活者（ホームレス等） | 16 北朝鮮当局による拉致問題等 | |
| 17 人身売買（人身取引） | 18 その他の人権問題（具体的に： ） | |
| 19 特にない | | |

図 3-1 関心のある人権問題について【全体】（％）



関心のある人権問題について、「障がい者」の割合が最も高く、次いで「高齢者」、「子ども」、「北朝鮮当局による拉致問題等」、「インターネットによる人権侵害」、「同和問題（部落差別）」、「女性」などが高い割合を占めている。

表 3-2 関心のある人権問題について【比較】

	今回調査	県調査	前回調査
障がい者	58.9	47.6	59.0
高齢者	42.9	43.3	41.5
子ども	41.4	36.9	32.3
北朝鮮当局による拉致問題等	39.1	23.5	39.7
インターネットによる人権侵害	35.3	42.4	29.4
同和問題（部落差別）	33.5	21.1	36.5
女性	29.0	24.4	26.2
犯罪被害者等	22.5	18.1	19.0
災害と人権	20.5	25.2	33.1
感染症等感染者・回復者等	19.5	9.7	25.2
外国人	16.4	10.5	13.8
野宿生活者（ホームレス等）	15.2	6.4	16.1
LGBT（性の多様性）	14.3	8.9	6.4
人身売買（人身取引）	13.0	12.3	17.0
ハンセン病元患者・回復者等	12.7	8.2	12.7
刑を終えて出所した人	12.2	9.8	22.8
アイヌの人々等（先住民）	5.7	4.0	6.8
その他の人権問題	1.9	1.7	0.8
特になし	4.7	7.7	5.3

県調査の割合と比べ「障がい者」、「北調査当局による拉致問題等」、「同和問題（部落差別）」の占める割合が高くなっているが、「インターネットによる人権侵害」の割合は県調査より低くなっている。前回調査と比べ「災害と人権」の割合が低くなっている。

表 3-3 関心のある人権問題について【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
障がい者	59.4	46.7	66.5	64.0	48.3	59.7	33.3
高齢者	37.4	38.7	48.8	50.0	46.8	39.5	33.3
子ども	40.2	34.4	34.9	45.5	39.1	32.7	66.7
北朝鮮当局による拉致問題等	42.9	25.5	39.7	41.6	22.0	41.7	－
インターネットによる人権侵害	38.8	40.5	27.8	36.8	44.1	32.2	－
同和問題（部落差別）	37.4	24.4	41.6	34.0	18.8	36.8	33.3
女性	23.7	16.6	24.9	35.7	30.8	29.7	－
犯罪被害者等	23.7	18.7	18.7	23.0	17.7	21.3	33.3
災害と人権	23.7	22.7	31.6	21.3	27.4	36.8	－
感染症等感染者・回復者等	21.9	9.8	28.7	19.9	9.6	25.6	－
外国人	22.4	11.6	17.7	15.2	9.7	13.1	33.3
野宿生活者（ホームレス等）	16.0	6.1	14.8	16.0	6.6	18.3	33.3
LGBT（性の多様性）	13.7	8.4	6.7	15.7	9.3	6.8	33.3
人身売買（人身取引）	16.0	11.6	21.1	12.6	12.9	16.3	－
ハンセン病元患者・回復者等	11.4	7.6	15.8	14.6	8.7	12.3	33.3
刑を終えて出所した人	16.0	9.1	25.4	10.4	10.3	23.7	33.3
アイヌの人々等（先住民）	9.1	3.4	10.5	4.5	4.5	5.2	－
その他の人権問題	2.3	2.0	1.0	2.0	1.3	0.5	－
特になし	5.0	9.3	5.7	4.5	6.3	5.2	－

性別にみると、「障がい者」、「高齢者」、「女性」の占める割合が高くなっている。また男性では「外国人」、「アイヌの人々等」についての項目が高くなっている。

表 3-4 関心のある人権問題について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
障がい者	76.5	69.2	52.9	71.0	66.0	55.6
高齢者	35.3	30.8	32.4	36.6	48.3	55.1
子ども	70.6	56.4	48.5	46.2	40.8	38.6
北朝鮮当局による拉致問題等	17.6	20.5	25.0	32.3	50.3	51.7
インターネットによる人権侵害	41.2	48.7	60.3	47.3	34.7	25.1
同和問題（部落差別）	52.9	46.2	38.2	26.9	38.1	32.9
女性	41.2	35.9	33.8	43.0	30.6	23.7
犯罪被害者等	23.5	28.2	27.9	28.0	25.9	16.9
災害と人権	29.4	23.1	27.9	28.0	23.1	15.0
感染症等感染者・回復者等	47.1	15.4	25.0	19.4	20.4	18.8
外国人	52.9	30.8	19.1	20.4	18.4	11.6
野宿生活者（ホームレス等）	17.6	10.3	13.2	11.8	18.4	18.4
L G B T（性の多様性）	41.2	30.8	29.4	17.2	15.0	4.3
人身売買（人身取引）	11.8	12.8	17.6	11.8	15.0	12.6
ハンセン病元患者・回復者等	11.8	15.4	17.6	14.0	12.2	13.0
刑を終えて出所した人	5.9	15.4	13.2	9.7	17.0	10.6
アイヌの人々等（先住民）	11.8	10.3	8.8	6.5	6.8	3.9
その他の人権問題	5.9	7.7	1.5	1.1	2.0	1.4
特になし	5.9	2.6	1.5	2.2	4.8	6.3

年齢別にみると、「子ども」、「感染症等感染者・回復者等」、「外国人」、「L G B T（性の多様性）」の割合が 20 歳代で他の年代に比べ最も高くなっている。

表 3-5 関心のある人権問題について【職業別】（％）

	教育福							
	農林漁業	サービス業	勤め	社医療	自由業	家事専業	学生	無職
	公務員							
障がい者	64.3	69.0	60.6	71.1	84.6	60.2	100.0	56.0
高齢者	37.5	37.9	45.0	34.9	46.2	57.1	0.0	48.0
子ども	35.7	41.4	50.5	56.6	46.2	46.9	0.0	34.3
北朝鮮当局による 拉致問題等	55.4	27.6	31.2	28.9	23.1	48.0	0.0	49.1
インターネットに よる人権侵害	41.1	37.9	45.0	56.6	23.1	32.7	0.0	25.1
同和問題（部落差 別）	28.6	34.5	28.4	50.6	53.8	35.7	0.0	33.7
女性	21.4	20.7	36.7	47.0	23.1	35.7	0.0	24.0
犯罪被害者等	28.6	27.6	27.5	28.9	23.1	23.5	0.0	16.6
災害と人権	23.2	24.1	21.1	34.9	38.5	16.3	0.0	16.6
感染症等感染者・ 回復者等	26.8	13.8	19.3	28.9	38.5	15.3	100.0	18.3
外国人	21.4	13.8	22.0	25.3	30.8	14.3	0.0	12.6
野宿生活者（ホーム レス等）	12.5	6.9	15.6	18.1	23.1	20.4	0.0	16.0
L G B T（性の多 様性）	5.4	13.8	21.1	32.5	53.8	11.2	0.0	8.0
人身売買（人身取 引）	16.1	13.8	12.8	15.7	30.8	14.3	0.0	10.9
ハンセン病元患 者・回復者等	16.1	3.4	15.6	20.5	30.8	11.2	0.0	9.7
刑を終えて出所し た人	16.1	10.3	13.8	14.5	23.1	12.2	0.0	10.3
アイヌの人々等 （先住民）	5.4	6.9	9.2	10.8	23.1	3.1	0.0	3.4
その他の人権問題	1.8	3.4	2.8	2.4	15.4	0.0	0.0	1.1
特にない	3.6	3.4	2.8	3.6	7.7	6.1	0.0	6.3

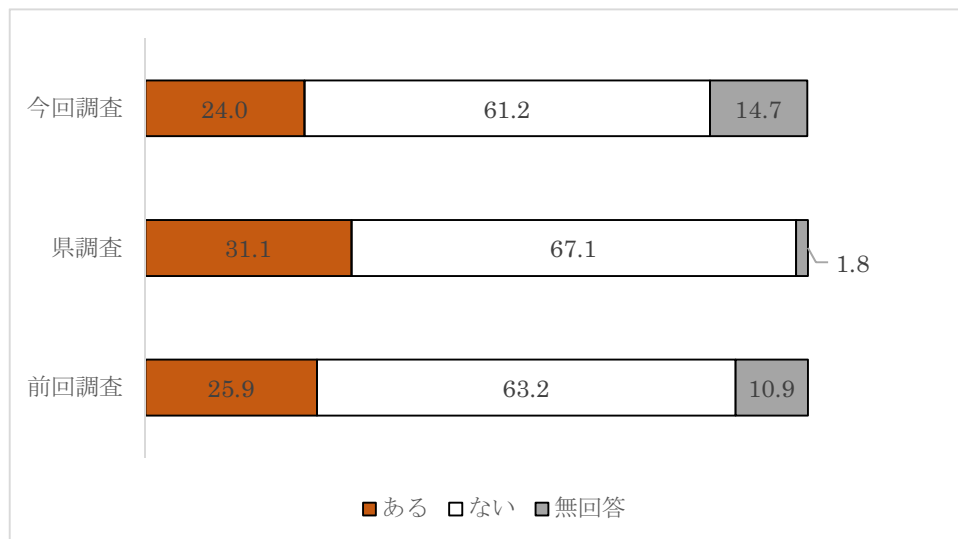
職業別にみると、全ての職業で「障がい者」の割合が高くなっている。「北朝鮮当局による拉致問題等」では、農林漁業、家事専業の占める割合が高くなっている。「アイヌの人々等（先住民）」については、自由業の割合が高くなっている。

【問4】あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思っただことがありますか。

次の中から、1つだけ○印をつけてください。

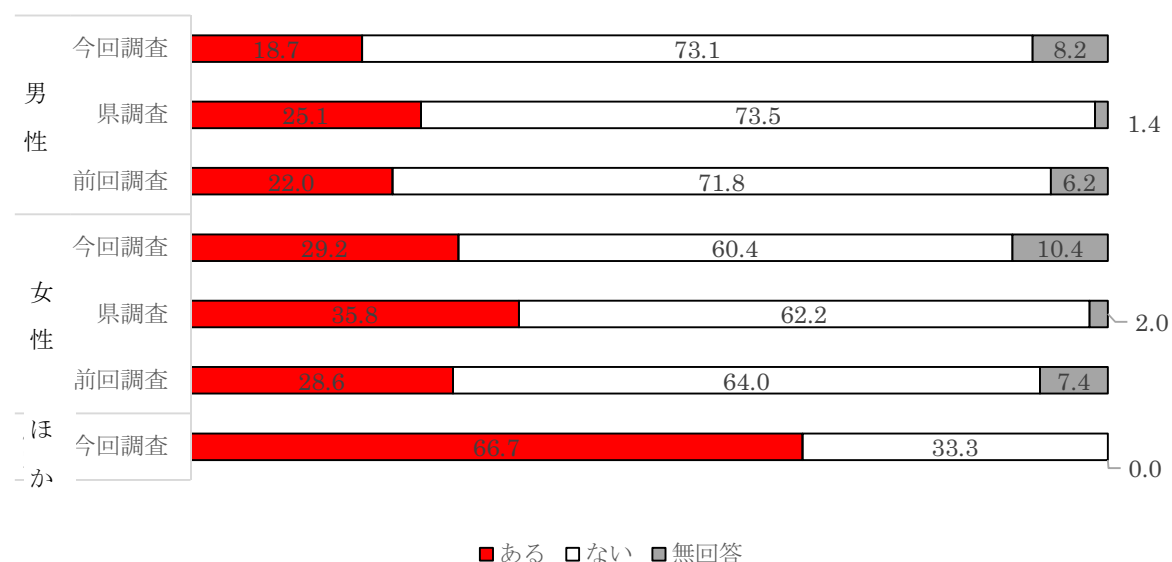
- 1 ある ➡【問4－1】および【問4－2】へ、お進みください。
- 2 ない ➡【問5】へ、お進みください。

図 4-1 人権侵害の経験について【全体】（％）



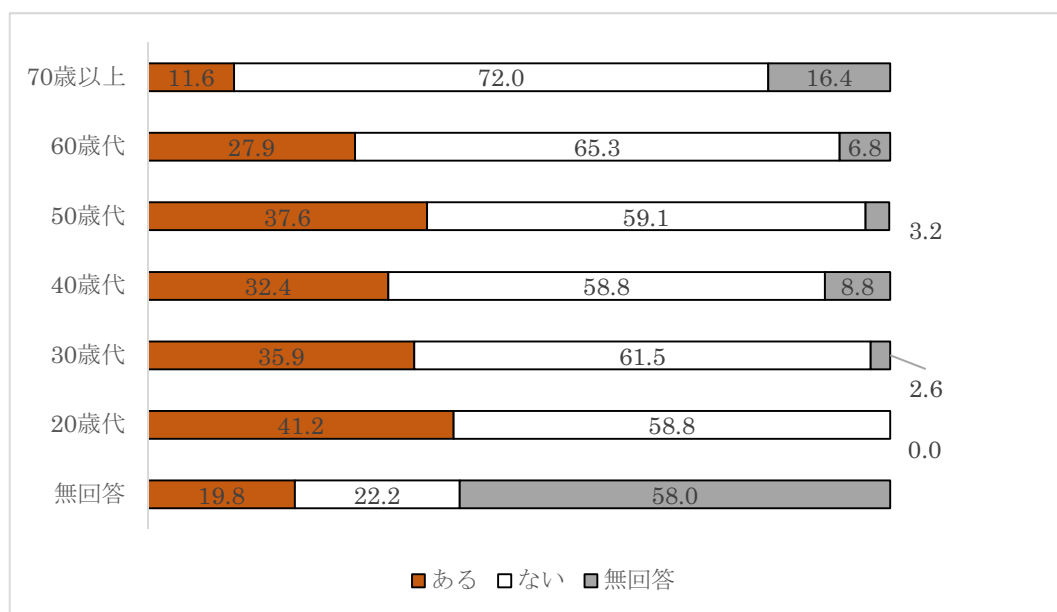
人権侵害の経験について、「ある」が24.0%「ない」が61.2%となっており、県調査、前回調査と比べほぼ同じ割合となっている。

図 4-2 人権侵害の経験について【性別】（％）



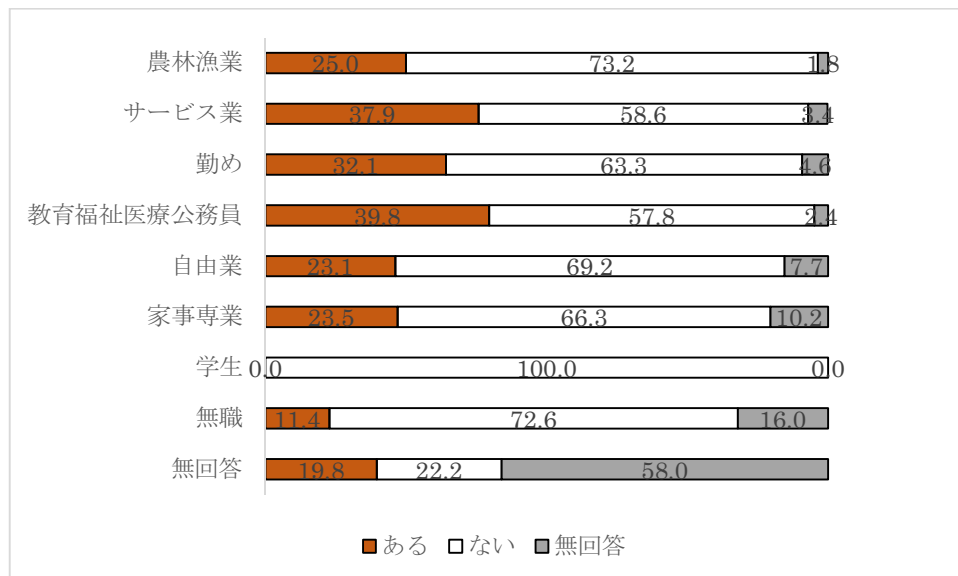
性別にみると、「ある」と答えた人は男性 18.7%、女性 29.2%と県調査と比べやや低い割合になっている。

図 4-3 人権侵害の経験について【年齢別】(%)



年齢別にみると、「ある」と答えた人の割合は20歳代～50歳代にかけて高くなっている。

図 4-4 人権侵害の経験について【職業別】(%)



職業別にみると、「ある」の割合は、サービス業、教育福祉公務員、勤めなどの職種で高くなっている。

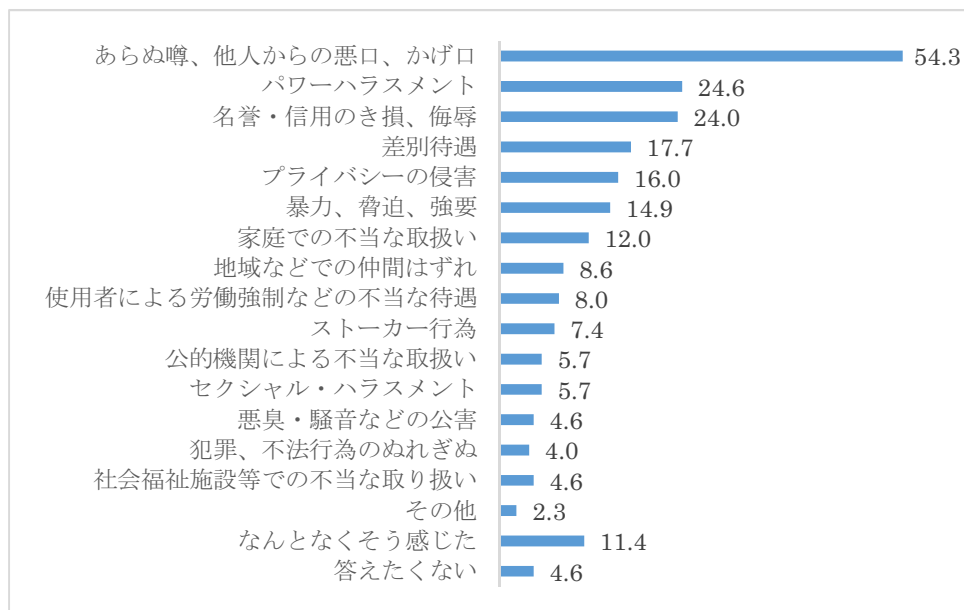
【問 4-1】問 4 で「ある」とお答えいただいた方に質問します。

どのようなことから、人権が侵害されたと思いましたか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口 | 2 名誉・信用のき損、侮辱 |
| 3 暴力、脅迫、強要 | 4 犯罪、不法行為のぬれぎぬ |
| 5 悪臭・騒音などの公害 | 6 差別待遇 |
| 7 地域などでの仲間はずれ | 8 公的機関による不当な取扱い |
| 9 使用者による労働強制などの不当な待遇 | 10 プライバシーの侵害 |
| 11 セクシャルハラスメント | 12 パワーハラスメント |
| 13 ストーカー行為 | 14 家庭での不当な取扱い |
| 15 社会福祉施設等での不当な取り扱い | 16 その他 |
| 17 なんとなくそう感じた | 18 答えたくない |

図 4-1-1 どのような人権侵害を受けたか【全体】（％）



人権侵害の対応について、最も高かったのが「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」で、次いで「名誉・信用のき損、侮辱」の割合が高かった。

表 4-1-2 どのような人権侵害を受けたか【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	54.3	49.3	53.4
パワーハラスメント	24.6	24.8	15.5
名誉・信用のき損、侮辱	24.0	25.7	33.5
差別待遇	17.7	15.0	11.8
プライバシーの侵害	16.0	13.2	9.9
暴力、脅迫、強要	14.9	12.0	13.0
家庭での不当な取扱い	12.0	8.0	3.1
地域などでの仲間はずれ	8.6	8.8	7.5
使用者による労働強制などの不当な待遇	8.0	10.0	4.3
ストーカー行為	7.4	4.0	3.7
公的機関による不当な取扱い	5.7	9.2	8.7
セクシャルハラスメント	5.7	8.2	4.3
悪臭・騒音などの公害	4.6	6.0	10.6
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	4.0	3.8	2.5
社会福祉施設等での不当な取り扱い	4.6	3.8	3.1
その他	2.3	4.0	9.3
なんとなくそう感じた	11.4	9.6	10.6
答えたくない	4.6	3.6	3.7

前回調査と比べ、「パワーハラスメント」の割合が高くなっており、「名誉・信用のき損、侮辱」の割合は低くなっている。

表 4-1-3 どのような人権侵害を受けたか【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	45.8	46.3	52.2	57.8	50.6	53.3	50.0
パワーハラスメント	31.3	24.9	15.2	22.4	25.2	15.2	0.0
名誉・信用のき損、侮辱	29.2	30.5	39.1	22.4	22.6	30.5	0.0
差別待遇	20.8	15.8	15.2	17.2	14.5	9.5	0.0
プライバシーの侵害	20.8	13.0	17.4	13.8	13.5	9.5	50.0
暴力、脅迫、強要	16.7	15.3	13.0	14.7	10.4	12.4	0.0
家庭での不当な取扱い	8.3	2.8	2.2	12.9	11.0	2.9	0.0
地域などでの仲間はずれ	8.3	7.9	8.7	7.8	8.8	7.6	0.0
使用者による労働強制などの不当な待遇	4.2	16.4	8.7	8.6	6.6	2.9	0.0
ストーカー行為	4.2	1.7	2.2	8.6	5.0	3.8	0.0
公的機関による不当な取扱い	4.2	13.0	17.4	6.9	7.2	3.8	0.0
セクシャルハラスメント	4.2	2.3	0.0	6.9	11.6	5.7	0.0
悪臭・騒音などの公害	8.3	7.9	13.0	3.4	5.0	9.5	0.0
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	6.3	6.8	0.0	3.4	1.9	1.9	0.0
社会福祉施設等での不当な取り扱い	6.3	4.0	2.2	2.6	3.8	3.8	0.0
その他	0.0	2.8	10.9	3.4	4.7	8.6	0.0
なんとなくそう感じた	16.7	10.7	10.9	8.6	9.1	9.5	0.0
答えたくない	8.3	3.4	2.2	3.4	3.5	3.8	0.0

性別にみると、「パワーハラスメント」では、前回調査に比べ男性の割合が高くなっている。「家庭での不当な取扱い」については、男性、女性ともに前回調査より高い割合となっている。また、「公的機関による不当な取扱い」については、前回調査及び県調査より低い割合となっている。

表 4-1-4 どのような人権侵害を受けたか【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	57.1	73.3	41.7	51.4	61.4	51.4
パワーハラスメント	0.0	13.3	41.7	34.3	25.0	10.8
名誉・信用のき損、侮辱	28.6	6.7	20.8	34.3	27.3	18.9
差別待遇	14.3	26.7	20.8	11.4	15.9	21.6
プライバシーの侵害	14.3	26.7	12.5	20.0	13.6	16.2
暴力、脅迫、強要	14.3	6.7	20.8	17.1	13.6	10.8
家庭での不当な取扱い	14.3	6.7	12.5	11.4	9.1	16.2
地域などでの仲間はずれ	14.3	0.0	8.3	5.7	11.4	8.1
使用者による労働強制などの不当な待遇	0.0	20.0	16.7	5.7	4.5	2.7
ストーカー行為	0.0	0.0	20.8	5.7	0.0	5.4
公的機関による不当な取扱い	0.0	0.0	16.7	2.9	6.8	5.4
セクシャルハラスメント	14.3	6.7	16.7	2.9	4.5	2.7
悪臭・騒音などの公害	0.0	0.0	0.0	5.7	4.5	10.8
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	14.3	0.0	4.2	0.0	2.3	10.8
社会福祉施設等での不当な取り扱い	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	5.4
その他	14.3	6.7	8.3	0.0	0.0	0.0
なんとなくそう感じた	14.3	6.7	8.3	17.1	15.9	5.4
答えたくない	0.0	6.7	0.0	0.0	4.5	13.5

年齢別にみると、30 歳代では「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が他の年代と比べて高い割合となっている。「パワーハラスメント」、「ストーカー行為」については、40 歳代が最も割合を占めている。

表 4-1-5 どのような人権侵害を受けたか【職業別】（％）

	教育福							
	農林漁業	サービス業	勤め	社医療 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	61.5	41.7	71.8	51.5	100.0	50.0	0.0	33.3
パワーハラスメント	30.8	16.7	30.8	27.3	50.0	14.3	0.0	18.5
名誉・信用のき損、侮辱	38.5	50.0	15.4	33.3	50.0	10.7	0.0	14.8
差別待遇	23.1	16.7	17.9	15.2	25.0	10.7	0.0	25.9
プライバシーの侵害	38.5	25.0	17.9	18.2	25.0	10.7	0.0	3.7
暴力、脅迫、強要	23.1	16.7	15.4	15.2	25.0	7.1	0.0	14.8
家庭での不当な取扱い	15.4	0.0	7.7	18.2	25.0	17.9	0.0	3.7
地域などでの仲間はずれ	15.4	25.0	7.7	0.0	50.0	7.1	0.0	0.0
使用者による労働強制などの不当な待遇	7.7	8.3	15.4	6.1	50.0	0.0	0.0	0.0
ストーカー行為	30.8	0.0	7.7	6.1	50.0	0.0	0.0	3.7
公的機関による不当な取扱い	23.1	16.7	2.6	6.1	25.0	3.6	0.0	0.0
セクシャルハラスメント	7.7	8.3	10.3	9.1	25.0	0.0	0.0	0.0
悪臭・騒音などの公害	15.4	8.3	0.0	0.0	25.0	10.7	0.0	0.0
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	15.4	0.0	5.1	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0
社会福祉施設等での不当な取り扱い	7.7	8.3	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0
なんとなくそう感じた	0.0	8.3	10.3	6.1	25.0	14.3	0.0	14.8
答えたくない	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	7.1	0.0	14.8

職業別にみると、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が学生を除く職業で高い割合になっている。名誉・信用のき損、侮辱については、サービス業、自由業の割合が高くなっている。

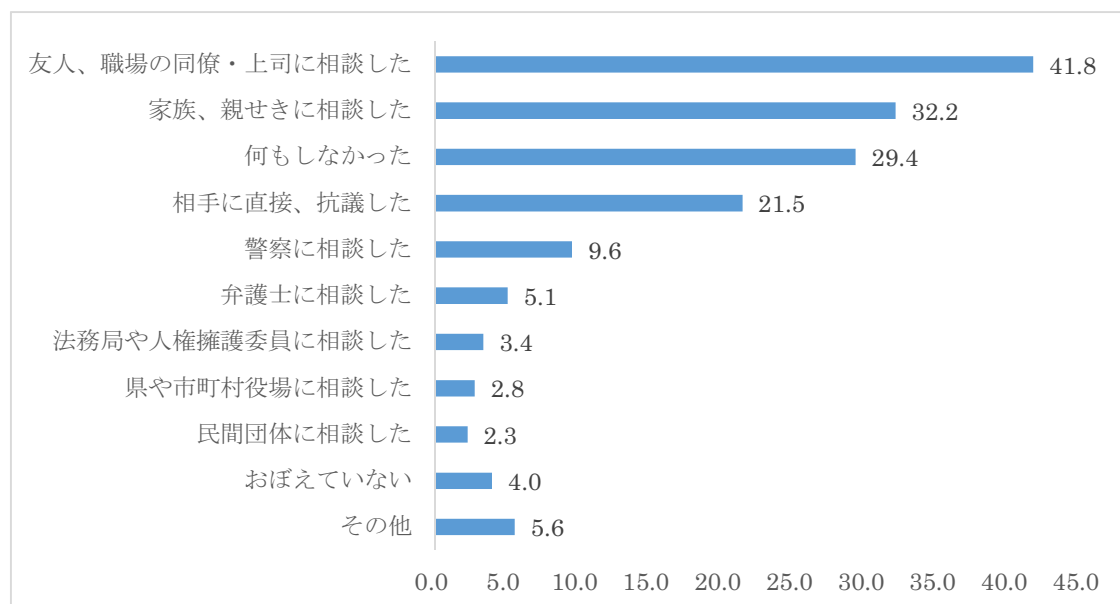
問4で「ある」と答えた方に質問します。

【問4-2】「人権が侵害された」と思ったときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 友人、職場の同僚・上司に相談した | 2 家族、親せきに相談した |
| 3 弁護士に相談した | 4 警察に相談した |
| 5 法務局や人権擁護委員に相談した | 6 県や市町村役場に相談した |
| 7 民間団体に相談した | 8 相手に直接、抗議した |
| 9 何もしなかった | 10 おぼえていない |
| 11 その他 | |

図 4-2-1 人権侵害への対応について【全体】（％）



人権侵害の対応として、「友人、職場の同僚・上司に相談した」がもっとも多く、次いで「家族、親せきに相談した」、「何もしなかった」、「相手に直接、抗議した」などの割合が高くなっている。

表 4-2-2 人権侵害への対応について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
友人、職場の同僚・上司に相談した	41.8	30.1	31.7
家族、親せきに相談した	32.2	28.3	35.4
何もしなかった	29.4	37.5	28.0
相手に直接、抗議した	21.5	17.8	24.2
警察に相談した	9.6	5.8	3.1
弁護士に相談した	5.1	4.6	3.7
法務局や人権擁護委員に相談した	3.4	3.2	2.5
県や市町村役場に相談した	2.8	3.8	3.1
民間団体に相談した	2.3	2.2	6.8
おぼえていない	4.0	2.4	4.3
その他	5.6	6.0	6.8

県調査や前回調査と比べて「友人、職場の同僚・上司に相談した」の割合が高くなっている。県調査と比べ「何もしなかった」の割合は低くなっている。

表 4-2-3 人権侵害への対応について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
友人、職場の同僚・上司に相談した	38.3	20.9	26.1	46.2	34.9	36.2	50.0
家族、親せきに相談した	23.4	20.9	37.0	35.0	32.4	36.2	100.0
何もしなかった	36.2	46.9	23.9	28.2	32.7	29.5	0.0
相手に直接、抗議した	23.4	20.3	39.1	20.5	16.4	29.5	0.0
警察に相談した	10.6	6.2	4.3	9.4	5.3	1.9	0.0
弁護士に相談した	4.3	5.6	10.9	6.0	4.1	0.0	0.0
法務局や人権擁護委員に相談した	2.1	2.8	2.2	4.3	3.5	1.0	0.0
県や市町村役場に相談した	6.4	3.4	2.2	1.7	3.8	34.3	0.0
民間団体に相談した	4.3	3.4	8.7	1.7	1.6	19.0	0.0
おぼえていない	8.5	3.4	10.9	0.0	1.9	6.7	0.0
その他	6.4	4.5	8.7	6.0	6.9	1.9	0.0

性別でみると、県調査、前回調査と比べて「友人、職場の同僚・上司に相談した」の割合が男女ともに高くなっている。男性においては「家族、親戚に相談した」、「相手に直接、抗議した」の割合が前回調査よりも低くなっている。

表 4-2-4 人権侵害への対応について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
友人、職場の同僚・上司に相談した	66.7	46.7	54.2	54.3	37.2	28.2
家族、親せきに相談した	50.0	60.0	29.2	31.4	37.2	20.5
何もなかった	0.0	20.0	41.7	28.6	32.6	30.8
相手に直接、抗議した	0.0	26.7	12.5	20.0	20.9	25.6
警察に相談した	33.3	6.7	8.3	8.6	7.0	12.8
弁護士に相談した	0.0	0.0	4.2	2.9	9.3	7.7
法務局や人権擁護委員に相談した	0.0	0.0	4.2	0.0	7.0	5.1
県や市町村役場に相談した	0.0	0.0	4.2	0.0	2.3	5.1
民間団体に相談した	16.7	0.0	0.0	0.0	4.7	2.6
おぼえていない	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	7.7
その他	16.7	6.7	4.2	0.0	0.0	2.6

年齢別にみると、「友人、職場の同僚・上司に相談した」の割合は50歳代を境に低くなっている。「家族、親戚に相談した」の割合は30歳代、20歳代が高く、40歳代から70歳代においては、20%から40%程度で推移している。

表 4-2-5 人権侵害への対応について【職業別】（％）

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉医療 公務員	自由業	家事専門	学生	無職
友人、職場の同僚・上司に相談した	53.8	27.3	50	60.6	50.0	40.7	0.0	20.7
家族、親せきに相談した	46.2	27.3	42.1	33.3	50.0	37.3	0.0	17.2
何もなかった	30.8	45.5	28.9	21.2	25.0	33.3	0.0	37.9
相手に直接、抗議した	23.1	9.1	15.8	24.2	50.0	25.9	0.0	24.1
警察に相談した	15.4	9.1	7.9	6.1	25.0	14.8	0.0	10.3
弁護士に相談した	0.0	18.2	5.3	3.0	25.0	7.4	0.0	3.4
法務局や人権擁護委員に相談した	15.4	0.0	0.0	0.0	50.0	7.4	0.0	0.0
県や市町村役場に相談した	0.0	9.1	0.0	0.0	25.0	3.7	0.0	3.4
民間団体に相談した	0.0	0.0	2.6	0.0	25.0	3.7	0.0	3.4
おぼえていない	0.0	0.0	5.3	0.0	25.0	0.0	0.0	3.4
その他	0.0	9.1	7.9	3.0	25.0	0.0	0.0	3.4

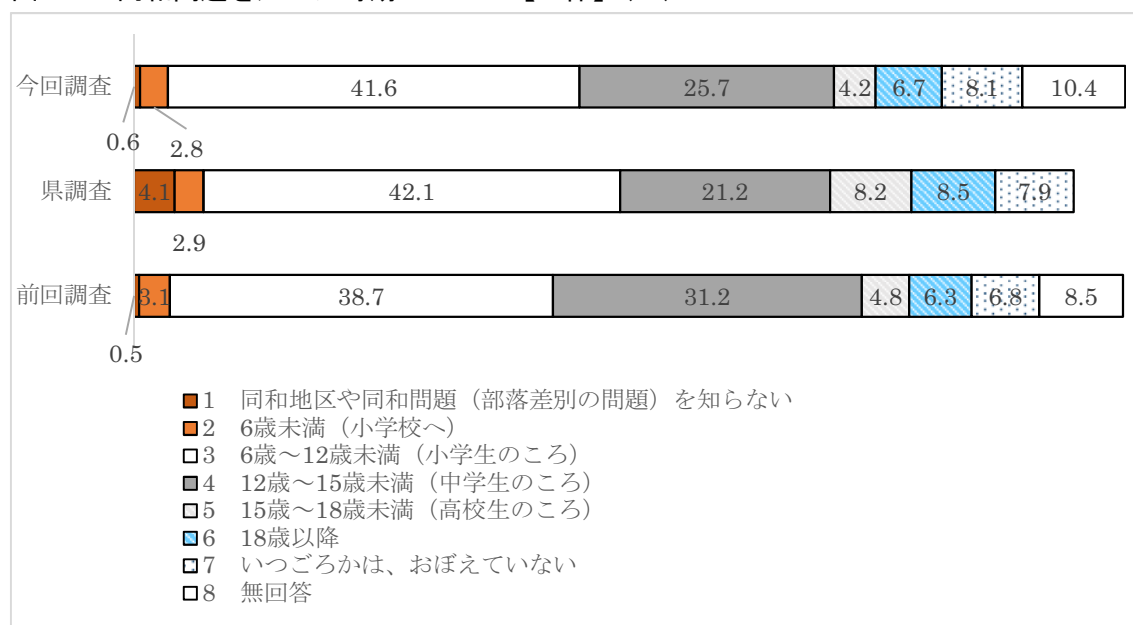
職業別では「友人、職場の同僚・上司に相談した」の割合は農林漁業、勤め、教育福祉医療公務員、自由業、家事専門などの職種で高くなっている。「家族、親せきに相談した」の割合は、農林漁業、勤め、自由業、家事専門などの職種で高くなっている。

2. 同和問題について

【問 5】あなたが同和地区（※）や同和問題（部落差別の問題）について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

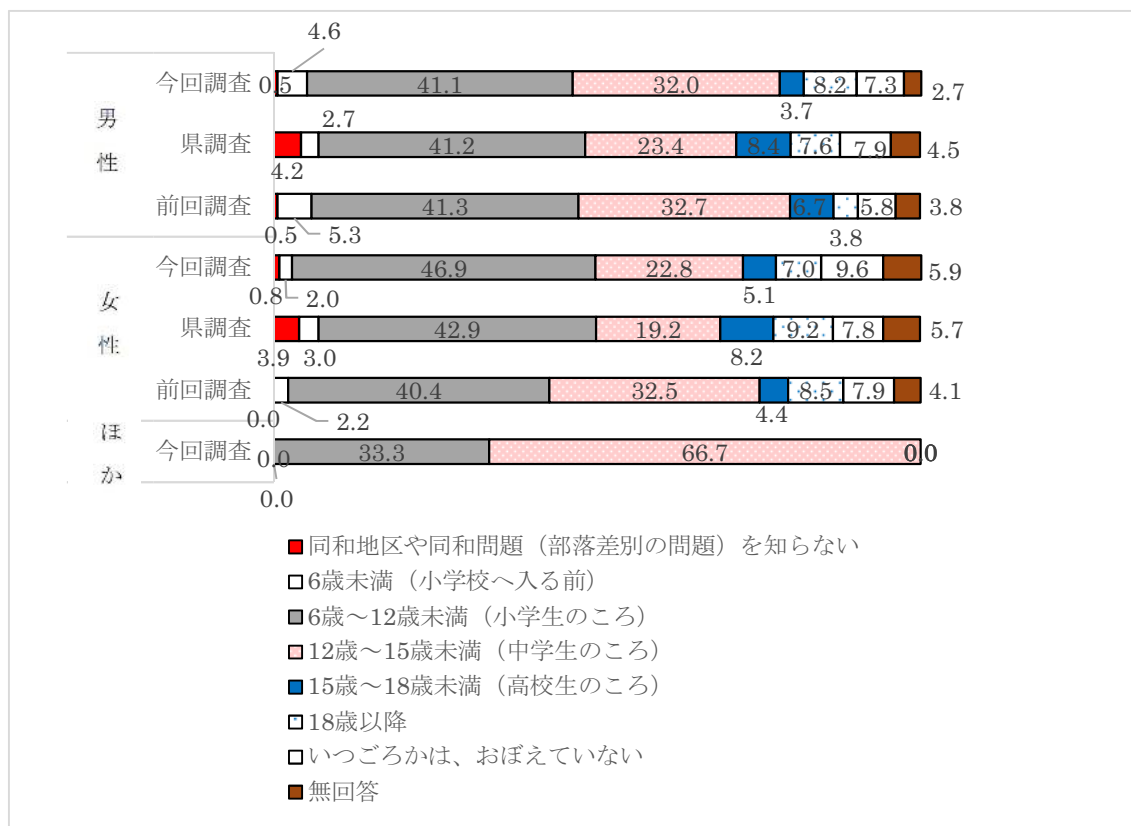
- 1 同和地区や同和問題（部落差別の問題）を知らない
- 2 6 歳未満（小学校へ入る前）
- 3 6 歳～12 歳未満（小学生のころ）
- 4 12 歳～15 歳未満（中学生のころ）
- 5 15 歳～18 歳未満（高校生のころ）
- 6 18 歳以降
- 7 いつごろかは、おぼえていない

図 5-1 同和問題を知った時期について【全体】（％）



同和問題を知った時期について、「6 歳～12 歳未満（小学生のころ）」が最も高く、次いで「12 歳～15 歳未満（中学生のころ）」となっている。前回調査と比べ、「12 歳～15 歳未満（中学生のころ）」の割合は低くなっている。

図 5-2 同和問題を知った時期について【性別】（％）



性別にみると、「6 歳～12 歳未満（小学生のころ）」の割合は男女に大きな違いは見られない。「12 歳～15 歳未満（中学生のころ）」の割合が男子に比べて女子が低くなっている。

表 5-3 同和問題を知った時期について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代以上
同和地区や同和問題（部落差別の問題）を知らない	0.0	2.6	0.0	0.0	0.7	1.0
6 歳未満（小学校へ入る前）	5.9	5.1	1.5	1.1	1.4	4.8
6 歳～12 歳未満（小学生のころ）	82.4	76.9	69.1	61.3	31.3	30.4
12 歳～15 歳未満（中学生のころ）	11.8	5.1	13.2	24.7	36.7	28.0
15 歳～18 歳未満（高校生のころ）	0.0	0.0	0.0	4.3	6.8	5.8
18 歳以降	0.0	5.1	5.9	2.2	12.2	7.7
いつごろかは、おぼえていない	0.0	5.1	2.9	2.2	8.8	15.0

年齢にみると「6 歳～12 歳未満（小学生のころ）」の割合が各年代ともに高く、次いで、「12 歳～15 歳未満（中学生のころ）」の割合が高くなっている。

表 5-4 同和問題を知った時期について【職業別】（％）

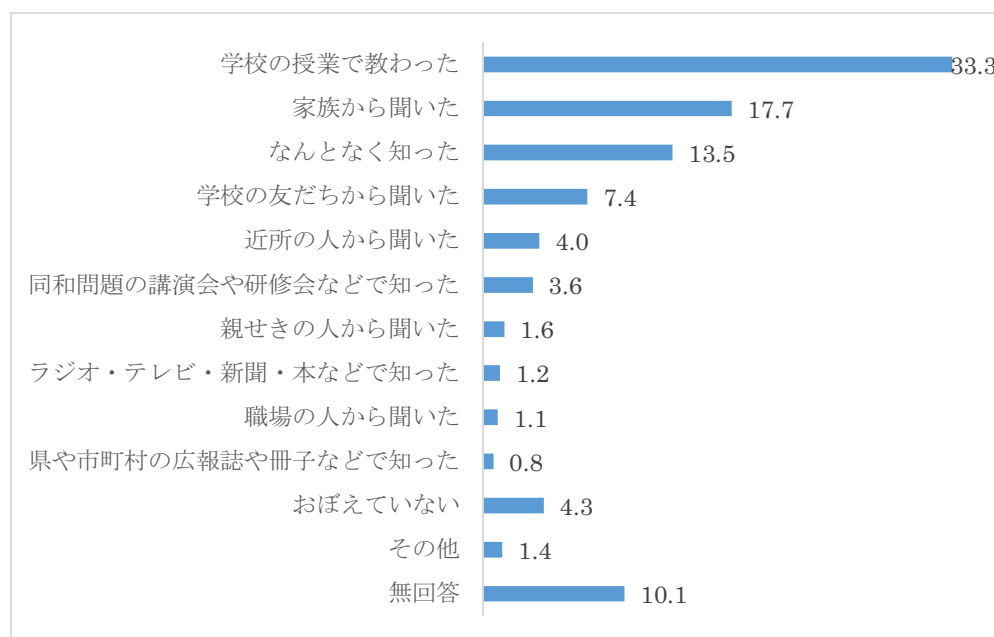
	農林漁業	サービス業	教育福祉医療 公務員	勤め	自由業	家事専業	学生	無職
同和地区や同和問題（部落差別の問題）を知らない	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	1.0	0.0	1.1
6 歳未満（小学校へ入る前）	3.6	0.0	3.7	2.4	0.0	1.0	0.0	4.0
6 歳～12 歳未満（小学生のころ）	39.3	48.3	65.1	71.1	23.1	31.6	0.0	31.4
12 歳～15 歳未満（中学生のころ）	28.6	31.0	20.2	16.9	46.2	32.7	0.0	29.1
15 歳～18 歳未満（高校生のころ）	3.6	10.3	1.8	1.2	0.0	5.1	0.0	7.4
18 歳以降	8.9	10.3	4.6	2.4	15.4	13.3	0.0	5.7
いつごろかは、おぼえていない	12.5	0.0	3.7	4.8	7.7	12.2	0.0	12.0

職業別にみると、学生を除いて「6 歳～12 歳未満（小学生のころ）」、「12 歳～15 歳未満（中学生のころ）」という回答に占める割合が高くなっている。

【問 6】あなたが、同和地区や同和问题（部落差別の問題）について、はじめて知ったきっかけは、何ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

- 1 家族から聞いた
- 2 親せきの人から聞いた
- 3 近所の人から聞いた
- 4 職場の人から聞いた
- 5 学校の友だちから聞いた
- 6 学校の授業で教わった
- 7 同和问题の講演会や研修会などで知った
- 8 ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った
- 9 県や市町村の広報誌や冊子などで知った
- 10 なんとなく知った
- 11 おぼえてない
- 12 その他

図 6-1 同和问题を知ったきっかけについて【全体】（％）



同和问题を知ったきっかけについて、「学校の授業で教わった」が最も高く、次いで「家族から聞いた」、「なんとなく知った」の順で高い割合を占めている。

表 6-2 同和問題を知ったきっかけについて【比較】（％）

	今回調査	県調査	前回調査
学校の授業で教わった	33.3	37.5	30.4
家族から聞いた	17.7	24.5	15.9
なんとなく知った	13.5	－	16.4
学校の友だちから聞いた	7.4	7.8	10.9
近所の人から聞いた	4.0	4.4	5.0
同和問題の講演会や研修会などで知った	3.6	1.4	4.2
親せきの人から聞いた	1.6	1.4	1.3
ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った	1.2	4.1	1.3
職場の人から聞いた	1.1	2.5	1.4
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	0.8	1.2	0.3
おぼえていない	4.3	10.7	4.0
その他	1.4	2.0	1.4

県調査と比べ「学校の授業で教わった」の割合が低くなっており、「家族から聞いた」の割合が高くなっている。

表 6-3 同和問題を知ったきっかけについて【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
学校の授業で教わった	31.1	33.7	25.4	37.9	40.8	35.7	33.3
家族から聞いた	19.2	25.8	20.6	19.1	23.8	15.0	0.0
なんとなく知った	16.4	－	14.8	12.6	－	18.3	33.3
学校の友だちから聞いた	10.0	8.2	16.3	6.7	7.5	8.4	33.3
近所の人から聞いた	6.4	5.1	4.3	3.1	3.7	5.2	0.0
同和問題の講演会や研修会などで知った	4.1	1.2	3.3	3.7	1.5	4.6	0.0
親せきの人から聞いた	1.8	1.2	2.4	1.7	1.6	0.8	0.0
ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った	1.8	5.3	2.4	1.1	3.2	0.8	0.0
職場の人から聞いた	0.5	2.6	2.4	1.7	2.2	1.1	0.0
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	1.4	1.4	1.0	0.6	0.9	0.0	0.0
おぼえていない	4.1	12.9	2.9	4.8	8.8	4.9	0.0
その他	0.5	1.4	1.0	2.0	2.5	1.9	0.0

性別にみると、男性の「家族から聞いた」の割合が県調査に比べて低くなっている。女性の「なんとなく知った」の割合は前回調査と比べると低くなっている。

表 6-4 同和問題を知ったきっかけ【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代
学校の授業で教わった	88.2	79.5	70.6	62.4	19.0	10.1
家族から聞いた	5.9	2.6	8.8	14.0	25.2	23.7
なんとなく知った	0.0	5.1	4.4	6.5	19.0	19.8
学校の友だちから聞いた	0.0	0.0	1.5	3.2	12.2	12.1
近所の人から聞いた	0.0	0.0	1.5	1.1	5.4	6.8
同和問題の講演会や研修会などで知った	0.0	2.6	1.5	4.3	3.4	5.8
親せきの人から聞いた	0.0	2.6	0.0	2.2	2.0	1.9
ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った	0.0	0.0	1.5	1.1	3.4	1.0
職場の人から聞いた	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	1.4
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	0.0	0.0	1.5	0.0	0.7	1.4
おぼえていない	0.0	5.1	2.9	2.2	2.0	8.2
その他	5.9	0.0	0.0	0.0	2.7	1.4

年齢別にみると、20 歳代から 40 歳代については「学校の授業で教わった」の割合が最も高く、60 歳代、70 歳代については「家族から聞いた」の割合が最も高くなっている。

表 6-5 同和問題を知ったきっかけ【職業別】(%)

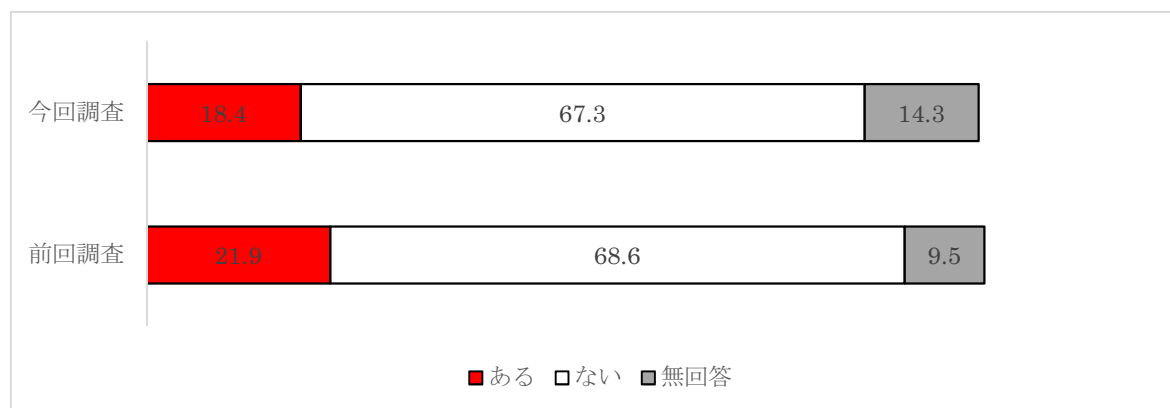
	職業別							
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉医療公務員	自由業	家事専業	学生	無職
学校の授業で教わった	30.4	44.8	63.3	69.9	15.4	20.4	100.0	12.0
家族から聞いた	21.4	17.2	13.8	14.5	15.4	25.5	0.0	21.1
なんとなく知った	10.7	13.8	8.3	3.6	15.4	18.4	0.0	20.6
学校の友だちから聞いた	8.9	10.3	3.7	2.4	7.7	10.2	0.0	12.0
近所の人から聞いた	5.4	0.0	1.8	0.0	15.4	4.1	0.0	7.4
同和問題の講演会や研修会などで知った	7.1	6.9	1.8	2.4	7.7	4.1	0.0	3.4
親せきの人から聞いた	1.8	3.4	0.9	2.4	0.0	3.1	0.0	1.1
ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った	0.0	0.0	0.9	0.0	7.7	2.0	0.0	2.3
職場の人から聞いた	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	3.1	0.0	0.6
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	1.8	0.0	1.8	0.0	7.7	0.0	0.0	1.1
おぼえていない	8.9	0.0	0.9	3.6	7.7	3.1	0.0	7.4
その他	1.8	3.4	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	1.1

職業別にみると、農林漁業、サービス業、勤め、教育福祉医療公務員、自由業については、「学校の授業で教わった」の割合が最も高く、家事専業、無職については「家族から聞いた」の割合が高くなっている。

【問 7】あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

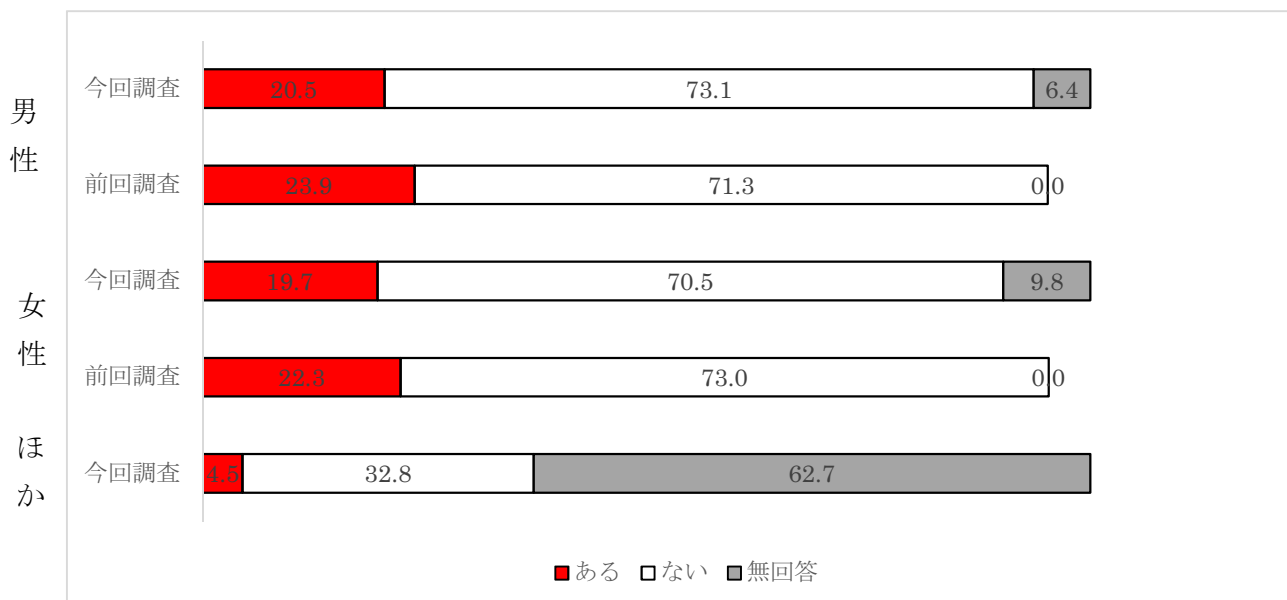
- 1 ある → 【問 7-1】へ、お進みください。
 2 ない → 【問 8】へ、お進みください。

図 7-1 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【全体】（％）



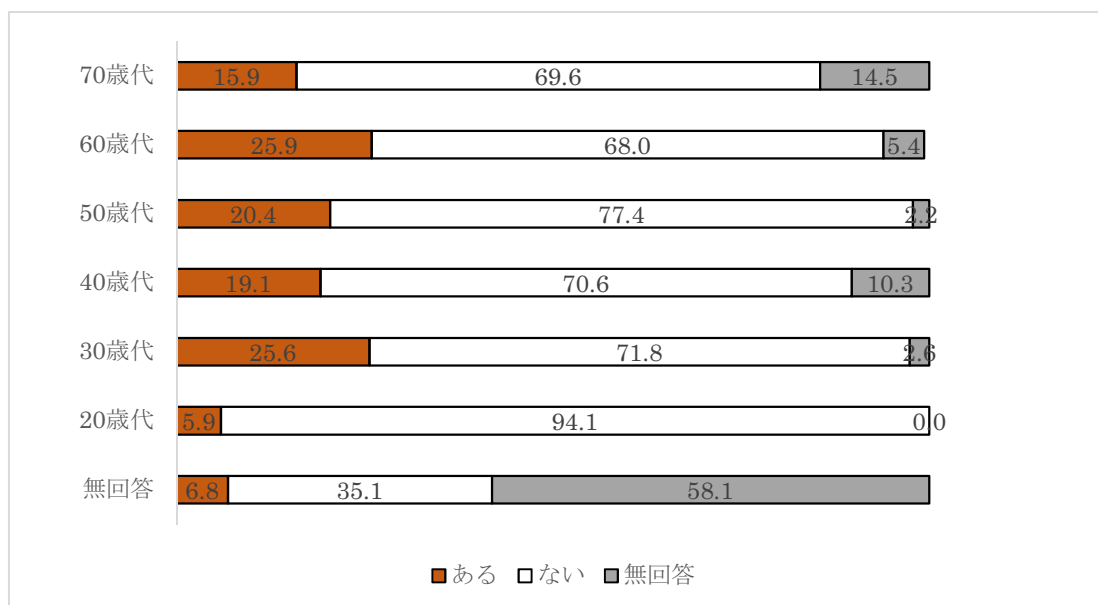
「ある」18.4%、「ない」が67.3%となっている。前回調査と比べ、「ある」と答えた人の割合が低くなっている。

図 7-2 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【性別】（％）



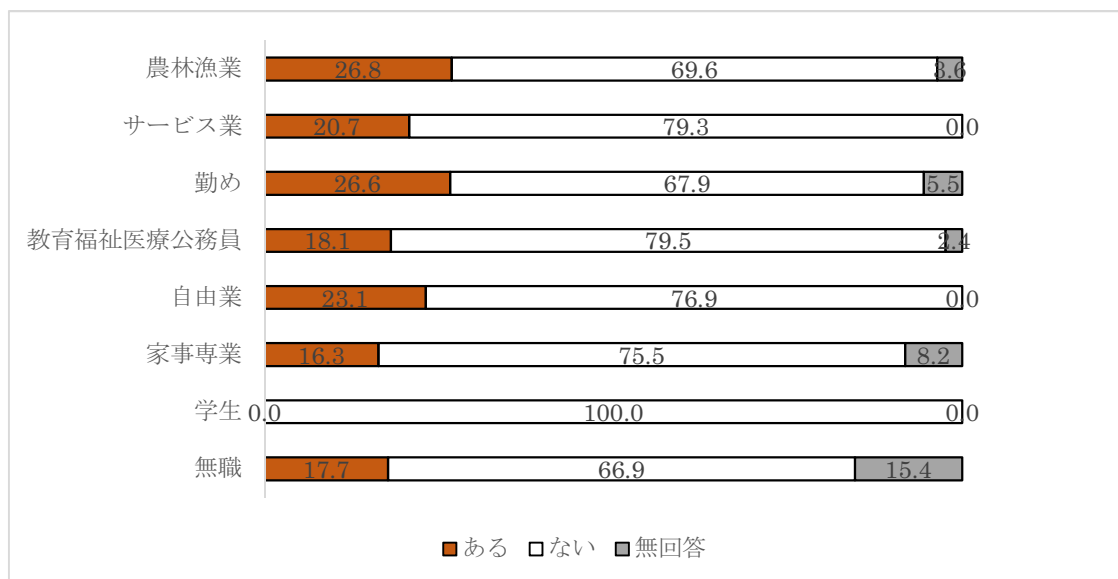
性別にみると、前回調査と比べ、「ある」と答えた人の割合が男女ともに低くなっている。

図 7-3 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【年齢別】（％）



年齢別にみると、20歳代で「ない」と答えた人は94.1%と最も高くなっている。

図 7-4 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【職業別】（％）



職業別にみると、「ある」と答えた人の割合は、農林漁業で最も高く、家事専業は16.3%と低くなっている。

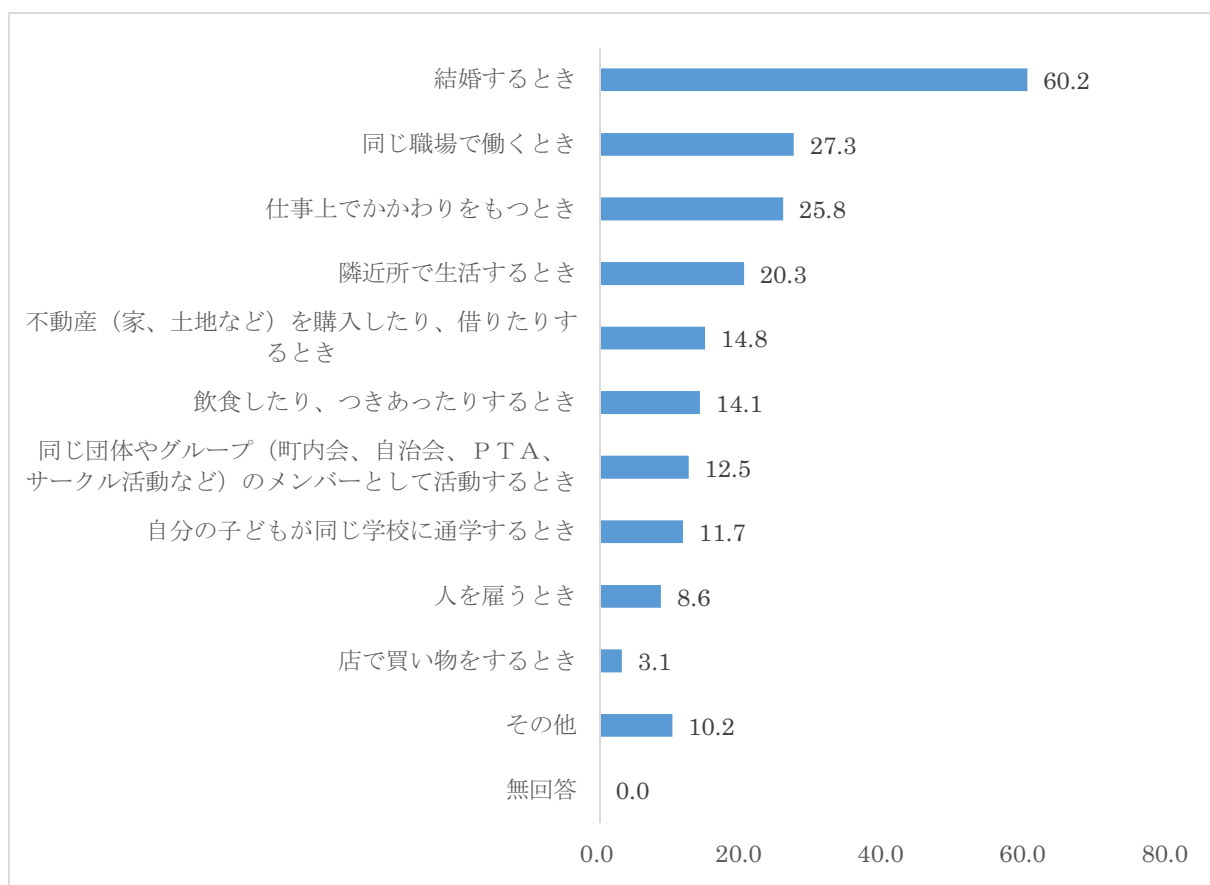
【問 7-1】 問 7 で「1. ある」とお答えいただいた方に質問します。

どのようなときにお気にしたり、意識したりすることがありますか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

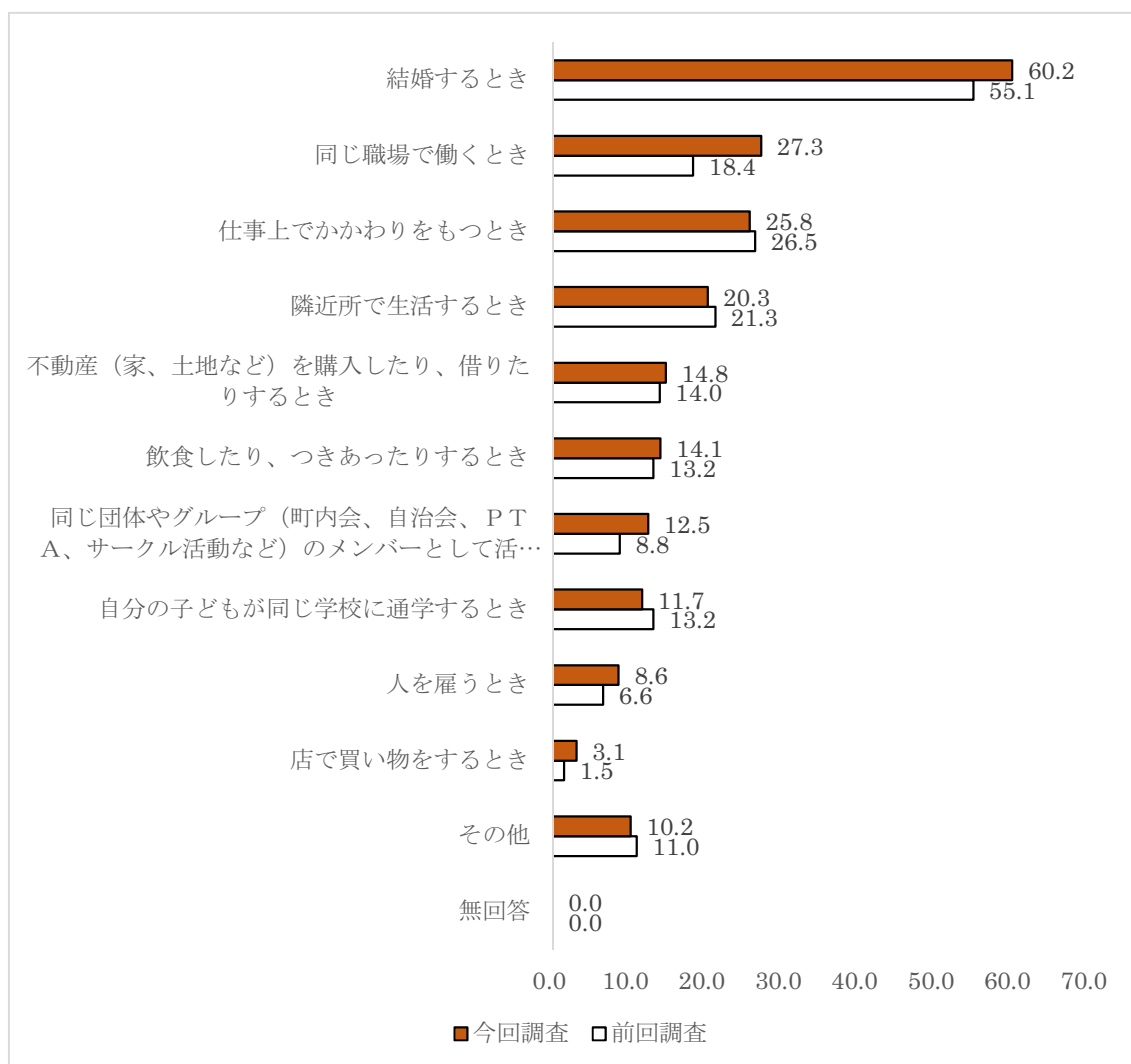
- | | |
|---|----------------------|
| 1 結婚するとき | 2 人を雇うとき |
| 3 同じ職場で働くとき | 4 自分の子どもが同じ学校に通学するとき |
| 5 隣近所で生活するとき | 6 仕事上のかかわりをもつとき |
| 7 同じ団体やグループ（町内会、自治会、PTA、サークル活動など）のメンバーとして活動するとき | |
| 8 飲食したり、つきあったりするとき | |
| 9 不動産（家、土地など）を購入したり、借りたりするとき | |
| 10 店で買い物をするとき | 11 その他 |

図 7-1-1 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【全体】（％）



同和地区や同和地区の人を意識する場合について、「結婚するとき」が最も高く 60.2%、次いで、「同じ職場で働くとき」、「仕事上のかかわりをもつとき」、「隣近所で生活するとき」の順で高い割合となっている。

図 7-1-2 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【比較】(%)



前回調査と比べ、「結婚するとき」の割合は前回調査と比べて高くなっている。「仕事上で関わりをもつとき」の割合は前回調査と比べて低くなっている。

表 7-1-3 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【性別】(%)

	男性		女性		ほか
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査	今回調査
結婚するとき	57.4	36.0	64.0	68.3	50.0
同じ職場で働くとき	31.9	14.0	24.0	19.5	0.0
仕事上でかかわりをもつとき	21.3	34.0	26.7	23.2	0.0
隣近所で生活するとき	23.4	20.0	20.0	23.2	0.0
不動産（家、土地など）を購入したり、借りたりするとき	14.9	16.0	13.3	13.4	0.0
飲食したり、つきあったりするとき	23.4	20.0	9.3	9.8	0.0
同じ団体やグループ（町内会、自治会、PTA、サークル活動など）のメンバーとして活動するとき	14.9	10.0	12.0	8.5	0.0
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	14.9	10.0	9.3	15.9	0.0
人を雇うとき	10.6	2.0	6.7	9.8	0.0
店で買い物をするとき	2.1	2.0	4.0	1.2	0.0
その他	10.6	16.0	9.3	7.3	50.0

性別にみると、男性の「結婚するとき」、「同じ職場で働くとき」の割合が前回と比べて大幅に高くなっている。「仕事上で関わりをもつとき」の割合は前回と比べ低くなっている。

表 7-1-4 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
結婚するとき	0.0	50.0	64.3	63.2	80.0	48.8
同じ職場で働くとき	0.0	10.0	14.3	15.8	57.1	16.3
仕事上でかかわりをもつとき	100.0	20.0	14.3	26.3	34.3	16.3
隣近所で生活するとき	0.0	10.0	14.3	31.6	28.6	14.0
不動産（家、土地など）を購入したり、借りたりするとき	0.0	10.0	7.1	15.8	20.0	11.6
飲食したり、つきあったりするとき	0.0	10.0	14.3	5.3	17.1	18.6
同じ団体やグループ（町内会、自治会、PTA、サークル活動など）のメンバーとして活動するとき	0.0	10.0	7.1	15.8	17.1	11.6
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	0.0	10.0	7.1	5.3	20.0	9.3
人を雇うとき	100.0	10.0	0.0	5.3	11.4	7.0
店で買い物をするとき	100.0	0.0	0.0	0.0	2.9	4.7
その他	0.0	20.0	21.4	21.1	5.7	4.7

年齢別にみると、30 歳代から 70 歳代までの「結婚するとき」の割合が最も高くなっている。60 歳代の「同じ職場で働くとき」の割合が他の年代と比べて高くなっている。

表 7-1-4 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【職業別】（％）

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療公務員	自由業	家事専業	学生	無職
結婚するとき	50.0	66.7	61.3	56.3	75.0	72.2	0.0	62.5
同じ職場で働くとき	18.8	16.7	22.6	18.8	25.0	22.2	0.0	40.6
仕事上でかかわりをもつとき	25.0	33.3	25.8	37.5	25.0	27.8	0.0	12.5
隣近所で生活するとき	12.5	16.7	22.6	0.0	50.0	22.2	0.0	28.1
不動産（家、土地など）を購入したり、借りたりするとき	18.8	16.7	16.1	6.3	25.0	11.1	0.0	12.5
飲食したり、つきあったりするとき	31.3	0.0	19.4	6.3	25.0	0.0	0.0	15.6
同じ団体やグループ（町内会、自治会、PTA、サークル活動など）のメンバーとして活動するとき	31.3	33.3	3.2	18.8	25.0	11.1	0.0	6.3
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	18.8	16.7	9.7	0.0	25.0	16.7	0.0	9.4
人を雇うとき	18.8	0.0	3.2	0.0	25.0	0.0	0.0	15.6
店で買い物をするとき	6.3	0.0	3.2	0.0	25.0	5.6	0.0	0.0
その他	6.3	0.0	9.7	25.0	50.0	5.6	0.0	6.3

職業別にみると、学生を除く各業種で「結婚するとき」の割合が最も高くなっている。無職の「同じ職場で働くとき」の割合が他の業種と比べて高くなっている。

【問 8】あなたの親族の方が結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどのようにしますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

- 1 本人の意思を尊重する
- 2 反対はするが、本人の意思が強ければ認める
- 3 家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない
- 4 反対する
- 5 その他
- 6 わからない

図 8-1 同和地区出身の人との結婚について【全体】（％）



結婚に関する意見について、「本人の意思を尊重する」が最も高く 64.8%、次いで「反対はするが、本人の意思が強ければ認める」9.3%、「わからない」9.5%となっている。

表 8-2 同和地区出身の人との結婚について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
本人の意思を尊重する	64.8	48.8	67.4
反対はするが、本人の意思が強ければ認める	9.3	20.6	10.6
家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない	0.9	2.7	0.6
反対する	1.9	4.1	1.3
その他	1.2	2.1	1.0
わからない	9.5	16.4	9.0

「本人の意思を尊重する」では県調査に比べて高くなっているが、「反対はするが、本人の意思が強ければ認める」、「家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない」では県調査より低くなっている。また「反対する」では、前回調査より高くなっている。

表 8-3 同和地区出身の人との結婚について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
本人の意思を尊重する	72.1	54.0	74.2	68.8	45.0	68.7	0.0
反対はするが、本人の意思が強ければ認める	12.3	17.9	12.4	8.1	22.8	10.4	33.3
家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない	2.3	2.6	0.5	0.3	2.9	0.5	0.0
反対する	1.4	3.6	0.5	2.0	4.6	1.9	33.3
その他	1.8	2.8	0.0	0.8	1.6	1.6	0.0
わからない	6.8	13.8	6.2	9.8	18.1	10.9	33.3

性別別にみると、県調査に比べ「本人の意思を尊重する」では男女とも高くなっている。また「反対はするが、本人の意思が強ければ認める」では女性の割合が低くなっている。

表 8-4 同和地区出身の人との結婚について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
本人の意思を尊重する	100.0	76.9	70.6	77.4	69.4	61.4
反対はするが、本人の意思が強ければ認める	0.0	5.1	4.4	6.5	13.6	12.6
家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない	0.0	0.0	1.5	0.0	0.7	1.9
反対する	0.0	2.6	1.5	2.2	1.4	2.4
その他	0.0	2.6	2.9	1.1	1.4	0.0
わからない	0.0	7.7	13.2	8.6	6.8	10.6

年齢別にみると、「本人の意思を尊重する」では、20 歳代が 100.0%と高く、年齢が高くなるにつれ、低くなっている。また、「家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない」では 70 歳代が高くなっている。

表 8-5 同和地区出身の人との結婚について【職業別】(%)

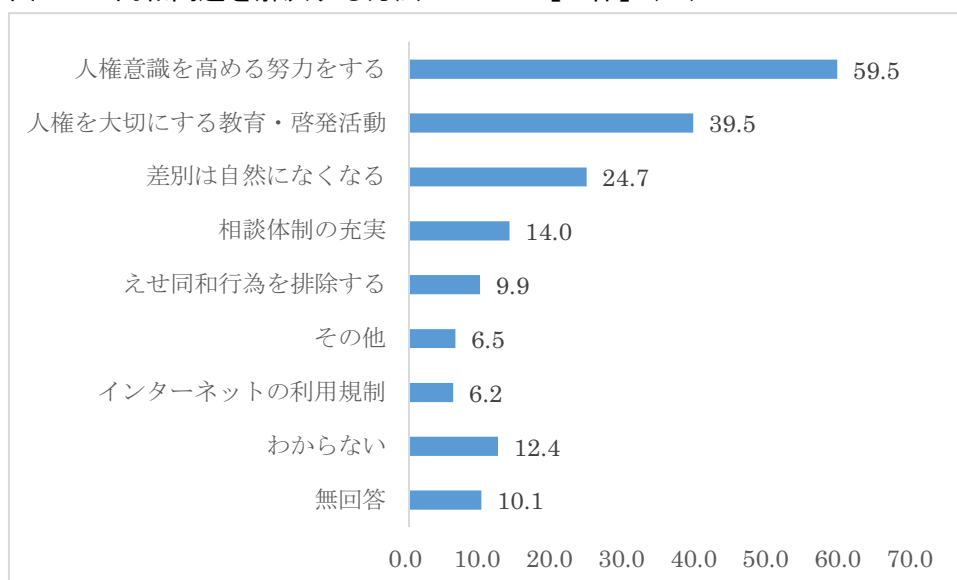
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉医療 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
本人の意思を尊重する	78.6	69.0	74.3	81.9	61.5	68.4	100.0	59.4
反対はするが、本人の意思が強ければ認める	12.5	17.2	11.9	2.4	7.7	8.2	0.0	12.6
家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない	0.0	0.0	0.0	1.2	7.7	0.0	0.0	1.7
反対する	1.8	0.0	2.8	2.4	0.0	2.0	0.0	1.7
その他	0.0	0.0	1.8	1.2	7.7	1.0	0.0	1.1
わからない	3.6	6.9	6.4	3.6	15.4	10.2	0.0	13.7

職業別にみると、「本人の意思を尊重する」では、教育・福祉医療関係・公務員が 81.9%と最も高く、「反対はするが、本人の意思が強ければ認める」ではサービス業が高くなっている。また、「家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない」では自由業が高く、「反対する」では勤めが高くなっている。

【問 9】あなたは、同和問題（部落差別の問題）を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。次の中から、3 つまで○印をつけてください。

- 1 同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を積極的に行う
- 2 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
- 3 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 4 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
- 5 えせ同和行為を排除する
- 6 インターネットの利用等にかかわる規制をする
- 7 その他
- 8 わからない

図 9-1 同和問題を解決する方法について【全体】（％）



同和問題を解決する方法として、「人権意識を高める努力をする」が最も高く、次いで、「人権を大切にする教育・啓発活動」、「差別は自然になくなる」の順になっている。

表 9-2 同和問題を解決する方法について【比較】（％）

	今回調査	県調査	前回調査
人権意識を高める努力をする	59.5	36.4	65.9
人権を大切にする教育・啓発活動	39.5	37.2	40.6
差別は自然になくなる	24.7	29.0	30.7
相談体制の充実	14.0	6.9	13.8
えせ同和行為を排除する	9.9	19.2	17.8
その他	6.5	6.8	4.4
インターネットの利用規制	6.2	3.0	4.4
わからない	12.4	15.3	8.5

県調査と比べ、「人権意識を高める努力をする」の割合が高くなっている。

表 9-3 同和問題を解決する方法について【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
人権意識を高める努力をする	60.7	35.7	71.3	64.6	36.7	63.8	33.3
人権を大切にする教育・啓発活動	41.6	39.3	43.6	44.1	35.9	39.3	33.3
差別は自然になくなる	28.3	29.7	29.7	23.6	28.6	31.6	33.3
相談体制の充実	14.6	7.8	15.9	14.9	6.2	13.1	0.0
えせ同和行為を排除する	11.0	22.2	23.1	9.6	16.8	15.7	33.3
その他	5.9	6.8	4.6	2.8	6.8	4.3	0.0
インターネットの利用規制	6.8	2.6	3.6	6.7	3.4	5.1	0.0
わからない	11.0	14.6	7.2	14.0	15.7	8.5	33.3

性別にみると、県調査と比べ、「人権意識を高める努力をする」では男女ともに割合が高くなっている。男女で大きな違いはみられない。

表 9-4 同和問題を解決する方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代
人権意識を高める努力をする	64.7	56.4	63.2	62.4	68.7	59.9
人権を大切にする教育・啓発活動	76.5	48.7	47.1	41.9	50.3	34.3
差別は自然になくなる	0.0	28.2	17.6	16.1	23.1	34.8
相談体制の充実	17.6	10.3	8.8	14.0	19.0	15.0
えせ同和行為を排除する	17.6	23.1	8.8	11.8	10.2	6.8
その他	5.9	7.7	2.9	3.2	4.1	3.4
インターネットの利用規制	11.8	10.3	8.8	10.8	7.5	2.9
わからない	0.0	10.3	16.2	11.8	15.0	13.0

年齢別にみると、「人権意識を高める努力をする」の割合が各年代とも高くなっている。
20 歳代では、「人権を大切にする教育・啓発活動」の割合が最も高くなっている。

表 9-5 同和問題を解決する方法について【職業別】(%)

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉医療公務員	自由業	家事専業	学生	無職
人権意識を高める努力をする	62.5	55.2	61.5	62.7	46.2	68.4	100.0	64.6
人権を大切にする教育・啓発活動	35.7	34.5	41.3	63.9	46.2	42.9	100.0	40.0
差別は自然になくなる	26.8	27.6	22.9	10.8	38.5	28.6	0.0	30.3
相談体制の充実	19.6	3.4	11.9	14.5	7.7	12.2	100.0	18.9
えせ同和行為を排除する	7.1	27.6	10.1	15.7	15.4	8.2	0.0	7.4
その他	1.8	3.4	0.9	7.2	7.7	4.1	0.0	5.1
インターネットの利用規制	1.8	3.4	10.1	10.8	23.1	6.1	0.0	5.1
わからない	12.5	31.0	17.4	7.2	0.0	11.2	0.0	12.0

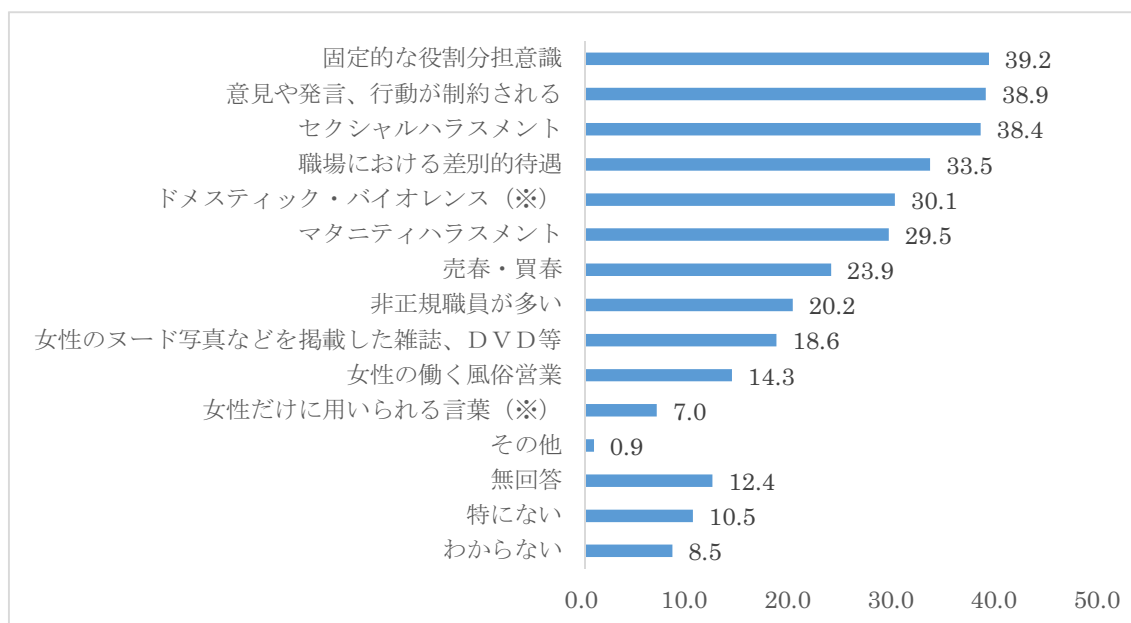
職業別にみると、「人権意識を高める努力をする」では、各職業高い割合となっている。
「人権を大切にする教育・啓発活動」では、教育福祉医療公務員が高い割合となっている。

3. 女性の人権問題

【問 10】女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 男女それぞれの固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」といったことなど）を他の人に押しつける
- 2 女性であるということだけで意見や発言、行動が制約、無視される
- 3 職場における差別待遇
- 4 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
- 5 ドメスティック・バイオレンス（DV）
- 6 セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）
- 7 マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産した方へのいやがらせ）
- 8 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
- 9 女性のヌード写真などを掲載した広告や雑誌、新聞、DVD など
- 10 女性の働く風俗営業
- 11 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに特別に用いられる言葉
- 12 その他
13. 特にない
14. わからない

図 10-1 女性の人権問題【全体】（％）



女性の人権問題について、「固定的な役割分担意識」最も高く、次いで、「意見や発言、行動が制約される」、「セクシャル・ハラスメント」、「職場における差別的待遇」の順となっている。

表 10-2 女性の人権問題【比較】（％）

	今回調査	県調査	前回調査
固定的な役割分担意識	39.2	42.5	35.0
意見や発言、行動が制約される	38.9	29.6	29.1
セクシャルハラスメント	38.4	30.4	28.0
職場における差別的待遇	33.5	29.6	29.9
ドメスティック・バイオレンス（※）	30.1	25.0	30.1
マタニティハラスメント	29.5	31.5	－
売春・買春	23.9	18.0	23.9
非正規職員が多い	20.2	20.6	22.7
女性のヌード写真などを掲載した雑誌、DVD等	18.6	12.0	17.0
女性の働く風俗営業	14.3	9.9	10.0
女性だけに用いられる言葉（※）	7.0	5.9	5.9
その他	0.9	1.4	1.3
特になし	10.5	12.1	12.4
わからない	8.5	10.2	10.3

県調査及び前回調査と比べ、「意見や発言、行動が制約される」、「セクシャルハラスメント」の割合が高くなっている。

表 10-3 女性の人権問題【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
固定的な役割分担意識	42.0	41.6	40.2	42.4	43.0	35.1	0.0
意見や発言、行動が制約される	39.7	25.9	30.6	43.8	32.4	31.1	0.0
セクシャルハラスメント	46.1	27.9	31.1	38.8	32.3	28.6	0.0
職場における差別的待遇	43.4	29.6	33.0	31.5	29.5	30.8	33.3
ドメスティック・バイオレンス（※）	29.7	24.6	30.1	33.7	25.4	30.2	0.0
マタニティハラスメント	28.3	30.2	－	32.9	32.4	－	33.3
売春・買春	24.7	16.1	23.9	26.4	19.6	23.4	0.0
非正規職員が多い	22.8	18.7	25.8	21.3	22.2	23.2	0.0
女性のヌード写真などを掲載した雑誌、ＤＶＤ等	17.4	10.6	19.6	21.9	13.2	16.3	0.0
女性の働く風俗営業	14.6	9.3	12.9	16.0	10.3	9.5	0.0
女性だけに用いられる言葉（※）	6.8	5.5	5.7	7.9	6.3	6.5	0.0
その他	1.4	1.7	0.5	0.8	1.2	1.6	0.0
特になし	11.4	13.9	14.4	10.1	10.8	11.7	33.3
わからない	8.7	12.9	7.2	9.0	8.5	12.3	0.0

性別にみると、県調査と比べ「意見や発言行動が制約される」の割合が男女ともに高くなっている。また、県調査と比べ「セクシャルハラスメント」、「職場における差別的待遇」の割合が男子において高くなっている。

表 10-4 女性の人権問題【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
固定的な役割分担意識	76.5	53.8	42.6	46.2	45.6	33.3
意見や発言、行動が制約される	64.7	56.4	48.5	46.2	42.9	32.9
セクシャルハラスメント	64.7	48.7	50.0	55.9	41.5	29.0
職場における差別的待遇	70.6	38.5	35.3	32.3	36.1	35.3
ドメスティック・バイオレンス（※）	47.1	33.3	39.7	39.8	36.1	21.7
マタニティハラスメント	70.6	48.7	47.1	33.3	26.5	21.7
売春・買春	17.6	23.1	23.5	29.0	25.9	26.6
非正規職員が多い	29.4	25.6	20.6	17.2	25.9	21.3
女性のヌード写真などを掲載した雑誌、DVD等	0.0	12.8	11.8	16.1	25.2	24.6
女性の働く風俗営業	5.9	15.4	7.4	12.9	20.4	16.9
女性だけに用いられる言葉（※）	5.9	5.1	11.8	7.5	7.5	6.8
その他	0.0	0.0	1.5	0.0	0.7	1.4
特になし	0.0	5.1	4.4	9.7	11.6	14.0
わからない	0.0	0.0	10.3	4.3	9.5	12.1

年齢別にみると、20 歳代と 30 歳代の「固定的な役割分担意識」、「意見や発言、行動が制約される」の割合が他の年代と比べ高くなっている。

表 10-5 女性の人権問題【職業別】（％）

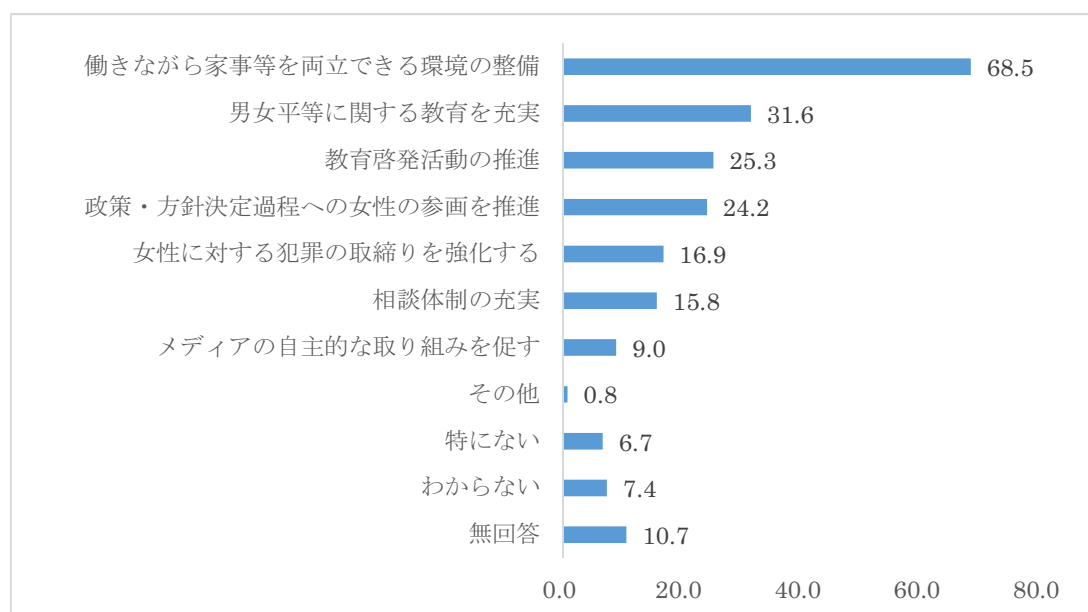
	教育福							
	農林漁業	サービス業	勤め	祉医療	自由業	家事専業	学生	無職
	公務員							
固定的な役割分担意識	35.7	41.4	45.9	56.6	46.2	35.7	0.0	41.7
意見や発言、行動が制約される	48.2	31.0	46.8	53.0	38.5	38.8	0.0	37.7
セクシャルハラスメント	33.9	37.9	45.0	63.9	53.8	30.6	0.0	37.1
職場における差別的待遇	30.4	24.1	31.2	39.8	61.5	31.6	0.0	42.9
ドメスティック・バイオレンス （※）	16.1	37.9	36.7	48.2	23.1	29.6	0.0	28.0
マタニティハラスメント	32.1	24.1	32.1	54.2	23.1	23.5	0.0	26.3
売春・買春	10.7	24.1	23.9	31.3	30.8	28.6	0.0	28.6
非正規職員が多い	10.7	17.2	19.3	31.3	30.8	19.4	0.0	24.6
女性のヌード写真などを掲載した雑誌、DVD等	8.9	17.2	11.0	20.5	15.4	26.5	0.0	28.0
女性の働く風俗営業	7.1	20.7	11.0	15.7	15.4	19.4	0.0	18.9
女性だけに用いられる言葉（※）	1.8	3.4	7.3	12.0	7.7	6.1	0.0	9.1
その他	0.0	0.0	0.0	1.2	7.7	1.0	0.0	1.0
特になし	14.3	6.9	11.0	2.4	7.7	12.2	0.0	12.6
わからない	8.9	20.7	4.6	2.4	15.4	8.2	0.0	10.9

職業別にみると、「固定的な役割分担意識」の割合は、サービス業、勤め、教育福祉医療公務員、自由業、無職などの職種で高くなっている。「意見や発言、行動が制約される」の割合については、農林漁業、勤め、教育福祉医療公務員などの職種で高くなっている。また、「セクシャルハラスメント」については、教育福祉医療公務員、「職場における差別的待遇」については自由業の占める割合が他の職種に比べて、それぞれ高くなっている。

問 11 あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 男女がともに働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
- 3 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
- 4 女性に対する犯罪の取締りを強化する
- 5 男女平等に関する教育を充実する
- 6 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す
- 7 女性のための人権相談や電話相談を充実する
- 8 その他
- 9 特にない
- 10 わからない

図 11-1 女性の人権を守るための方法について【全体】(%)



女性の人権を守るための方法について、「働きながら家事などを両立できる環境の整備」が最も高く 68.5%、次いで「男女平等に関する教育を充実」31.6%、「教育啓発活動の推進」25.3%、「政策・方針決定過程への女性の参画を推進」24.2%となっている。

表 11-2 女性の人権を守るための方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
働きながら家事等を両立できる環境の整備	68.5	68.1	66.9
男女平等に関する教育を充実	31.6	31.1	29.3
教育啓発活動の推進	25.3	24.2	22.5
政策・方針決定過程への女性の参画を推進	24.2	18.8	25.1
女性に対する犯罪の取締りを強化する	16.9	14.5	19.8
相談体制の充実	15.8	8.7	11.1
メディアの自主的な取り組みを促す	9.0	7.9	8.7
その他	0.8	2.5	1.1
特にない	6.7	6.9	5.3
わからない	7.4	7.5	7.4

前回調査と比べ、「働きながら家事等を両立できる環境の整備」や「男女平等に関する教育を充実」「教育啓発活動の推進」「相談体制の充実」などの割合が県調査を上回り、前回より高くなっている。県調査、そのほかの項目についてはあまり変化がみられない。

表 11-3 女性の人権を守るための方法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
働きながら家事等を両立できる環境の整備	68.0	61.5	64.6	76.4	73.6	73.8	100.0
男女平等に関する教育を充実	30.1	30.7	34.9	35.4	31.6	28.6	66.7
教育啓発活動の推進	33.3	26.5	28.2	23.3	22.5	21.0	0.0
政策・方針決定過程への女性の参画を推進	30.1	19.1	33.5	23.0	18.8	22.9	33.3
女性に対する犯罪の取締りを強化する	17.4	10.9	15.8	18.5	17.3	24.0	0.0
相談体制の充実	17.8	8.9	7.2	15.7	8.5	14.4	66.7
メディアの自主的な取り組みを促す	9.1	7.5	12.0	10.1	8.2	7.6	33.3
その他	0.9	2.8	1.9	0.8	2.2	0.5	0.0
特にない	5.5	8.2	6.7	7.0	5.8	4.1	0.0
わからない	9.6	10.1	6.2	6.7	5.5	8.4	0.0

性別にみると、「働きながら家事等を両立できる環境の整備」の割合が男女とも最も高くなっている。また、「男女平等に関する教育を充実」では女性が高くなっている。県調査と比べ、「教育啓発活動の推進」では男性が大幅に高くなっている。

表 11-4 女性の人権を守るための方法について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
働きながら家事等を両立できる環境の整備	94.1	89.7	67.6	79.6	73.5	68.6
男女平等に関する教育を充実	23.5	38.5	20.6	35.5	40.8	33.8
教育啓発活動の推進	35.3	15.4	29.4	25.8	25.9	29.5
政策・方針決定過程への女性の参画を推進	41.2	28.2	29.4	17.2	27.9	26.1
女性に対する犯罪の取締りを強化する	29.4	10.3	20.6	20.4	18.4	15.9
相談体制の充実	5.9	10.3	11.8	15.1	23.8	16.9
メディアの自主的な取り組みを促す	17.6	10.3	8.8	9.7	7.5	11.6
その他	0.0	5.1	0.0	0.0	0.5	2.7
特にない	0.0	0.0	2.9	2.2	8.8	9.7
わからない	0.0	2.6	14.7	5.4	8.8	7.2

年齢別にみると「働きながら家事等を両立できる環境の整備」では 20 歳代、続いて 30 歳代が高くなっている。またそのほかの年代に比べ、20 歳では「教育啓発活動の推進」「政策・方針決定過程への女性の参画を推進」「女性に対する犯罪の取締りを強化する」が高くなっている。

表 11-5 女性の人権を守るための方法について【職業別】（％）

	教育福祉							
	農林漁業	サービス業	勤め	医療関係	自由業	家事専業	学生	無職
	公務員							
働きながら家事等を両立できる環境の整備	67.9	65.5	80.7	83.1	61.5	78.6	100.0	68.0
男女平等に関する教育を充実	33.9	37.9	28.4	34.9	23.1	34.7	0.0	36.6
教育啓発活動の推進	21.4	17.2	26.6	36.1	23.1	26.5	0.0	28.6
政策・方針決定過程への女性の参画を推進	28.6	31.0	22.9	30.1	7.7	23.5	0.0	26.9
女性に対する犯罪の取締りを強化する	19.6	20.7	23.9	15.7	15.4	19.4	100.0	13.7
相談体制の充実	14.3	6.9	17.4	9.6	30.8	25.5	100.0	17.7
メディアの自主的な取り組みを促す	7.1	0.0	4.6	14.5	30.8	9.2	0.0	12.6
その他	0.0	0.0	0.0	1.2	7.7	0.0	0.0	1.7
特にない	5.4	6.9	4.6	2.4	7.7	7.1	0.0	8.6
わからない	7.1	17.2	5.5	2.4	7.7	5.1	0.0	11.4

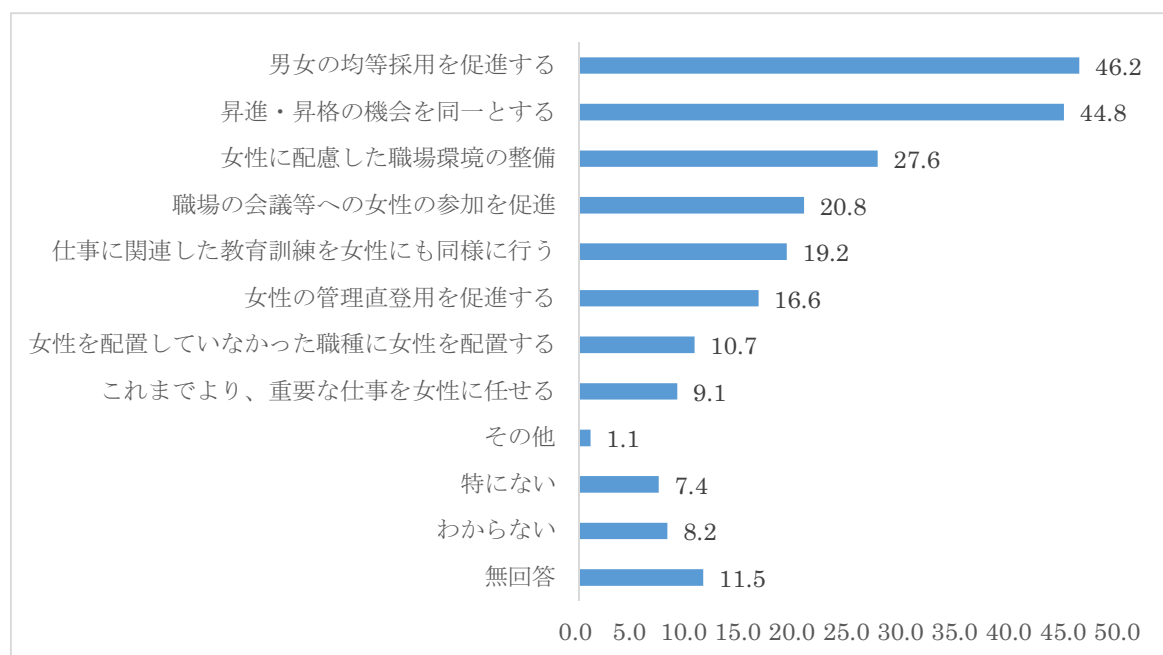
職業別にみると、「働きながら家事等を両立できる環境の整備」「教育啓発活動の推進」では勤めや教育・福祉医療関係・公務員などの割合が高くなっている。また、「相談体制の充実」「メディアの自主的な取り組みを促す」では自由業が大幅に高いが「政策・方針決定過程への女性への参画を推進」は大幅に低い。

4. 男女の雇用機会均等について

【問 12】あなたが、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことですか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 男女の均等採用を促進する
- 2 職場の会議等への女性の参加を促進する
- 3 昇進・昇格の機会を男女同一とする
- 4 これまでより、重要な仕事を女性に任せる
- 5 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う
- 6 女性の管理職登用を促進する
- 7 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
- 8 女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休憩室等）の整備を行う
- 9 その他
- 10 特にない
- 11 わからない

図 12-1 男女の雇用機会均等に必要なことについて【全体】（%）



男女の雇用機会均等に必要なことについて、「男女の均等採用を促進する」が最も高く、46.2%となっている。次いで「昇進・昇格の機会を男女同一とする」が44.8%となっている。

表 12-2 男女の雇用機会均等等に必要なことについて【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
男女の均等採用を促進	46.2	43.3	47.7
昇進・昇格の機会を同一とする	44.8	46.6	41.8
女性に配慮した職場環境の整備	27.6	28.7	20.7
職場の会議等への女性の参加を促進	20.8	17.4	20.7
仕事の教育訓練を女性にも行う	19.2	21.8	20.7
女性の管理職登用を促進	16.6	13.0	18.2
女性のいない職種に女性を配置	10.7	13.5	13.7
重要な仕事を女性に任せる	9.1	6.7	8.5
その他	1.1	2.2	0.8
特になし	7.4	6.3	7.9
わからない	8.2	8.4	9.3

前回調査と比べ、「女性に配慮した職場環境の整備」が高くなっており、「これまでより、重要な仕事を女性に任せる」は、前回調査、県調査より高くなっている。

表 12-3 男女の雇用機会均等等に必要なことについて【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
男女の均等採用を促進	48.4	43.3	55.0	50.8	43.4	47.0	33.3
昇進・昇格の機会を同一とする	50.7	45.8	46.4	45.8	47.6	42.8	66.7
女性に配慮した職場環境の整備	23.3	26.9	22.5	32.6	30.1	21.0	33.3
職場の会議等への女性の参加を促進	21.9	17.1	28.7	21.9	17.7	17.4	33.3
仕事の教育訓練を女性にも行う	20.5	21.8	22.5	20.2	21.9	22.9	66.7
女性の管理職登用を促進	20.1	11.9	24.4	16.6	13.8	15.3	0.0
女性のいない職種に女性を配置	13.2	14.2	16.3	9.3	12.9	13.6	66.7
重要な仕事を女性に任せる	14.2	9.5	10.0	7.6	4.6	8.2	0.0
その他	1.4	2.4	1.0	1.1	2.0	0.8	0.0
特になし	6.8	7.1	5.7	7.6	5.7	9.5	0.0
わからない	6.4	8.4	6.7	9.6	8.5	10.9	0.0

性別にみると、「昇進・昇格の機会を同一とする」では男性が 50.7%と高く、「男女の均等採用を促進する」では女性が 50.8%と高くなっている。

表 12-4 男女の雇用機会均等に必要なことについて【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
男女の均等採用を促進	58.8	53.8	44.1	54.8	53.1	46.9
昇進・昇格の機会を同一とする	52.9	59.0	45.6	52.7	53.1	41.1
女性に配慮した職場環境の整備	58.8	28.2	27.9	30.1	35.4	24.6
職場の会議等への女性の参加を促進	23.5	7.7	13.2	17.2	24.5	28.0
仕事の教育訓練を女性にも行う	23.5	20.5	22.1	17.2	22.4	19.3
女性の管理職登用を促進	11.8	17.9	13.2	17.2	20.4	18.8
女性のいない職種に女性を配置	23.5	12.8	7.4	9.7	10.9	11.6
重要な仕事を女性に任せる	0.0	12.8	7.4	5.4	12.9	11.1
その他	0.0	5.1	1.5	1.1	0.0	1.0
特にない	0.0	2.6	8.8	7.5	4.1	8.2
わからない	0.0	5.1	14.7	8.6	10.2	7.7

年齢別にみると、「男女の均等採用を促進する」、「女性に配慮した職場環境の整備」、「仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う」、「女性を配慮していなかった職種に女性を配置する」では 20 歳代が最も高くなっている。また「職場の会議等への女性の参加を促進」では 70 歳以上が最も高くなっている。

表 12-5 男女の雇用機会均等に必要なことについて【職業別】(%)

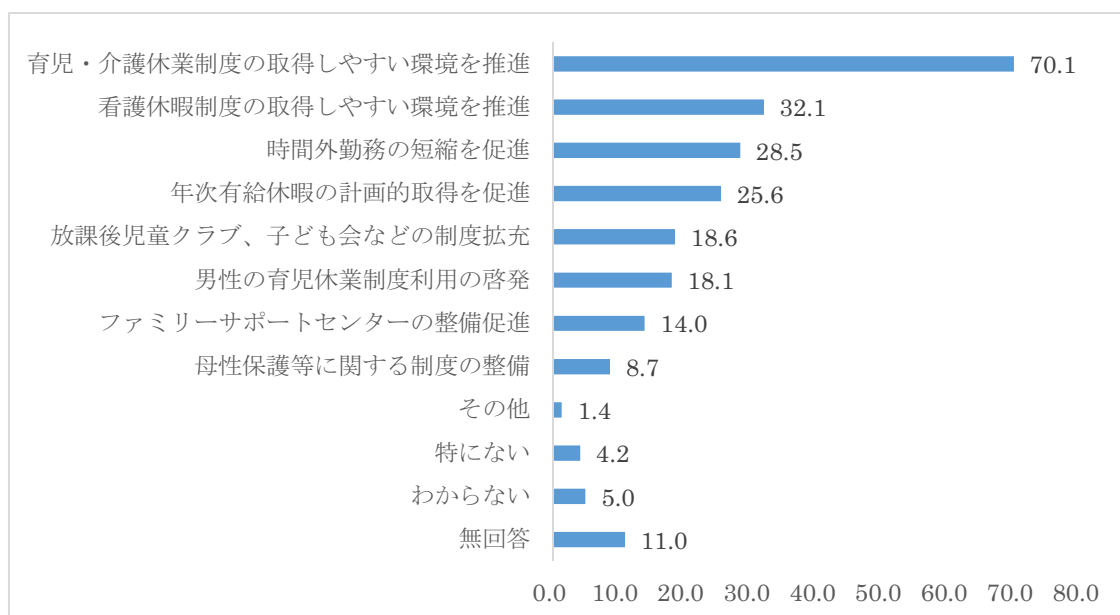
	農林漁業	サービス業	教育福祉					
			勤め	医療関係	自由業	家事専業	学生	無職
			公務員					
男女の均等採用を促進	50.0	41.4	50.5	61.4	53.8	49.0	100.0	48.0
昇進・昇格の機会を同一とする	53.6	51.7	38.5	65.1	30.8	50.0	0.0	45.1
女性に配慮した職場環境の整備	28.6	34.5	35.8	28.9	38.5	34.7	100.0	21.1
職場の会議等への女性の参加を促進	26.8	24.1	14.7	10.8	7.7	27.6	0.0	29.1
仕事の教育訓練を女性にも行う	16.1	20.7	17.4	16.9	30.8	27.6	100.0	20.0
女性の管理職登用を促進	16.1	10.3	19.3	21.7	7.7	12.2	0.0	22.9
女性のいない職種に女性を配置	17.9	3.4	8.3	14.5	15.4	14.3	0.0	8.0
重要な仕事を女性に任せる	14.3	10.3	10.1	7.2	15.4	7.1	0.0	11.4
その他	1.8	3.4	0.9	1.2	7.7	0.0	0.0	1.1
特にない	3.6	10.3	8.3	2.4	23.1	7.1	0.0	6.9
わからない	8.9	10.3	11.9	4.8	0.0	9.2	0.0	9.1

職業別にみると、「男女の均等採用を促進する」、「昇進・昇格の機会を同一とする」、「女性の管理職登用を促進する」について、教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっている。また、「仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う」については自由業が高くなっている。

問 13 あなたは、仕事と家庭を両立するために、行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する。
- 2 時間外勤務の短縮を促進する
- 3 年次有給休暇の計画的取得を促進する
- 4 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
- 5 ファミリーサポートセンターの整備を促進する
- 6 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
- 7 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
- 8 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
- 9 その他 10 特にない 11 わからない

図 13-1 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【全体】（％）



仕事と家事の両立に向けた行政の取り組みについて、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進」が最も高く、70・1％となっている。次いで、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進」が32・1％となっている。

表 13-2 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	70.1	73.0	72.0
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	32.1	22.9	29.7
時間外勤務の短縮を促進	28.5	29.9	23.5
年次有給休暇の計画的取得を促進	25.6	28.3	20.6
放課後児童クラブ、子ども会などの制度拡充	18.6	27.5	23.5
男性の育児休業制度利用の啓発	18.1	18.1	25.6
ファミリーサポートセンターの整備促進	14.0	15.0	17.0
母性保護等に関する制度の整備	8.7	6.0	6.8
その他	1.4	2.1	0.8
特になし	4.2	3.4	2.6
わからない	5.0	5.5	6.4

前回調査と比べ、「年次有給休暇の計画的取得を促進」は割合が高くなっているが「男性の育児休業制度利用の啓発」は前回から更に低くなっている。

表 13-3 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	75.3	69.1	77.5	74.4	76.3	74.4	66.7
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	37.0	19.7	36.8	31.5	25.5	27.8	33.3
時間外勤務の短縮を促進	28.3	29.5	25.8	31.2	30.3	23.7	33.3
年次有給休暇の計画的取得を促進	27.9	30.3	24.4	27.0	26.8	19.9	33.3
放課後児童クラブ、子ども会などの制度拡充	12.8	22.5	14.8	23.6	31.6	30.2	0.0
男性の育児休業制度利用の啓発	23.7	19.7	27.8	16.9	17.1	25.9	66.7
ファミリーサポートセンターの整備促進	10.5	12.3	13.4	17.7	17.0	20.7	0.0
母性保護等に関する制度の整備	11.0	7.5	10.5	7.9	4.8	5.2	33.3
その他	0.5	2.1	1.0	2.2	1.9	0.8	0.0
特になし	5.0	4.2	2.4	3.9	2.8	2.7	0.0
わからない	3.7	6.4	7.2	5.1	4.7	6.0	0.0

性別にみると、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進」では男性が 75.3%、女性 74.4%と高くなっている。また、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進」では男性が 37.0%と高く、「放課後児童クラブ・子ども会などの制度拡充」では女性が 23.6%と高くなっている。

表 13-4 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	88.2	76.9	76.5	75.3	79.6	70.0
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	17.6	28.2	35.3	29.0	33.3	38.2
時間外勤務の短縮を促進	41.2	41.0	23.5	30.1	32.0	27.5
年次有給休暇の計画的取得を促進	58.8	28.2	27.9	34.4	25.9	21.7
放課後児童クラブ、子ども会などの制度拡充	5.9	15.4	30.9	20.4	25.2	13.5
男性の育児休業制度利用の啓発	41.2	28.2	13.2	10.8	19.7	23.2
ファミリーサポートセンターの整備促進	29.4	20.5	17.6	20.4	15.6	8.7
母性保護等に関する制度の整備	11.8	5.1	10.3	6.5	10.2	8.7
その他	5.9	10.3	1.5	2.2	0.7	0.0
特になし	0.0	0.0	2.9	4.3	4.8	5.8
わからない	0.0	0.0	8.8	3.2	4.1	6.8

年齢別にみると、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進」、「時間外勤務の短縮を促進」、「年次有給休暇の計画的取得を促進」、「男性の育児休業制度利用の啓発」、「ファミリーサポートセンターの整備促進」、「母性保護等に関する制度の整備」では 20 歳代が最も高くなっている。また、「放課後児童クラブ、子ども会などの制度拡充」では 40 歳代が最も高く、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進」、「特になし」では 70 歳代が最も高くなっている。

表 13-5 仕事と家庭の両立に向けた行政の取り組みについて【職業別】(%)

	教育福祉							
	農林漁業	サービス業	勤め	医療関係	自由業	家事専業	学生	無職
	公務員							
育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進	67.9	82.8	79.8	84.3	53.8	76.5	100.0	69.7
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進	32.1	37.9	33.0	28.9	38.5	32.7	0.0	36.0
時間外勤務の短縮を促進	28.6	31.0	23.9	42.2	30.8	30.6	0.0	28.0
年次有給休暇の計画的取得を促進	28.6	20.7	35.8	34.9	15.4	22.4	100.0	21.7
放課後児童クラブ、子ども会などの制度拡充	17.9	13.8	23.9	25.3	23.1	24.5	0.0	12.6
男性の育児休業制度利用の啓発	26.8	10.3	23.9	10.8	7.7	17.3	100.0	22.9
ファミリーサポートセンターの整備促進	16.1	17.2	14.7	26.5	7.7	15.3	0.0	9.7
母性保護等に関する制度の整備	5.4	6.9	10.1	4.8	7.7	14.3	0.0	8.6
その他	0.0	0.0	3.7	4.8	7.7	0.0	0.0	0.0
特になし	3.6	3.4	1.8	2.4	15.4	5.1	0.0	6.3
わからない	3.6	6.9	2.8	0.0	7.7	7.1	0.0	7.4

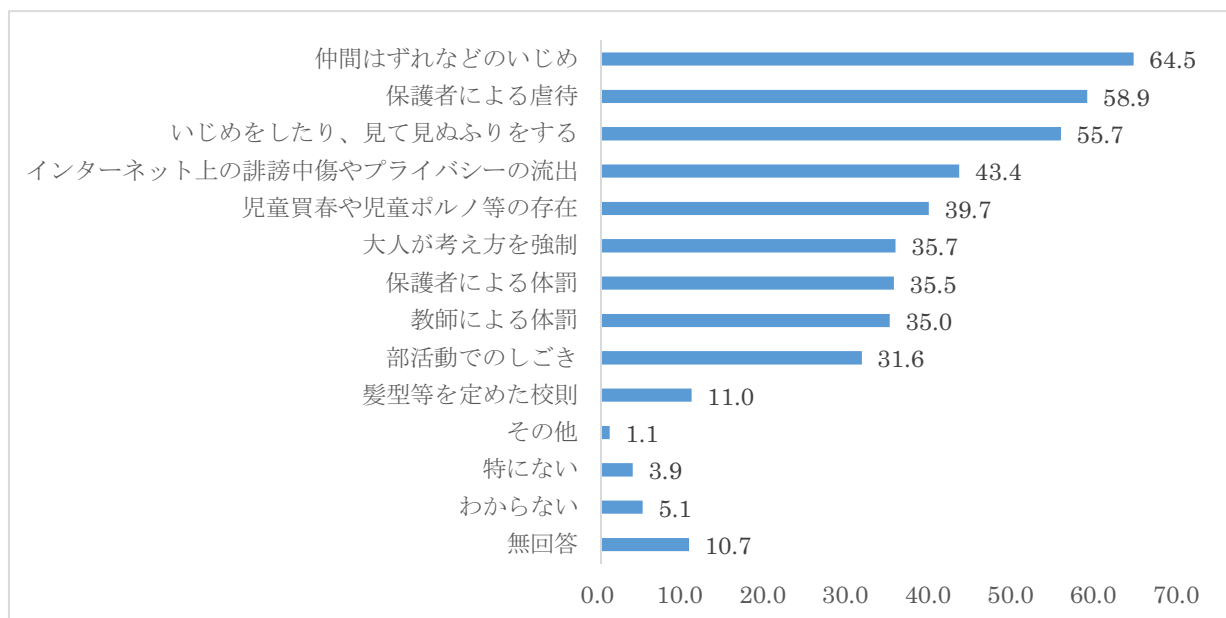
職業別にみると、すべての職業で「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進」の割合が最も高くなっている。また、「時間外勤務の短縮を促進」、「ファミリーサポートセンターの整備促進」では教育・福祉関係・公務員が高くなっている。

5. 子どもの人権問題

問 14 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
- 2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする促進する
- 3 保護者によるしつけるための体罰
- 4 保護者による「身体的暴力」「必要な食事を十分に摂らせない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
- 5 大人が子どもに自分の考え方を強制する
- 6 教師による児童・生徒への体罰
- 7 髪型や服装を定めた校則
- 8 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
- 9 児童買春や児童ポルノ等が存在する
- 10 インターネットの利用による誹謗中傷や個人のプライバシーの流出
- 11 その他
- 12 特にない
- 13 わからない

図 14-1 子どもの人権問題【全体】（％）



子どもの人権問題について、「仲間はずれなどのいじめ」が最も高く 64.5%、次いで、「保護者による虐待」58.9%、「いじめをしたり、見て見ぬふりをする」55.7%となっている。

表 14-2 子どもの人権問題【比較】（％）

	今回調査	県調査	前回調査
仲間はずれなどのいじめ	64.5	63.3	68.5
保護者による虐待	58.9	63.3	64.0
いじめをしたり、見て見ぬふりをする	55.7	56.0	61.4
インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの流出	43.4	69.9	－
児童買春や児童ポルノ等の存在	39.7	42.6	43.4
大人が考え方を強制	35.7	32.4	39.4
保護者による体罰	35.5	30.1	34.2
教師による体罰	35.0	30.4	43.6
部活動でのしごき	31.6	26.9	34.4
髪型等を定めた校則	11.0	6.3	6.1
その他	1.1	0.9	0.6
特にない	3.9	2.6	2.9
わからない	5.1	4.9	6.1

県調査、前回調査と比べ、「保護者による体罰」の割合が高くなっているが、「教師による体罰」は前回より低くなっている。また「髪型等を定めた校則」では、県調査、前回調査の割合を上回っている。

表 14-3 子どもの人権問題【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
仲間はずれなどのいじめ	67.1	70.7	71.8	70.8	69.7	72.2	66.7
保護者による虐待	59.4	59.5	67.9	65.2	66.4	66.8	66.7
いじめをしたり、見て見ぬふりをする	58.4	55.5	65.6	61.2	56.2	64.9	66.7
インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの流出	42.0	70.7	—	48.9	70.7	—	33.3
児童買春や児童ポルノ等の存在	41.1	39.1	43.1	43.3	45.8	47.7	0.0
大人が考え方を強制	31.5	30.9	40.2	42.4	33.4	42.5	0.0
保護者による体罰	32.9	27.8	36.8	39.9	31.8	35.7	0.0
教師による体罰	34.2	28.5	45.5	39.0	31.9	46.6	33.3
部活動でのしごき	30.6	23.7	38.3	36.2	29.5	34.9	33.3
髪型等を定めた校則	14.6	6.7	6.7	9.6	6.1	6.0	0.0
その他	2.3	1.3	1.0	0.6	0.6	0.5	0.0
特にない	3.7	2.8	2.9	3.1	2.4	2.2	33.3
わからない	5.9	5.1	2.4	4.5	4.8	7.1	0.0

「髪型等を定めた校則」では、女性・男性とも県調査、前回調査より割合が高くなっている。また「インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの流出」では県調査より大幅に低い割合となっている。「教師による体罰」も前回調査より低くなっている。

表 14-4 子どもの人権問題【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
仲間はずれなどのいじめ	82.4	66.7	70.6	78.5	71.4	61.8
保護者による虐待	82.4	76.9	76.5	66.7	63.9	50.7
いじめをしたり、見て見ぬふりをする	47.1	48.7	51.5	69.9	63.9	57.5
インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの流出	64.7	69.2	60.3	60.2	47.6	27.1
児童買春や児童ポルノ等の存在	64.7	56.4	51.5	44.1	44.2	31.9
大人が考え方を強制	70.6	56.4	45.6	36.6	34.7	31.9
保護者による体罰	64.7	43.6	38.2	44.1	38.1	28.0
教師による体罰	76.5	46.2	33.8	34.4	38.8	34.3
部活動でのしごき	41.2	25.6	27.9	31.2	36.7	37.2
髪型等を定めた校則	17.6	17.9	11.8	9.7	12.9	9.7
その他	5.9	2.6	1.5	1.1	0.7	1.0
特にない	0.0	2.6	1.5	2.2	4.1	5.3
わからない	0.0	0.0	7.4	2.2	3.4	7.7

年齢別にみると、「仲間はずれなどのいじめ」、「保護者による虐待」、「児童買春や児童ポルノ等の存在」、「大人が考え方を強制」、「保護者による体罰」、「教師による体罰」、「部活動でのしごき」、「その他」について 20 歳代の割合が高くなっているが、「いじめをしたり、見て見ぬふりをする」では、20 歳代の割合が一番低くなっている。

表 14-5 子どもの人権問題【職業別】(%)

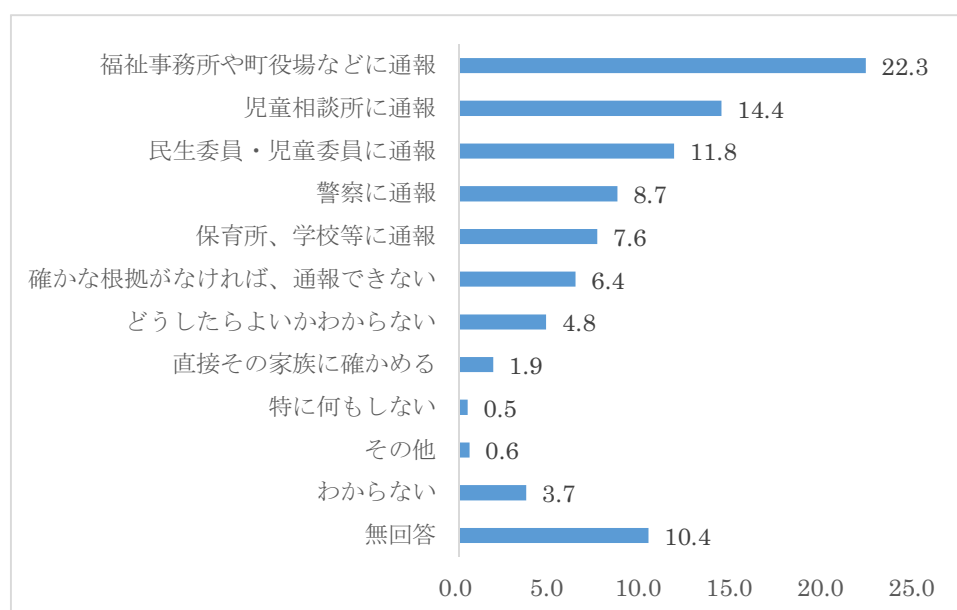
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
仲間はずれなどのいじめ	64.3	72.4	69.7	79.5	61.5	72.4	100.0	64.0
保護者による虐待	64.3	65.5	68.8	78.3	15.5	62.2	100.0	52.0
いじめをしたり、見て見ぬふりをする	55.4	58.6	54.1	69.9	12.1	62.2	0.0	60.6
インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの流出	39.3	58.6	50.5	74.7	6.9	46.9	0.0	33.1
児童買春や児童ポルノ等の存在	46.4	41.4	39.4	66.3	8.6	38.8	0.0	35.4
大人が考え方を強制	21.4	27.6	39.4	63.9	6.9	40.8	0.0	33.1
保護者による体罰	26.8	31.0	37.6	55.4	3.4	39.8	0.0	33.1
教師による体罰	32.1	31.0	35.8	45.8	12.1	41.8	100.0	33.1
部活動でのしごき	33.9	27.6	25.7	28.9	8.6	46.9	0.0	37.1
髪型等を定めた校則	8.9	17.2	8.3	12.0	3.4	14.3	0.0	12.0
その他	0.0	0.0	0.0	2.4	3.4	0.0	0.0	0.6
特にない	5.4	6.9	0.9	0.0	5.2	6.1	0.0	3.4
わからない	5.4	3.4	2.8	0.0	3.4	4.1	0.0	8.6

職業別にみると、学生を除き、教育・福祉関係・公務員では「仲間はずれなどのいじめ」、「保護者による虐待」、「いじめをしたり、見て見ぬふりをする」、「インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの流出」、「児童買春や児童ポルノ等の存在」、「大人が考え方を強制」、「保護者による虐待」、「教師による虐待」の割合が高くなっている。また、「部活動でのしごき」では家事専業が一番高くなっている。

問 15 近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）あなたはどうしますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

- 1 福祉事務所や町役場などに通報する
- 2 児童相談所に通報する
- 3 警察に通報する
- 4 民生委員・児童委員に通報する
- 5 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
- 6 直接、その家族に確かめてみる
- 7 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない
- 8 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
- 9 自分には関係がないので、特に何もしない
- 10 その他 11 わからない

図 15-1 子どもの虐待への対処法について【全体】（％）



子どもの虐待への対処法について、「福祉事務所や町役場などに通報」が最も高く 22.3%、次いで「児童相談所に通報」14.4%、「民生委員・児童委員に通報」11.8%となっている。

表 15-2 子どもの虐待への対処法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
福祉事務所や町役場などに通報	22.3	21.6	23.0
児童相談所に通報	14.4	19.0	16.1
民生委員・児童委員に通報	11.8	9.0	14.5
警察に通報	8.7	11.8	4.5
保育所、学校等に通報	7.6	4.7	9.6
確かな根拠がなければ、通報できない	6.4	13.0	8.4
どうしたらよいかわからない	4.8	8.7	6.9
直接その家族に確かめる	1.9	1.6	2.3
特に何もしない	0.5	0.5	0.5
その他	0.6	0.6	0.3
わからない	3.7	4.0	5.5

県調査と比べ、「保育所、学校等に通報」、「直接その家族に確かめる」などの割合が高く、「警察に通報」では前回調査より高くなっている。

表 15-3 子どもの虐待への対処法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
福祉事務所や町役場などに通報	22.4	21.2	32.1	24.2	21.7	19.6	0.0
児童相談所に通報	11.9	18.0	17.7	16.6	20.0	16.9	0.0
民生委員・児童委員に通報	10.5	7.9	12.4	13.8	9.8	16.9	66.7
警察に通報	15.1	13.2	5.7	5.6	10.7	4.1	33.3
保育所、学校等に通報	7.3	4.1	5.7	9.0	5.2	12.3	0.0
確かな根拠がなければ、通報できない	3.7	12.0	5.7	8.4	13.8	10.4	0.0
どうしたらよいかわからない	5.9	8.8	7.2	5.1	8.7	7.6	0.0
直接その家族に確かめる	2.3	2.3	2.4	2.0	1.0	2.2	0.0
特に何もしない	0.0	0.8	0.0	0.3	0.2	0.8	0.0
その他	0.9	0.3	0.5	0.6	0.8	0.3	0.0
わからない	6.4	5.4	6.7	2.5	2.9	4.6	0.0

性別にみると、「警察に通報」では男性の割合が 15.1%と高く、女性は 5.6%となっている。一方で「確かな根拠がなければ、通報できない」では女性の割合が高くなっている。県調査と比べ、「保育所、学校に通報」では女性の割合が高くなっている。

表 15-4 子どもの虐待への対処法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
福祉事務所や町役場などに通報	41.2	25.6	27.9	25.8	21.8	20.3
児童相談所に通報	11.8	17.9	22.1	20.4	11.6	12.1
民生委員・児童委員に通報	0.0	5.1	1.5	7.5	17.7	16.9
警察に通報	11.8	15.4	11.8	5.4	9.5	10.1
保育所、学校等に通報	0.0	10.3	14.7	10.8	6.1	7.2
確かな根拠がなければ、通報できない	5.9	7.7	5.9	8.6	8.1	6.3
どうしたらよいかわからない	17.6	2.6	7.4	6.5	4.8	4.3
直接その家族に確かめる	5.9	5.1	1.5	0.0	2.0	1.9
特に何もしない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.5
その他	0.0	0.0	1.5	0.0	1.4	1.0
わからない	0.0	2.6	8.8	6.5	2.7	2.9

年齢別にみると、「福祉事務所や町役場に通報」、「どうしたらよいかわからない」では 20 歳代の割合が高く、その一方、「民生委員・児童委員に通報」、「保育所・学校等に通報」では 20 歳代が一番低くなっている。また「民生委員・児童委員に通報」では 60 歳代の割合が高くなっている。

表 15-5 子どもの虐待への対処法について【職業別】(%)

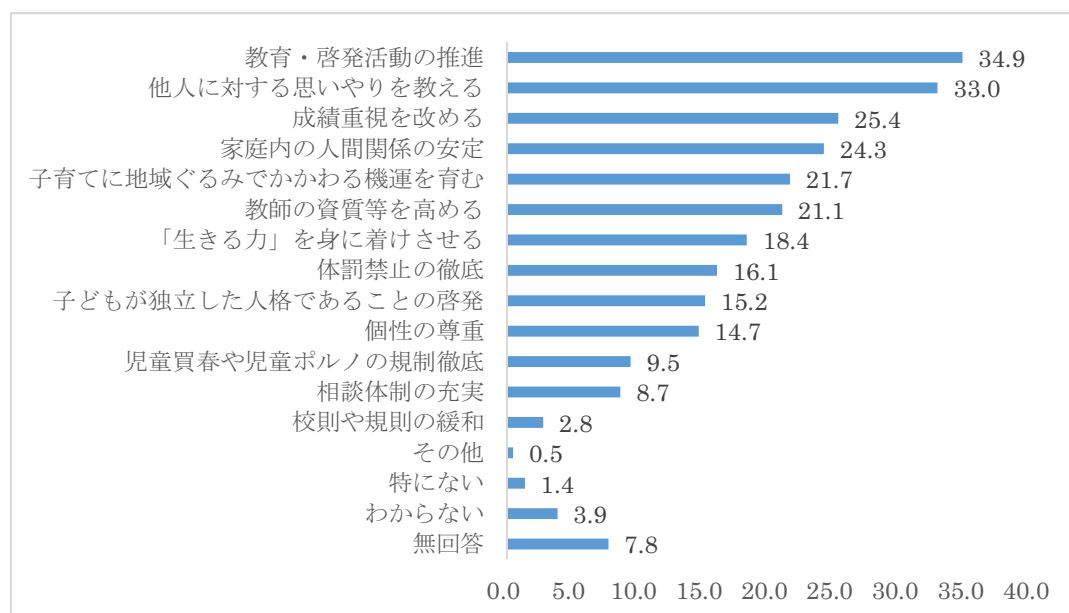
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
福祉事務所や町役場などに通報	14.3	20.7	25.7	32.5	23.1	24.5	0.0	20.0
児童相談所に通報	16.1	13.8	15.6	25.3	7.7	12.2	0.0	10.9
民生委員・児童委員に通報	16.1	6.9	7.3	6.0	15.4	18.4	0.0	16.6
警察に通報	10.7	17.2	11.9	4.8	30.8	5.1	0.0	8.6
保育所、学校等に通報	8.9	10.3	10.1	8.4	0.0	7.1	0.0	8.0
確かな根拠がなければ、通報できない	12.5	3.4	5.5	4.8	0.0	9.2	0.0	5.1
どうしたらよいかわからない	1.8	10.3	8.3	4.8	0.0	7.1	0.0	4.0
直接その家族に確かめる	1.8	0.0	2.8	2.4	0.0	1.0	0.0	2.3
特に何もしない	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
わからない	3.6	3.4	2.8	1.2	15.4	2.0	0.0	6.9

職業別にみると、「福祉事務所や町役場などに通報」、「児童相談所に通報」では教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっており、「警察に通報」では自由業が最も高くなっている。また「確かな根拠がなければ、通報できない」では学生を除き、農林漁業の割合が一番高くなっている。

問 16 あなたは、子どもの人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。
次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 体罰の禁止を徹底させる
- 3 校則や規則を緩やかなものにする
- 4 成績だけを重んじる教育のあり方を改める
- 5 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する
- 6 教師の人間性、資質を高める
- 7 家庭内の人間関係を安定させる
- 8 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
- 9 子どもに、他人に対する思いやりを教える
- 10 子どもの個性を尊重する
- 11 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に着けさせる
- 12 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
- 13 子どものための人権相談や電話相談を充実する
- 14 その他 15 特にない 16 わからない

図 16-1 子どもの人権を守る方法について【全体】（％）



子どもの人権を守る方法として、「教育・啓発活動の推進」が最も高く 34.9%、次いで「他人に対する思いやりを教える」33.0%、「成績重視を改める」25.4%となっている。

表 16-2 子どもの人権を守る方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
教育・啓発活動の推進	34.9	29.8	30.2
他人に対する思いやりを教える	33.0	34.6	41.3
成績重視を改める	25.4	30.5	22.3
家庭内の人間関係の安定	24.3	18.6	32.5
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	21.7	22.1	23.0
教師の資質等を高める	21.1	26.4	24.0
「生きる力」を身に着けさせる	18.4	17.8	20.4
体罰禁止の徹底	16.1	10.0	10.5
子どもが独立した人格であることの啓発	15.2	16.1	10.1
個性の尊重	14.7	13.3	17.2
児童買春や児童ポルノの規制徹底	9.5	10.0	8.0
相談体制の充実	8.7	3.6	6.4
校則や規則の緩和	2.8	1.6	1.4
その他	0.5	1.6	0.8
特にない	1.4	1.6	1.0
わからない	3.9	4.2	4.0

県調査・前回調査と比べ、「教育・啓発活動の推進」、「体罰禁止の徹底」、「相談体制の充実」、「校則や規則の緩和」などの割合が高くなっているが、「教師の資質等を高める」などの割合は低くなっている。

表 16-3 子どもの人権を守る方法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
教育・啓発活動の推進	37.4	33.4	39.7	37.1	27.1	27.5	0.0
他人に対する思いやりを教える	39.3	33.4	38.3	33.4	35.7	46.0	66.7
成績重視を改める	24.7	30.9	23.9	28.4	30.1	24.0	0.0
家庭内の人間関係の安定	22.8	17.0	34.4	27.5	19.9	33.0	33.3
子育てに地域ぐるみでかわる機運を育む	25.6	23.9	19.6	21.6	20.7	27.2	33.3
教師の資質等を高める	21.0	26.3	31.6	23.6	26.2	21.3	33.3
「生きる力」を身に着けさせる	20.1	15.3	22.0	17.7	19.9	20.7	33.3
体罰禁止の徹底	17.8	9.8	14.8	16.0	10.0	8.2	0.0
子どもが独立した人格であることの啓発	14.6	14.4	6.7	17.7	17.7	13.1	0.0
個性の尊重	16.0	11.3	13.4	14.3	14.7	20.2	66.7
児童買春や児童ポルノの規制徹底	7.8	7.9	6.2	11.5	11.7	9.8	0.0
相談体制の充実	8.7	4.2	5.7	9.0	3.0	7.6	0.0
校則や規則の緩和	4.1	1.6	1.0	2.2	1.6	1.6	0.0
その他	1.4	2.1	0.5	0.0	1.1	0.8	0.0
特にない	2.3	1.8	1.9	0.6	1.5	0.3	0.0
わからない	3.7	4.8	4.3	4.2	3.7	4.4	0.0

性別にみると、女性では「教育・啓発の推進」が37.1%で県調査・前回調査より高くなっている。男性では「子どもが独立した人格であることの啓発」が14.6%で県調査・前回調査より高くなっている。また「体罰禁止の徹底」では男性・女性とも県調査・前回調査より高くなっている。

表 16-4 子どもの人権を守る方法について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
教育・啓発活動の推進	47.1	28.2	33.8	38.7	37.4	38.2
他人に対する思いやりを教える	5.9	46.2	45.6	36.6	32.7	34.3
成績重視を改める	17.6	12.8	20.6	19.4	25.2	36.7
家庭内の人間関係の安定	41.2	33.3	25.0	25.8	29.3	20.8
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	23.5	25.6	16.2	24.7	27.2	22.2
教師の資質等を高める	17.6	12.8	19.1	17.2	29.9	22.7
「生きる力」を身に着けさせる	23.5	10.3	20.6	17.2	15.6	20.3
体罰禁止の徹底	11.8	12.8	13.2	17.2	14.3	19.8
子どもが独立した人格であることの啓発	17.6	33.3	22.1	15.1	15.6	13.0
個性の尊重	29.4	33.3	17.6	15.1	14.3	11.1
児童買春や児童ポルノの規制徹底	5.9	7.7	14.7	4.3	12.9	9.7
相談体制の充実	17.6	5.1	10.3	9.7	11.6	5.8
校則や規則の緩和	11.8	0.0	2.9	3.2	3.4	2.4
その他	0.0	2.6	0.0	1.1	0.0	0.5
特にない	0.0	2.6	0.0	0.0	1.4	2.4
わからない	0.0	0.0	8.8	3.2	3.4	4.8

年齢別にみると、「教育・啓発活動の推進」の割合が最も高く 47.1%、次いで「家庭内の人間関係の安定」の割合が 41.2%、「生きる力を身に着けさせる」の割合が 23.5%、「相談体制の充実」、「校則や規則の緩和」についても一番高い割合となっているが、「他人に対する思いやりを教える」では、20 歳代の割合が 5.9%と大幅に低くなっている。「成績重視を改める」では 70 歳代以上の割合が高くなっている。

表 16-5 子どもの人権を守る方法について【職業別】（％）

	教育福祉							
	農林漁業	サービス業	勤め	医療関係	自由業	家事専業	学生	無職
				公務員				
教育・啓発活動の推進	28.6	27.6	37.6	41.0	30.8	33.7	100.0	43.4
他人に対する思いやりを教える	41.1	37.9	40.4	34.9	38.5	34.7	0.0	32.6
成績重視を改める	35.7	34.5	21.1	15.7	0.0	37.8	0.0	30.3
家庭内の人間関係の安定	28.6	24.1	28.4	27.7	30.8	29.6	100.0	17.7
子育てに地域ぐるみでかかわる 機運を育む	30.4	17.2	20.2	28.9	7.7	22.4	0.0	24.6
教師の資質等を高める	32.1	24.1	17.4	21.7	23.1	27.6	0.0	21.1
「生きる力」を身に付けさせる	17.9	10.3	17.4	14.5	38.5	18.4	100.0	21.1
体罰禁止の徹底	19.6	10.3	12.8	8.4	38.5	16.3	0.0	21.7
子どもが独立した人格であるこ との啓発	8.9	13.8	19.3	27.7	23.1	18.4	0.0	11.4
個性の尊重	17.9	10.3	20.2	20.5	7.7	15.3	0.0	10.3
児童買春や児童ポルノの規制徹 底	8.9	10.3	9.2	14.5	7.7	8.2	0.0	10.3
相談体制の充実	16.1	6.9	13.8	9.6	7.7	4.1	0.0	5.7
校則や規則の緩和	0.0	10.3	2.8	0.0	7.7	2.0	0.0	3.4
その他	1.8	0.0	0.0	1.2	7.7	0.0	0.0	0.0
特にない	1.8	6.9	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
わからない	5.4	6.9	2.8	1.2	7.7	4.1	0.0	5.1

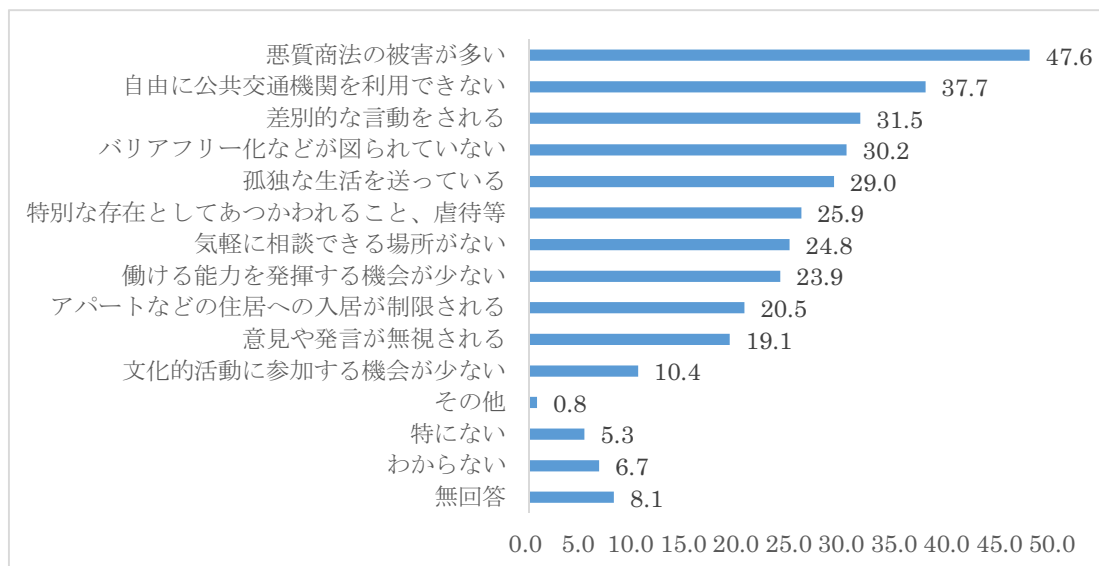
職業別にみると、農林漁業では「他人に対する思いやりを教える」の割合が最も高く 41.1% となっている。教育・福祉医療関係・公務員では「体罰禁止の徹底」の割合が 8.4% と最も低くなっている。自由業では「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」の割合が 7.7% と最も低くなっている。また「子どもが独立した人格であることの啓発」では教育・福祉医療関係・公務員が 27.7% と最も高くなっているが、農林漁業は 8.9% とそのほかの職業と比べ最も低くなっている。

6. 高齢者の人権問題

問 17 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 差別的な言動をされる
- 2 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない
- 3 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
- 4 アパートなどの住居への入居が制限される
- 5 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
- 6 高齢者ということで、特別な存在としてあつかわれたり、身体が拘束される等の虐待を受ける
- 7 働ける能力を発揮する機会が少ない
- 8 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い
- 9 高齢者ということで意見や発言が無視される
- 10 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
- 11 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
- 12 その他 13 特にない 14 わからない

図 17-1 高齢者の人権を守る方法について【全体】（％）



高齢者の人権問題について、「高齢者を狙った悪質商法の被害が多い」47.6%が最も高く、次いで「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」が37.7%、「差別的な言動をされる」31.5%、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」30.2%となっている。

表 17-2 高齢者の人権を守る方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
悪質商法の被害が多い	47.6	44.6	44.4
自由に公共交通機関を利用できない	37.7	28.2	32.6
差別的な言動をされる	31.5	22.7	－
バリアフリー化などが図られていない	30.2	27.1	36.7
孤独な生活を送っている	29.0	27.1	28.8
特別な存在としてあつかわれること、虐待等	25.9	22.1	32.6
気軽に相談できる場所がない	24.8	20.7	20.6
働ける能力を発揮する機会が少ない	23.9	23.8	20.6
アパートなどの住居への入居が制限される	20.5	25.5	21.4
意見や発言が無視される	19.1	16.5	17.8
文化的活動に参加する機会が少ない	10.4	7.1	8.8
その他	0.8	1.1	0.3
特になし	5.3	6.5	5
わからない	6.7	6.7	5.8

県調査と比べ、「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」の割合が高くなっている。一方、前回調査と比べ、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」の割合が低くなっている。

表 17-3 高齢者の人権を守る方法について【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
悪質商法の被害が多い	46.1	44.2	45.9	54.5	45.1	46.9	0.0
自由に公共交通機関を利用できない	37.9	27.5	40.2	41.3	28.5	20.8	100.0
差別的な言動をされる	34.7	20.3	－	33.1	24.7	－	0.0
バリアフリー化などが図られていない	28.8	24.1	43.1	35.7	29.4	36.2	33.3
孤独な生活を送っている	29.2	26.6	34.0	32.6	27.6	28.3	0.0
特別な存在としてあつかわれること、虐待等	26.9	20.3	36.4	28.7	23.5	34.1	0.0
気軽に相談できる場所がない	28.3	19.3	24.4	24.2	21.6	19.6	66.7
働ける能力を発揮する機会が少ない	26.5	23.1	25.4	25.0	24.6	19.9	33.3
アパートなどの住居への入居が制限される	21.9	21.4	21.5	22.2	29.0	23.7	0.0
意見や発言が無視される	18.3	13.9	19.6	21.3	18.8	18.5	33.3
文化的活動に参加する機会が少ない	13.2	7.5	8.6	9.8	6.9	9.7	0.0
その他	1.4	1.4	0.5	0.6	0.9	0.0	0.0
特にない	6.4	7.5	2.9	4.5	5.8	6.5	0.0
わからない	8.7	7.6	3.3	5.6	6.1	5.7	0.0

性別にみると、県調査と前回調査と比べ、「高齢者を狙った悪質商法の被害が多い」と「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物にいくことができない」などの女性の割合が高く、男女間でみると「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」が女性が 35.7%に対して男性が 28.8%と割合に差が生じている。

図 17-4 高齢者の人権を守る方法について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
悪質商法の被害が多い	70.6	51.3	66.2	63.4	42.2	45.9
自由に公共交通機関を利用できない	41.2	33.3	36.8	43.0	49.0	35.3
差別的な言動をされる	76.5	43.6	44.1	29.0	32.0	28.0
バリアフリー化などが図られていない	41.2	33.3	33.8	39.8	39.5	24.2
孤独な生活を送っている	35.3	38.5	23.5	33.3	32.7	29.0
特別な存在としてあつかわれること、虐待等	70.6	30.8	35.3	34.4	25.2	20.3
気軽に相談できる場所がない	23.5	20.5	14.7	18.3	30.6	31.4
働ける能力を発揮する機会が少ない	47.1	33.3	26.5	19.4	32.0	20.8
アパートなどの住居への入居が制限される	47.1	28.2	29.4	22.6	20.4	15.5
意見や発言が無視される	58.8	38.5	27.9	17.2	14.3	16.4
文化的活動に参加する機会が少ない	17.6	15.4	5.9	4.3	15.0	11.6
その他	0.0	2.6	0.0	0.0	0.7	1.4
特にない	0.0	2.6	1.5	0.0	4.8	9.7
わからない	5.9	2.6	11.8	6.5	7.5	5.8

年齢別にみると、「悪質商法の被害が多い」が各年代とも高い割合となっており、20 歳代においては「差別的な言動をされる」、「高齢者ということで、特別な存在としてあつかわれたり、身体が拘束される等の虐待を受ける」の割合が高くなっている。

図 17-5 高齢者の人権を守る方法について【全体】（％）

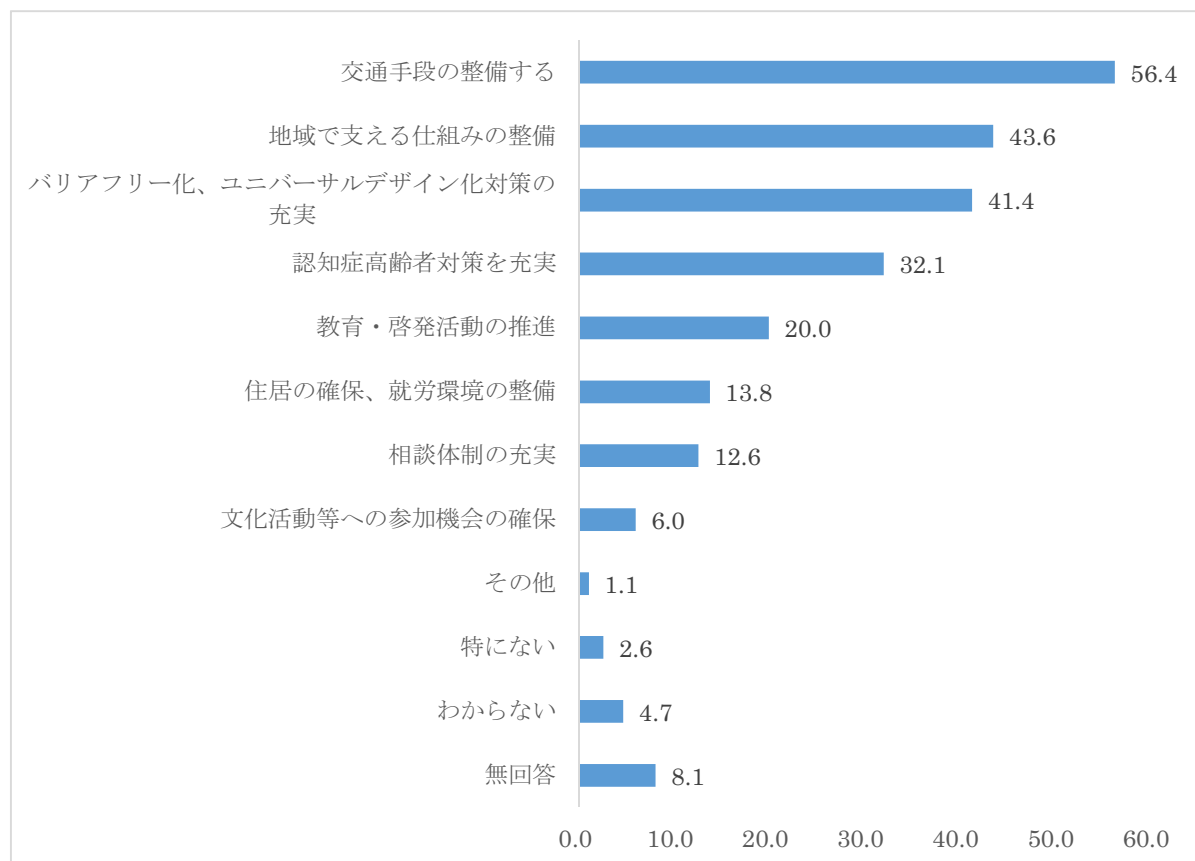
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
悪質商法の被害が多い	39.3	58.6	53.2	67.5	46.2	48.0	0.0	50.3
自由に公共交通機関を利用できない	42.9	37.9	40.4	45.8	46.2	43.9	0.0	35.4
差別的な言動をされる	35.7	27.6	32.1	55.4	38.5	29.6	100.0	27.4
バリアフリー化などが図られていない	17.9	31.0	32.1	50.6	15.4	36.7	0.0	30.3
孤独な生活を送っている	26.8	24.1	33.9	34.9	15.4	31.6	100.0	31.4
特別な存在としてあつかわれること、虐待等	25.0	17.2	27.5	48.2	30.8	21.4	100.0	25.1
気軽に相談できる場所がない	28.6	20.7	22.9	20.5	38.5	30.6	0.0	28.6
働ける能力を発揮する機会が少ない	21.4	31.0	29.4	33.7	30.8	24.5	0.0	21.7
アパートなどの住居への入居が制限される	12.5	13.8	24.8	31.3	30.8	17.3	0.0	21.7
意見や発言が無視される	14.3	0.0	19.3	37.3	15.4	20.4	0.0	18.9
文化的活動に参加する機会が少ない	16.1	3.4	4.6	14.5	15.4	10.2	0.0	14.9
その他	1.8	0.0	0.0	0.0	15.4	0.0	0.0	1.1
特にない	1.8	10.3	2.8	0.0	7.7	7.1	0.0	7.4
わからない	7.1	3.4	6.4	3.6	15.4	6.1	0.0	8.0

職業別にみると、「高齢者を狙った悪質商法の被害が多い」、「差別的な言動をされる」などでは教育・福祉・医療関係・公務員の割合が高くなっている。また、サービス業においては「高齢者を狙った悪質商法の被害が多い」が58.6%と高い割合となっている。

問 18 あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する
- 3 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
- 4 住居の確保や、就労環境を整備する
- 5 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
- 6 認知症高齢者対策を充実する
- 7 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
- 8 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他 10 特にない 11 わからない

図 18-1 高齢者の人権を守る方法について【全体】(%)



高齢者の人権を守る方法について、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」が最も高く 56.4%、次いで「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」43.6%となっている。

表 18-2 高齢者の人権を守る方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
交通手段の整備する	56.4	52.4	53.1
地域で支える仕組みの整備	43.6	36.3	52.4
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化対策の充実	41.4	38.3	34.4
認知症高齢者対策を充実	32.1	33.4	29.7
教育・啓発活動の推進	20.0	17.6	9.8
住居の確保、就労環境の整備	13.8	19.1	16.1
相談体制の充実	12.6	10.8	14.3
教育啓発活動の充実	6.0	8.0	8.8
その他	1.1	1.0	1.1
特にない	2.6	2.6	1.3
わからない	4.7	5.5	5.6

県調査、前回調査と比べ、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」、「バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化対策の充実」、「教育・啓発活動の推進」などの割合が高くなっているが、「住居の確保、就労環境の整備」、「教育啓発活動の充実」などの割合が低くなっている。

表 18-3 高齢者の人権を守る方法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
交通手段の整備する	57.1	51.3	53.1	61.2	53.4	56.7	66.7
地域で支える仕組みの整備	45.7	36.4	57.4	47.5	36.3	53.4	66.7
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化対策の充実	43.4	32.2	39.7	46.1	43.0	34.1	33.3
認知症高齢者対策を充実	34.2	33.0	28.2	34.6	33.7	32.4	0.0
教育・啓発活動の推進	23.7	20.7	12.9	20.2	15.2	8.7	0.0
住居の確保、就労環境の整備	14.6	18.1	16.7	14.0	20.0	17.7	0.0
相談体制の充実	13.2	11.8	12.9	12.1	9.9	16.3	33.3
教育啓発活動の充実	7.3	8.1	11.5	5.9	8.1	8.2	33.3
その他	1.4	1.1	1.9	0.8	0.9	0.5	0.0
特にない	2.3	3.3	0.5	2.0	2.1	1.9	0.0
わからない	5.0	6.2	5.7	4.5	4.9	6.0	0.0

性別にみると、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」では女性が61.2%と高くなっており、県調査・前回調査に比べ男女とも「バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化対策の充実」の割合が高くなっている。また、「教育・啓発活動の推進」では男性が高くなっている。

表 18-4 高齢者の人権を守る方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
交通手段の整備する	35.3	59.0	58.8	60.2	61.2	62.3
地域で支える仕組みの整備	64.7	59.0	48.5	46.2	46.3	44.9
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化対策の充実	41.2	38.5	47.1	40.9	46.3	46.4
認知症高齢者対策を充実	35.3	23.1	26.5	43.0	34.0	33.3
教育・啓発活動の推進	23.5	10.3	22.1	18.3	20.4	26.1
住居の確保、就労環境の整備	23.5	23.1	22.1	19.4	14.3	7.2
相談体制の充実	11.8	5.1	8.8	7.5	17.0	15.9
教育啓発活動の充実	17.6	7.7	7.4	6.5	6.1	5.3
その他	0.0	5.1	2.9	0.0	0.7	1.0
特にない	0.0	2.6	0.0	0.0	2.7	2.4
わからない	5.9	2.6	8.8	4.3	6.1	2.9

年齢別にみると、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」では 70 歳以上の割合が高く、20 歳代の割合が低くなっている。また、「地域で支える仕組みの整備」、「生活の確保、就労環境の整備」「教育啓発活動の充実」では 20 歳代の割合が高く、70 歳代の割合が低くなっている。

表 18-5 高齢者の人権を守る方法について【職業別】(%)

	サービス			教育福祉				無職
	農林漁業	業	勤め	医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	
交通手段の整備する	58.9	62.1	66.1	54.2	30.8	66.3	0.0	58.3
地域で支える仕組みの整備	37.5	37.9	47.7	61.4	46.2	43.9	100.0	44.6
バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化対策の充実	44.6	41.4	40.4	48.2	53.8	48.0	100.0	46.3
認知症高齢者対策を充実	35.7	37.9	28.4	36.1	30.8	34.7	0.0	37.1
教育・啓発活動の推進	17.9	20.7	17.4	28.9	7.7	18.4	0.0	25.1
住居の確保、就労環境の整備	17.9	13.8	19.3	22.9	7.7	12.2	0.0	8.0
相談体制の充実	17.9	10.3	13.8	8.4	15.4	14.3	0.0	13.1
教育啓発活動の充実	7.1	0.0	10.1	4.8	15.4	4.1	100.0	6.3
その他	0.0	3.4	0.9	1.2	7.7	1.0	0.0	1.1
特にない	0.0	6.9	0.9	0.0	0.0	4.1	0.0	2.3
わからない	3.6	0.0	4.6	1.2	7.7	5.1	0.0	6.3

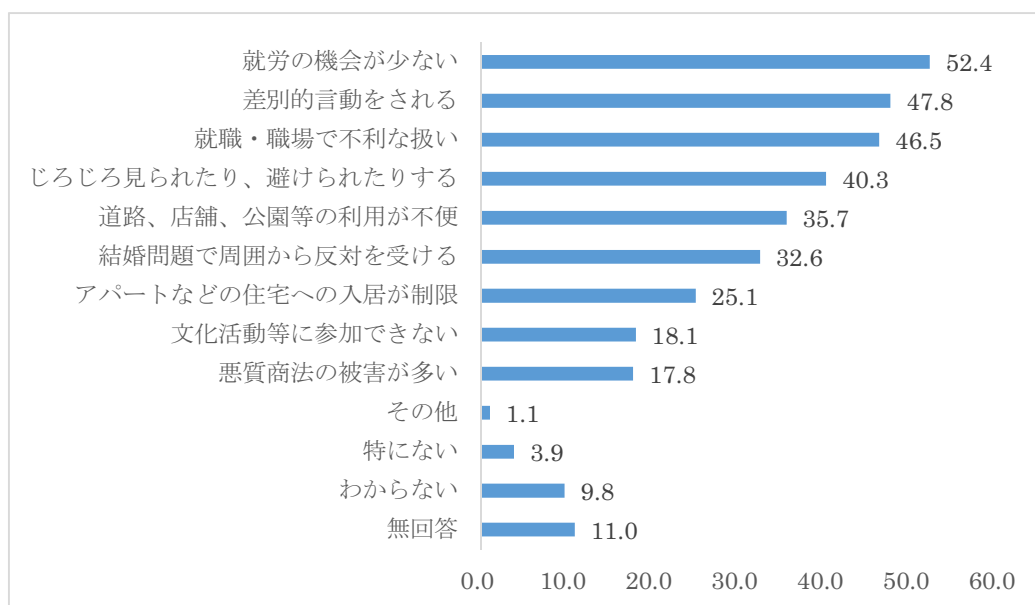
職業別にみると、「地域で支える仕組みの整備」、「教育・啓発活動の推進」、「住居の確保、就労環境の整備」について、教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっており、「相談体制の充実」についてはそのほかの職業と比べ低くなっている。

7. 障がい者の人権問題

問 19 障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 差別的言動をされる 2 就職・職場で不利な扱い
- 3 就労の機会が少ない 4 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 6 アパートなどの住宅への入居が制限
- 7 道路、店舗、公園等の利用が不便
- 8 文化活動等に参加できない 9 悪質商法の被害が多い
- 10 その他 11 特にない 12 わからない

図 19-1 障がい者の人権問題についてについて【全体】(%)



障がい者の人権問題について、「就労の機会が少ない」が最も高く 52.4%、次いで「差別的言動をされる」が 47.8%、「就職・職場で不利な扱い」が 46.5%、「じろじろ見られたり、避けられたりする」が 40.3%、「道路、店舗、公園等の利用が不便」が 35.7%、「結婚問題で周囲から反対を受ける」が 32.6%となっている。

表 19-2 障がい者の人権問題についてについて【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
就労の機会が少ない	52.4	50.5	62.9
差別的言動をされる	47.8	50.9	—
就職・職場で不利な扱い	46.5	47.4	46.1
じろじろ見られたり、避けられたりする	40.3	36.5	35.7
道路、店舗、公園等の利用が不便	35.7	35.3	39.2
結婚問題で周囲から反対を受ける	32.6	26.6	34.1
アパートなどの住宅への入居が制限	25.1	24.4	25.1
文化活動等に参加できない	18.1	15.3	18.0
悪質商法の被害が多い	17.8	14.4	18.2
その他	1.1	0.6	0.3
特にない	3.9	4.1	3.9
わからない	9.8	9.5	10.9

県調査・前回調査と比べ、「じろじろ見られたり、避けられたりする」の割合が高くなっている。また、「就労の機会が少ない」では前回調査より低くなっている。

表 19-3 障がい者の人権問題についてについて【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
就労の機会が少ない	58.0	51.1	71.8	55.3	50.1	63.2	33.3
差別的言動をされる	53.0	51.3	—	48.6	50.8	—	33.3
就職・職場で不利な扱い	52.5	47.6	57.4	48.9	47.0	44.1	33.3
じろじろ見られたり、避けられたりする	38.4	37.4	45.9	44.9	36.0	33.8	33.3
道路、店舗、公園等の利用が不便	37.0	33.0	54.1	38.5	37.5	34.9	66.7
結婚問題で周囲から反対を受ける	33.3	26.8	47.4	36.0	26.8	30.2	33.3
アパートなどの住宅への入居が制限	26.5	20.3	33.5	26.7	27.9	22.9	66.7
文化活動等に参加できない	24.7	16.0	25.4	17.7	14.7	16.1	0.0
悪質商法の被害が多い	16.0	14.0	23.0	20.5	14.6	16.9	33.3
その他	1.8	0.7	0.0	0.8	0.6	0.5	0.0
特にない	3.2	3.7	4.3	3.4	4.3	3.5	0.0
わからない	9.6	10.3	9.6	10.7	8.8	12.5	33.3

性別にみると、「就労の機会が少ない」、「差別的な言動をされる」、「就職・職場で不利な扱い」、「文化活動等に参加できない」などについて男性の割合が高くなっている。また「じろじろ見られたり、避けられたりする」については、女性の割合が高くなっている。

表 19-4 障がい者の人権問題についてについて【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
就労の機会が少ない	76.5	51.3	57.4	59.1	61.9	49.3
差別的言動をされる	88.2	74.4	57.4	57.0	53.1	36.2
就職・職場で不利な扱い	88.2	66.7	54.4	51.6	51.7	41.5
じろじろ見られたり、避けられたりする	70.6	59.0	57.4	49.5	38.8	31.9
道路、店舗、公園等の利用が不便	52.9	28.2	41.2	40.9	40.1	34.8
結婚問題で周囲から反対を受ける	64.7	38.5	39.7	31.2	33.3	32.4
アパートなどの住宅への入居が制限	52.9	28.2	39.7	22.6	25.2	23.2
文化活動等に参加できない	35.3	17.9	22.1	12.9	23.1	19.3
悪質商法の被害が多い	47.1	25.6	25.0	16.1	15.6	16.4
その他	0.0	2.6	0.0	1.1	1.4	1.4
特にない	0.0	2.6	0.0	2.2	3.4	5.3
わからない	0.0	2.6	13.2	6.5	8.8	13.5

年齢別にみると、ほとんどの問題について 20 歳代が一番高くなっており、「就労の機会が少ない」、「差別的言動をされる」、「就職・職場で不利な扱い」、「じろじろ見られたり、避けられたりする」について 70 歳以上の割合が低くなっている。また、「文化活動等に参加できない」では 50 歳代が最も低くなっている。

表 19-5 障がい者の人権問題について【職業別】(%)

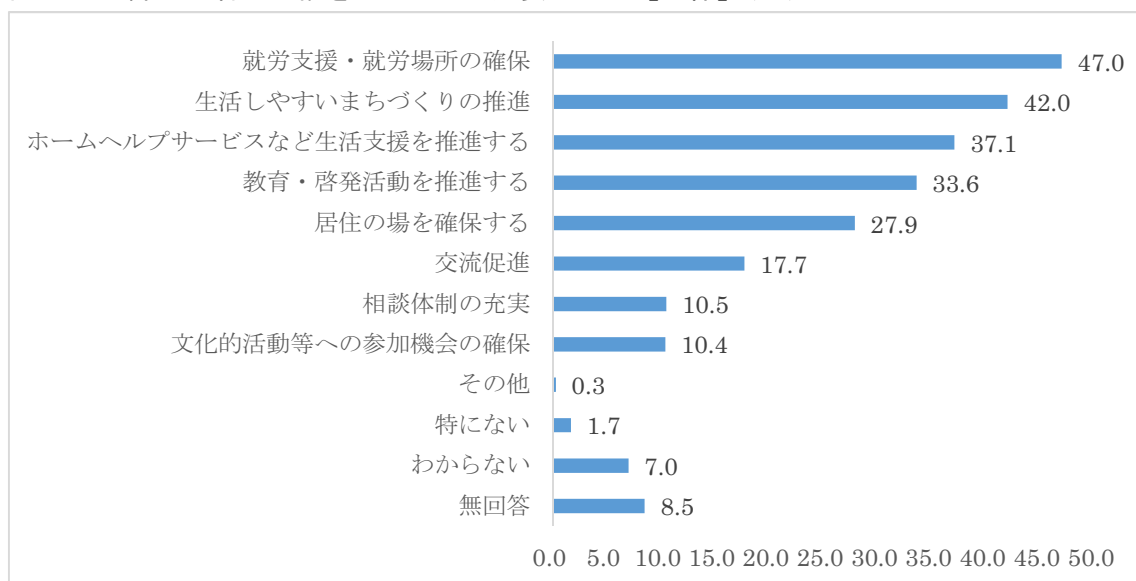
	農林漁業	サービス 業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
就労の機会が少ない	50.0	41.4	56.9	73.5	53.8	58.2	100.0	51.4
差別的言動をされる	44.6	51.7	56.9	72.3	53.8	42.9	100.0	43.4
就職・職場で不利な扱い	42.9	55.2	53.2	66.3	38.5	41.8	100.0	49.7
じろじろ見られたり、避け られたりする	33.9	34.5	47.7	65.1	53.8	40.8	0.0	34.9
道路、店舗、公園等の利用 が不便	41.1	41.1	37.6	43.4	15.4	41.8	0.0	35.4
結婚問題で周囲から反対を 受ける	33.9	24.1	33.9	48.2	30.8	35.7	0.0	32.6
アパートなどの住宅への入 居が制限	17.9	10.3	30.3	38.6	30.8	27.6	0.0	24.0
文化活動等に参加できない	19.6	17.2	12.8	30.1	46.2	16.3	0.0	20.6
悪質商法の被害が多い	17.9	17.2	14.7	31.3	15.4	20.4	0.0	16.0
その他	1.8	0.0	0.9	0.0	23.1	1.0	0.0	0.6
特にない	1.8	3.4	2.8	0.0	7.7	4.1	0.0	5.1
わからない	8.9	6.9	7.3	0.0	23.1	11.2	0.0	15.4

職業別にみると、学生を除いたほとんどの問題について教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっている。また、「文化活動等に参加できない」については、自由業の割合が最も高くなっている。

問 20 あなたは、障がい者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する
- 3 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
- 4 就労の支援や働く場の確保を図る
- 5 障がいのある人となない人との交流を促進する
- 6 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
- 7 ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
- 8 障がい者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他 10 特にない 11 わからない

図 20-1 障がい者の人権を守るために必要なこと【全体】（％）



障がい者の人権を守るための方法について、「就労の支援や働く場の確保を図る」が最も高く47.0%、次いで、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する」42.0%となっている。

表 20-2 障がい者の人権を守るために必要なこと【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
就労支援・就労場所の確保	47.0	50.9	51.9
生活しやすいまちづくりの推進	42.0	43.6	47.4
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進する	37.1	29.4	27.2
教育・啓発活動を推進する	33.6	30.2	27.7
居住の場を確保する	27.9	28.6	28.0
交流促進	17.7	19.8	19.1
相談体制の充実	10.5	8.4	10.1
文化的活動等への参加機会の確保	17.7	9.3	11.1
その他	0.3	0.9	0.2
特にない	1.7	2.0	1.9
わからない	7.0	6.1	7.7

前回調査と比べ、「ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する」の割合が高くなっている。

表 20-3 障がい者の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	
就労支援・就労場所の確保	52.5	50.6	62.2	49.2	51.3	51.0	66.7
生活しやすいまちづくりの推進	39.7	41.2	55.5	47.8	45.7	46.9	66.7
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進する	31.5	25.6	19.1	44.4	32.2	33.5	33.3
教育・啓発活動を推進する	41.6	33.7	39.2	32.3	27.7	23.2	0.0
居住の場を確保する	29.7	29.3	33.0	29.8	28.0	27.8	33.3
交流促進	16.9	19.1	18.2	18.3	20.6	21.5	66.7
相談体制の充実	11.9	9.2	9.1	11.2	7.6	11.7	0.0
文化的活動等への参加機会の確保	11.9	8.9	14.8	9.8	9.7	10.1	33.3
その他	0.5	0.7	0.5	0.3	1.1	0.0	0.0
特にない	1.4	2.3	1.9	1.7	1.8	2.2	0.0
わからない	6.8	6.4	5.7	7.0	5.8	8.4	0.0

性別にみると、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する」では前回と比べ男性の割合が低く、「ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する」の割合は、前回調査と比べ男性、女性共には高くなっている。

表 20-4 障がい者の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
就労支援・就労場所の確保	70.6	64.1	52.9	53.8	53.7	42.0
生活しやすいまちづくりの推進	29.4	38.5	52.9	45.2	39.5	48.3
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進する	35.3	20.5	35.3	41.9	44.2	39.6
教育・啓発活動を推進する	41.2	41.0	33.8	37.6	35.4	34.8
居住の場を確保する	35.3	38.5	27.9	34.4	30.6	26.1
交流促進	23.5	25.6	26.5	18.3	17.7	14.5
相談体制の充実	11.8	5.1	7.4	6.5	10.2	16.9
文化的活動等への参加機会の確保	11.8	10.3	7.4	12.9	11.6	10.1
その他	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	0.0	2.6	0.0	1.1	2.0	2.4
わからない	0.0	2.6	10.3	2.2	7.5	8.7

年齢別にみると、「就労の支援や働く場の確保を図る」が各年代とも高い割合を占めている。「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する」では、40 歳代の割合が他の年代に比べ高くなっている。

表 20-5 障がい者の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	教育福祉							
	農林漁業	サービス業	勤め	医療関係	自由業	家事専業	学生	無職
	公務員							
就労支援・就労場所の確保	57.1	48.3	56.0	65.1	23.1	45.9	100.0	44.0
生活しやすいまちづくりの推進	41.1	37.9	45.0	51.8	46.2	44.9	0.0	45.7
ホームヘルプサービスなど生活支援を推進する	50.0	37.9	38.5	31.3	30.8	43.9	100.0	37.7
教育・啓発活動を推進する	33.9	31.0	40.4	39.8	23.1	32.7	100.0	37.1
居住の場を確保する	30.4	20.7	33.0	38.6	38.5	25.5	0.0	26.3
交流促進	10.7	13.8	17.4	37.3	15.4	17.3	0.0	12.6
相談体制の充実	14.3	13.8	6.4	6.0	15.4	14.3	0.0	14.9
文化的活動等への参加機会の確保	5.4	10.3	11.9	9.6	7.7	13.3	0.0	10.9
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	1.0	0.0	0.0
特にない	3.6	3.4	0.9	0.0	0.0	2.0	0.0	1.7
わからない	5.4	13.8	4.6	0.0	7.7	5.1	0.0	11.4

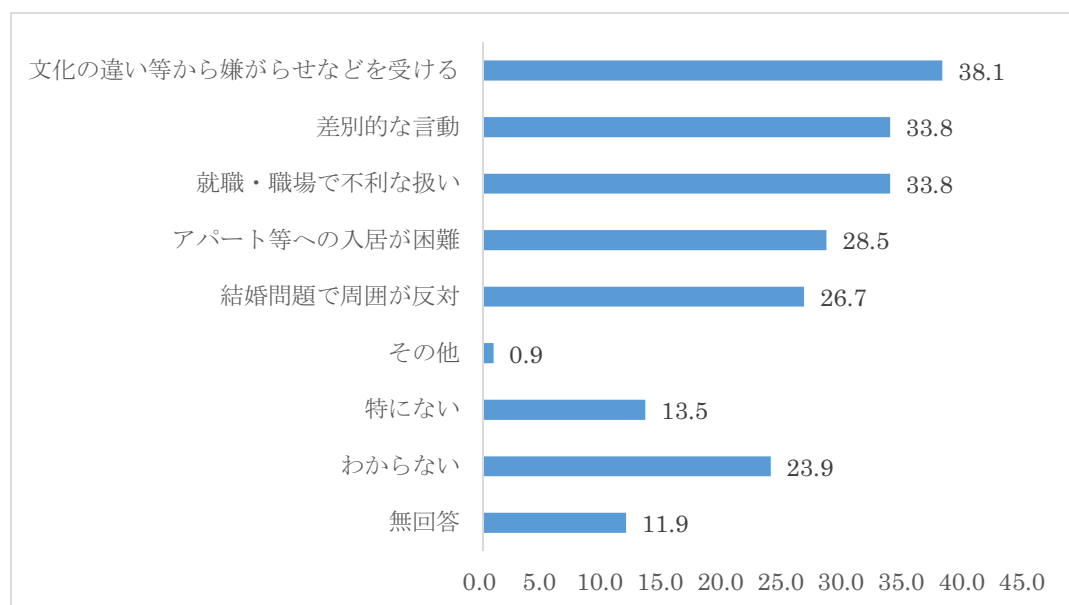
職業別にみると、農林漁業、サービス業、教育福祉医療公務員では「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が高くなっている。

8. 外国人の人権問題

問 21 外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 差別的な言動をされる 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
3 結婚問題で周囲から反対を受ける 4 アパートなどの住宅への入居が制限される
5 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
6 その他 7 特にない 8 わからない

図 21-1 外国人の人権問題について【全体】（％）



外国人の人権問題について、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」が最も高く38.1%、次いで「差別的な言動をされる」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」33.8%となっている。

表 21-2 外国人の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
文化の違い等から嫌がらせなどを受ける	38.1	42.7	26.8
差別的な言動	33.8	34.4	-
就職・職場で不利な扱い	33.8	32.9	30.2
アパート等への入居が困難	28.5	24.9	28.3
結婚問題で周囲が反対	26.7	20.5	20.4
その他	0.9	1.2	0.6
特にない	13.5	13.1	14.0
わからない	23.9	25.1	32.2

前回調査と比べ、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」などの割合が高くなっている。

表 21-3 外国人の人権問題について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
文化の違い等から嫌がらせなどを受ける	38.8	41.8	30.6	42.4	43.6	27.5	33.3
差別的な言動	36.1	35.8	-	35.7	33.5	-	0.0
就職・職場で不利な扱い	38.8	31.3	34.9	35.4	34.4	31.3	0.0
アパート等への入居が困難	30.1	22.2	35.4	30.3	27.2	27.5	33.3
結婚問題で周囲が反対	29.7	19.7	24.9	27.8	21.3	20.4	33.3
その他	1.8	1.7	0.5	0.6	0.7	0.8	0.0
特にない	17.4	12.6	16.7	12.6	13.2	12.8	33.3
わからない	21.5	25.1	28.7	27.2	25.3	35.7	33.3

性別にみると、女性では「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」についての割合が男性より高くなっている。また、男性では「差別的な言動をされる」、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」、「結婚問題で周囲から反対を受ける」についての割合が高くなっている。

表 21-4 外国人の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
文化の違い等から嫌がらせなどを受ける	76.5	56.4	55.9	46.2	41.5	27.5
差別的な言動	70.6	51.3	42.6	35.5	34.7	28.0
就職・職場で不利な扱い	70.6	48.7	42.6	36.6	36.1	30.0
アパート等への入居が困難	41.2	46.2	38.2	28.0	28.6	25.6
結婚問題で周囲が反対	58.8	48.7	29.4	28.0	25.2	24.6
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	2.4
特にない	0.0	15.4	11.8	11.8	15.0	16.9
わからない	0.0	7.7	19.1	26.9	25.9	31.4

年齢別にみると、低い年代で問題があると答えた割合が高い傾向にあり、高い年代ほど割合が低くなっている。

表 21-5 外国人の人権問題について【職業別】(%)

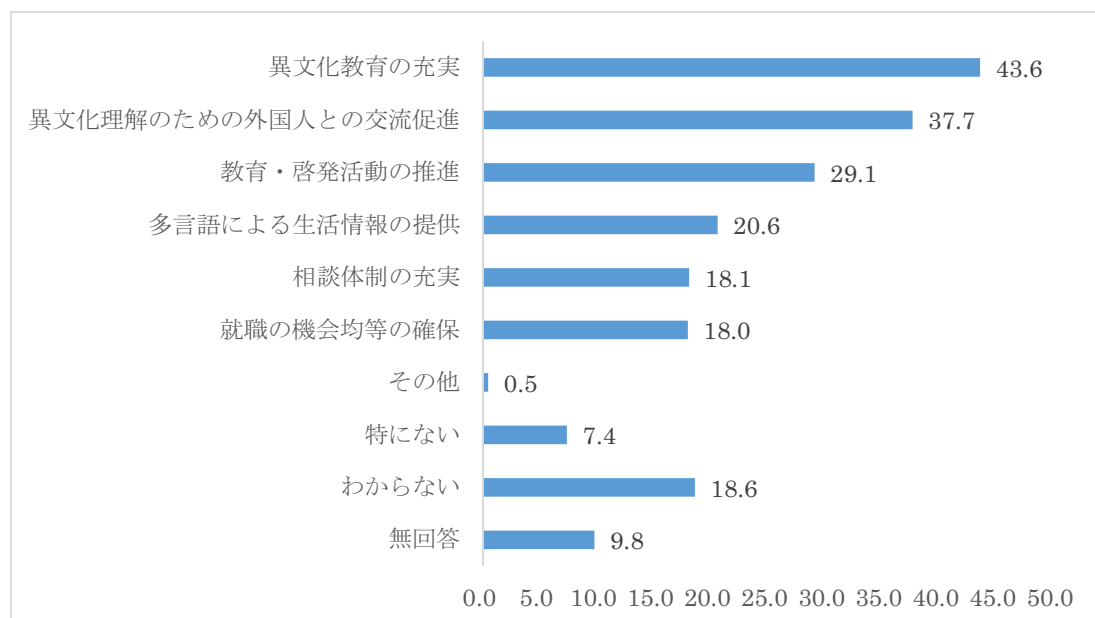
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
文化の違い等から嫌がらせなどを受ける	39.3	31.0	49.5	65.1	46.2	34.7	0.0	30.9
差別的な言動	28.6	27.6	38.5	54.2	23.1	33.7	0.0	31.4
就職・職場で不利な扱い	30.4	31.0	40.4	53.0	46.2	29.6	100.0	33.1
アパート等への入居が困難	17.9	34.5	33.0	39.8	23.1	27.6	0.0	29.7
結婚問題で周囲が反対	21.4	17.2	33.9	41.0	23.1	26.5	0.0	25.7
その他	1.8	3.4	0.0	0.0	7.7	1.0	0.0	1.1
特にない	21.4	13.8	10.1	12.0	23.1	18.4	0.0	16.0
わからない	19.6	31.0	22.0	12.0	15.4	30.6	0.0	30.3

職業別にみると、教育・福祉医療関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高くなっている。また、「わからない」では教育・福祉医療関係・公務員、自由業が低くなっている。

問 22 あなたは、外国人の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。
次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
- 3 異文化理解のため、外国人との交流を促進する
- 4 外国人の就職の機会均等を確保する
- 5 多言語による生活情報の提供を充実する
- 6 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他 8 特にない 9 わからない

図 22-1 外国人の人権を守る方法について【全体】（％）



外国人の人権を守るための方法について、「異文化理解のため、外国人との交流を促進する」が最も高く 43.6%、次いで「異文化理解のため、外国人との交流を促進する」37.7%、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」29.1%となっている。また、「わからない」は 18.6%となっている。

表 22-2 外国人の人権を守る方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
異文化教育の充実	43.6	44.8	32.0
異文化理解のための外国人との交流促進	37.7	39.7	33.6
教育・啓発活動の推進	29.1	25.6	26.5
多言語による生活情報の提供	20.6	22.4	16.2
相談体制の充実	18.1	15.6	16.9
就職の機会均等の確保	18.0	15.1	16.9
その他	0.5	1.3	0.2
特にない	7.4	6.9	7.7
わからない	18.6	16.8	23.0

前回調査と比べ、今回調査のほとんどの割合が高くなっている。

表 22-3 外国人の人権を守る方法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
異文化教育の充実	45.7	41.8	34.0	46.9	47.2	34.1	33.3
異文化理解のための外国人との交流促進	41.1	39.2	41.1	39.6	40.4	32.4	33.3
教育・啓発活動の推進	37.9	29.3	32.1	27.8	22.8	26.7	0.0
多言語による生活情報の提供	20.5	21.7	14.4	22.2	23.2	19.3	66.7
相談体制の充実	21.0	16.0	19.6	18.0	15.4	17.2	33.3
就職の機会均等の確保	21.0	15.7	16.7	18.5	14.5	18.5	0.0
その他	0.5	1.7	0.0	0.6	0.9	0.3	0.0
特にない	8.7	7.9	10.5	5.9	6.1	6.0	33.3
わからない	14.6	15.4	19.6	22.2	17.8	25.6	0.0

性別にみると、「異文化理解のため、外国人との交流を促進する」や「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」などでは男性の割合が高く、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」などでは女性が女性の割合が高くなっている。

表 22-4 外国人の人権を守る方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
異文化教育の充実	64.7	59.0	52.9	45.2	47.6	41.5
異文化理解のための外国人との交流促進	52.9	59.0	41.2	41.9	39.5	35.7
教育・啓発活動の推進	35.3	15.4	35.3	31.2	29.9	34.8
多言語による生活情報の提供	35.3	43.6	25.0	25.8	24.5	12.1
相談体制の充実	11.8	12.8	16.2	19.4	23.8	19.8
就職の機会均等の確保	35.3	25.6	17.6	19.4	21.8	15.5
その他	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	1.0
特になし	0.0	5.1	7.4	4.3	7.5	9.7
わからない	5.9	7.7	20.6	17.2	19.0	22.2

年齢別にみると、「異文化教育の充実」と「就職の機会均等の確保」について 20 歳代の割合が高くなっている。また、「教育・啓発活動の推進」については 30 歳代の割合が大幅に低くなっている。

表 22-5 外国人の人権を守る方法について【職業別】(%)

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
異文化教育の充実	46.4	34.5	49.5	67.5	7.7	44.9	0.0	42.3
異文化理解のための外国人との交流促進	46.4	37.9	45.0	57.8	30.8	37.8	0.0	30.3
教育・啓発活動の推進	28.6	13.8	29.4	37.3	69.2	22.4	100.0	36.6
多言語による生活情報の提供	17.9	27.6	29.4	31.3	30.8	22.4	0.0	14.3
相談体制の充実	23.2	6.9	19.3	14.5	46.2	24.5	100.0	17.1
就職の機会均等の確保	26.8	13.8	17.4	20.5	30.8	14.3	100.0	20.0
その他	1.8	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特になし	8.9	10.3	6.4	2.4	0.0	8.2	0.0	10.3
わからない	14.3	20.7	20.2	12.0	23.1	18.4	0.0	22.3

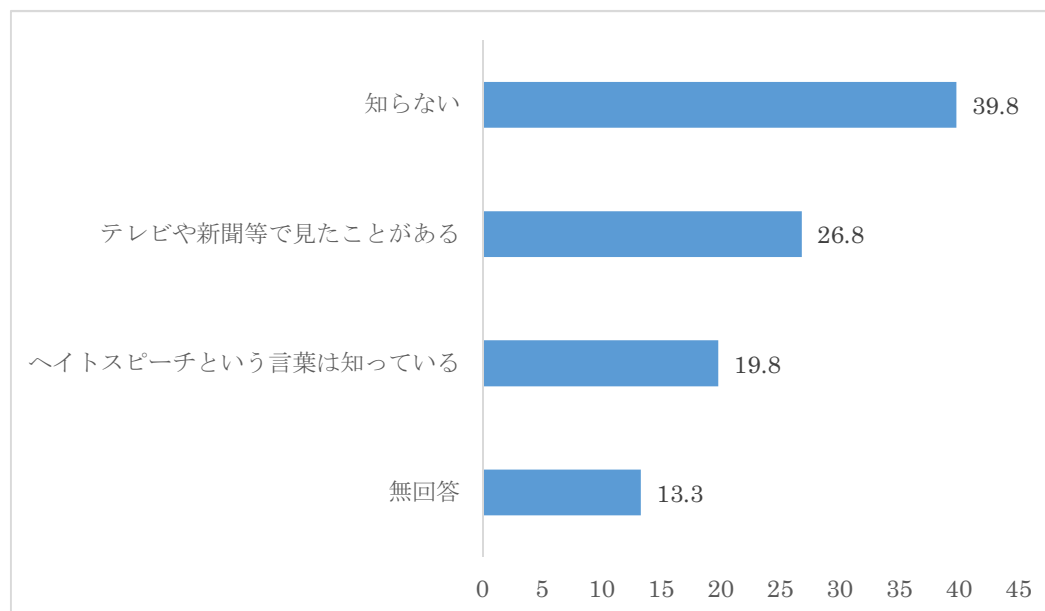
職業別にみると、「異文化教育の充実」と「異文化理解のための外国人との交流促進」では教育・福祉医療・公務員の割合が高くなっているが、自由業の割合は低くなっている。また、「教育・啓発活動の推進」、「相談体制の充実」、「就職の機会均等の確保」については自由業の割合が高くなっている。

9. ヘイトスピーチによる人権侵害について

問 23 あなたは、特定の人種や民族等への憎悪・差別意識・排除理論を扇動する行為（ヘイトスピーチ）が日本国内で行われているのをご存知ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

- 1 実際にもしくはテレビや新聞、インターネット等で見たことがある
- 2 ヘイトスピーチという言葉は知っている
- 3 知らない

図 23-1 ヘイトスピーチについて【全体】（％）



特定の人種や民族等への憎悪・差別意識・排除理論を扇動する行為（ヘイトスピーチ）について、「知らない」が最も多く 39.8%となっている。「テレビや新聞等で見たことがある」26.8%、「ヘイトスピーチという言葉は知っている」19.8%となっている。

表 23-2 ヘイトスピーチについて【比較】（％）

	今回調査	県調査	前回調査
知らない	39.8	－	－
テレビや新聞等で見たことがある	26.8	－	－
ヘイトスピーチという言葉は知っている	19.8	－	－

※ 今回新たに追加した調査

表 23-3 ヘイトスピーチについて【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	
知らない	29.2	-	-	49.2	-	-	66.7
テレビや新聞等で見たことがある	36.5	-	-	24.4	-	-	33.3
ヘイトスピーチという言葉は知っている	25.6	-	-	18.3	-	-	0.0

性別にみると、女性では「知らない」についての割合が 49.2%と高くなっているが、男性では「テレビや新聞等で見たことがある」、「ヘイトスピーチという言葉は知っている」についての割合が高くなっている。

表 23-4 ヘイトスピーチについて【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
知らない	29.4	28.2	35.3	36.6	41.5	49.3
テレビや新聞等で見たことがある	35.3	33.3	39.7	32.3	34.7	19.3
ヘイトスピーチという言葉は知っている	23.5	38.5	20.6	29.0	17.0	16.4

年齢別にみると、「知らない」について、年代の高い順に高くなっている。また、「テレビや新聞等で見たことがある」については 39.7%と 40 歳代が高く、「ヘイトスピーチという言葉は知っている」については 38.5%と 30 歳代が高くなっている。

表 23-5 ヘイトスピーチについて【職業別】（％）

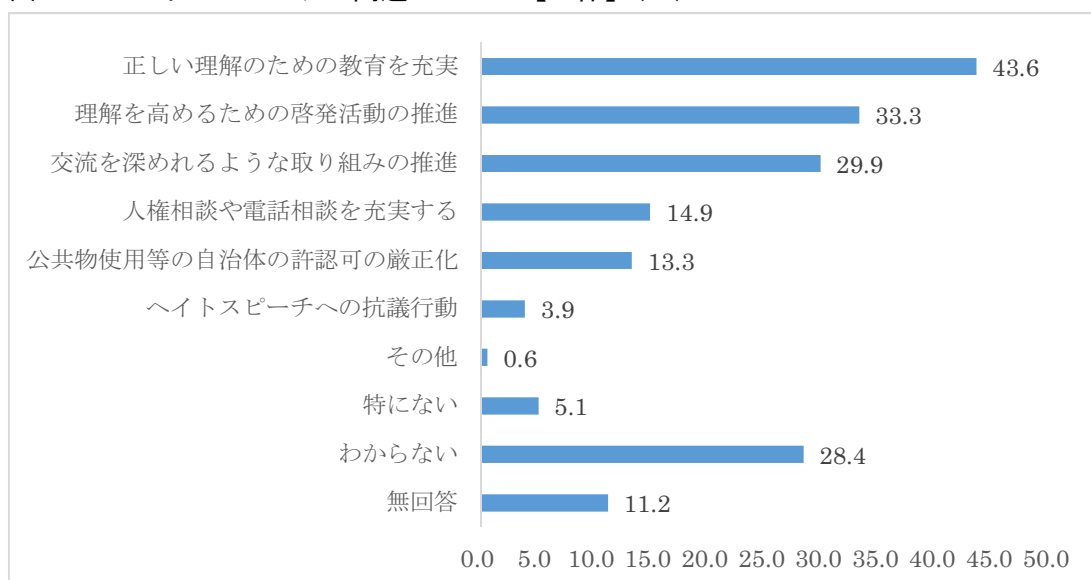
	農林漁業	サービス業	勤め 公務員	教育福祉 医療関係					学生	無職
				自由業	家事専業	自由業	家事専業	学生		
知らない	48.2	37.9	43.1	27.7	46.2	49.0	100.0	42.3		
テレビや新聞等で見たことがある	25.0	24.1	27.5	48.2	30.8	22.4	0.0	28.6		
ヘイトスピーチという言葉は知っている	17.9	31.0	29.4	24.1	7.7	19.4	0.0	16.6		

職業別にみると、教育・福祉医療関係・公務員では、「テレビや新聞等で見たことがある」については 48.2%と高く「知らない」については 27.7%と低くなっている。また「ヘイトスピーチという言葉は知っている」については、サービス業の割合が高く、自由業の割合が低くなっている。

問 24 あなたは、ヘイトスピーチをなくするために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 日本に暮らす民族・人種に対しての理解を高めるための啓発活動を推進する
- 2 様々な民族・人種に関して正しく理解することのできる教育を充実する
- 3 様々な民族・人種間の交流を深めれるような取り組みを推進する
- 4 ヘイトスピーチに対しての公共の道路や建物の使用等、自治体の許認可を厳正にする
- 5 ヘイトスピーチへの抗議行動をする
- 6 ヘイトスピーチによって人権を侵害された人のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他 8 特にない 9 わからない

図 24-1 ヘイトスピーチの問題について【全体】（％）



ヘイトスピーチをなくする方法として、「正しい理解のための教育を充実」が最も高く 43.6%、「理解を高めるための啓発活動の推進」33.3%、「交流を深めれるような取り組みの推進」29.9%となっている。

表 24-2 ヘイトスピーチの問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
正しい理解のための教育を充実	43.6	-	-
理解を高めるための啓発活動の推進	33.3	-	-
交流を深めれるような取り組みの推進	29.9	-	-
人権相談や電話相談を充実する	14.9	-	-
公共物使用等の自治体の許認可の厳正化	13.3	-	-
ヘイトスピーチへの抗議行動	3.9	-	-
その他	0.6	-	-
特にない	5.1	-	-
わからない	28.4	-	-

※今回新たに追加した調査

表 24-3 ヘイトスピーチの問題について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
正しい理解のための教育を充実	48.4	-	-	46.1	-	-	13.4
理解を高めるための啓発活動の推進	37.9	-	-	35.1	-	-	9.0
交流を深めれるような取り組みの推進	36.5	-	-	29.5	-	-	10.4
人権相談や電話相談を充実する	14.2	-	-	17.4	-	-	4.5
公共物使用等の自治体の許認可の厳正化	19.2	-	-	11.0	-	-	6.0
ヘイトスピーチへの抗議行動	4.6	-	-	3.7	-	-	1.5
その他	1.4	-	-	0.3	-	-	0.0
特にない	6.8	-	-	4.2	-	-	3.0
わからない	22.8	-	-	32.6	-	-	25.4

性別にみると、「人権相談や電話相談を充実する」について、女性の割合が高いが、他の方法については男性の割合が高くなっている。

表 24-4 ヘイトスピーチの問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
正しい理解のための教育を充実	41.2	61.5	54.4	51.6	47.6	39.6
理解を高めるための啓発活動の推進	35.3	35.9	41.2	37.6	32.0	37.2
交流を深めれるような取り組みの推進	29.4	33.3	33.8	34.4	29.9	32.9
人権相談や電話相談を充実する	17.6	10.3	11.8	10.8	24.5	15.0
公共物使用等の自治体の許認可の厳正化	11.8	20.5	17.6	7.5	22.4	9.2
ヘイトスピーチへの抗議行動	11.8	2.6	4.4	5.4	4.8	2.9
その他	0.0	2.6	0.0	1.1	0.0	0.5
特にない	5.9	2.6	1.5	4.3	5.4	6.3
わからない	23.5	28.2	30.9	25.8	25.8	31.9

年齢別にみると、「人権相談や電話相談を充実する」について 60 歳代が 24.5%と高くなっている。また、「ヘイトスピーチへの抗議行動」については 20 歳代が 11.8%と高くなっている。

表 24-5 ヘイトスピーチの問題について【職業別】(%)

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
正しい理解のための教育を充実	35.7	34.5	48.6	63.9	53.8	40.8	100.0	46.9
理解を高めるための啓発活動の推進	32.1	20.7	35.8	43.4	61.5	28.6	100.0	40.0
交流を深めれるような取り組みの推進	35.7	24.1	32.1	41.0	30.8	26.5	0.0	32.0
人権相談や電話相談を充実する	12.5	10.3	11.9	19.3	23.1	15.3	0.0	19.4
公共物使用等の自治体の許認可の厳正化	14.3	20.7	10.1	19.3	15.4	11.2	0.0	16.0
ヘイトスピーチへの抗議行動	0.0	3.4	5.5	4.8	15.4	3.1	100.0	4.6
その他	0.0	3.4	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	1.1
特にない	8.9	10.3	1.8	3.6	23.1	7.1	0.0	4.0
わからない	26.8	37.9	36.7	16.9	7.7	37.8	0.0	28.0

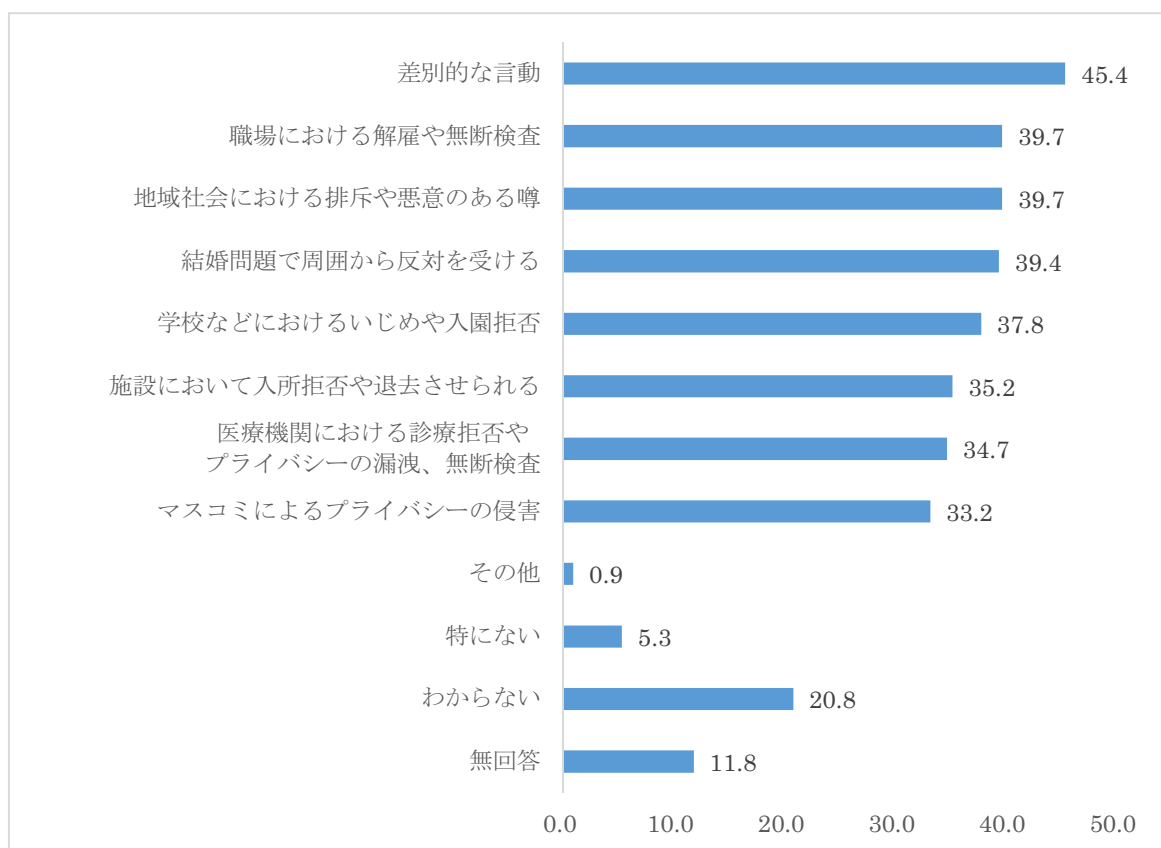
職業別にみると、学生を除き、「正しい理解のための教育を充実」、「交流を深めれるような取り組みの推進」では教育・福祉医療関係・公務員が最も高く、「理解を高めるための啓発活動の推進」では自由業が最も高くなっている。

10. エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者等の人権問題について

問 25 エイズ患者・H I V感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 差別的な言動をされる
- 2 職場における解雇や無断で検査が行われる
- 3 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる
- 5 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
- 6 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
- 7 マスコミによりプライバシーが侵害される
- 8 地域社会における排斥（仲間はずれにすること）や悪意のある噂が流される
- 9 その他 10 特にない 11 わからない

図 25-1 エイズ患者・H I V感染者の人権問題について【全体】（％）



エイズ患者・H I V感染者の人権問題について、「差別的な言動」が最も高く 45.4%となっている。その他についてはほぼ同じ割合となっている。また、「わからない」は 20.8%となっている。

表 25-2 エイズ患者・H I V感染者の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
差別的な言動	45.4	43.9	-
職場における解雇や無断検査	39.7	33.2	38.7
地域社会における排斥や悪意のある噂	39.7	36.9	42.8
結婚問題で周囲から反対を受ける	39.4	25.6	-
学校などにおけるいじめや入園拒否	37.8	29.8	39.5
施設において入所拒否や退去させられる	35.2	26.0	34.2
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	34.7	32.9	38.3
マスコミによるプライバシーの侵害	33.2	26.3	35.0
その他	0.9	0.4	0.0
特にな	5.3	5.2	4.2
わからない	20.8	25.6	26.4

県調査と比べ、ほぼすべての問題が県調査と比べ高くなっている。

表 25-3 エイズ患者・H I V感染者の人権問題について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
差別的な言動	47.5	45.8	-	49.2	42.4	-	33.3
職場における解雇や無断検査	40.6	30.5	43.5	44.1	35.4	40.1	33.3
地域社会における排斥や悪意のある噂	40.2	35.3	49.3	43.5	38.2	43.6	66.7
結婚問題で周囲から反対を受ける	40.2	24.8	-	43.8	26.3	-	66.7
学校などにおけるいじめや入園拒否	38.4	27.6	45.9	40.7	31.5	40.3	66.7
施設において入所拒否や退去させられる	40.2	23.7	39.7	35.7	28.0	34.9	33.3
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	37.0	29.6	41.1	37.9	35.5	40.1	0.0
マスコミによるプライバシーの侵害	34.2	23.8	36.4	36.0	28.1	38.1	33.3
その他	2.3	0.4	0.0	0.3	0.4	0.0	0.0
特にな	7.3	6.4	3.8	4.5	4.4	4.6	3.0
わからない	20.5	25.8	25.4	22.2	25.3	30.2	33.3

性別にみると、「施設において入所拒否や退去させられる」の割合が男性が高く、その他については女性の割合が高くなっている。

表 25-4 エイズ患者・H I V感染者の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
差別的な言動	70.6	61.5	70.6	48.4	48.3	37.7
職場における解雇や無断検査	70.6	66.7	61.8	39.8	40.1	33.8
地域社会における排斥や悪意のある噂	76.5	53.8	61.8	43.0	43.5	30.4
結婚問題で周囲から反対を受ける	76.5	56.4	45.6	31.2	43.5	41.5
学校などにおけるいじめや入園拒否	82.4	51.3	60.3	35.5	41.5	30.0
施設において入所拒否や退去させられる	76.5	48.7	45.6	36.6	38.1	30.0
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	70.6	61.5	55.9	40.9	36.7	23.7
マスコミによるプライバシーの侵害	58.8	51.3	52.9	38.7	34.7	24.6
その他	5.9	5.1	0.0	0.0	0.0	1.4
特にな	0.0	0.0	1.5	7.5	4.8	7.7
わからない	5.9	12.8	14.7	15.1	23.1	28.5

年齢別にみると、低い年代で問題があると答えた割合が高い傾向にある。「わからない」は 60 歳代、70 歳以上の割合が高くなっている。

表 25-5 エイズ患者・H I V感染者の人権問題について【職業別】(%)

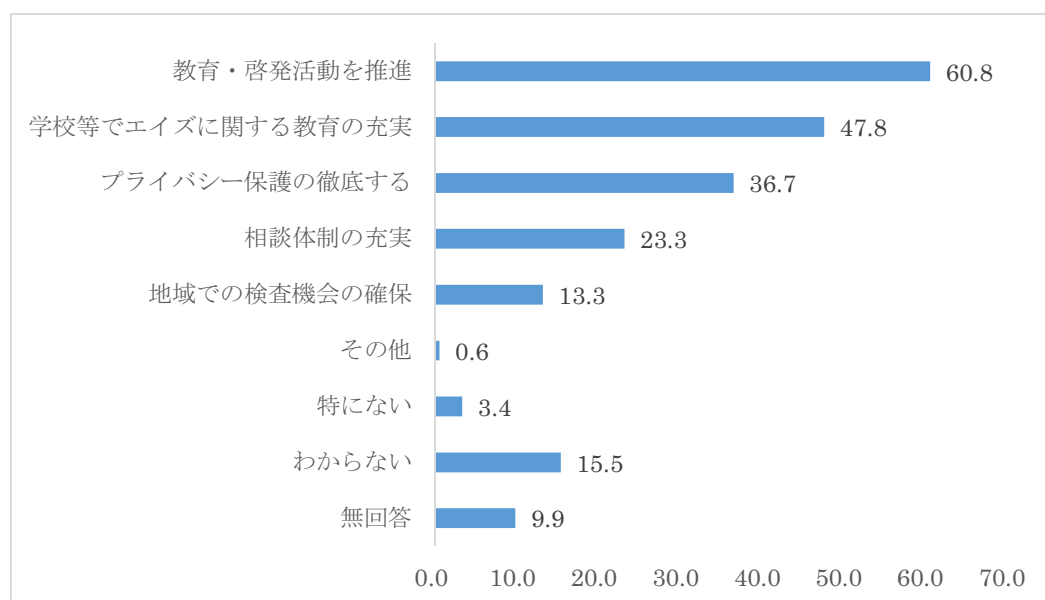
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
差別的な言動	50.0	37.9	58.7	67.5	61.5	41.8	0.0	40.0
職場における解雇や無断検査	37.5	37.9	51.4	62.7	38.5	39.8	0.0	35.4
地域社会における排斥や悪意のある噂	32.1	31.0	52.3	59.0	46.2	44.9	100.0	33.7
結婚問題で周囲から反対を受ける	42.9	31.0	43.1	60.2	38.5	45.9	0.0	36.6
学校などにおけるいじめや入園拒否	37.5	37.9	47.7	61.4	38.5	34.7	0.0	33.1
施設において入所拒否や退去させられる	32.1	34.5	39.4	56.6	46.2	34.7	0.0	32.6
医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断検査	30.4	27.6	45.0	61.4	38.5	35.7	100.0	27.4
マスコミによるプライバシーの侵害	21.4	27.6	43.1	53.0	38.5	38.8	0.0	28.6
その他	1.8	0.0	0.0	1.2	15.4	0.0	0.0	1.1
特にな	3.6	10.3	3.7	4.8	7.7	5.1	0.0	7.4
わからない	14.3	34.5	19.3	7.2	23.1	20.4	0.0	28.0

職業別にみると、教育・福祉医療関係・公務員では、ほぼすべてが高くなっている。また、「わからない」ではサービス業の割合が高くなっている。

問 26 あなたは、エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 エイズ患者・H I V感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
- 2 学校等でエイズ等に関する教育を充実する
- 3 エイズ患者・H I V感染者のプライバシー保護を徹底する
- 4 それぞれの地域でH I V抗体検査等の機会を確保する
- 5 エイズ患者・H I V感染者のための人権相談や電話相談を充実する
- 6 その他 7 特にない 8 わからない

図 26-1 エイズ患者・H I V感染者の人権を守るための方法について【全体】（％）



エイズ患者・H I V感染者の人権問題について、「教育・啓発活動を推進」が最も高く 60.8%、次いで「学校等でエイズに関する教育の充実」47.8%、「プライバシー保護の徹底」36.7%となっている。

表 26-2 エイズ患者・H I V感染者の人権を守るための方法について【比較】（％）

	今回調査	県調査	前回調査
教育・啓発活動を推進	60.8	61.8	59.8
学校等でエイズに関する教育の充実	47.8	45.4	48.6
プライバシー保護の徹底する	36.7	35.5	35.2
相談体制の充実	23.3	19.1	21.4
地域での検査機会の確保	13.3	14.4	14.3
その他	0.6	0.1	0.2
特にない	3.4	3.1	2.6
わからない	15.5	18.1	15.6

今回調査、県調査、前回調査の割合はほぼ同じとなっている。

表 26-3 エイズ患者・H I V感染者の人権を守るための方法について【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
教育・啓発活動を推進	67.6	62.0	67.9	62.9	61.9	60.8	66.7
学校等でエイズに関する教育の充実	51.1	42.6	56.0	50.8	47.8	48.8	100.0
プライバシー保護の徹底する	42.5	34.3	40.7	38.2	36.4	35.7	33.3
相談体制の充実	22.8	20.4	23.9	25.0	18.0	22.6	66.7
地域での検査機会の確保	11.9	15.0	13.4	15.2	14.1	16.1	0.0
その他	0.5	0.1	0.0	0.6	0.1	0.3	0.0
特にない	4.1	4.0	3.8	2.8	2.5	2.2	0.0
わからない	13.2	18.3	12.9	18.0	17.9	17.4	0.0

性別にみると、男女とも「プライバシー保護の徹底」について県調査・前回調査より高くなっている。また「教育・啓発活動を推進」、「相談体制の充実」では前回調査に比べ、女性の割合が高くなっているが、男性の割合は低くなっている。

表 26-4 エイズ患者・H I V感染者の人権を守るための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
教育・啓発活動を推進	88.2	74.4	70.6	73.1	67.3	54.1
学校等でエイズに関する教育の充実	76.5	66.7	50.0	48.4	49.7	50.2
プライバシー保護の徹底する	58.8	46.2	45.6	36.6	39.5	37.2
相談体制の充実	23.5	15.4	16.2	33.3	35.4	18.8
地域での検査機会の確保	11.8	15.4	10.3	14.0	13.6	15.0
その他	0.0	5.1	1.5	1.1	0.0	0.0
特にない	0.0	0.0	1.5	3.2	2.0	4.8
わからない	0.0	10.3	17.6	6.5	15.6	22.7

年齢別にみると、「教育・啓発活動」、「学校等でエイズに関する教育を充実する」、「プライバシー保護の徹底」では低い年代の割合が高くなっている。

表 26-5 エイズ患者・H I V感染者の人権を守るための方法について【職業別】(%)

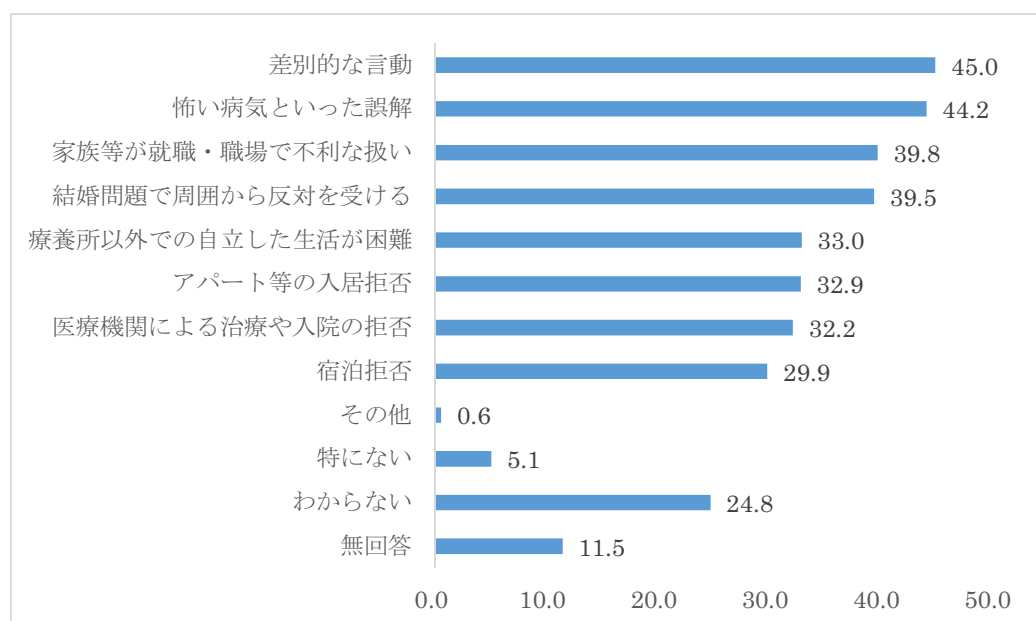
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
教育・啓発活動を推進	64.3	65.5	70.6	84.3	61.5	57.1	100.0	57.1
学校等でエイズに関する教育の充実	50.0	31.0	55.0	62.7	30.8	48.0	100.0	50.3
プライバシー保護の徹底する	26.8	41.4	41.3	48.2	38.5	34.7	100.0	38.9
相談体制の充実	14.3	13.8	26.6	27.7	46.2	34.7	0.0	21.1
地域での検査機会の確保	21.4	6.9	11.9	14.5	23.1	11.2	0.0	15.4
その他	0.0	2.8	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	3.6	6.9	0.9	3.6	0.0	4.1	0.0	4.6
わからない	12.5	31.0	15.6	1.2	15.4	18.4	0.0	20.0

職業別にみると、教育・福祉医療関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高くなっている。また、「相談体制の充実」では、自由業が最も高くなっている。

問 27 ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 差別的な言動をされる
- 2 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4 医療機関で治療や入院を断られる
- 5 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
- 6 アパート等の入居を拒否される
- 7 宿泊を拒否される
- 8 怖い病気といった誤解がある
- 9 その他 10 特にない 11 わからない

図 27-1 ハンセン病元患者等の人権問題について【全体】(%)



ハンセン病元患者等の人権問題について、「差別的な言動」が最も高く 45.0%、次いで「怖い病気といった誤解」44.2%、「家族等が就職・職場で不利な扱い」39.8%、「結婚問題で周囲から反対を受ける」39.5%となっている。また、「わからない」は 24.8%となっている。

表 27-2 ハンセン病元患者等の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
差別的な言動	45.0	46.9	36.7
怖い病気といった誤解	44.2	42.5	38.1
家族等が就職・職場で不利な扱い	39.8	35.7	34.2
結婚問題で周囲から反対を受ける	39.5	29.2	36.5
療養所以外での自立した生活が困難	33.0	29.4	31.8
アパート等の入居拒否	32.9	22.8	25.2
医療機関による治療や入院の拒否	32.2	26.4	30.7
宿泊拒否	29.9	21.7	24.1
その他	0.6	0.4	0.3
特にない	5.1	3.8	5.0
わからない	24.8	30.1	28.9

ほぼすべての事柄について、県調査・前回調査より高くなっている。

表 27-3 ハンセン病元患者等の人権問題について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
差別的な言動	47.0	46.9	43.1	49.4	46.8	37.3	33.3
怖い病気といった誤解	44.3	39.4	40.7	49.4	44.9	40.6	33.3
家族等が就職・職場で不利な扱い	42.5	34.1	43.1	43.3	36.7	36.8	66.7
結婚問題で周囲から反対を受ける	40.2	28.5	43.1	43.8	29.8	36.8	66.7
療養所以外での自立した生活が困難	34.2	28.0	34.9	37.1	30.5	33.5	33.3
アパート等の入居拒否	34.2	21.0	25.8	35.4	24.4	27.8	33.3
医療機関による治療や入院の拒否	33.3	23.8	34.0	36.0	28.6	32.4	0.0
宿泊拒否	31.1	19.5	24.9	33.1	23.5	26.4	33.3
その他	0.9	0.7	0.0	0.6	0.2	0.5	0.0
特にない	7.8	4.0	5.7	3.9	3.7	4.1	0.0
わからない	27.4	31.4	25.4	24.7	29.2	32.7	33.3

性別にみると、ほぼすべての事柄について、女性の割合が高く、また県調査・前回調査に比べて高くなっている。

表 27-4 ハンセン病元患者等の人権問題について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
差別的な言動	82.4	64.1	61.8	49.5	48.3	39.1
怖い病気といった誤解	64.7	53.8	44.1	52.7	49.7	43.5
家族等が就職・職場で不利な扱い	76.5	64.1	55.9	39.8	39.5	36.2
結婚問題で周囲から反対を受ける	64.7	53.8	45.6	34.4	42.9	42.0
療養所以外での自立した生活が困難	58.8	51.3	47.1	35.5	37.4	27.1
アパート等の入居拒否	70.6	46.2	42.6	36.6	33.3	28.5
医療機関による治療や入院の拒否	82.4	53.8	54.4	33.3	32.7	23.7
宿泊拒否	76.5	48.7	41.2	33.3	30.6	23.7
その他	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4
特にない	0.0	0.0	0.0	7.5	4.1	8.7
わからない	5.9	15.4	26.5	22.6	28.6	27.5

年齢別にみると、低い年代で問題があると答えた割合が高い傾向にある。また、「わからない」では 40 歳代以上の年代で割合が高くなっている。

表 27-5 ハンセン病元患者等の人権問題について【職業別】（％）

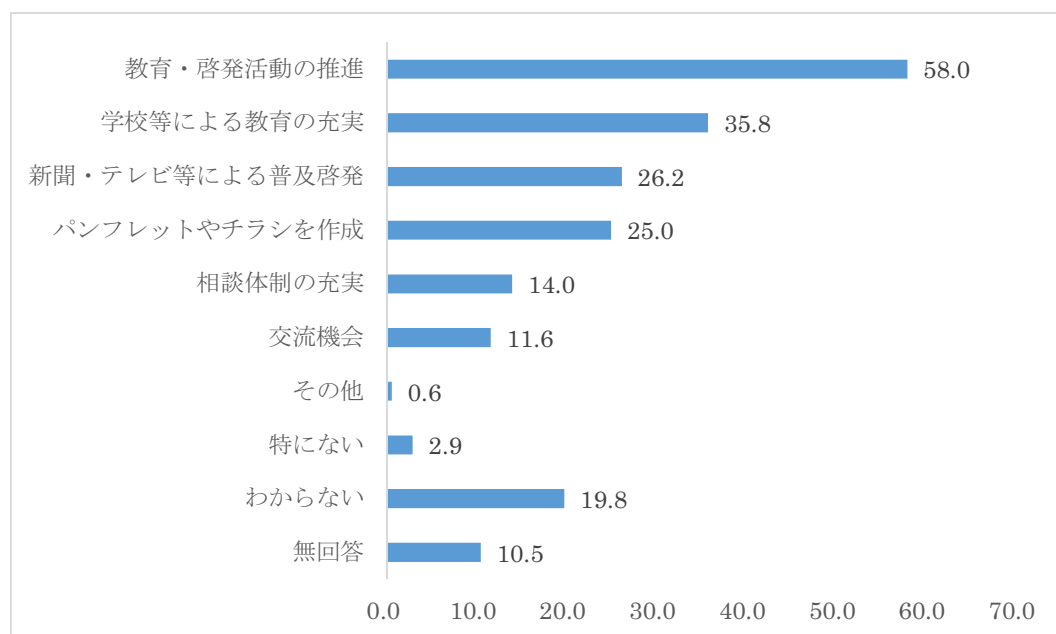
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
差別的な言動	50.0	34.5	53.2	65.1	69.2	46.9	100.0	41.1
怖い病気といった誤解	41.1	37.9	49.5	55.4	46.2	52.0	0.0	45.1
家族等が就職・職場で不利な扱い	37.5	27.6	47.7	66.3	53.8	40.8	0.0	36.6
結婚問題で周囲から反対を受ける	44.6	31.0	43.1	57.8	46.2	41.8	0.0	39.4
療養所以外での自立した生活が困難	28.6	31.0	42.2	53.0	30.8	34.7	0.0	30.3
アパート等の入居拒否	37.5	20.7	38.5	49.4	38.5	35.7	0.0	28.6
医療機関による治療や入院の拒否	26.8	27.6	43.1	55.4	46.2	29.6	0.0	27.4
宿泊拒否	35.7	24.1	33.9	50.6	30.8	34.7	0.0	23.4
その他	1.8	3.4	0.0	1.2	7.7	0.0	0.0	0.0
特にない	1.8	10.3	3.7	2.4	7.7	4.1	0.0	9.1
わからない	23.2	48.3	25.7	12.0	30.8	23.5	0.0	28.6

職業別にみると、教育・医療福祉関係・公務員ではそのほかの職業と比べ、問題があると答えた割合が高い傾向にある。また、サービス業では「特にない」、「わからない」の割合が高くなっている。

問 28 あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
- 2 ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
- 3 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
- 4 ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
- 5 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
- 6 ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他 8 特にない 9 わからない

図 28-1 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【全体】（％）



ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について、「教育・啓発活動の推進」が最も高く 58.0%次いで「学校等による教育の充実」が 35.8%、「新聞・テレビ等による普及啓発」26.2%となっている。

表 28-2 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
教育・啓発活動の推進	58.0	60.4	62.2
学校等による教育の充実	35.8	38.0	41.1
新聞・テレビ等による普及啓発	26.2	21.3	28.2
パンフレットやチラシを作成	25.0	20.4	27.8
相談体制の充実	14.0	13.0	10.0
交流機会	11.6	9.4	15.8
その他	0.6	0.4	0.0
特にない	2.9	2.7	3.8
わからない	19.8	23.2	16.7

前回調査と比べ、ほとんどの項目の割合が低くなっているが、「相談体制の充実」については、県調査・前回調査より高くなっている。

表 28-3 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
教育・啓発活動の推進	63.9	60.8	62.2	61.8	60.3	54.5	66.7
学校等による教育の充実	37.4	38.1	41.1	39.9	38.0	39.2	33.3
新聞・テレビ等による普及啓発	30.6	21.7	28.2	27.0	21.3	20.7	0.0
パンフレットやチラシを作成	28.8	21.0	27.8	26.1	19.8	20.7	33.3
相談体制の充実	14.2	13.0	15.8	14.9	12.9	11.7	33.3
交流機会	11.0	8.9	10.0	12.9	9.8	16.9	0.0
その他	0.9	0.4	0.0	0.3	0.4	0.3	0.0
特にない	4.1	3.1	3.8	2.2	2.5	2.7	0.0
わからない	20.1	24.1	16.7	20.8	22.6	23.2	0.0

性別にみると、「教育・啓発活動の推進」、「パンフレットやチラシを作成」について男性が女性より高く、また県調査・前回調査より高くなっている。

表 28-4 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
教育・啓発活動の推進	76.5	76.9	69.1	66.7	63.3	55.6
学校等による教育の充実	41.2	48.7	45.6	41.9	34.7	34.8
新聞・テレビ等による普及啓発	35.3	23.1	30.9	29.0	31.3	25.1
パンフレットやチラシを作成	41.2	30.8	27.9	30.1	23.1	28.0
相談体制の充実	11.8	7.7	10.3	15.1	19.7	14.5
交流機会	23.5	10.3	16.2	6.5	12.9	12.1
その他	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	1.4
特にない	0.0	0.0	1.5	3.2	1.4	5.3
わからない	0.0	17.9	19.1	16.1	21.1	24.6

年齢別にみると、20 歳代では「新聞・テレビ等による普及啓発」、「パンフレットやチラシを作成」「交流機会」が高く、70 歳以上では「わからない」が高くなっている。

表 28-5 ハンセン病元患者等の人権を守るための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉				
				医療関係	自由業	家事専業	学生	無職
				公務員				
教育・啓発活動の推進	58.9	48.3	70.6	83.1	61.5	57.1	100.0	56.6
学校等による教育の充実	48.2	17.2	46.8	48.2	30.8	37.8	0.0	32.6
新聞・テレビ等による普及啓発	21.4	17.2	26.6	36.1	38.5	24.5	0.0	30.9
パンフレットやチラシを作成	19.6	17.2	30.3	31.3	46.2	23.5	100.0	29.1
相談体制の充実	21.4	10.3	11.0	13.3	30.8	21.4	100.0	12.0
交流機会	10.7	6.9	11.0	16.9	23.1	16.3	0.0	9.1
その他	1.8	3.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	1.8	6.9	2.8	1.2	0.0	1.0	0.0	5.7
わからない	19.6	44.8	18.3	8.4	15.4	18.4	0.0	22.9

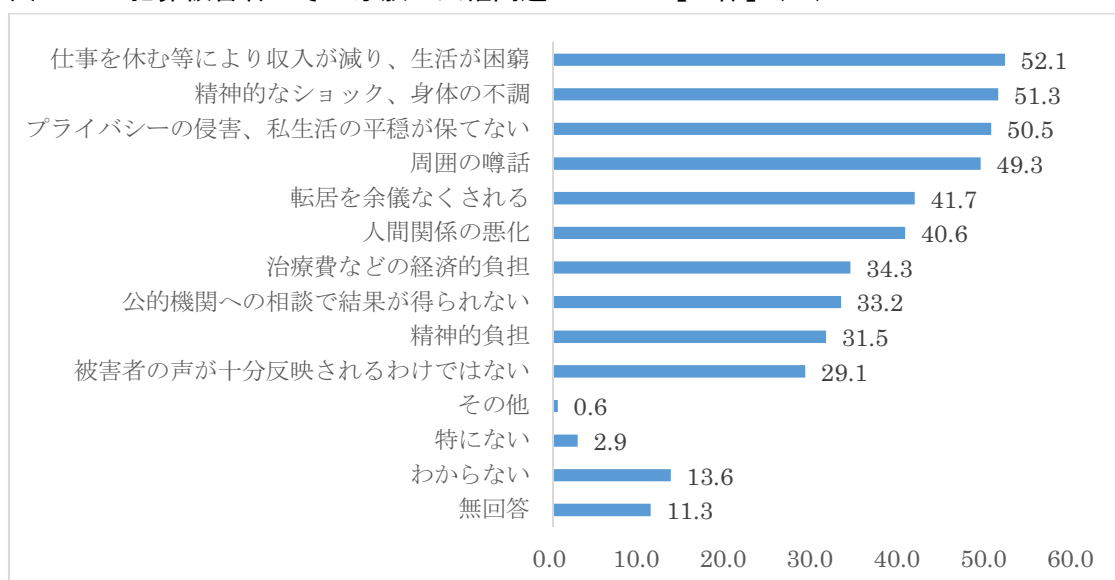
職業別にみると、「教育・啓発活動の推進」、「学校等による教育の充実」では教育・福祉医療関係・公務員の割合が高く、そのほかの項目では自由業の割合が最も高くなっている。

11. 犯罪被害者等の人権問題について

問 29 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
- 2 治療費などで経済的負担がかかる
- 3 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
- 4 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
- 5 事件のことについて、周囲に噂話をされる
- 6 事件のことで、転居を余儀なくされる
- 7 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
- 8 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
- 9 捜査や裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
- 10 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
- 11 その他 12 特にない 13 わからない

図 29-1 犯罪被害者とその家族の人権問題について【全体】（％）



犯罪被害者とその家族の人権問題について、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」が52.1%、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」51.3%、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」50.5%となっている。

材によって私生活の平穏が保てなくなる」50.5%となっている。

表 29-2 犯罪被害者とその家族の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮	52.1	54.5	46.8
精神的なショック、身体の不調	51.3	52.9	44.9
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	50.5	52.9	45.8
周囲の噂話	49.3	46.8	37.8
転居を余儀なくされる	41.7	36.6	30.9
人間関係の悪化	40.6	34.5	33.8
治療費などの経済的負担	34.3	30.7	25.7
公的機関への相談で結果が得られない	33.2	35.3	28.6
精神的負担	31.5	32.0	29.3
被害者の声が十分反映されるわけではない	29.1	31.2	24.8
その他	0.6	0.4	0.6
特にない	2.9	3.2	2.4
わからない	13.6	13.2	17.2

犯罪被害者とその家族の人権問題について、前回調査に比べ高くなっている。

表 29-3 犯罪被害者とその家族の人権問題について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮	58.4	52.8	50.2	55.6	55.8	49.3	66.7
精神的なショック、身体の不調	56.6	51.3	46.9	53.9	54.2	48.0	66.7
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	51.6	49.4	49.8	55.6	55.9	48.2	33.3
周囲の噂話	50.7	42.6	43.1	53.7	50.4	38.7	66.7
転居を余儀なくされる	44.7	33.9	32.1	44.9	39.1	33.8	33.3
人間関係の悪化	45.2	33.1	38.3	44.1	35.7	35.1	33.3
治療費などの経済的負担	38.8	30.9	30.1	37.1	30.4	25.3	33.3
公的機関への相談で結果が得られない	35.2	33.7	33.5	36.2	36.8	28.6	33.3
精神的負担	30.1	29.0	29.2	36.2	34.6	33.0	33.3
被害者の声が十分反映されるわけではない	30.1	30.6	28.7	33.4	31.8	25.1	0.0
その他	0.9	0.6	1.0	0.6	0.2	0.5	0.0
特にない	3.7	3.7	2.4	2.8	2.8	2.7	0.0
わからない	13.2	13.7	12.9	14.6	12.8	19.6	33.3

性別にみると、「仕事を休む等より収入が減り、生活が困窮」、「精神的なショック、身体の不調」では女性の割合が低くなっており、また「プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない」

では、女性の割合が高くなっており、前回調査に比べても高くなっている。

表 29-4 犯罪被害者とその家族の人権問題について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮	64.7	71.8	66.2	58.1	60.5	46.9
精神的なショック、身体の不調	70.6	56.4	63.2	61.3	57.1	46.4
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	64.7	69.2	58.8	61.3	62.6	38.2
周囲の噂話	70.6	66.7	70.6	63.4	51.0	38.6
転居を余儀なくされる	70.6	66.7	58.8	48.4	41.5	34.3
人間関係の悪化	47.1	51.3	54.4	44.1	43.5	38.6
治療費などの経済的負担	47.1	48.7	47.1	33.3	40.8	30.0
公的機関への相談で結果が得られない	47.1	51.3	47.1	37.6	37.4	26.1
精神的負担	41.2	48.7	36.8	35.5	42.9	21.7
被害者の声が十分反映されるわけではない	41.2	35.9	35.3	33.3	36.7	24.6
その他	0.0	2.6	0.0	1.1	0.0	1.0
特になし	0.0	0.0	1.5	2.2	2.7	5.3
わからない	5.9	7.7	13.2	8.6	12.9	20.3

年齢別にみると、「精神的なショック、身体の不調」、「転居を余儀なくされる」では 20 歳代の割合が最も高く、「わからない」では 70 歳以上の割合が最も高くなっている。

表 29-5 犯罪被害者とその家族の人権問題について【職業別】(%)

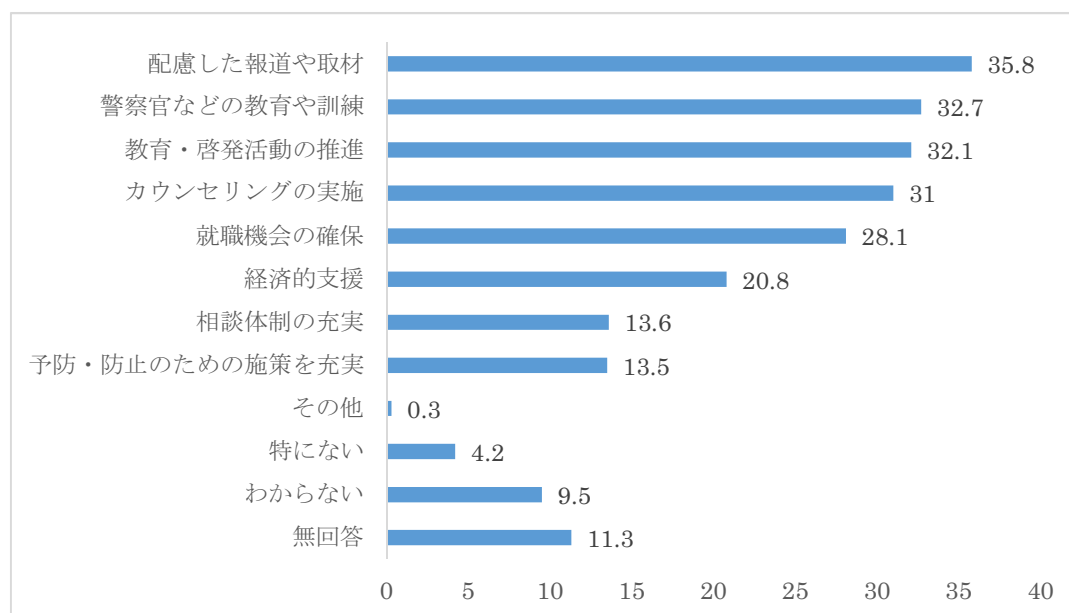
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉	自由業	家事専業	学生	無職
				医療関係 公務員				
仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮	48.2	48.3	60.6	78.3	53.8	51.0	100.0	52.6
精神的なショック、身体の不調	48.2	55.2	58.7	71.1	46.2	60.2	0.0	46.3
プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない	50.0	51.7	60.6	67.5	46.2	53.1	0.0	46.9
周囲の噂話	48.2	48.3	65.1	74.7	46.2	50.0	0.0	40.0
転居を余儀なくされる	44.6	37.9	48.6	71.1	38.5	34.7	0.0	37.7
人間関係の悪化	28.6	51.7	42.2	73.5	46.2	39.8	0.0	40.0
治療費などの経済的負担	33.9	48.3	36.7	56.6	23.1	28.6	0.0	34.3
公的機関への相談で結果が得られない	42.9	34.5	36.7	53.0	38.5	32.7	0.0	27.4
精神的負担	35.7	41.4	29.4	53.0	30.8	30.6	0.0	28.6
被害者の声が十分反映されるわけではない	32.1	41.4	30.3	45.8	30.8	28.6	0.0	26.3
その他	0.0	3.4	0.0	0.0	15.4	1.0	0.0	0.0
特になし	3.6	3.4	0.9	1.2	15.4	2.0	0.0	5.1
わからない	8.9	20.7	13.8	2.4	7.7	14.3	0.0	20.0

職業別にみると、教育・福祉医療関係・公務員が、ほとんどの項目で高くなっている。「わからない」ではサービス業が最も高くなっている。

問 30 あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 就学・就職の機会を確保する
- 3 経済的な支援を行う
- 4 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する
- 5 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
- 6 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う
- 7 犯罪予防・防止のための施策を実施する
- 8 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他 10 特にない 11 わからない

図 30-1 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【全体】（%）



犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について、「配慮した報道や取材」が最も高く 35.8%、次いで「警察官などの教育や訓練」32.7%、「教育・啓発活動の推進」32.1%となっている。

表 30-2 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
配慮した報道や取材	35.8	34.5	34.2
警察官などの教育や訓練	32.7	39.8	34.2
教育・啓発活動の推進	32.1	28.8	22.3
カウンセリングの実施	31.0	33.4	33.0
就職機会の確保	28.1	15.6	20.4
経済的支援	20.8	20.7	16.6
相談体制の充実	13.6	11.8	17.4
予防・防止のための施策を充実	13.5	18.1	12.9
その他	0.3	0.4	0.5
特にない	4.2	2.6	2.6
わからない	9.5	12.6	14.0

前回調査に比べると、「配慮した報道や取材」、「教育・啓発活動の推進」「就職機会の確保」「経済的支援」の割合が高くなっている。

表 30-3 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
配慮した報道や取材	37.0	35.3	40.2	39.0	34.3	34.3	100.0
警察官などの教育や訓練	34.2	38.0	36.8	36.0	41.3	35.7	33.3
教育・啓発活動の推進	40.6	31.7	29.2	30.3	26.4	20.2	66.7
カウンセリングの実施	32.4	29.2	30.1	33.7	36.9	38.4	33.3
就職機会の確保	36.1	17.3	25.8	26.7	14.4	19.3	33.3
経済的支援	26.5	22.9	22.0	19.7	18.8	15.3	33.3
相談体制の充実	14.2	12.0	18.2	15.2	11.6	18.3	0.0
予防・防止のための施策を充実	11.4	17.1	12.4	15.7	19.1	13.9	0.0
その他	0.9	0.6	0.5	0.0	0.2	0.5	0.0
特にない	3.7	2.8	2.9	4.2	2.4	2.7	0.0
わからない	9.6	12.3	10.5	10.7	12.8	15.8	0.0

性別にみると、男性では「教育・啓発活動の推進」、「就職機会の確保」、「経済的支援」の割合が女性より高く、前回調査よりも高くなっている。また女性では「配慮した報道や取材」、「警察官などの教育や訓練」、「カウンセリングの実施」が男性に比べて高くなっている。

表 30-4 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
配慮した報道や取材	41.2	43.6	48.5	49.5	42.9	26.6
警察官などの教育や訓練	35.3	46.2	44.1	40.9	31.3	30.0
教育・啓発活動の推進	41.2	25.6	38.2	36.6	31.3	35.3
カウンセリングの実施	52.9	43.6	29.4	47.3	35.4	22.7
就職機会の確保	29.4	25.6	22.1	22.6	33.3	35.3
経済的支援	23.5	25.6	30.9	19.4	24.5	17.4
相談体制の充実	5.9	10.3	4.4	15.1	19.7	15.5
予防・防止のための施策を充実	29.4	10.3	19.1	15.1	12.2	13.0
その他	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.5
特にない	0.0	0.0	2.9	2.2	5.4	6.3
わからない	0.0	10.3	10.3	5.4	8.8	14.5

年齢別にみると、20 歳代では「カウンセリングの実施」、「予防・防止のための施策を充実」が最も高く、「就職機会の確保」では 70 歳以上の割合が高くなっている。

表 30-5 犯罪被害者とその家族の人権を守るための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専門	学生	無職
配慮した報道や取材	41.1	27.6	49.5	48.2	23.1	39.8	0.0	32.0
警察官などの教育や訓練	37.5	31.0	37.6	47.0	38.5	36.7	0.0	28.0
教育・啓発活動の推進	26.8	34.5	31.2	49.4	23.1	24.5	100.0	39.4
カウンセリングの実施	30.4	34.5	33.9	45.8	23.1	36.7	100.0	25.7
就職機会の確保	32.1	27.6	27.5	28.9	30.8	32.7	0.0	31.4
経済的支援	35.7	24.1	22.9	24.1	15.4	17.3	100.0	17.7
相談体制の充実	21.4	13.8	11.9	12.0	15.4	11.2	0.0	19.4
予防・防止のための施策を充実	7.1	13.8	13.8	19.3	30.8	18.4	0.0	10.9
その他	1.8	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0
特にない	7.1	3.4	1.8	2.4	7.7	3.1	0.0	5.7
わからない	5.4	13.8	11.0	0.0	7.7	10.2	0.0	14.9

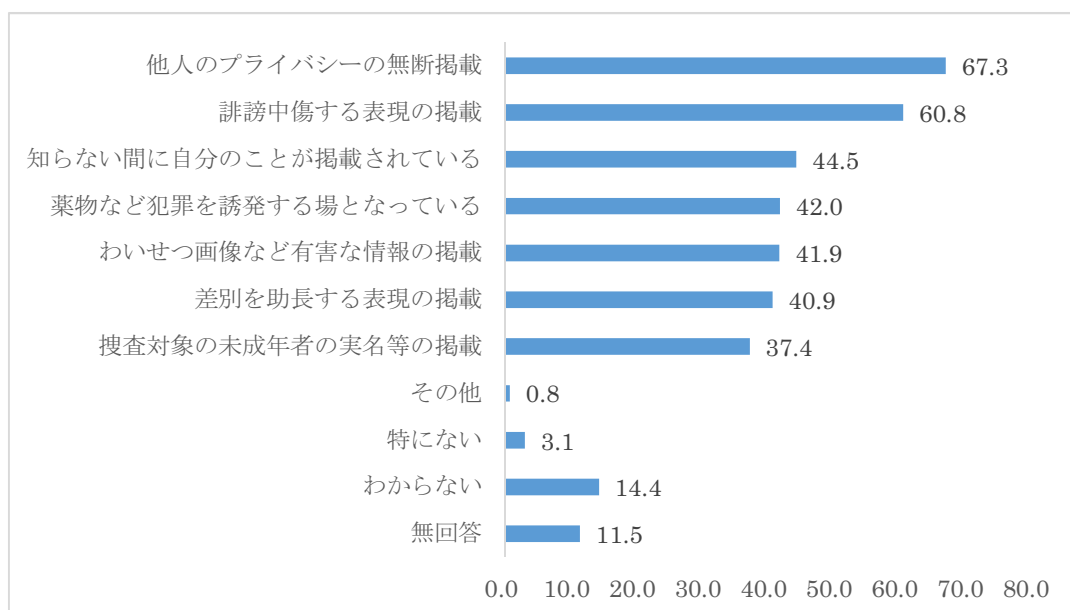
職業別にみると、「警察官などの教育や訓練」「教育・啓発活動の推進」、「カウンセリングの実施」では、学生を除き、教育・福祉医療関係・公務員高くなっており、「経済的支援」、「相談体制の充実」では農林漁業の割合が高くなっている。また、「予防・防止のための施策を充実」では自由業が最も高くなっている。

12. インターネットによる人権侵害について

問 31 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
- 2 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
- 3 差別を助長する表現を掲載する
- 4 薬物や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
- 5 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
- 6 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
- 7 知らない間に自分のことが掲載されている
- 8 その他 9 特にない 10 わからない

図 31-1 インターネットによる人権侵害について【全体】（％）



インターネットによる人権侵害について、「他人のプライバシーの無断掲載」が最も高く 67.3%、次いで「誹謗中傷する表現の掲載」60.8%、「知らない間に自分のことが掲載されている」44.5%となっている。

表 31-2 インターネットによる人権侵害について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
他人のプライバシーの無断掲載	67.3	73.7	63.2
誹謗中傷する表現の掲載	60.8	66.6	56.8
知らない間に自分のことが掲載されている	44.5	46.6	40.7
薬物など犯罪を誘発する場となっている	42.0	-	-
わいせつ画像など有害な情報の掲載	41.9	39.0	38.6
差別を助長する表現の掲載	40.9	37.1	36.0
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	37.4	30.7	29.4
その他	0.8	0.7	0.3
特にない	3.1	2.9	2.3
わからない	14.4	13.0	16.1

前回調査に比べてほとんどの項目が4%くらい高くなっている。また、「捜査対象の未成年者の実名等の掲載」についての割合が一番高くなっている。

表 31-3 インターネットによる人権侵害について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	
他人のプライバシーの無断掲載	75.8	73.5	74.6	70.2	74.0	62.4	0.0
誹謗中傷する表現の掲載	66.2	66.7	66.5	63.8	66.9	55.9	66.7
知らない間に自分のことが掲載されている	47.9	42.4	42.6	47.2	50.4	43.3	33.3
薬物など犯罪を誘発する場となっている	47.5	-	-	44.4	-	-	0.0
わいせつ画像など有害な情報の掲載	47.5	33.0	41.1	43.8	44.0	40.6	33.3
差別を助長する表現の掲載	47.0	38.8	44.0	41.9	36.0	35.1	0.0
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	36.1	28.2	26.8	43.0	33.1	33.5	33.3
その他	1.4	1.1	0.0	0.6	0.3	0.3	0.0
特にない	5.0	3.1	1.0	2.0	2.7	3.3	0.0
わからない	12.3	13.2	12.9	16.9	12.7	18.8	33.3

性別でみると、「他人のプライバシーの無断掲載」、「差別を助長する表現の掲載」などでは男性の割合が高く、「捜査対象の未成年者の実名等の掲載」などでは、女性が高くなっている。

表 31-4 インターネットによる人権侵害について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
他人のプライバシーの無断掲載	88.2	89.7	91.2	84.9	68.7	58.9
誹謗中傷する表現の掲載	76.5	76.9	83.8	81.7	66.7	47.3
知らない間に自分のことが掲載されている	70.6	71.8	58.8	51.6	48.3	34.3
薬物など犯罪を誘発する場となっている	70.6	51.3	52.9	49.5	51.7	33.3
わいせつ画像など有害な情報の掲載	70.6	59.0	52.9	51.6	46.3	33.8
差別を助長する表現の掲載	70.6	48.7	55.9	46.2	44.9	35.3
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	64.7	51.3	57.4	41.9	40.1	30.0
その他	0.0	2.6	0.0	1.1	0.0	1.4
特にない	0.0	2.6	0.0	2.2	3.4	4.8
わからない	0.0	5.1	5.9	6.5	16.3	24.6

年齢別にみると、「他人のプライバシーの無断掲載」については 40 歳代が最も高く、「誹謗中傷する表現の掲載」については 50 歳代が高くなっている。また、その他の項目については、ほとんどが 20 歳代が高くなっている。

表 31-5 インターネットによる人権侵害について【職業別】(%)

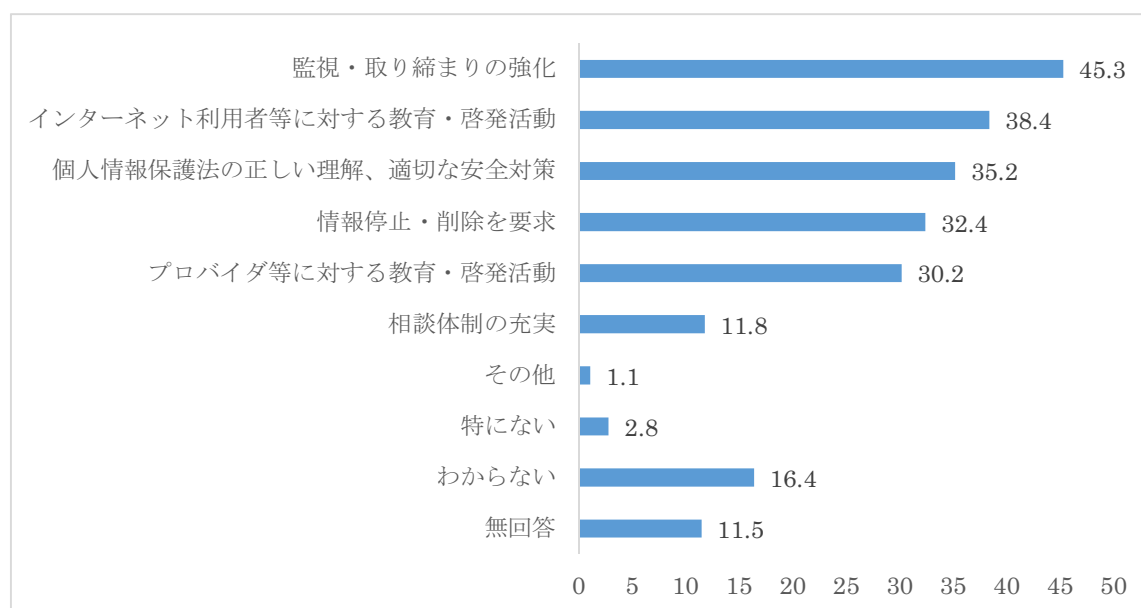
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
他人のプライバシーの無断掲載	67.9	58.6	84.4	90.4	84.6	67.3	100.0	64.0
誹謗中傷する表現の掲載	57.1	62.1	74.3	90.4	46.2	58.2	100.0	57.7
知らない間に自分のことが掲載されている	41.1	44.8	60.6	67.5	53.8	38.8	0.0	39.4
薬物など犯罪を誘発する場となっている	37.5	44.8	50.5	60.2	61.5	40.8	0.0	41.1
わいせつ画像など有害な情報の掲載	42.9	44.8	46.8	67.5	69.2	38.8	0.0	38.9
差別を助長する表現の掲載	37.5	37.9	45.9	63.9	38.5	36.7	0.0	41.7
捜査対象の未成年者の実名等の掲載	30.4	37.9	44.0	60.2	46.2	39.8	100.0	32.6
その他	1.8	3.4	0.9	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0
特にない	1.8	13.8	0.9	1.2	7.7	3.1	0.0	3.4
わからない	10.7	27.6	9.2	0.0	7.7	19.4	0.0	22.9

職業別にみると、学生を除き、「他人のプライバシーの無断掲載」、「誹謗中傷する表現の掲載」、「差別を助長する表現の掲載」、「捜査対象の未成年者の実名の掲載」について、教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっている。また「薬物など犯罪を誘発する場となっている」、「わいせつ画像など有害な情報の掲載」について、自由業の割合が高くなっている。

問 32 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 インターネット利用者等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 プロバイダ（インターネット接続事業者）に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 3 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
- 4 利用者やプロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
- 5 インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
- 6 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
- 7 その他 8 特にない 9 わからない

図 32-1 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【全体】（％）



インターネットによる侵害を解決するための方法として、「監視・取締りの強化」が最も高く 45.3%、次いで「インターネット利用者等に対する教育」38.4%、「個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策をする」35.2%となっている。

表 32-2 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【比較】（％）

	今回調査	県調査	前回調査
監視・取り締まりの強化	45.3	56.5	47.3
インターネット利用者等に対する教育・啓発活動	38.4	41.6	30.1
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	35.2	37.4	40.4
情報停止・削除を要求	32.4	45.0	36.7
プロバイダ等に対する教育・啓発活動	30.2	41.6	30.1
相談体制の充実	11.8	14.3	14.0
その他	1.1	1.2	0.8
特にない	2.8	2.6	2.1
わからない	16.4	14.9	19.5

※県調査及び前回調査においては選択肢 1、2 は一つの選択肢なので、同一の数値を記載した。

「インターネット利用者等に対する教育・啓発活動」について前回調査より割合が高くなっている。

表 32-3 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【性別】（％）

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
監視・取り締まりの強化	45.2	54.2	55.5	49.7	58.4	47.7	66.7
インターネット利用者等に対する教育・啓発活動	43.8	42.6	36.4	40.7	40.9	28.3	33.3
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	34.2	36.1	49.3	38.2	38.2	39.5	100.0
情報停止・削除を要求	39.7	46.2	38.3	31.7	44.4	39.2	33.3
プロバイダ等に対する教育・啓発活動	37.4	42.6	36.4	30.1	40.9	36.4	33.3
相談体制の充実	13.2	15.6	14.8	12.6	13.4	14.7	33.3
その他	2.3	1.6	0.5	0.6	1.0	0.8	0.0
特にない	5.0	2.5	0.5	1.4	2.5	3.3	0.0
わからない	14.2	13.9	15.3	19.1	15.6	22.9	0.0

※県調査及び前回調査においては選択肢 1、2 は一つの選択肢なので、同一の数値を記載した。

性別にみると、「情報停止・削除を要求」、「プロバイダ等に対する教育・啓発活動」などでは、男性の割合が高く、男女とも「インターネット利用者等に対する教育・啓発活動」について前回調査より高くなっている。

表 32-4 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
監視・取り締まりの強化	41.2	51.3	51.5	58.1	50.3	40.1
インターネット利用者等に対する教育・啓発活動	64.7	46.2	45.6	40.9	38.8	42.5
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	58.8	61.5	39.7	41.9	36.1	29.0
情報停止・削除を要求	29.4	48.7	45.6	35.5	40.1	24.2
プロバイダ等に対する教育・啓発活動	29.4	33.3	42.6	41.9	29.9	29.0
相談体制の充実	23.5	7.7	13.2	10.8	15.6	11.6
その他	11.8	2.6	0.0	2.2	0.0	1.0
特にない	0.0	2.6	0.0	2.2	2.7	3.9
わからない	0.0	7.7	8.8	10.8	19.7	25.1

年齢別にみると、「インターネット利用者等に対する教育・啓発活動」、「相談体制の充実」について 20 歳代の割合が高くなっている。また、「監視・取締りの強化」、「情報停止・削除を要求」については 30 歳代から 60 歳代の割合が高くなっているが、20 歳代と 70 歳以上では低くなっている。

表 32-5 インターネットによる人権侵害を解決するための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
監視・取り締まりの強化	58.9	37.9	49.5	55.4	53.8	51.0	100.0	42.3
インターネット利用者等に対する教育・啓発活動	32.1	17.2	43.1	59.0	61.5	40.8	100.0	42.3
個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策	32.1	44.8	46.8	43.4	61.5	32.7	0.0	29.7
情報停止・削除を要求	42.9	31.0	37.6	44.6	23.1	33.7	0.0	29.1
プロバイダ等に対する教育・啓発活動	25.0	27.6	37.6	43.4	30.8	29.6	0.0	32.0
相談体制の充実	16.1	0.0	8.3	20.5	15.4	15.3	100.0	12.0
その他	5.4	3.4	0.0	1.2	7.7	1.0	0.0	0.0
特にない	3.6	13.8	0.0	1.2	0.0	2.0	0.0	4.0
わからない	10.7	31.0	14.7	3.6	0.0	17.3	0.0	24.0

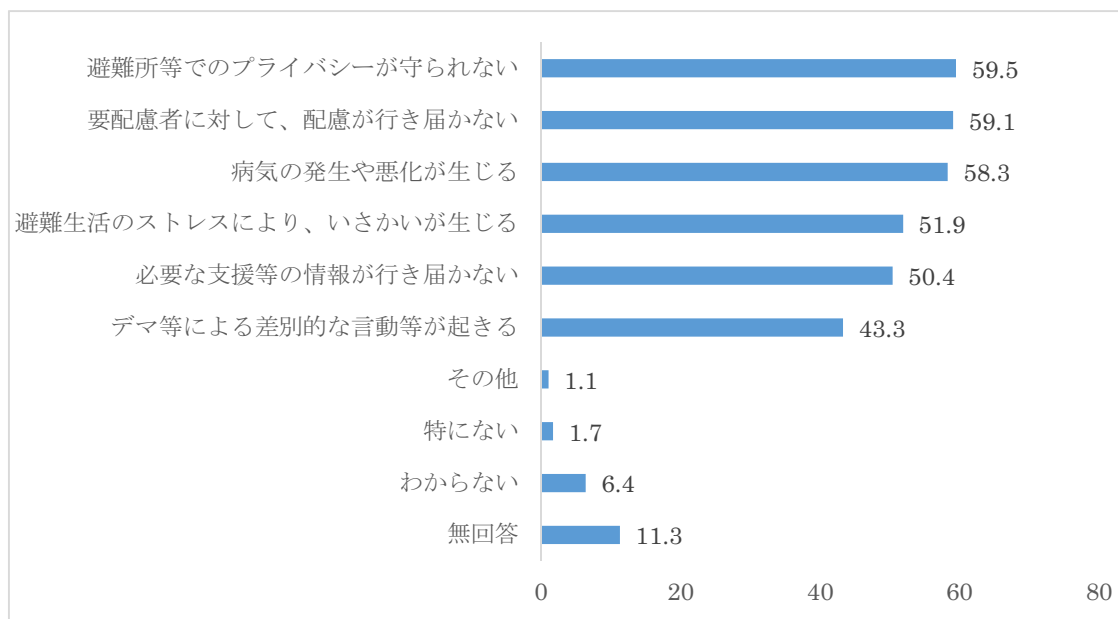
職業別にみると、「インターネット利用者等に対する教育・啓発活動」、「個人情報保護法の正しい理解、適切な安全対策」については自由業が最も高く、「相談体制の充実」については教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっている。

13. 大規模災害発生時の人権問題について

問 33 地震や台風など大規模災害が起きたときに、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- 1 避難生活が必要となった場合、避難所等でのプライバシーが守られない
- 2 避難生活の長期化によるストレスにともない、いさかいが生じる
- 3 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる
- 4 デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる
- 5 要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等）に対して、十分な配慮が行き届かない
- 6 必要な支援や被災状況等の情報が行き届かない
- 7 その他 8 特にない 9 わからない

図 33-1 災害発生時の人権問題について【全体】（％）



災害発生時の人権問題について、「避難所等でのプライバシーが守られない」59.5%、次いで「要配慮者に対して、配慮が行き届かない」59.1%、「病気の発生や悪化が生じる」58.3%となっている。

表 33-2 災害発生時の人権問題について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
避難所等でのプライバシーが守られない	59.5	60.7	-
要配慮者に対して、配慮が行き届かない	59.1	51.0	-
病気の発生や悪化が生じる	58.3	55.9	-
避難生活のストレスにより、いさかいが生じる	51.9	53.7	-
必要な支援等の情報が行き届かない	50.4	42.5	-
デマ等による差別的な言動等が起きる	43.3	46.1	-
その他	1.1	0.4	-
特にない	1.7	1.5	-
わからない	6.4	7.2	-

県調査に比べ、「要配慮者に対して、配慮が行き届かない」、「病気の発生や悪化が生じる」「必要な支援等の情報が行き届かない」、「その他」について、県調査の割合より高くなっている。

表 33-3 災害発生時の人権問題について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
避難所等でのプライバシーが守られない	61.6	54.4	-	66.3	65.9	-	33.3
要配慮者に対して、配慮が行き届かない	60.3	47.0	-	66.0	54.4	-	66.7
病気の発生や悪化が生じる	58.4	49.9	-	65.7	60.7	-	33.3
避難生活のストレスにより、いさかいが生じる	55.7	50.8	-	56.2	56.0	-	66.7
必要な支援等の情報が行き届かない	52.2	37.1	-	55.3	46.7	-	0.0
デマ等による差別的な言動等が起きる	47.0	46.3	-	46.1	46.1	-	33.3
その他	0.9	0.8	-	1.4	0.0	-	0.0
特にない	2.3	1.8	-	1.1	1.1	-	0.0
わからない	8.2	9.3	-	5.3	5.5	-	33.3

性別でみると、男女とも「わからない」を除く項目がすべて、県調査より高くなっている。「デマ等による差別的な言動等が起きる」については、男性の割合が高くなっているが、そのたの項目については女性の割合が高くなっている。

表 33-4 災害発生時の人権問題について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
避難所等でのプライバシーが守られない	82.4	61.5	63.2	71.0	70.1	56.5
要配慮者に対して、配慮が行き届かない	76.5	66.7	66.2	68.8	66.7	56.0
病気の発生や悪化が生じる	64.7	56.4	60.3	64.5	69.4	58.9
避難生活のストレスにより、いさかいが生じる	47.1	56.4	60.3	59.1	57.1	51.2
必要な支援等の情報が行き届かない	58.8	66.7	57.4	54.8	53.1	50.7
デマ等による差別的な言動等が起きる	76.5	56.4	70.6	49.5	41.5	35.3
その他	0.0	0.0	1.5	0.0	2.0	1.4
特にな	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	3.9
わからない	5.9	5.1	8.8	2.2	7.5	8.2

年齢別にみると、20 歳代では「避難所等でのプライバシーが守られない」、「要配慮者に対して、配慮が行き届かない」についての割合が高く、「病気の発生や悪化が生じる」については、40 歳代から 60 歳までの割合が順に高くなっている。

表 33-5 災害発生時の人権問題について【職業別】(%)

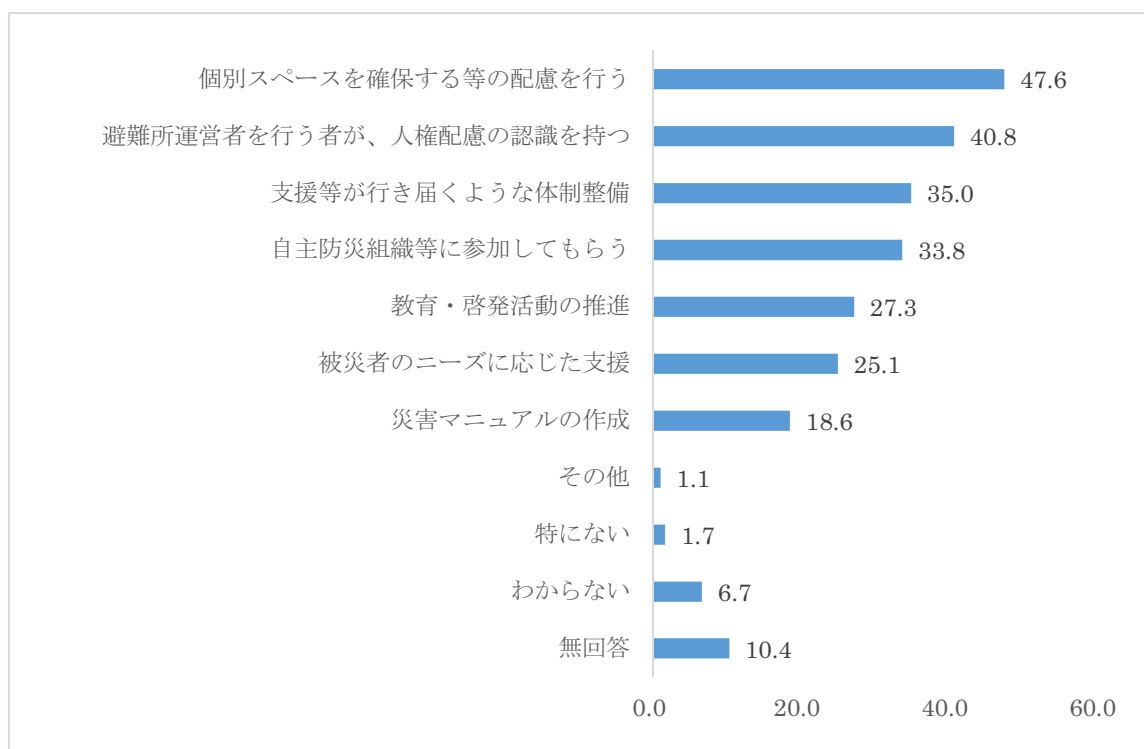
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
避難所等でのプライバシーが守られない	58.9	48.3	67.0	79.5	46.2	67.3	100.0	60.6
要配慮者に対して、配慮が行き届かない	50.0	58.6	64.2	78.3	61.5	69.4	100.0	58.9
病気の発生や悪化が生じる	58.9	51.7	56.0	74.7	61.5	70.4	0.0	61.7
避難生活のストレスにより、いさかいが生じる	60.7	62.1	54.1	62.7	38.5	60.2	0.0	52.0
必要な支援等の情報が行き届かない	50.0	44.8	59.6	57.8	23.1	54.1	100.0	54.3
デマ等による差別的な言動等が起きる	35.7	48.3	54.1	69.9	23.1	39.8	100.0	39.4
その他	3.6	0.0	0.0	1.2	7.7	1.0	0.0	1.1
特にな	1.8	0.0	0.9	0.0	7.7	1.0	0.0	0.0
わからない	5.4	13.8	7.3	1.2	15.4	4.1	0.0	8.0

職業別にみると、学生を除き、「必要な支援等の情報が行き届かない」について勤めや教育・福祉医療関係・公務員の割合が高く、その他の項目は、ほとんどが教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっている。

問 34 あなたは、地震や台風など大規模災害発生時において人権に配慮するためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 通常時から自主防災組織等に女性、障がい者、高齢者等、様々な人に参加してもらう
- 3 災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ
- 4 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室等の個別スペースを確保する等要配慮者等に対して配慮が行き届くようにする
- 5 要配慮者等をあらかじめ把握し要配慮者に配慮した災害マニュアルを作成しておく
- 6 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える
- 7 発生から避難、復旧、復興の各段階に応じ、被災者のニーズに応じた支援をする
- 8 その他 9 特にない 10 わからない

図 34-1 災害発生時の人権問題に配慮するために必要なことについて【全体】（％）



災害発生時の人権問題に配慮するために必要なことについて、「避難所では、個別スペースを確保する等要配慮者等への配慮」が最も高く 47.6%、次いで「避難所の運営にあたる者が、人権についての配慮についての認識を持つ」40.8%、「支援等が行き届くような体制整備」35.0%となっている。

表 34-2 災害発生時の人権問題に配慮するために必要なことについて【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
個別スペースを確保する等の配慮を行う	47.6	51.2	-
避難所運営者を行う者が、人権配慮の認識を持つ	40.8	33.5	-
支援等が行き届くような体制整備	25.1	36.6	-
自主防災組織等に参加してもらう	33.8	29.7	-
教育・啓発活動の推進	27.3	24.6	-
被災者のニーズに応じた支援	25.1	20.8	-
災害マニュアルの作成	18.6	28.4	-
その他	1.1	0.5	-
特にない	1.7	1.4	-
わからない	6.7	6.8	-

「避難所の運営にあたる者が、人権の配慮について認識を持つ」、「自主防災組織等に参加してもらう」、「教育・啓発活動の推進」、「被災者のニーズに応じた支援」については県調査より高くなっている。

表 34-3 災害発生時の人権問題に配慮するために必要なことについて【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
個別スペースを確保する等の配慮を行う	50.7	47.0	-	51.7	54.8	-	66.7
避難所運営者を行う者が、人権配慮の認識を持つ	45.2	33.7	-	42.7	33.5	-	66.7
支援等が行き届くような体制整備	33.8	31.9	-	40.2	40.4	-	66.7
自主防災組織等に参加してもらう	35.6	29.3	-	36.8	30.1	-	33.3
教育・啓発活動の推進	34.2	28.3	-	26.7	21.7	-	33.3
被災者のニーズに応じた支援	23.3	19.7	-	29.2	21.8	-	33.3
災害マニュアルの作成	19.6	27.2	-	20.5	29.6	-	0.0
その他	0.9	0.6	-	1.4	0.4	-	0.0
特にない	2.3	1.8	-	1.1	0.9	-	0.0
わからない	8.2	8.8	-	6.2	5.2	-	0.0

性別でみると、「避難所の運営にあたる者が、人権の配慮について認識を持つ」、「教育・啓発活動の推進」について、男性の割合が高く、その他の項目については女性の割合が高くなっている。

表 34-4 災害発生時の人権問題に配慮するために必要なことについて【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
個別スペースを確保する等の配慮を行う	35.3	69.2	48.5	54.8	59.2	44.0
避難所運営者を行う者が、人権配慮の認識を持つ	47.1	46.2	51.5	47.3	40.1	41.5
支援等が行き届くような体制整備	29.4	48.7	32.4	39.8	36.1	39.6
自主防災組織等に参加してもらう	41.2	25.6	30.9	29.0	34.0	43.5
教育・啓発活動の推進	17.6	15.4	30.9	32.3	24.5	34.3
被災者のニーズに応じた支援	23.5	30.8	27.9	28.0	35.4	19.8
災害マニュアルの作成	29.4	30.8	26.5	21.5	23.1	12.1
その他	0.0	0.0	2.9	1.1	0.0	1.9
特にない	0.0	2.6	0.0	0.0	0.7	3.4
わからない	11.8	5.1	10.3	4.3	6.1	8.7

年齢別にみると、「避難所では、個別スペースを確保する等の配慮を行う」、「支援等が行き届くような体制整備」、「要配慮者用の災害マニュアルの作成」について 30 歳代が高く、「被災者のニーズに応じた支援」については 60 歳代の割合が高くなっている。

表 34-5 災害発生時の人権問題に配慮するために必要なことについて【職業別】(%)

	農林漁業	サービス業	勤め 公務員	教育福祉 医療関係	自由業	家事専業	学生	無職
個別スペースを確保する等の配慮を行う	46.4	34.5	61.5	54.2	53.8	56.1	100.0	45.7
避難所運営者を行う者が、人権配慮の認識を持つ	41.1	41.4	46.8	55.4	23.1	41.8	0.0	42.3
支援等が行き届くような体制整備	39.3	37.9	45.0	27.7	46.2	42.9	0.0	34.9
自主防災組織等に参加してもらう	33.9	31.0	23.9	41.0	46.2	37.8	100.0	43.4
教育・啓発活動の推進	32.1	27.6	21.1	38.6	23.1	22.4	0.0	34.9
被災者のニーズに応じた支援	28.6	37.9	33.9	30.1	0.0	28.6	100.0	17.7
災害マニュアルの作成	25.0	17.2	16.5	34.9	15.4	21.4	0.0	14.3
その他	3.6	0.0	0.0	2.4	7.7	1.0	0.0	0.6
特にない	3.6	3.4	0.9	0.0	0.0	1.0	0.0	2.3
わからない	5.4	13.8	5.5	1.2	7.7	6.1	0.0	10.3

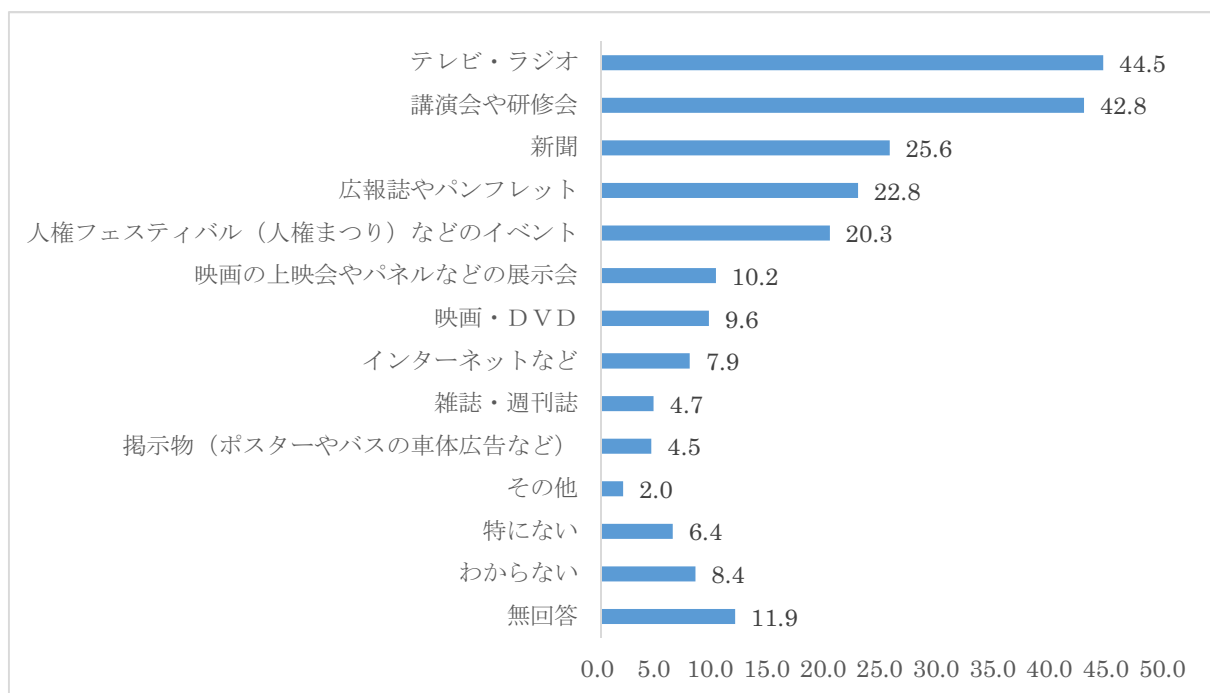
職業別にみると、「避難所の運営にあたる者が、人権の配慮について認識を持つ」、「要配慮者用の災害マニュアルの作成」について、教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっている。また「支援等が行き届くような体制整備」、「自主防災組織等に様々な人に参加してもらう」について、自由業の割合が高くなっている。

14. 人権啓発・人権教育に関すること

問 35 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 講演会や研修会
- 2 広報誌やパンフレット
- 3 テレビ・ラジオ
- 4 映画・DVD
- 5 新聞
- 6 雑誌・週刊誌
- 7 映画の上映会やパネルなどの展示会
- 8 掲示物（ポスターやバスの車体広告など）
- 9 人権フェスティバル（人権まつり）などのイベント
- 10 インターネットなど
- 11 その他
- 12 特にない
- 13 わからない

図 35-1 人権意識を高めるための啓発方法について【全体】（％）



人権意識を高めるための啓発方法について、「テレビ・ラジオ」44.5%、次いで「講演会や研修会」42.8%、「新聞」25.6%となっている。

表 35-2 人権意識を高めるための啓発方法について【比較】（％）

	今回調査	県調査	前回調査
テレビ・ラジオ	44.5	56.7	44.9
講演会や研修会	42.8	31.5	39.2
新聞	25.6	30.9	29.7
広報誌やパンフレット	22.8	18.3	17.2
人権フェスティバル（人権まつり）などのイベント	20.3	13.4	17.4
映画の上映会やパネルなどの展示会	10.2	6.0	7.9
映画・DVD	9.6	9.1	7.4
インターネットなど	7.9	16.5	5.5
雑誌・週刊誌	4.7	6.2	5.8
掲示物（ポスターやバスの車体広告など）	4.5	11.3	6.6
その他	2.0	2.6	1.9
特にない	6.4	3.2	3.9
わからない	8.4	11.0	12.7

「講演会や研修会」、「広報誌やパンフレット」、「人権フェスティバル」「映画の上映会やパネルなどの展示会」が県調査・前回調査より高くなっている。

表 35-3 人権意識を高めるための啓発方法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
テレビ・ラジオ	51.1	55.8	55.0	46.3	57.7	44.4	33.3
講演会や研修会	44.7	33.9	46.9	47.2	29.6	39.2	33.3
新聞	31.1	31.4	39.2	25.8	30.4	28.1	33.3
広報誌やパンフレット	30.1	18.3	23.0	22.2	18.4	15.8	0.0
人権フェスティバル（人権まつり）などのイベント	21.0	12.0	16.7	23.6	14.6	19.6	33.3
映画の上映会やパネルなどの展示会	9.1	6.4	6.2	12.4	5.8	9.5	33.3
映画・DVD	8.2	7.6	7.2	10.7	10.3	8.2	66.7
インターネットなど	11.0	17.8	6.7	6.5	15.6	5.4	33.3
雑誌・週刊誌	5.9	5.0	8.1	4.2	7.3	5.2	33.3
掲示物（ポスターやバスの車体広告など）	2.7	10.1	7.2	6.2	12.1	7.1	0.0
その他	2.7	3.8	1.0	1.7	1.7	2.7	0.0
特にない	7.8	4.2	3.8	5.3	2.7	4.4	0.0
わからない	7.3	10.6	10.5	9.3	11.2	14.4	0.0

性別にみると、「講演会や研修会」「映画の上映会やパネルなどの展示会」、について、女性の割合が県調査と前回調査より高くなっている。また「広報誌やパンフレット」については男性の割合が県調査・前回調査より高くなっている。「掲示物」については男女とも、県調査、前回調査より低くなっている。

表 35-4 人権意識を高めるための啓発方法について【年齢別】（％）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
テレビ・ラジオ	47.1	64.1	45.6	52.7	53.7	39.6
講演会や研修会	52.9	35.9	48.5	53.8	42.9	46.4
新聞	29.4	12.8	22.1	24.7	27.2	34.3
広報誌やパンフレット	11.8	20.5	27.9	14.0	29.9	27.1
人権フェスティバル（人権まつり）などのイベント	41.2	23.1	29.4	20.4	22.4	20.8
映画の上映会やパネルなどの展示会	5.9	20.5	13.2	5.4	13.6	10.1
映画・DVD	17.6	28.2	16.2	9.7	8.8	5.3
インターネットなど	11.8	17.9	13.2	15.1	4.8	3.9
雑誌・週刊誌	0.0	5.1	1.5	8.6	4.1	5.3
掲示物（ポスターやバスの車体広告など）	5.9	5.1	4.4	8.6	2.7	5.3
その他	5.9	2.6	2.9	2.2	1.4	1.9
特にない	0.0	5.1	1.5	4.3	6.1	8.7
わからない	5.9	2.6	11.8	5.4	7.5	12.1

年齢別にみると、「人権フェスティバル（人権まつり）などのイベント」について、20 歳代が高く、「新聞」、「広報誌やパンフレット」については 20 歳代・30 歳代が低くなっている。「インターネットなど」についての割合が 60 歳代、70 歳代では低くなっている。

表 35-5 人権意識を高めるための啓発方法について【職業別】（％）

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
テレビ・ラジオ	50.0	48.3	47.7	55.4	46.2	39.8	100.0	48.6
講演会や研修会	44.6	34.5	46.8	56.6	46.2	45.9	100.0	44.0
新聞	17.9	6.9	24.8	25.3	30.8	28.6	100.0	37.7
広報誌やパンフレット	21.4	41.4	19.3	22.9	23.1	26.5	0.0	28.6
人権フェスティバル（人権まつり）などのイベント	23.2	13.8	27.5	25.3	15.4	26.5	0.0	17.7
映画の上映会やパネルなどの展示会	7.1	13.8	11.0	14.5	7.7	16.3	0.0	8.6
映画・DVD	17.9	0.0	9.2	21.7	7.7	9.2	0.0	5.1
インターネットなど	7.1	13.8	14.7	9.6	15.4	5.1	0.0	4.6
雑誌・週刊誌	3.6	0.0	7.3	2.4	7.7	3.1	0.0	6.9
掲示物（ポスターやバスの車体広告など）	3.6	3.4	8.3	3.6	0.0	4.1	0.0	5.7
その他	5.4	3.4	0.0	4.8	7.7	0.0	0.0	1.7
特になし	12.5	13.8	2.8	1.2	7.7	4.1	0.0	8.0
わからない	5.4	10.3	8.3	3.6	7.7	12.2	0.0	10.3

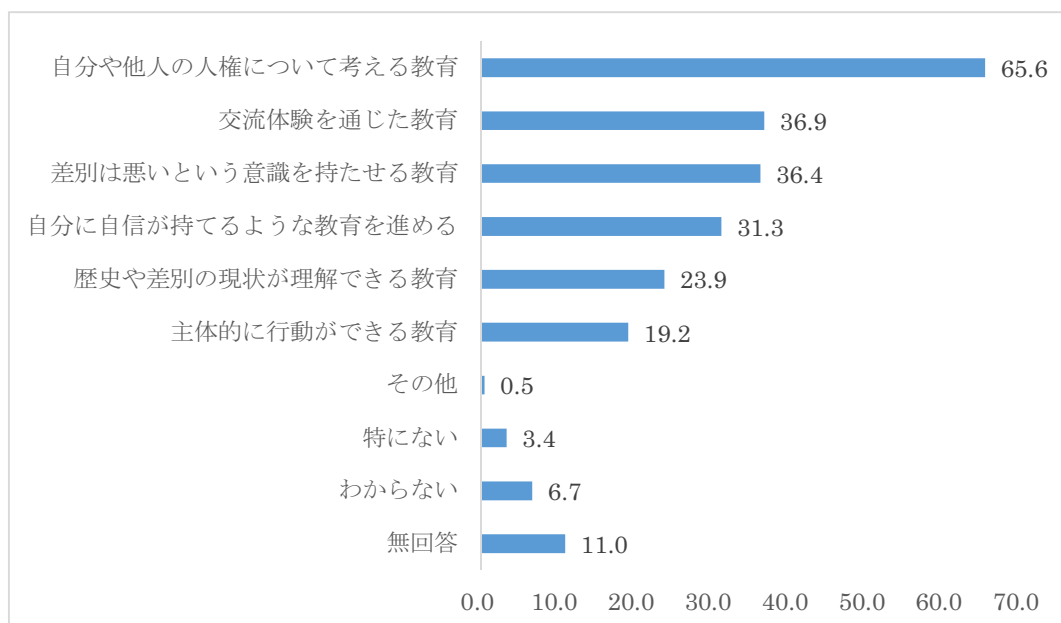
職業別にみると、「講演会や研修会」について、教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっている。また「新聞」については自由業、「広報誌やパンフレット」についてはサービス業が高く、「映画・DVD」については、農林漁業が高くなっている。

15. 人権尊重の社会の実現

問 36 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 すべての児童・生徒が、「自分や他の人の人権」について考えるような教育を進める
- 2 すべての児童・生徒が自分を肯定的に認めることにより、自信を持つことができる教育を進める
- 3 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
- 4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
- 5 障がいのある人や高齢者等とふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
- 6 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
- 7 その他 8 特にない 10 わからない

図 36-1 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【全体】（%）



人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について、「自分や他人の人権について考える教育」が最も高く 65.6%、次いで「交流体験を通じた教育」36.9%、「差別は悪いという意識を持たせる教育」36.4%となっている。

表 36-2 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
自分や他人の人権について考える教育	65.6	64.2	62.9
交流体験を通じた教育	36.9	35.8	37.5
差別は悪いという意識を持たせる教育	36.4	36.7	38.9
自分に自信が持てるような教育を進める	31.3	32.2	28.3
歴史や差別の現状が理解できる教育	23.9	27.1	23.2
主体的に行動ができる教育	19.2	19.5	23.5
その他	0.5	1.9	1.0
特にない	3.4	1.9	2.1
わからない	6.7	5.8	5.6

県調査と比べ、「自分や他人の人権について考える教育」などの割合が高く、「主体的に行動ができる教育」などは低くなっている。

表 36-3 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
自分や他人の人権について考える教育	74.9	64.4	70.3	68.8	64.3	64.9	66.7
交流体験を通じた教育	36.1	29.0	36.8	41.9	41.5	41.7	0.0
差別は悪いという意識を持たせる教育	44.3	38.4	45.0	36.0	35.4	38.7	66.7
自分に自信が持てるような教育を進める	31.5	27.2	24.4	35.1	36.4	33.2	33.3
歴史や差別の現状が理解できる教育	28.3	38.4	31.1	25.0	35.4	21.3	0.0
主体的に行動ができる教育	20.5	21.0	25.8	21.1	18.3	24.8	33.3
その他	0.9	2.8	1.4	0.3	1.2	0.8	0.0
特にない	4.1	2.4	2.4	2.8	1.3	2.2	33.3
わからない	4.6	6.8	5.7	8.1	4.9	6.0	0.0

性別にみると、「自分や他人の人権について考える教育」についての割合が男女とも県調査・前回調査より高くなっている。また「自分に自信が持てるような教育を進める」について、男性の割合が高くなっているが、「歴史や差別の現状が理解できる教育」については低くなっている。

表 36-4 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
自分や他人の人権について考える教育	58.8	74.4	79.4	73.1	68.0	71.0
交流体験を通じた教育	64.7	41.0	32.4	40.9	43.5	35.7
差別は悪いという意識を持たせる教育	17.6	28.2	29.4	33.3	40.1	46.9
自分に自信が持てるような教育を進める	41.2	48.7	41.2	31.2	34.7	27.1
歴史や差別の現状が理解できる教育	17.6	30.8	29.4	28.0	32.0	20.8
主体的に行動ができる教育	23.5	20.5	25.0	26.9	19.0	17.4
その他	0.0	2.6	1.5	0.0	0.0	0.5
特にない	0.0	0.0	1.5	2.2	4.8	5.8
わからない	11.8	7.7	10.3	4.3	4.8	8.2

年齢別にみると、「交流体験を通じた教育」では 20 歳代の割合が最も高く、「歴史や差別の現状が理解できる教育」では 20 歳代の割合が最も低くなっている。また、「差別は悪いという意識を持たせる教育」では、年齢が高くなるに従い割合も高くなっている。

表 36-5 人権を尊重する心や態度を育むための学校の教育について【職業別】(%)

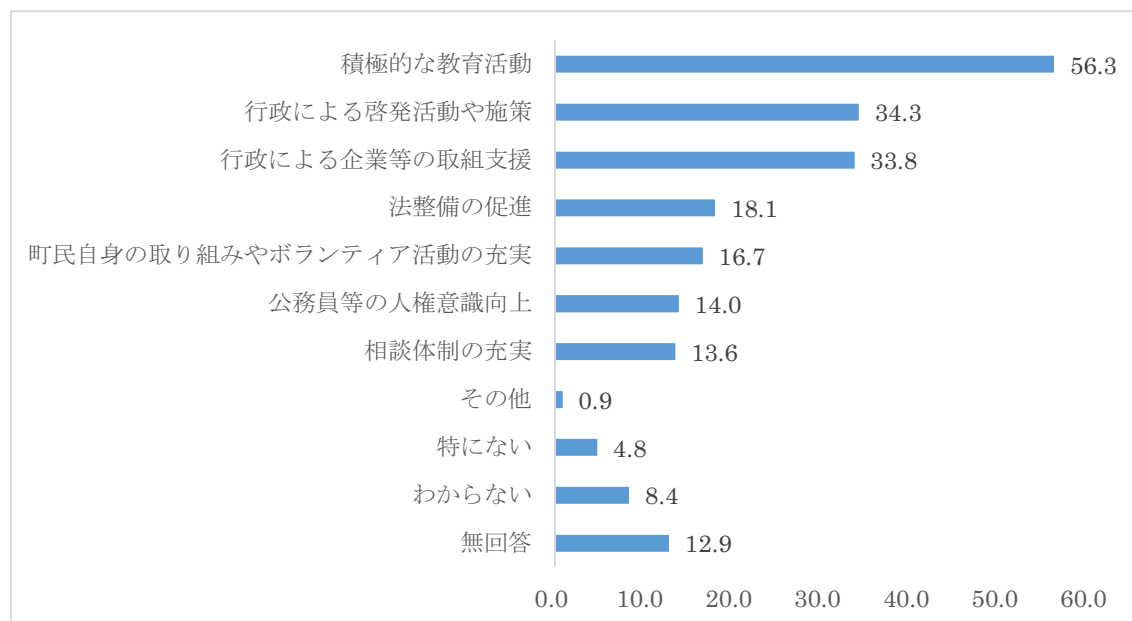
	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉 医療関係 公務員	自由業	家事専業	学生	無職
自分や他人の人権について考える教育	66.1	69.0	73.4	81.9	61.5	70.4	100.0	68.0
交流体験を通じた教育	37.5	27.6	39.4	47.0	30.8	48.0	100.0	33.7
差別は悪いという意識を持たせる教育	42.9	31.0	42.2	22.9	30.8	39.8	0.0	45.1
自分に自信が持てるような教育を進める	33.9	31.0	31.2	47.0	30.8	30.6	0.0	30.3
歴史や差別の現状が理解できる教育	21.4	24.1	29.4	36.1	7.7	23.5	0.0	26.3
主体的に行動ができる教育	16.1	17.2	22.0	27.7	23.1	21.4	100.0	17.7
その他	1.8	3.4	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0
特にない	5.4	6.9	0.0	1.2	7.7	2.0	0.0	6.3
わからない	3.6	6.9	6.4	1.2	0.0	9.2	0.0	9.7

職業別にみると、学生を除き、ほとんどの項目について、教育・福祉医療関係・公務員の割合が高くなっている。

問 37 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

- 1 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
- 2 行政が人権尊重の視点に立って、町民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
- 3 行政が、町民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
- 4 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
- 5 町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
- 6 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
- 8 その他 9 特にない 10 わからない

図 37-1 人権が尊重される社会を実現するための方法について【全体】（％）



人権が尊重される社会を実現するための方法について、「積極的な教育活動」が最も高く 56.3%、次いで「行政による啓発活動や施策」34.3%、「行政による企業等の取組支援」33.8%となっている。

表 37-2 人権が尊重される社会を実現するための方法について【比較】(%)

	今回調査	県調査	前回調査
積極的な教育活動	56.3	63.0	59.5
行政による啓発活動や施策	34.3	33.3	33.9
行政による企業等の取組支援	33.8	28.1	29.9
法整備の促進	18.1	29.6	16.7
町民自身の取り組みやボランティア活動の充実	16.7	13.3	15.8
公務員等の人権意識向上	14.0	23.6	15.0
相談体制の充実	13.6	13.7	10.6
その他	0.9	1.3	1.0
特にない	4.8	2.6	1.8
わからない	8.4	9.0	10.8

県調査・前回調査と比べ、「積極的な教育活動」の割合が低くなっているが、「行政による企業等の取組支援」は高くなっている。また、「法整備の促進」については県調査より大幅に低くなっている。

表 37-3 人権が尊重される社会を実現するための方法について【性別】(%)

	男性			女性			ほか
	今回調査	県調査	前回調査	今回調査	県調査	前回調査	今回調査
積極的な教育活動	63.5	61.8	67.5	60.1	64.2	62.1	66.7
行政による啓発活動や施策	40.2	33.9	44.5	36.0	32.8	31.6	33.3
行政による企業等の取組支援	39.3	27.1	31.6	34.6	29.0	32.2	66.7
法整備の促進	21.9	31.2	21.5	18.8	28.7	15.8	0.0
町民自身の取り組みやボランティア活動の充実	16.4	13.2	16.3	19.9	13.4	16.9	0.0
公務員等の人権意識向上	15.5	25.2	15.3	14.6	22.2	16.1	0.0
相談体制の充実	16.0	12.6	13.4	13.5	14.7	10.4	33.3
その他	1.4	1.8	2.4	0.8	0.9	0.3	0.0
特にない	5.0	2.8	1.9	4.5	2.2	1.9	0.0
わからない	5.5	9.5	7.2	10.4	8.5	13.6	33.3

性別にみると、「積極的な教育活動」では男女とも高くなっている。また、「行政による企業等の取組支援」については、男性の割合が高くなっている。

表 37-4 人権が尊重される社会を実現するための方法について【年齢別】(%)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
積極的な教育活動	64.7	74.4	67.6	62.4	39.5	39.6
行政による啓発活動や施策	35.3	33.3	33.8	32.3	20.4	26.6
行政による企業等の取組支援	41.2	38.5	32.4	33.3	21.1	30.4
法整備の促進	17.6	20.5	32.4	21.5	13.6	15.0
町民自身の取り組みやボランティア活動の充実	29.4	25.6	19.1	15.1	9.5	14.5
公務員等の人権意識向上	5.9	12.8	11.8	16.1	10.2	10.6
相談体制の充実	23.5	15.4	5.9	14.0	8.8	10.1
その他	0.0	5.1	0.0	1.1	0.7	1.0
特にない	0.0	5.1	2.9	1.1	0.7	3.9
わからない	11.8	5.1	11.8	12.9	8.2	4.3

年齢別にみると、「積極的な教育活動」では 30 歳代が最も高く 74.4%、次いで 40 歳代が 67.6%となっている。また「法整備の促進」では 40 歳代が高くなっており、「相談体制の充実」では 20 歳代が高くなっている。

表 37-5 人権が尊重される社会を実現するための方法について【職業別】(%)

	農林漁業	サービス業	勤め	教育福祉医療関係公務員	自由業	家事専業	学生	無職
積極的な教育活動	62.5	55.2	63.3	75.9	53.8	57.1	100.0	58.9
行政による啓発活動や施策	35.7	20.7	32.1	39.8	30.8	31.6	100.0	45.1
行政による企業等の取組支援	42.9	31.0	42.2	33.7	46.2	37.8	0.0	32.0
法整備の促進	17.9	17.2	23.9	22.9	23.1	23.5	0.0	14.3
町民自身の取り組みやボランティア活動の充実	17.9	17.2	22.0	30.1	15.4	15.3	0.0	14.9
公務員等の人権意識向上	14.3	13.8	13.8	13.3	15.4	16.3	0.0	16.0
相談体制の充実	16.1	13.8	11.0	13.3	15.4	15.3	100.0	16.0
その他	0.0	0.0	0.9	1.2	7.7	1.0	0.0	1.1
特にない	7.1	13.8	2.8	0.0	7.7	5.1	0.0	5.7
わからない	5.4	6.9	8.3	6.0	7.7	13.3	0.0	9.1

職業別にみると、「積極的な教育活動」、「町民自身の取り組みやボランティア活動の充実」では教育・福祉医療関係・公務員が 75.9%と最も高く、「行政による企業等の取組支援」については自由業が 46.2%と最も高くなっている。

15. 人権問題や調査についての意見・要望

人権問題やこの調査に関して、自由記述として寄せられた意見、要望は全体で 44 件となっており、その内容を各調査項目、及び調査等に分類し、取りまとめた結果は以下の表のとおりとなっている。

表 38-1 人権問題や調査についての意見・要望

人権全般	差別のない社会になってほしい。	3
	差別をなくすために広い心を持ちたい。	1
	差別はなくなる	1
	差別はなくなっている	1
	自分がされていやなことは人にしない	1
小計		7
教育	幼少期から人権教育を行ってほしい	2
	人権問題を利用して、生活している人を排除し、子供たちにおしつけない教育をしてほしい	1
小計		3
同和問題	子どもに同和問題を教えなければ差別はなくなるのではないかと	1
	同和地区の人とそうでない人が同じ地域に住めば差別はなくなる	1
	黒潮町では人権差別の解消のためにどのようなことをしているのか教えてほしい	1
	逆差別があると思う	1
	未だに部落差別はあると思う	1
小計		5
障がい者	子どもに同和問題を教えなければ差別はなくなるのではないかと	1
小計		1
外国人	外国人差別にもっと関心を持ってほしい	1
小計		1
エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等	ハンセン病についてどのような病気なのかわからない	1
	エイズやハンセン病については当事者に聞かなければわからないと思う	1
小計		2
災害	地震や津波により住居を失った場合に、住む所を作ってほしい	1
小計		1

アンケート調査に対する意見・要望	設問が複雑	10
	設問が単調	2
	回答を終了させるのに時間を要した	1
	アンケートにふりがながない	1
	アンケートの回答により個人が特定されるのではないかと不安に思う	1
	今回の調査は前回の調査回答者とは別の人に回答してもらった方がいいのではないか	1
	回答する際に様々な人権問題について考えさせられた	1
	小計	17
その他の意見	福祉関係職員と町職員の給与体系の違いに差別を感じる	1
	あったかふれあいセンターの活動を見直してほしい	1
	横浜解放祭りについてもっとたくさんの人に来てほしい	1
	人権問題はもうない	1
	調査へ回答することを通じて自分の無知を痛感した	1
	不倫は当事者家族の人権侵害にならないのか疑問に思う	1
	横浜解放まつりと大方人権まつりを合同開催してはどうか	1
	小計	7

Ⅲ. 集 計 表

問1 日本国憲法では「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。」とされています。あなたは現在、日本でこのことが、どの程度守られていると思いますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

問1	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 よく守られていると思う	32	16	12	0	4	1	2	1	2	4	19	3	2	3	3	2	1	3	0	13	5
2 ある程度、守られていると思う	290	120	158	1	11	7	17	29	39	74	110	14	26	10	48	39	9	43	1	100	14
3 どちらともいえないと思う	148	43	95	0	10	5	9	13	24	40	45	12	14	8	29	17	2	31	0	32	15
4 あまり守られていないと思う	92	33	52	2	5	3	9	15	20	19	19	7	9	6	22	17	0	16	0	15	7
5 まったく守られていないと思う	18	1	17	0	0	0	2	4	5	5	2	0	2	2	6	3	1	2	0	1	1
6 無回答	65	6	22	0	37	1	0	6	3	5	12	38	3	0	1	5	0	3	0	14	39
回答者数(人)	645	219	356	3	67	17	39	68	93	147	207	74	56	29	109	83	13	98	1	175	81

問1	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 よく守られていると思う	4	2	2	4	4	1	9	6
2 ある程度、守られていると思う	39	6	14	42	36	67	58	28
3 どちらともいえないと思う	26	5	5	20	19	32	23	16
4 あまり守られていないと思う	19	1	6	10	7	25	10	14
5 まったく守られていないと思う	6	0	0	2	1	5	2	2
6 無回答	7	0	1	3	6	4	4	40
回答者数(人)	101	14	28	81	73	134	106	108

問2 あなたは現在の国民一人ひとりの人権意識は、5年ほど前(2013(平成25)年ごろ)に比べて、高くなっていると思いますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

問2	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 高くなっていると思う	118	52	57	1	8	3	5	10	15	31	46	8	15	5	17	11	2	21	1	37	9
2 いちがいに高くなっているとは言えないと思う	247	85	150	0	12	9	13	27	40	50	93	15	19	7	52	36	3	37	0	76	17
3 高くなっていると思わない	119	49	65	1	4	2	11	13	24	33	28	8	10	10	23	19	3	16	0	29	9
4 わからない	101	27	66	1	7	2	9	17	12	27	28	6	9	7	15	12	4	22	0	25	7
5 無回答	60	6	18	0	36	1	1	1	2	6	12	37	3	0	2	5	1	2	0	8	39
回答者数(人)	645	219	356	3	67	17	39	68	93	147	207	74	56	29	109	83	13	98	1	175	81

問2	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 高くなっていると思う	18	2	5	20	12	19	28	14
2 いちがいに高くなっているとは言えないと思う	42	8	11	37	27	56	38	28
3 高くなっていると思わない	18	1	5	9	13	33	23	17
4 わからない	16	3	6	13	19	22	11	11
5 無回答	7	0	1	2	2	4	6	38
回答者数(人)	101	14	28	81	73	134	106	108

問3 日本の社会における人権に関わる問題として、あなたが 関心のあるものすべてに○印をつけてください。

問3	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 同和問題(部落差別の問題)	216	82	121	1	12	9	18	26	25	56	68	14	16	10	31	42	7	35	0	59	16
2 女性	187	52	127	0	8	7	14	23	40	45	49	9	12	6	40	39	3	35	0	42	10
3 子ども	267	88	162	2	15	12	22	33	43	60	80	17	20	12	55	47	6	46	0	60	21
4 高齢者	277	82	178	1	16	6	12	22	34	71	114	18	21	11	49	29	6	56	0	84	21
5 障がい者	380	130	228	1	21	13	27	36	66	97	115	26	36	20	66	59	11	59	1	98	30
6 外国人	106	49	54	1	2	9	12	13	19	27	24	2	12	4	24	21	4	14	0	22	5
7 感染症等感染者・回復者等	126	48	71	0	7	8	6	17	18	30	39	8	15	4	21	24	5	15	1	32	9
8 ハンセン病(※2)元患者・回復者等	82	25	52	1	4	2	6	12	13	18	27	4	9	1	17	17	4	11	0	17	6
9 犯罪被害者等	145	52	82	1	10	4	11	19	26	38	35	12	16	8	30	24	3	23	0	29	12
10 刑を終えて出所した人	79	35	37	1	6	1	6	9	9	25	22	7	9	3	15	12	3	12	0	18	7
11 インターネットによる人権侵害	228	85	131	0	12	7	19	41	44	51	52	14	23	11	49	47	7	32	0	44	15
12 LGBT(性の多様性)(※3)	92	30	56	1	5	7	12	20	16	22	9	6	3	4	23	27	3	11	0	14	7
13 災害と人権	132	48	76	0	8	5	9	19	26	34	31	8	13	7	23	29	5	16	0	29	10
14 アイヌの人々等(先住民)	37	20	16	0	1	2	4	6	6	10	8	1	3	2	10	9	3	3	0	6	1
15 野宿生活者(ホームレス等)	98	35	57	1	5	3	4	9	11	27	38	6	7	2	17	15	3	20	0	28	6
16 北朝鮮当局による拉致問題	252	94	148	1	9	3	8	17	30	74	107	13	31	8	34	24	8	47	0	86	14
17 人身売買(人身取引)(※4)	84	35	45	0	4	2	5	12	11	22	26	6	9	4	14	13	4	14	0	19	7
18 その他の人権問題	12	5	7	0	0	1	3	1	1	3	3	0	1	1	3	2	2	0	0	2	1
19 特にない	30	11	16	0	3	1	1	1	2	7	13	5	2	1	3	3	1	6	0	11	3
20 無回答	66	9	21	0	36	1	0	4	3	6	16	36	3	1	0	3	0	4	0	17	38
回答者数(人)	2896	1015	1685	12	184	103	199	340	443	723	876	212	261	120	524	486	88	459	2	717	239

問3	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 同和問題(部落差別の問題)	41		2	14	28	21	58	22
2 女性	23		4	13	23	18	49	19
3 子ども	44		7	15	34	29	56	33
4 高齢者	36		9	16	33	31	65	38
5 障がい者	66		9	18	53	41	90	42
6 外国人	18		1	7	18	8	22	15
7 感染症等感染者・回復者等	13		2	9	17	14	39	19
8 ハンセン病(※2)元患者・回復者等	14		2	4	11	5	22	12
9 犯罪被害者等	25		5	10	21	17	26	17
10 刑を終えて出所した人	9		1	3	15	6	18	15
11 インターネットによる人権侵害	36		4	14	23	27	57	29
12 LGBT(性の多様性)(※3)	16		0	3	12	10	21	14
13 災害と人権	19		4	8	13	14	38	17
14 アイヌの人々等(先住民)	5		0	1	6	2	8	7
15 野宿生活者(ホームレス等)	13		1	6	24	8	19	12
16 北朝鮮当局による拉致問題	40		6	11	44	29	57	30
17 人身売買(人身取引)(※4)	10		4	5	14	11	13	11
18 その他の人権問題	2		0	2	0	0	2	2
19 特にない	4		3	2	0	6	5	5
20 無回答	8		0	1	2	6	6	38
回答者数(人)	442		64	162	391	671	466	397

問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

問4	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 ある	155	41	104	2	8	7	14	22	35	41	24	12	14	11	35	33	3	23	0	20	16
2 ない	395	160	215	1	19	10	24	40	55	96	149	21	41	17	69	48	9	65	1	127	18
3 無回答	95	18	37	0	40	0	1	6	3	10	34	41	1	1	5	2	1	10	0	28	47
回答者数(人)	645	219	356	3	67	17	39	68	93	147	207	74	56	29	109	83	13	98	1	175	81

問4	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 ある	30	7	5	18	18	29	21	27
2 ない	57	5	20	58	46	94	76	39
3 無回答	14	2	3	5	9	11	9	42
回答者数(人)	101	14	28	81	73	134	106	108

問4-1 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。どのようなことがらで、人権が侵害されたと思いましたか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問4-1	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	95	22	67	1	5	4	11	10	18	27	19	6	8	5	28	17	4	14	0	9	10
2 名誉・信用のき損(傷つけること)、侮辱	42	14	26	0	2	2	1	5	12	12	7	3	5	6	6	11	2	3	0	4	5
3 暴力、脅迫、強要	26	8	17	0	1	1	1	5	6	6	4	3	3	2	6	5	1	2	0	4	3
4 犯罪、不法行為のぬれぎぬ	7	3	4	0	0	1	0	1	0	1	4	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2
5 悪臭・騒音などの公害	8	4	4	0	0	0	0	0	2	2	4	0	2	1	0	0	1	3	0	0	1
6 差別待遇	31	10	20	0	1	1	4	5	4	7	8	2	3	2	7	5	1	3	0	7	3
7 地域などでの仲間はずれ	15	4	9	0	2	1	0	2	2	5	3	2	2	3	3	0	2	2	0	0	3
8 公的機関による不当な取扱	10	2	8	0	0	0	0	4	1	3	2	0	3	2	1	2	1	1	0	0	0
9 使用者による労働強制などの不当な待遇	14	2	10	0	2	0	3	4	2	2	1	2	1	1	6	2	2	0	0	0	2
10 プライバシーの侵害	28	10	16	1	1	1	4	3	7	6	6	1	5	3	7	6	1	3	0	1	2
11 セクシュアル・ハラスメント	10	2	8	0	0	1	1	4	1	2	1	0	1	1	4	3	1	0	0	0	0
12 パワーハラスメント	43	15	26	0	2	0	2	10	12	11	4	4	4	4	12	9	2	4	0	5	5
13 ストーカー(つきまとい)行為	13	2	10	0	1	0	0	5	2	2	2	2	4	0	3	2	2	0	0	1	1
14 家庭での不当な取扱い	21	4	15	0	2	1	1	3	4	4	6	2	2	0	3	6	1	5	0	1	3
15 社会福祉施設等での不当な取扱い	6	3	3	0	0	0	0	0	0	4	2	0	1	1	0	0	2	0	0	0	2
16 その他	4	0	4	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1
17 なんとなくそう感じた	20	8	10	0	2	1	1	2	6	7	2	1	0	1	4	2	1	4	0	4	4
18 答えたくない	8	4	4	0	0	0	1	0	0	2	5	0	0	0	0	0	1	2	0	4	1
19 無回答	76	12	25	0	39	0	0	4	3	7	22	40	2	1	1	2	0	5	0	21	44
回答者数(人)	477	129	286	2	60	15	31	69	82	110	102	68	48	31	93	75	26	51	0	61	92

問4-1	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	18		4	5	8	14	13	14
2 名誉・信用のき損(傷つけること)、侮辱	10		1	2	3	5	11	7
3 暴力、脅迫、強要	5		1	1	2	4	6	5
4 犯罪、不法行為のぬれぎぬ	1		0	1	2	1	2	0
5 悪臭・騒音などの公害	1		0	1	0	1	2	2
6 差別待遇	6		0	1	3	2	11	4
7 地域などでの仲間はずれ	4		0	2	2	1	2	3
8 公的機関による不当な取扱	3		0	1	0	0	3	1
9 使用者による労働強制などの不当な待遇	2		0	1	3	1	1	2
10 プライバシーの侵害	3		1	2	4	4	8	5
11 セクシュアル・ハラスメント	2		0	1	2	0	2	2
12 パワーハラスメント	11		1	1	6	3	9	6
13 ストーカー(つきまとい)行為	3		0	2	1	0	3	4
14 家庭での不当な取扱い	4		1	1	4	3	3	3
15 社会福祉施設等での不当な取扱い	1		0	1	0	1	1	2
16 その他	1		0	0	2	0	0	1
17 なんとなくそう感じた	4		3	1	2	2	2	2
18 答えたくない	1		0	2	1	0	1	1
19 無回答	11		2	1	3	8	5	41
回答者数(人)	91		14	27	48	50	91	105

問4-2 問4で「 1. ある 」とお答えいただいた方に質問します。人権が侵害されたと思ったときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか。

問4-2	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 友人、職場の同僚・上司に相談した	74	18	54	1	1	4	7	13	19	16	11	4	7	3	19	20	2	11	0	6	6
2 家族、親せきに相談した	57	11	41	2	3	3	9	7	11	16	8	3	6	3	16	11	2	10	0	5	4
3 弁護士に相談した	9	2	7	0	0	0	0	1	1	4	3	0	0	2	2	1	1	2	0	1	0
4 警察に相談した	17	5	11	0	1	2	1	2	3	3	5	1	2	1	3	2	1	4	0	3	1
5 法務局や人権擁護委員に相談した	6	1	5	0	0	0	0	1	0	3	2	0	2	0	0	0	2	2	0	0	0
6 県や市町村役場に相談した	5	3	2	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	1	0	0	1	1	0	1	1
7 民間団体に相談した	4	2	2	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0
8 相手に直接、抗議した	38	11	24	0	3	0	4	3	7	9	10	5	3	1	6	8	2	7	0	7	4
9 何もしなかった	52	17	33	0	2	0	3	10	10	14	12	3	4	5	11	7	1	9	0	11	4
10 おぼえていない	7	4	0	0	3	0	0	0	2	0	3	2	0	0	2	0	1	0	0	1	3
11 その他	10	3	7	0	0	1	1	1	0	5	1	1	0	1	3	1	1	0	0	1	3
12 無回答	79	15	26	0	38	1	0	4	4	8	24	38	2	2	2	2	0	6	0	23	42
回答者数(人)	358	92	212	3	51	12	25	43	57	81	82	58	26	19	65	52	15	53	0	60	68

問4-2	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 友人、職場の同僚・上司に相談した	16	3	3	6	9	16	11	10
2 家族、親せきに相談した	13	1	1	6	7	14	7	8
3 弁護士に相談した	1	1	1	0	1	3	0	2
4 警察に相談した	3	1	1	0	2	6	0	4
5 法務局や人権擁護委員に相談した	3	0	2	0	0	1	0	0
6 県や市町村役場に相談した	2	0	1	0	0	1	1	0
7 民間団体に相談した	1	0	1	0	0	2	0	0
8 相手に直接、抗議した	4	2	1	8	5	2	6	10
9 何もしなかった	6	1	3	8	4	13	10	7
10 おぼえていない	0	0	1	2	1	0	0	3
11 その他	2	0	1	0	2	3	0	2
12 無回答	13	2	2	3	8	6	5	40
回答者数(人)	64	11	18	33	39	67	40	86

問5 あなたが同和地区(※)や同和問題(部落差別の問題)について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

問5	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 同和地区や同和問題(部落差別の問題)を知らない	4	1	3	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0
2 6歳未満(小学校へ入る前)	18	10	7	0	1	1	2	1	1	2	10	1	2	0	4	2	0	1	0	7	2
3 6歳～12歳未満(小学生のころ)	268	90	167	1	10	14	30	47	57	46	63	11	22	14	71	59	3	31	1	55	12
4 12歳～15歳未満(中学生のころ)	166	70	81	2	13	2	2	9	23	54	58	18	16	9	22	14	6	32	0	51	16
5 15歳～18歳未満(高校生のころ)	27	8	18	0	1	0	0	0	4	10	12	1	2	3	2	1	0	5	0	13	1
6 18歳以降	43	18	25	0	0	0	2	4	2	18	16	1	5	3	5	2	2	13	0	10	3
7 いづごろかは、おぼえていない	52	16	34	0	2	0	2	2	2	13	31	2	7	0	4	4	1	12	0	21	3
8 無回答	67	6	21	0	40	0	0	5	4	3	15	40	2	0	0	1	1	3	0	16	44
回答者数(人)	645	219	356	3	67	17	39	68	93	147	207	74	56	29	109	83	13	98	1	175	81

問5	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 同和地区や同和問題(部落差別の問題)を知らない	0	1	0	0	0	1	2	0
2 6歳未満(小学校へ入る前)	3	0	0	1	4	5	3	2
3 6歳～12歳未満(小学生のころ)	47	4	9	36	27	69	52	24
4 12歳～15歳未満(中学生のころ)	23	5	8	20	29	22	30	29
5 15歳～18歳未満(高校生のころ)	8	0	1	5	0	8	3	2
6 18歳以降	9	0	3	10	4	14	2	1
7 いづごろかは、おぼえていない	6	2	5	7	3	10	11	8
8 無回答	5	2	2	2	6	5	3	42
回答者数(人)	101	14	28	81	73	134	106	108

問6 あなたが、同和地区や同和問題(部落差別の問題)について、はじめて知ったきっかけは、何ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

問6	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 家族から聞いた	114	42	68	0	5	1	1	6	13	37	49	7	12	5	15	12	2	25	0	37	6
2 親せきの人から聞いた	10	4	6	0	0	0	1	0	2	3	4	0	1	1	1	2	0	3	0	2	0
3 近所の人から聞いた	26	14	11	0	1	0	0	1	1	8	14	2	3	0	2	0	2	4	0	13	2
4 職場の人から聞いた	7	1	6	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	2	0	0	3	0	1	1
5 学校の友だちから聞いた	48	22	24	1	12	0	0	1	3	18	25	1	5	3	4	2	1	10	0	21	1
6 学校の授業で教わった	215	68	135	1	1	15	31	48	58	28	21	12	17	13	69	58	2	20	1	21	13
7 同和問題の講演会や研修会などで知った	23	9	13	0	0	0	1	1	4	5	12	1	4	2	2	2	1	4	0	6	2
8 ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った	8	4	4	0	0	0	0	1	1	5	2	0	0	0	1	0	1	2	0	4	0
9 県や市町村の広報誌や冊子などで知った	5	3	2	0	4	0	0	1	0	1	3	0	1	0	2	0	1	0	0	2	0
10 なんとなく知った	87	36	45	1	2	0	2	3	6	28	41	8	6	4	9	3	2	18	0	36	9
11 おぼえていない	28	9	17	0	1	0	2	2	2	3	17	1	5	0	1	3	1	3	0	13	2
12 その他	9	1	7	0	0	1	0	0	0	4	3	1	1	1	0	0	0	4	0	2	2
13 無回答	61	5	15	0	41	0	0	4	3	2	11	41	1	0	0	1	0	1	0	15	43
回答者数(人)	641	218	353	3	67	17	38	68	93	146	205	74	56	29	108	83	13	97	1	173	81

問6	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 家族から聞いた	14		5	4	14	25	21	12
2 親せきの人から聞いた	0		0	1	2	1	1	0
3 近所の人から聞いた	4		1	1	5	3	5	4
4 職場の人から聞いた	2		0	1	2	0	1	0
5 学校の友だちから聞いた	8		1	1	5	11	8	6
6 学校の授業で教わった	40		2	11	26	51	39	21
7 同和問題の講演会や研修会などで知った	6		2	0	8	1	1	3
8 ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った	1		0	2	2	0	1	2
9 県や市町村の広報誌や冊子などで知った	0		0	1	0	0	1	2
10 なんとなく知った	14		1	2	12	6	19	12
11 おぼえていない	4		0	3	3	6	4	3
12 その他	4		0	0	1	1	3	1
13 無回答	4		1	1	1	6	2	42
回答者数(人)	101		13	28	81	73	104	108

問7 あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

問7	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 ある	119	45	70	1	3	1	10	13	19	38	33	5	15	6	29	15	3	16	0	31	4
2 ない	434	160	251	1	22	16	28	48	72	100	144	26	39	23	74	66	10	74	1	117	30
3 無回答	88	13	32	1	42	0	0	7	2	8	28	43	2	0	5	2		7	0	25	47
回答者数(人)	641	218	353	3	67	17	38	68	93	146	205	74	56	29	108	83	13	97	1	173	81

前回(問7)あなたは、部落差別が現在もあると思いますか。→ 意味合いがまったく異なるため、前回調査との比較は行わない。

問7	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 ある	17	1	6	10	10	37	26	12
2 ない	73	11	19	67	54	90	70	50
3 無回答	11	1	3	4	9	6	8	46
回答者数(人)	101	13	28	81	73	133	104	108

問7-1 問7で「 1. ある 」とお答えいただいた方に質問します。どのようなときに気にしたり、意識したりすることがありますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問7-1	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 結婚するとき	77	27	48	1	1	0	5	9	12	28	21	2	8	4	19	9	3	13	0	20	1
2 人を雇うとき	11	5	5	0	1	1	1	0	1	4	3	1	3	0	1	0	1	0	0	5	1
3 同じ職場で働くとき	35	15	18	0	2	0	1	2	3	20	7	2	3	1	7	3	1	4	0	13	3
4 自分の子どもが同じ学校に通学するとき	15	7	7	0	1	0	1	1	1	7	4	1	3	1	3	0	1	3	0	3	1
5 隣近所で生活するとき	26	11	15	0	0	0	1	2	6	10	6	1	2	1	7	0	2	4	0	9	1
6 仕事上でかかわりをもつとき	33	10	20	0	3	1	2	2	5	12	7	4	4	2	8	6	1	5	0	4	3
7 同じ団体やグループ(町内会、自治会、PTA、サークル活動など)のメンバーとして活動	16	7	9	0	0	0	1	1	3	6	5	0	5	2	1	3	1	2	0	2	0
8 飲食したり、つきあったりするとき	18	11	7	0	0	0	1	2	1	6	8	0	5	0	6	1	1	0	0	5	0
9 不動産(家、土地など)を購入したり、借りたりするとき	19	7	10	0	2	0	1	1	3	7	5	2	3	1	5	1	1	2	0	4	2
10 店で買い物をするとき	4	1	3	0	0	1	0	0	0	1	2	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0
11 その他	13	5	7	1	0	0	2	3	4	2	2	0	1	0	3	4	2	1	0	2	0
回答者数(人)	267	106	149	2	10	3	16	23	39	103	70	13	38	12	61	27	15	35	0	67	12

前回(問7)あなたは、部落差別が現在もあると思いますか。→ 意味合いがまったく異なるため、前回調査との比較は行わない。

問7-1	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 結婚するとき	14	0	5	7	7	24	15	5
2 人を雇うとき	2	0	1	1	2	2	2	1
3 同じ職場で働くとき	6	1	2	2	3	8	8	5
4 自分の子どもが同じ学校に通学するとき	4	0	1	0	0	5	2	3
5 隣近所で生活するとき	4	0	1	3	3	8	4	3
6 仕事上でかかわりをもつとき	3	1	1	2	3	7	11	5
7 同じ団体やグループ(町内会、自治会、PTA、サークル活動など)のメンバーとして活動	5	0	3	1	0	4	2	1
8 飲食したり、つきあったりするとき	1	0	3	3	0	5	5	1
9 不動産(家、土地など)を購入したり、借りたりするとき	4	0	1	0	1	4	6	3
10 店で買い物をするとき	1	0	1	1	0	1	0	0
11 その他	2	0	1	0	2	3	3	2
回答者数(人)	46	2	20	20	21	71	58	29

問8 あなたの親族の方が結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

問8	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 本人の意思を尊重する	418	158	245	0	15	17	30	48	72	102	127	22	44	20	81	68	8	67	1	104	25
2 反対はするが、本人の意思が強ければ認める	60	27	29	1	3	0	2	3	6	20	26	3	7	5	13	2	1	8	0	22	2
3 家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない	6	5	1	0	0	0	0	1	0	1	4	0	0	0	0	1	1	0	0	3	1
4 反対する	12	3	7	1	1	0	1	1	2	2	5	1	1	0	3	2	0	2	0	3	1
5 その他	8	4	3	0	1	0	1	2	1	2	0	2	0	0	2	1	1	1	0	2	1
6 わからない	61	15	35	1	10	0	3	9	8	10	22	9	2	2	7	3	2	10	0	24	11
7 無回答	76	6	33	0	37	0	1	4	4	9	21	37	2	2	2	6	0	9	0	15	40
回答者数(人)	641	218	353	3	67	17	38	68	93	146	205	74	56	29	108	83	13	97	1	173	81

前回(問7)あなたは、部落差別が現在もあると思いますか。→ 意味合いがまったく異なるため、前回調査との比較は行わない。

問8	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 本人の意思を尊重する	78	8	18	61	44	98	68	43
2 反対はするが、本人の意思が強ければ認める	6	2	5	7	7	13	14	6
3 家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない	0	0	1	0	2	1	1	1
4 反対する	0	0	0	2	0	5	3	2
5 その他	1	0	0	0	3	0	2	2
6 わからない	7	2	4	7	13	6	8	14
7 無回答	9	1	0	4	4	10	8	40
回答者数(人)	101	13	28	81	73	133	104	108

問9 あなたは、同和問題(部落差別の問題)を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問9	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を積極的に行う	255	91	157	1	6	13	19	32	39	74	71	7	20	10	45	53	6	42	1	70	8
2 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする	384	133	230	1	20	11	22	43	58	101	124	25	35	16	67	52	6	67	1	113	27
3 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる	159	62	84	1	12	0	11	12	15	34	72	15	15	8	25	9	5	28	0	53	16
4 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する	90	32	53	0	5	3	4	6	13	28	31	5	11	1	13	12	1	12	1	33	6
5 えせ同和行為を排除する	64	24	34	1	5	3	9	6	11	15	14	6	4	8	11	13	2	8	0	13	5
6 インターネットの利用等にかかわる規制をする	40	15	24	0	1	2	4	6	10	11	6	1	1	1	11	9	3	6	0	9	0
7 その他	42	13	10	0	1	1	3	2	3	6	7	2	1	1	1	6	1	4	0	9	1
8 わからない	80	24	50	1	5	0	4	11	11	22	27	5	7	9	19	6	0	11	0	21	7
9 無回答	65	11	17	0	37	0	1	2	1	2	21	38	4	0	4	2	0	2	0	12	41
回答者数(人)	1179	405	659	5	92	33	77	120	161	293	373	104	98	54	196	162	24	180	3	333	111

問9	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を積極的に行う	43	3	13	43	27	71	37	18
2 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする	59	8	17	61	39	93	62	45
3 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる	23	5	3	25	23	32	28	20
4 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する	16	1	2	19	13	21	12	6
5 えせ同和行為を排除する	11	2	4	8	7	12	12	8
6 インターネットの利用等にかかわる規制をする	12	0	2	4	3	10	5	4
7 その他	2	0	1	4	3	6	4	4
8 わからない	10	3	4	5	14	14	18	12
9 無回答	7	0	3	3	2	3	7	40
回答者数(人)	183	22	49	172	131	262	185	157

問10 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問10	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 男女それぞれの固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」といったことなどを他の人に押しつける	253	92	151	0	10	13	21	29	43	67	69	11	20	12	50	47	6	35	0	73	10
2 女性であるということだけで意見や発言、行動が制約、無視される	251	87	156	0	8	11	22	33	43	63	68	11	27	9	51	44	5	38	0	66	11
3 職場における差別待遇	216	95	112	1	8	12	15	24	30	53	73	9	17	7	34	33	8	31	1	75	10
4 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い	130	50	76	0	4	5	10	14	16	38	44	3	6	5	21	26	4	19	0	43	6
5 ドメスティック・バイオレンス（DV）	194	65	120	0	9	8	13	27	37	53	45	11	9	11	40	40	3	29	0	49	13
6 セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）	248	101	138	0	9	11	19	34	52	61	60	11	19	11	49	53	7	30	1	65	13
7 マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産した方へのいやがらせ）	190	62	117	1	10	12	19	32	31	39	45	12	18	7	35	45	3	23	0	46	13
8 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）	154	54	94	0	6	3	9	16	27	38	55	6	6	7	26	26	4	28	0	50	7
9 女性のヌード写真などを掲載した広告や雑誌、新聞、DVDなど	120	38	78	0	4	0	5	8	15	37	51	4	5	5	12	17	2	26	0	49	4
10 女性の働く風俗営業	92	32	57	0	3	1	6	5	12	30	35	3	4	6	12	13	2	19	0	33	3
11 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに特別に用いられる言葉	45	15	28	0	2	1	2	8	7	11	14	2	1	1	8	10	1	3	0	16	2
12 その他	6	3	3	0	0	0	0	1	0	1	3	1	0	0	0	1	1	1	0	2	1
13 特にない	68	25	36	1	6	0	2	3	9	17	29	8	8	2	12	2	1	12	0	22	9
14 わからない	55	19	32	0	4	0	0	7	4	14	25	5	5	6	5	2	2	8	0	19	8
15 無回答	80	12	29	0	39	1	1	1	3	7	27	40	5	0	5	3	0	8	0	15	44
回答者数（人）	2102	750	1227	3	122	78	144	242	329	529	643	137	150	89	360	362	49	310	2	623	154

問10	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 男女それぞれの固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」といったことなどを他の人に押しつける	47	5	12	26	24	68	47	24
2 女性であるということだけで意見や発言、行動が制約、無視される	45	4	13	33	25	63	50	18
3 職場における差別待遇	35	4	10	31	25	51	38	22
4 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い	17	4	6	20	16	30	27	10
5 ドメスティック・バイオレンス（DV）	29	3	10	33	22	47	27	23
6 セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）	42	3	13	44	27	59	34	26
7 マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産した方へのいやがらせ）	29	3	9	29	19	50	31	20
8 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）	24	5	9	26	20	37	21	12
9 女性のヌード写真などを掲載した広告や雑誌、新聞、DVDなど	19	4	8	21	15	26	22	5
10 女性の働く風俗営業	15	2	3	18	12	23	13	6
11 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに特別に用いられる言葉	5	2	3	8	3	10	10	4
12 その他	0	0	1	2	0	0	1	2
13 特にない	9	2	3	8	7	11	15	13
14 わからない	6	2	1	5	14	13	6	8
15 無回答	11	2	3	3	2	9	7	43
回答者数（人）	333	45	104	307	231	497	349	236

問11 あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問11	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	163	73	83	0	7	6	6	20	24	38	61	8	12	5	29	30	3	26	0	50	8
2 男女がともに働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する	442	149	272	3	18	16	35	46	74	108	142	21	38	19	88	69	8	77	1	119	23
3 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	156	66	82	1	7	7	11	20	16	41	54	7	16	9	25	25	1	23	0	47	10
4 女性に対する犯罪の取締りを強化する	109	38	66	0	5	5	4	14	19	27	33	7	11	6	26	13	2	19	1	24	7
5 男女平等に関する教育を充実する	204	66	126	2	10	4	15	14	33	60	70	8	19	11	31	29	3	34	0	64	13
6 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す	58	20	36	1	1	3	4	6	9	11	24	1	4	0	5	12	4	9	0	22	2
7 女性のための人権相談や電話相談を充実する	102	39	56	2	5	1	4	8	14	35	35	5	8	2	19	8	4	25	1	31	4
8 その他	5	2	3	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	3	0
9 特にない	43	12	25	0	6	0	0	2	2	13	20	6	3	2	5	2	1	7	0	15	8
10 わからない	48	21	24	0	3	0	1	10	5	13	15	4	4	5	6	2	1	5	0	20	5
11 無回答	69	10	21	0	38	0	1	2	3	3	21	39	5	0	4	3	0	3	0	12	42
回答者数(人)	1399	496	794	9	100	42	83	142	199	349	476	108	120	59	238	194	28	228	3	407	122

問11	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	27	2	7	28	20	41	24	14
2 男女がともに働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する	74	9	22	67	46	103	78	43
3 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	19	3	7	26	22	39	25	15
4 女性に対する犯罪の取締りを強化する	20	4	6	17	14	24	16	8
5 男女平等に関する教育を充実する	39	3	8	23	17	55	38	21
6 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す	12	1	4	13	5	10	8	5
7 女性のための人権相談や電話相談を充実する	12	4	3	18	14	28	12	11
8 その他	1	0	0	1	1	0	1	1
9 特にない	3	2	2	5	4	7	11	9
10 わからない	6	1	1	2	15	8	7	8
11 無回答	9	1	3	2	2	3	6	43
回答者数(人)	222	30	63	202	160	318	226	178

問12 あなたが、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことですか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問12	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 男女の均等採用を促進する	298	106	181	1	10	10	21	30	51	78	97	11	28	12	55	51	7	48	1	84	12
2 職場の会議等への女性の参加を促進する	134	48	78	1	7	4	3	9	16	36	58	8	15	7	16	9	1	27	0	51	8
3 昇進・昇格の機会を男女同一とする	289	111	163	2	13	9	23	31	49	78	85	14	30	15	42	54	4	49	0	79	16
4 これまでより、重要な仕事を女性に任せる	59	31	27	0	1	0	5	5	5	19	23	2	8	3	11	6	2	7	0	20	2
5 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う	124	45	72	2	5	4	8	15	16	33	40	8	9	6	19	14	4	27	1	35	9
6 女性の管理職登用を促進す	107	44	59	0	4	2	7	9	16	30	39	4	9	3	21	18	1	12	0	40	3
7 女性を配置していなかった職種に女性を配置する	69	29	33	2	5	4	5	5	9	16	24	7	10	1	9	12	2	14	0	14	7
8 女性に配慮した職場環境(男女別トイレ、男女別休憩室等)の整備を行う	178	51	116	1	10	10	11	19	28	52	51	7	16	10	39	24	5	34	1	37	12
9 その他	7	3	4	0	0	0	2	1	1	0	2	1	1	1	1	1	1	0	0	2	0
10 特にない	48	15	27	0	6	0	1	6	7	6	17	11	2	3	9	2	3	7	0	12	10
11 わからない	53	14	34	0	5	0	2	10	8	15	16	2	5	3	13	4	0	9	0	16	3
12 無回答	74	15	22	0	37	1	0	2	3	7	24	37	2	1	5	3	0	4	0	16	43
回答者数(人)	1440	512	816	9	103	44	88	142	209	370	476	112	135	65	240	198	30	238	3	406	125

問12	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 男女の均等採用を促進する	45	10	18	44	29	69	53	30
2 職場の会議等への女性の参加を促進する	14	2	9	20	22	30	18	19
3 昇進・昇格の機会を男女同一とする	49	8	14	32	35	69	51	31
4 これまでより、重要な仕事を女性に任せる	9	1	2	11	8	8	11	9
5 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う	18	1	3	14	17	34	22	15
6 女性の管理職登用を促進する	16	4	7	18	9	22	22	9
7 女性を配置していなかった職種に女性を配置する	14	0	3	15	8	12	5	12
8 女性に配慮した職場環境(男女別トイレ、男女別休憩室等)の整備を行う	28	4	11	23	20	49	26	17
9 その他	1	0	0	0	1	2	3	0
10 特にない	7	1	2	5	7	8	9	9
11 わからない	10	2	1	7	10	10	9	4
12 無回答	10	0	1	6	5	5	8	39
回答者数(人)	221	33	71	195	171	318	237	194

問13 あなたは、仕事と家庭を両立するために、行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問13	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する	452	165	265	2	20	15	30	52	70	117	145	23	38	24	87	70	7	75	1	122	28
2 時間外勤務の短縮を促進する	184	62	111	1	10	7	16	16	28	47	57	13	16	9	26	35	4	30	0	49	15
3 年次有給休暇の計画的取得を促進する	165	61	96	1	7	10	11	19	32	38	45	10	16	6	39	29	2	22	1	38	12
4 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する	207	81	112	1	13	3	11	24	27	49	79	14	18	11	36	24	5	32	0	63	18
5 ファミリーサポートセンターの整備を促進する	90	23	63	0	4	5	8	12	19	23	18	5	9	5	16	22	1	15	0	17	5
6 男性の育児休業制度利用の啓発を行う	117	52	60	2	3	7	11	9	10	29	48	3	15	3	26	9	1	17	1	40	5
7 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う	56	24	28	1	3	2	2	7	6	15	18	6	3	2	11	4	1	14	0	15	6
8 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う	120	28	84	0	8	1	6	21	19	37	28	8	10	4	26	21	3	24	0	22	10
9 その他	9	1	8	0	0	1	4	1	2	1	0	0	0	0	4	4	1	0	0	0	0
10 特になし	27	11	14	0	2	0	0	2	4	7	12	2	2	1	2	2	2	5	0	11	2
11 わからない	32	8	18	0	6	0	0	6	3	6	14	3	2	2	3	0	1	7	0	13	4
12 無回答	71	16	18	0	37	0	0	1	3	5	24	38	6	1	4	1	0	1	0	17	41
回答者数(人)	1530	532	877	8	113	51	99	170	223	374	488	125	135	68	280	221	28	242	3	407	146

問13	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する	73	10	24	60	46	106	81	52
2 時間外勤務の短縮を促進する	35	4	8	22	22	47	24	22
3 年次有給休暇の計画的取得を促進する	24	2	11	23	21	38	28	18
4 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する	34	7	7	31	22	46	32	28
5 ファミリーサポートセンターの整備を促進する	11	3	7	11	14	19	16	9
6 男性の育児休業制度利用の啓発を行う	16	0	4	23	10	28	26	10
7 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う	9	0	3	8	6	14	7	9
8 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う	23	2	8	11	9	31	24	12
9 その他	1	1	0	2	1	1	1	2
10 特になし	3	0	0	4	4	6	7	3
11 わからない	5	3	1	3	8	5	2	5
12 無回答	7	1	1	5	5	5	8	39
回答者数(人)	241	33	74	203	168	346	256	209

問14 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問14	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	416	147	252	2	15	14	26	48	73	105	128	22	36	21	76	66	8	71	1	112	25
2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする促進する	359	128	218	2	11	8	19	35	65	94	119	19	31	17	59	58	7	61	0	106	20
3 保護者によるしつけるための体罰	229	72	142	0	15	11	17	26	41	56	58	20	15	9	41	46	2	39	0	58	19
4 保護者による「身体的暴力」「必要な食事を十分に摂らせない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為	380	130	232	2	16	14	30	52	62	94	105	23	36	19	75	65	9	61	1	91	23
5 大人が子どもに自分の考え方を強制する	230	69	151	0	10	12	22	31	34	51	66	14	12	8	43	53	4	40	0	58	12
6 教師による児童・生徒への体罰	226	75	139	1	11	13	18	23	32	57	71	12	18	9	39	38	7	41	1	58	15
7 髪型や服装を定めた校則	71	32	34	0	5	3	7	8	9	19	20	5	5	5	9	10	2	14	0	21	5
8 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける	204	67	129	1	7	7	10	19	29	54	77	8	19	8	28	24	5	46	0	65	9
9 児童買春や児童ポルノ等が存在する	256	90	154	0	12	11	22	35	41	65	66	16	26	12	43	55	5	38	0	62	15
10 インターネットの利用による誹謗中傷や個人のプライバシーの流出	280	92	174	1	13	11	27	41	56	70	56	19	22	17	55	62	4	46	0	58	16
11 その他	7	5	2	0	0	1	1	1	1	1	2	0	0	0	0	2	2	0	0	1	2
12 特にない	25	8	11	1	5	0	1	1	2	6	11	4	3	2	1	0	3	6	0	6	4
13 わからない	33	13	16	0	4	0	0	5	2	5	16	5	3	1	3	0	2	4	0	15	5
14 無回答	69	14	18	0	37	1	0	1	2	6	22	37	3	1	4	2	0	2	0	16	41
回答者数(人)	2785	942	1672	10	161	106	200	326	449	683	817	204	229	129	476	481	60	469	3	727	211

問14	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	67	13	23	55	43	98	71	46
2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする促進する	60	14	16	51	33	83	60	42
3 保護者によるしつけるための体罰	34	6	13	32	21	58	38	27
4 保護者による「身体的暴力」「必要な食事を十分に摂らせない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為	61	7	19	50	40	99	65	39
5 大人が子どもに自分の考え方を強制する	37	5	8	33	25	59	38	25
6 教師による児童・生徒への体罰	32	7	13	32	21	60	32	29
7 髪型や服装を定めた校則	8	1	3	10	11	16	11	11
8 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける	31	7	11	26	19	54	29	27
9 児童買春や児童ポルノ等が存在する	39	5	16	38	28	61	41	28
10 インターネットの利用による誹謗中傷や個人のプライバシーの流出	51	6	16	35	29	65	47	31
11 その他	1	0	1	2	0	0	3	0
12 特にない	5	1	2	1	1	2	7	6
13 わからない	4	0	0	1	14	6	2	6
14 無回答	6	0	1	6	6	6	5	39
回答者数(人)	436	72	142	372	291	667	449	356

問15 近所の子どもが虐待されていると知った場合(疑いをもった場合)あなたはどうしますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

問15	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 福祉事務所や町役場などに通報する	144	49	86	0	9	7	10	18	24	32	42	11	8	6	28	27	3	24	0	35	13
2 児童相談所に通報する	93	26	59	0	8	2	7	14	19	17	25	9	9	4	17	21	1	12	0	19	10
3 警察に通報する	56	33	20	1	2	2	6	7	5	14	21	1	6	5	13	4	4	5	0	15	4
4 民生委員・児童委員に通報する	76	23	49	2	2	0	2	1	7	26	35	5	9	2	8	5	2	18	0	29	3
5 子どもの通っている保育所、学校等に通報する	49	16	32	0	1	0	4	8	10	9	15	3	5	3	11	7	0	7	0	14	2
6 直接、その家族に確かめてみる	12	5	7	0	0	1	2	1	0	3	4	1	1	0	3	2	0	1	0	4	1
7 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない	31	13	18	0	0	3	1	5	6	7	9	0	1	3	9	4	0	7	0	7	0
8 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない	41	8	30	0	3	1	3	4	8	9	13	3	7	1	6	4	0	9	1	9	4
9 自分には関係がないので、特に何もしない	3	0	1	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
10 その他	4	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0
11 わからない	24	14	9	0	1	0	1	6	6	4	6	1	2	1	3	1	2	2	0	12	1
12 無回答	67	14	17	0	36	0	0	1	2	6	22	36	4	1	4	1	0	2	0	17	38
回答者数(人)	600	203	330	3	64	16	36	65	87	130	195	71	52	27	103	76	12	87	1	164	78

問15	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 福祉事務所や町役場などに通報する	20	3	6	17	20	40	22	16
2 児童相談所に通報する	16	1	4	9	10	21	20	12
3 警察に通報する	11	1	3	7	8	15	6	5
4 民生委員・児童委員に通報する	11	1	6	11	3	11	17	16
5 子どもの通っている保育所、学校等に通報する	8	1	4	12	5	10	6	3
6 直接、その家族に確かめてみる	1	2	0	3	3	0	3	0
7 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない	5	0	1	3	2	6	14	0
8 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない	11	1	3	9	4	7	1	5
9 自分には関係がないので、特に何もしない	1	0	0	0	0	0	0	2
10 その他	0	0	0	0	0	2	1	1
11 わからない	3	0	0	3	10	3	3	2
12 無回答	6	0	1	6	6	5	6	37
回答者数(人)	114	20	28	83	79	152	115	120

問16 あなたは、子どもの人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問16	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する	225	82	132	0	11	8	11	23	36	55	79	13	16	8	41	34	4	33	1	76	12
2 体罰の禁止を徹底させる促進する	104	39	57	0	8	2	5	9	16	21	41	10	11	3	14	7	5	16	0	38	10
3 校則や規則を緩やかなものにする	18	9	8	0	1	2	0	2	3	5	5	1	0	3	3	0	1	2	0	6	3
4 成績だけを重んじる教育のあり方を改める	164	54	101	0	9	3	5	14	18	37	76	11	20	10	23	13	0	37	0	53	8
5 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する	98	32	63	0	3	3	13	15	14	23	27	3	5	4	21	23	3	18	0	20	4
6 教師の人間性、資質を高める	136	46	84	1	5	3	5	13	16	44	47	8	18	7	19	18	3	27	0	37	7
7 家庭内の人間関係を安定させる	157	50	98	1	8	7	13	17	24	43	43	10	16	7	31	23	4	29	1	31	15
8 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	140	56	77	1	6	4	10	11	23	40	46	6	17	5	22	24	1	22	0	43	6
9 子どもに、他人に対する思いやりを教える	213	86	119	2	6	1	18	31	34	48	71	10	23	11	44	29	5	34	0	57	10
10 子どもの個性を尊重する	95	35	51	2	7	5	13	12	14	21	23	7	10	3	22	17	1	15	0	18	9
11 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる	119	44	63	1	11	4	4	14	16	23	42	16	10	3	19	12	5	18	1	37	14
12 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	61	17	41	0	3	1	3	10	4	19	20	4	5	3	10	12	1	8	0	18	4
13 子どものための人権相談や電話相談を充実する	56	19	32	0	5	3	2	7	9	17	12	6	9	2	15	8	1	4	0	10	7
14 その他	3	3	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0
15 特にない	9	5	2	0	2	0	1	0	0	2	5	1	1	2	1	0	0	0	0	3	2
16 わからない	25	8	15	0	2	0	0	6	3	5	10	1	3	2	3	1	1	4	0	9	2
17 無回答	50	2	13	0	35	0	0	1	1	3	10	35	1	0	0	2	0	1	0	8	38
回答者数(人)	1673	587	956	8	122	46	104	185	232	406	558	142	166	73	288	224	36	268	3	464	151

問16	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する	40	6	10	36	24	52	37	20
2 体罰の禁止を徹底させる促進する	15	2	7	22	7	18	18	15
3 校則や規則を緩やかなものにする	2	0	1	2	3	6	1	3
4 成績だけを重んじる教育のあり方を改める	27	3	7	21	19	32	29	26
5 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する	15	1	4	11	22	21	15	9
6 教師の人間性、資質を高める	18	2	7	22	13	35	21	18
7 家庭内の人間関係を安定させる	30	4	7	19	14	35	29	19
8 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む	21	2	6	20	17	36	26	12
9 子どもに、他人に対する思いやりを教える	31	7	12	29	19	50	40	25
10 子どもの個性を尊重する	14	3	5	12	12	24	12	13
11 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる	22	4	5	17	9	23	17	22
12 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	10	3	3	8	8	13	10	6
13 子どものための人権相談や電話相談を充実する	7	1	4	4	5	16	12	7
14 その他	0	0	0	0	0	0	3	0
15 特にない	2	0	0	0	1	0	4	2
16 わからない	5	0	0	1	11	4	2	2
17 無回答	4	0	1	2	0	3	4	36
回答者数(人)	263	38	79	226	184	368	280	235

問17 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問17	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 差別的な言動をされる	203	76	118	0	9	13	17	30	27	47	58	11	20	8	35	46	5	29	1	48	11
2 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	195	63	127	1	4	7	13	23	37	58	50	7	10	9	35	42	2	36	0	53	8
3 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物にいくことができない	243	83	147	3	10	7	13	25	40	72	73	13	24	11	44	38	6	43	0	62	15
4 アパートなどの住居への入居が制限される	132	48	79	0	5	8	11	20	21	30	32	10	7	4	27	26	4	17	0	38	9
5 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	187	64	116	0	7	6	15	16	31	48	60	11	15	7	37	29	2	31	1	55	10
6 高齢者ということで、特別な存在としてあつかわれたり、身体が拘束される等の虐待を受ける	167	59	102	0	6	12	12	24	32	37	42	8	14	5	30	40	4	21	1	44	8
7 働ける能力を発揮する機会が少ない	154	58	89	1	6	8	13	18	18	47	43	7	12	9	32	28	4	24	0	38	7
8 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い	307	101	194	0	12	12	20	45	59	62	95	14	22	17	58	56	6	47	0	88	13
9 高齢者ということで意見や発言が無視される	123	40	76	1	6	10	15	19	16	21	34	8	8	0	21	31	2	20	0	33	8
10 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	67	29	35	0	3	3	6	4	4	22	24	4	9	1	5	12	2	10	0	26	2
11 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	160	62	86	2	10	4	8	10	17	45	65	11	16	6	25	17	5	30	0	50	11
12 その他	5	3	2	0	0	0	1	0	0	1	3	0	1	0	0	0	2	0	0	2	0
13 特にない	34	14	16	0	4	0	1	1	0	7	20	5	1	3	3	0	1	7	0	13	6
14 わからない	43	19	20	0	4	1	1	8	6	11	12	4	4	1	7	3	2	6	0	14	6
15 無回答	52	4	12	0	36	1	1	0	0	4	10	36	1	0	1	1	1	1	0	8	39
回答者数(人)	2072	723	1219	8	122	92	147	243	308	512	621	149	164	81	360	369	48	322	3	572	153

問17	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 差別的な言動をされる	32	2	10	32	23	49	34	21
2 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない	34	6	9	27	21	47	33	18
3 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物にいくことができない	45	2	12	29	27	58	44	26
4 アパートなどの住居への入居が制限される	18	3	6	17	15	29	22	22
5 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている	29	3	8	30	21	44	31	21
6 高齢者ということで、特別な存在としてあつかわれたり、身体が拘束される等の虐待を受ける	20	1	11	26	17	48	29	15
7 働ける能力を発揮する機会が少ない	30	4	4	15	22	27	37	15
8 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い	45	10	18	46	34	75	45	34
9 高齢者ということで意見や発言が無視される	19	2	5	22	10	27	23	15
10 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない	11	1	4	4	11	14	13	9
11 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	32	6	6	21	20	26	26	23
12 その他	0	1	1	0	1	0	2	0
13 特にない	5	0	2	3	6	6	7	5
14 わからない	5	4	4	3	9	6	6	6
15 無回答	6	0	1	1	1	2	3	38
回答者数(人)	331	45	101	276	238	458	355	268

問18 あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問18	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	129	52	72	0	5	4	4	15	17	30	54	5	10	6	19	24	1	18	0	44	7
2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	267	95	164	1	7	7	15	32	38	68	96	11	25	12	44	40	7	47	1	81	10
3 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	364	125	218	2	19	6	23	40	56	90	129	20	33	18	72	45	4	65	0	102	25
4 住居の確保や、就労環境を整備する	89	32	50	0	7	4	9	15	18	21	15	7	10	4	21	19	1	12	0	14	8
5 高齢者を地域で支える仕組みを整備する	281	100	169	2	10	11	23	33	43	68	93	10	21	11	52	51	6	43	1	78	18
6 認知症高齢者対策を充実する	207	75	123	0	9	6	9	18	40	50	69	15	20	11	31	30	4	34	0	65	12
7 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	39	16	21	1	1	3	3	5	6	9	11	2	4	0	11	4	2	4	1	11	2
8 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	81	29	43	1	8	2	2	6	7	25	33	6	10	3	15	7	2	14	0	23	7
9 その他	7	3	3	0	1	0	2	2	0	1	2	0	0	1	1	1	1	1	0	2	0
10 特にない	17	5	7	0	5	0	1	0	0	4	5	7	0	2	1	0	0	4	0	4	6
11 わからない	30	11	16	0	3	1	1	6	4	9	6	3	2	0	5	1	1	5	0	11	5
12 無回答	52	4	14	0	34	0	1	0	2	3	12	34	2	0	1	1	1	4	0	7	36
回答者数(人)	1563	547	900	7	109	44	93	172	231	378	525	120	137	68	273	223	30	251	3	442	136

問18	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	12	3	4	23	19	34	22	12
2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する	42	5	17	35	29	65	47	27
3 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	61	5	21	50	40	80	62	45
4 住居の確保や、就労環境を整備する	19	2	2	7	8	22	15	14
5 高齢者を地域で支える仕組みを整備する	37	7	9	45	34	59	58	32
6 認知症高齢者対策を充実する	32	7	7	32	18	51	39	21
7 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する	8	0	1	5	3	11	5	6
8 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する	17	5	2	8	12	15	14	8
9 その他	0	0	0	0	0	3	2	2
10 特にない	3	0	0	1	2	2	2	7
11 わからない	7	2	1	2	9	2	3	4
12 無回答	5	0	1	2	1	4	4	35
回答者数(人)	243	36	65	210	175	348	273	213

問19 障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問19	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 差別的言動をされる	308	116	173	1	18	15	29	39	53	78	75	19	25	15	62	60	7	42	1	76	20
2 就職・職場で不利な扱いを受ける	300	115	174	1	10	15	26	37	48	76	86	12	24	16	58	55	5	41	1	87	13
3 就労の機会が少ない	338	127	197	1	13	13	20	39	55	91	102	18	28	12	62	61	7	57	1	90	20
4 結婚問題で周囲から反対を受ける	210	73	128	1	8	11	15	27	29	49	67	12	19	7	37	40	4	35	0	57	11
5 じろじろ見られたり、避けられたりする	260	84	160	1	15	12	23	39	46	57	66	17	19	10	52	54	7	40	0	61	17
6 アパートなどの住宅への入居が制限される	162	58	95	2	7	9	11	27	21	37	48	9	10	3	33	32	4	27	0	42	11
7 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である	230	81	137	2	10	9	11	28	38	59	72	13	23	12	41	36	2	41	0	62	13
8 スポーツ活動や文化活動、地域活動等に参加できない	117	54	63	0	0	6	7	15	12	34	40	3	11	5	14	25	6	16	0	36	4
9 障がい者を狙った悪質商法の被害が多い	115	35	73	1	6	8	10	17	15	23	34	8	10	5	16	26	2	20	0	28	8
10 その他	7	4	3	0	0	0	1	0	1	2	3	0	1	0	1	0	3	1	0	1	0
11 特にない	25	7	12	0	6	0	1	0	2	5	11	6	1	1	3	0	1	4	0	9	6
12 わからない	63	21	38	1	3	0	1	9	6	13	28	6	5	2	8	0	3	11	0	27	7
13 無回答	71	14	20	0	37	1	1	0	2	6	24	37	5	2	0	2	1	6	0	14	41
回答者数(人)	2206	789	1273	11	133	99	156	277	328	530	656	160	181	90	387	391	52	341	3	590	171

問19	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 差別的言動をされる	48		6	15	50	34	69	34
2 就職・職場で不利な扱いを受ける	47		6	16	47	35	70	25
3 就労の機会が少ない	56		3	17	54	37	80	36
4 結婚問題で周囲から反対を受ける	35		2	12	33	22	50	21
5 じろじろ見られたり、避けられたりする	38		8	16	38	30	59	33
6 アパートなどの住宅への入居が制限される	25		4	7	30	16	37	19
7 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である	40		5	9	34	25	56	25
8 スポーツ活動や文化活動、地域活動等に参加できない	19		0	8	23	11	21	11
9 障がい者を狙った悪質商法の被害が多い	13		0	6	20	12	29	14
10 その他	1		0	1	2	1	1	0
11 特にない	6		1	2	2	1	2	5
12 わからない	8		2	2	7	14	13	9
13 無回答	7		0	1	2	4	6	43
回答者数(人)	343		37	112	342	242	493	275

問20 あなたは、障がい者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問20	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	217	91	115	0	11	7	16	23	35	52	72	12	19	9	44	33	3	32	1	65	11
2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する	271	87	170	2	12	5	15	36	42	58	100	15	23	11	49	43	6	44	0	80	15
3 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	180	65	106	1	8	6	15	19	32	45	54	9	17	6	36	32	5	25	0	46	13
4 就労の支援や働く場の確保を図る	303	115	175	2	11	12	25	36	50	79	87	14	32	14	61	54	3	45	1	77	16
5 障がいのある人となない人との交流を促進する	114	37	65	2	10	4	10	18	17	26	30	9	6	4	19	31	2	17	0	22	13
6 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	67	26	35	1	5	2	4	5	12	17	21	6	3	3	13	8	1	13	0	19	7
7 ホームヘルプサービス(居宅介護)やデイサービス(生活介護)などの生活支援を推進する	239	69	158	1	11	6	8	24	39	65	82	15	28	11	42	26	4	43	1	66	18
8 障がい者のための人権相談や電話相談を充実する	68	26	40	0	2	2	2	5	6	15	35	3	8	4	7	5	2	14	0	26	2
9 その他	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
10 特にない	11	3	6	0	2	0	1	0	1	3	5	1	2	1	1	0	0	2	0	3	2
11 わからない	45	15	25	0	5	0	1	7	2	11	18	6	3	4	5	0	1	5	0	20	7
12 無回答	55	8	12	0	35	1	1	0	1	4	12	36	2	1	0	2	1	3	0	8	38
回答者数(人)	1572	543	908	9	112	45	99	173	237	375	517	126	143	68	277	234	29	244	3	432	142

問20	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	29	4	13	35	29	50	35	22
2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する	38	5	18	37	32	73	40	28
3 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	28	7	8	24	16	42	31	24
4 就労の支援や働く場の確保を図る	50	4	14	40	34	72	55	34
5 障がいのある人となない人との交流を促進する	21	2	3	13	15	22	23	15
6 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	8	1	2	13	9	12	12	10
7 ホームヘルプサービス(居宅介護)やデイサービス(生活介護)などの生活支援を推進する	38	8	14	32	18	59	40	30
8 障がい者のための人権相談や電話相談を充実する	12	1	1	13	9	15	14	3
9 その他	0	0	0	1	0	0	1	0
10 特にない	2	0	0	2	0	2	3	2
11 わからない	7	1	1	3	12	7	5	9
12 無回答	7	0	1	1	2	2	5	37
回答者数(人)	240	33	75	214	176	356	264	214

問21 外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問21	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 差別的な言動をされる	218	79	127	0	12	12	20	29	33	51	58	15	16	8	42	45	3	33	0	55	16
2 就職・職場で不利な扱いを受ける	218	85	126	0	7	12	19	29	34	53	62	9	17	9	44	44	6	29	1	58	10
3 結婚問題で周囲から反対を受ける	172	65	99	1	7	10	19	20	26	37	51	9	12	5	37	34	3	26	0	45	10
4 アパートなどの住宅への入居が制限される	184	66	108	1	9	7	18	26	26	42	53	12	10	10	36	33	3	27	0	52	13
5 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	246	85	151	1	9	13	22	38	43	61	57	12	22	9	54	54	6	34	0	54	13
6 その他	6	4	2	0	0	0	0	0	0	1	5	0	1	1	0	0	1	1	0	2	0
7 特にない	87	38	45	1	3	0	6	8	11	22	35	5	12	4	11	10	3	18	0	28	1
8 わからない	154	47	97	1	9	0	3	13	25	38	65	10	11	9	24	10	2	30	0	53	15
9 無回答	77	11	27	0	39	2	1	0	1	7	25	41	2	2	1	3	2	6	0	17	44
回答者数(人)	1362	480	782	5	95	56	108	163	199	312	411	113	103	57	249	233	29	204	1	364	122

問21	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 差別的な言動をされる	34	3	12	33	22	54	38	22
2 就職・職場で不利な扱いを受ける	36	4	12	35	23	51	37	20
3 結婚問題で周囲から反対を受ける	27	2	12	28	15	40	30	18
4 アパートなどの住宅への入居が制限される	27	2	8	34	18	40	34	21
5 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	36	3	11	37	30	61	45	23
6 その他	0	0	1	0	2	0	3	0
7 特にない	12	0	4	10	14	17	20	10
8 わからない	19	8	7	18	19	40	22	21
9 無回答	12	2	3	4	3	6	4	43
回答者数(人)	203	24	70	199	146	309	233	178

問22 あなたは、外国人の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問22	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	188	83	99	0	6	6	6.0	24	29	44	72	7	16	4	32	31	9	22	1	64	9
2 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する	281	100	167	1	13	11	###	36	42	70	86	13	26	10	54	56	1	44	0	74	16
3 異文化理解のため、外国人との交流を促進する	243	90	141	1	11	9	###	28	39	58	74	12	26	11	49	48	4	37	0	53	15
4 外国人の就職の機会均等を確保する	116	46	66	0	4	6	###	12	18	32	32	6	15	4	19	17	4	14	1	35	7
5 多言語による生活情報の提供を充実する	133	45	79	2	7	6	###	17	24	36	25	8	10	8	32	26	4	22	0	25	6
6 外国人のための人権相談や電話相談を充実する	117	46	64	1	6	2	5.0	11	18	35	41	5	13	2	21	12	6	24	1	30	8
7 その他	3	1	2	0	0	0	0.0	1	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
8 特にない	48	19	21	1	7	0	2.0	5	4	11	20	6	5	3	7	2	0	8	0	18	5
9 わからない	120	32	79	0	9	1	3.0	14	16	28	46	12	8	6	22	10	3	18	0	39	14
10 無回答	63	10	16	0	37	1	1.0	0	2	4	17	38	1	1	1	0	1	6	0	12	41
回答者数(人)	####	472	734	6	100	42	90	148	192	318	415	107	121	51	237	202	32	195	3	350	121

問22	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	29	4	12	32	18	47	28	18
2 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する	41	4	15	39	34	65	50	33
3 異文化理解のため、外国人との交流を促進する	40	5	13	34	33	55	38	25
4 外国人の就職の機会均等を確保する	19	0	6	19	11	29	21	11
5 多言語による生活情報の提供を充実する	15	2	8	17	14	29	31	17
6 外国人のための人権相談や電話相談を充実する	23	2	3	21	11	26	18	13
7 その他	0	0	0	0	0	1	2	0
8 特にない	5	1	0	7	6	8	11	10
9 わからない	19	6	5	10	14	24	22	20
10 無回答	9	2	2	3	3	3	2	39
回答者数(人)	200	26	64	182	144	287	223	186

問23 あなたは、特定の人種や民族等への憎悪・差別意識・排除理論を扇動する行為（ヘイトスピーチ）が日本国内で行われているのをご存知ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

問23	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 実際にもしくはテレビや新聞、インターネット等で見たことがある	173	80	87	1	5	6	13	27	30	51	40	6	14	7	30	40	4	22	0	50	6
2 ヘイトスピーチという言葉は知っている	128	56	65	0	7	4	15	14	27	25	34	9	10	9	32	20	1	19	0	29	8
3 知らない	257	64	175	2	16	5	11	24	34	61	102	20	27	11	47	23	6	48	1	74	20
4 無回答	86	18	29	0	39	1	0	3	2	10	31	39	4	2	0	0	2	9	0	22	47
回答者数(人)	644	218	356	3	67	16	39	68	93	147	207	74	55	29	109	83	13	98	1	175	81

問23	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 実際にもしくはテレビや新聞、インターネット等で見たことがある	24	1	3	23	21	47	34	20
2 ヘイトスピーチという言葉は知っている	25	1	8	19	18	23	24	10
3 知らない	44	10	13	36	26	55	43	30
4 無回答	8	2	4	3	8	9	5	47
回答者数(人)	101	14	28	81	73	134	106	107

問24 あなたは、ヘイトスピーチをなくするために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問24	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 日本に暮らす民族・人種に対する理解を高めるための啓発活動を推進する	215	83	125	1	6	6	14	28	35	47	77	8	18	6	39	36	8	28	1	70	9
2 様々な民族・人種に関して正しく理解することのできる教育を充実する	281	106	164	2	9	7	24	37	48	70	82	13	20	10	53	53	7	40	1	82	15
3 様々な民族・人種間の交流を深められるような取り組みを推進する	193	80	105	1	7	5	13	23	32	44	68	8	20	7	35	34	4	26	0	56	11
4 ヘイトスピーチに対する公共の道路や建物の使用等、自治体の許認可を厳正にする	86	42	39	1	4	2	8	12	7	33	19	5	8	6	11	16	2	11	0	28	4
5 ヘイトスピーチへの抗議行動をする	25	10	13	1	1	2	1	3	5	7	6	1	0	1	6	4	2	3	0	8	1
6 ヘイトスピーチによって人権を侵害された人へのための人権相談や電話相談を充実する	96	31	62	0	3	3	4	8	10	36	31	4	7	3	13	16	3	15	1	34	4
7 その他	4	3	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	2	0
8 特にない	33	15	15	1	2	1	1	1	4	8	13	5	5	3	2	3	3	7	0	7	3
9 わからない	183	50	116	0	17	4	11	21	24	43	66	14	15	11	40	14	1	37	0	49	16
10 無回答	72	11	23	0	38	1	0	0	2	8	22	39	5	1	2	0	0	8	0	12	44
回答者数(人)	1188	431	663	7	87	31	77	133	168	296	385	98	98	49	201	176	31	175	3	348	107

問24	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 日本に暮らす民族・人種に対する理解を高めるための啓発活動を推進する	36	5	10	34	23	53	34	20
2 様々な民族・人種に関して正しく理解することのできる教育を充実する	47	4	13	48	31	57	55	26
3 様々な民族・人種間の交流を深めれるような取り組みを推進する	32	3	7	34	21	47	30	19
4 ヘイトスピーチに対しての公共の道路や建物の使用等、自治体の許認可を厳正にする	10	2	1	10	13	19	18	13
5 ヘイトスピーチへの抗議行動をする	3	0	0	7	4	7	2	2
6 ヘイトスピーチによって人権を侵害された人へのための人権相談や電話相談を充実する	18	2	7	16	13	14	16	10
7 その他	0	0	0	0	0	1	2	1
8 特にない	7	0	2	1	7	4	7	5
9 わからない	26	5	5	20	21	45	33	28
10 無回答	8	2	4	3	4	7	3	41
回答者数(人)	187	23	49	173	137	254	200	165

問25 エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問25	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 差別的な言動をされる	293	104	175	1	13	12	24	48	45	71	78	15	28	11	64	56	8	41	0	70	15
2 職場における解雇や無断で検査が行われる	256	89	157	1	9	12	26	42	37	59	70	10	21	11	56	52	5	39	0	62	10
3 結婚問題で周囲から反対を受ける	254	88	156	2	8	13	22	31	29	64	86	9	24	9	47	50	5	45	0	64	10
4 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる	224	81	135	0	8	12	24	38	38	54	49	9	17	8	49	51	5	35	1	48	10
5 学校などにおけるいじめや入園が拒否される	244	84	145	2	13	14	20	41	33	61	62	13	21	11	52	51	5	34	0	58	12
6 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる	227	88	127	1	11	13	19	31	34	56	62	12	18	10	43	47	6	34	0	57	12
7 マスコミによりプライバシーが侵害される	214	75	128	1	10	10	20	36	36	51	51	10	12	8	47	44	5	38	0	50	10
8 地域社会における排斥(仲間はずれにすること)や悪意のある噂が流される	256	88	155	2	11	13	21	42	40	64	63	13	18	9	57	49	6	44	1	59	13
9 その他	6	5	1	0	0	1	2	0	0	0	3	0	1	0	0	1	2	0	0	2	0
10 特にない	34	16	16	0	2	0	0	1	7	7	16	3	2	3	4	4	1	5	0	13	2
11 わからない	134	45	79	1	9	1	5	10	14	34	59	11	8	10	21	6	3	20	0	49	17
12 無回答	76	14	23	0	39	1	0	0	0	9	25	41	6	0	1	1	0	7	0	18	43
回答者数(人)	2218	777	1297	11	133	102	183	320	313	530	624	146	176	90	441	412	51	342	2	550	154

問25	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 差別的な言動をされる	42	5	18	39	33	73	48	35
2 職場における解雇や無断で検査が行われる	36	5	13	36	35	64	41	26
3 結婚問題で周囲から反対を受ける	37	6	15	37	30	58	45	26
4 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる	33	4	14	34	23	53	44	19
5 学校などにおけるいじめや入園が拒否される	30	6	12	33	30	65	38	30
6 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる	29	4	11	33	31	60	38	21
7 マスコミによりプライバシーが侵害される	36	7	12	29	25	50	35	20
8 地域社会における排斥(仲間はずれにすること)や悪意のある噂が流される	41	5	13	35	36	60	42	24
9 その他	0	0	1	0	1	1	3	0
10 特にない	4	1	2	5	4	6	11	1
11 わからない	24	4	5	16	16	30	19	20
12 無回答	9	1	3	3	3	11	4	42
回答者数(人)	321	48	119	300	267	531	368	264

問26 あなたは、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問26	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する	392	148	224	2	18	15	29	48	68	99	112	21	36	19	77	70	8	56	1	100	25
2 学校等でエイズ等に関する教育を充実する	308	112	181	3	12	13	26	34	45	73	104	13	28	9	60	52	4	47	1	88	19
3 エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する	237	93	136	1	7	10	18	31	34	58	77	9	15	12	45	40	5	34	1	68	17
4 それぞれの地域でHIV抗体検査等の機会を確保する	86	26	54	0	6	2	6	7	13	20	31	7	12	2	13	12	3	11	0	27	6
5 エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する	150	50	89	2	9	4	6	11	31	52	39	7	8	4	29	23	6	34	0	37	9
6 その他	4	1	2	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0
7 特にない	22	9	10	0	3	0	0	1	3	3	10	5	2	2	1	3	0	4	0	8	2
8 わからない	100	29	64	0	7	0	4	12	6	23	47	8	7	9	17	1	2	18	0	35	11
9 無回答	64	10	17	0	37	1	1	0	0	6	18	38	6	0	1	1	1	4	0	12	39
回答者数(人)	1363	478	777	8	100	45	92	145	201	334	438	108	114	57	246	202	30	208	3	375	128

問26	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する	64	6	18	53	43	90	72	46
2 学校等でエイズ等に関する教育を充実する	51	7	12	44	33	74	49	38
3 エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する	34	2	12	39	29	56	41	24
4 それぞれの地域でHIV抗体検査等の機会を確保する	10	1	4	13	9	20	17	12
5 エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する	21	6	10	23	14	33	26	17
6 その他	0	0	0	0	0	1	2	1
7 特にない	2	1	1	1	4	1	9	3
8 わからない	15	3	3	14	15	23	14	13
9 無回答	7	1	2	2	3	8	2	39
回答者数(人)	204	27	62	189	150	306	232	193

問27 ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問27	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他の有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 差別的な言動をされる	290	103	176	1	10	14	25	42	46	71	81	11	28	10	58	54	9	46	1	72	12
2 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける	257	93	154	2	8	13	25	38	37	58	75	11	21	8	52	55	7	40	0	64	10
3 結婚問題で周囲から反対を受ける	255	88	156	2	9	11	21	31	32	63	87	10	25	9	47	48	6	41	0	69	10
4 医療機関で治療や入院を断られる	208	73	128	0	7	14	21	37	31	48	49	8	15	8	47	46	6	29	0	48	9
5 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である	213	75	132	1	5	10	20	32	33	55	56	7	16	9	46	44	4	34	0	53	7
6 アパート等の入居を拒否される	212	75	126	1	10	12	18	29	34	49	59	11	21	6	42	41	5	35	0	50	12
7 宿泊を拒否される	193	68	118	1	6	13	19	28	31	45	49	8	20	7	37	42	4	34	0	41	8
8 怖い病気といった誤解がある	285	97	176	1	11	11	21	30	49	73	90	11	23	11	54	46	6	51	0	79	15
9 その他	4	2	2	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
10 特にない	33	17	14	0	2	0	0	0	7	6	18	2	1	3	4	2	1	4	0	16	2
11 わからない	160	60	88	1	11	1	6	18	21	42	57	15	13	14	28	10	4	23	0	50	18
12 無回答	74	10	24	0	40	1	0	0	1	8	23	41	4	1	2	1	0	7	0	16	43
回答者数(人)	2184	761	1294	10	119	101	176	285	322	518	647	135	188	87	417	390	53	344	1	558	146

問27	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 差別的な言動をされる	46	5	18	40	31	71	50	29
2 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける	38	4	14	35	29	68	44	25
3 結婚問題で周囲から反対を受ける	44	5	16	31	27	63	46	23
4 医療機関で治療や入院を断られる	28	1	12	34	21	56	34	22
5 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である	30	3	9	31	23	60	36	21
6 アパート等の入居を拒否される	29	4	13	30	19	57	36	24
7 宿泊を拒否される	26	3	13	27	19	53	34	18
8 怖い病気といった誤解がある	48	6	16	42	31	73	42	27
9 その他	0	0	1	0	1	1	1	0
10 特にない	5	2	1	4	3	5	11	2
11 わからない	22	5	3	23	24	30	29	24
12 無回答	8	1	5	2	3	8	2	45
回答者数(人)	324	39	121	299	231	545	365	260

問28 あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問28	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する	374	140	220	2	12	13	30	47	62	93	115	14	33	14	77	69	8	56	1	99	17
2 ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する	161	63	93	1	4	7	12	19	28	34	58	3	11	5	33	26	6	23	1	51	5
3 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする	169	67	96	0	6	6	9	21	27	46	52	8	12	5	29	30	5	24	0	54	10
4 ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる	75	24	46	0	5	4	4	11	6	19	25	6	6	2	12	14	3	16	0	16	6
5 学校等でハンセン病に関する教育を充実する	231	82	142	1	6	7	19	31	39	51	72	12	27	5	51	40	4	37	0	57	10
6 ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する	90	31	53	1	5	2	3	7	14	29	30	5	12	3	12	11	4	21	1	21	5
7 その他	4	2	1	0	1	0	0	1	0	0	3	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0
8 特にない	19	9	8	0	2	0	0	1	3	2	11	2	1	2	3	1	0	1	0	10	1
9 わからない	128	44	74	0	10	0	7	13	15	31	51	11	11	13	20	7	2	18	0	40	17
10 無回答	68	7	20	1	40	0	0	0	0	9	18	41	4	1	1	0	0	8	0	12	42
回答者数(人)	1319	469	753	6	91	39	84	151	194	314	435	102	118	51	239	198	32	204	3	361	113

問28	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する	68	6	20	53	36	90	64	37
2 ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する	25	4	6	23	23	39	28	13
3 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする	29	4	9	26	24	36	22	19
4 ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる	15	2	4	10	7	17	11	9
5 学校等でハンセン病に関する教育を充実する	38	4	12	36	23	58	38	22
6 ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する	13	4	3	9	8	21	18	14
7 その他	0	0	0	0	0	0	3	1
8 特にない	1	0	0	3	2	2	9	2
9 わからない	16	4	2	18	21	21	25	21
10 無回答	6	1	4	2	2	8	1	44
回答者数(人)	211	29	60	180	146	292	219	182

問29 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問29	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす	331	124	192	2	13	12	22	43	57	84	96	17	27	16	64	59	6	59	0	81	19
2 治療費などで経済的負担がかかる	221	85	132	1	3	8	19	32	31	60	62	9	19	14	40	47	3	28	0	60	10
3 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる	336	128	198	2	8	11	28	45	54	89	97	12	27	14	66	65	7	50	1	92	14
4 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	262	99	157	1	5	8	20	37	41	64	80	12	16	15	46	61	6	39	0	70	9
5 事件のことについて、周囲に噂話をされる	318	111	191	2	14	12	26	48	59	75	80	18	27	14	71	62	6	49	0	70	19
6 事件のことで、転居を余儀なくされる	269	98	160	1	10	12	26	40	45	61	71	14	25	11	53	59	5	34	0	66	16
7 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない	214	77	129	1	7	8	20	32	35	55	54	10	24	10	40	44	5	32	0	48	11
8 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	203	66	129	1	7	7	19	25	33	63	45	11	20	12	32	44	4	30	0	50	11
9 捜査や裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない	188	66	119	0	3	7	14	24	31	54	51	7	18	12	33	38	4	28	0	46	9
10 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる	326	113	198	1	14	11	27	40	57	92	79	20	28	15	66	56	6	52	0	82	21
11 その他	4	2	2	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0
12 特にない	19	8	10	0	1	0	0	1	2	4	11	1	2	1	1	1	2	2	0	9	1
13 わからない	88	29	52	1	6	1	3	9	8	19	42	6	5	6	15	2	1	14	0	35	10
14 無回答	73	7	25	0	41	1	0	1	0	6	23	42	5	1	1	1	0	8	0	12	45
回答者数(人)	2852	1013	1694	13	132	98	225	377	454	726	793	179	243	142	528	539	57	426	1	721	195

問29	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす	51	9	16	43	41	71	62	38
2 治療費などで経済的負担がかかる	26	6	12	31	27	56	37	26
3 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる	54	8	14	52	38	72	66	32
4 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	45	4	16	35	31	55	49	27
5 事件のことについて、周囲に噂話をされる	50	5	18	49	37	62	59	38
6 事件のことで、転居を余儀なくされる	43	6	17	38	28	53	54	30
7 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない	30	4	12	32	24	47	36	29
8 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	33	5	12	30	19	44	35	25
9 捜査や裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない	27	4	10	23	27	42	34	21
10 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる	55	6	15	47	40	72	56	35
11 その他	1	0	1	0	0	0	2	0
12 特にない	2	2	2	0	2	4	5	2
13 わからない	13	1	3	12	14	25	11	9
14 無回答	10	1	2	0	2	11	2	45
回答者数(人)	440	61	150	392	330	614	508	357

問30 あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問30	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する	207	89	108	2	8	7	10	26	34	46	73	11	15	10	34	41	3	24	1	69	10
2 就学・就職の機会を確保する	181	79	95	1	6	5	10	15	21	49	73	8	18	8	30	24	4	32	0	55	10
3 経済的な支援を行う	134	58	70	1	5	4	10	21	18	36	36	9	20	7	25	20	2	17	1	31	11
4 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する	211	75	128	1	7	6	18	30	38	46	62	11	21	9	41	39	5	36	0	49	11
5 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う	200	71	120	1	8	9	17	20	44	52	47	11	17	10	37	38	3	36	1	45	13
6 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う	231	81	139	3	8	7	17	33	46	63	55	10	23	8	54	40	3	39	0	56	8
7 犯罪予防・防止のための施策を実施する	87	25	56	0	6	5	4	13	14	18	27	6	4	4	15	16	4	18	0	19	7
8 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実す	88	31	54	0	3	1	4	3	14	29	32	5	12	4	13	10	2	11	0	34	2
9 その他	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
10 特にない	27	8	15	0	4	0	0	2	2	8	13	2	4	1	2	2	1	3	0	10	4
11 わからない	61	21	38	0	2	0	4	7	5	13	30	2	3	4	12	0	1	10	0	26	5
12 無回答	73	5	25	0	43	1	1	2	0	6	20	43	5	1	3	1	1	6	0	9	47
回答者数(人)	1502	545	848	9	100	45	96	172	236	366	469	118	143	66	266	231	30	232	3	403	128

問30	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する	34	2	11	31	27	46	35	21
2 就学・就職の機会を確保する	27	0	5	25	23	43	35	23
3 経済的な支援を行う	22	1	5	20	10	28	29	19
4 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する	29	4	12	28	25	52	37	24
5 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う	35	6	6	32	20	43	37	21
6 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う	33	4	11	33	25	59	40	26
7 犯罪予防・防止のための施策を実施する	16	3	3	10	6	19	15	15
8 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実す	17	1	6	12	7	14	20	11
9 その他	0	0	0	0	0	0	2	0
10 特にない	2	3	1	3	3	5	6	4
11 わからない	11	1	0	8	14	14	8	5
12 無回答	9	2	4	1	2	10	1	44
回答者数(人)	235	27	64	203	162	333	265	213

問31 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問31	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する	434	166	250	0	18	15	35	62	79	101	122	20	38	17	92	75	11	66	1	112	22
2 他人を誹謗中傷する表現を掲載する	392	145	227	2	18	13	30	57	76	98	98	20	32	18	81	75	6	57	1	101	21
3 差別を助長する表現を掲載する	264	103	149	0	12	12	19	38	43	66	73	13	21	11	50	53	5	36	0	73	15
4 薬物や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	271	104	158	0	9	12	20	36	46	76	69	12	21	13	55	50	8	40	0	72	12
5 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する	241	79	153	1	8	11	20	39	39	59	62	11	17	11	48	50	6	39	1	57	12
6 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	270	104	156	1	9	12	23	36	48	68	70	13	24	13	51	56	9	38	0	68	11
7 知らない間に自分のことが掲載されている	287	105	168	1	13	12	28	40	48	71	71	17	23	13	66	56	7	38	0	69	15
8 その他	5	3	2	0	0	0	1	0	1	0	3	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0
9 特にない	20	11	7	0	2	0	1	0	2	5	10	2	1	4	1	1	1	3	0	6	3
10 わからない	93	27	60	1	5	0	2	4	6	24	51	6	6	8	10	0	1	19	0	40	9
11 無回答	74	8	23	0	43	1	0	0	0	7	23	43	5	1	2	1	0	7	0	11	47
回答者数(人)	2351	855	1353	6	137	88	179	312	388	575	652	157	189	110	457	417	56	343	3	609	167

問31	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する	74	8	21	66	46	96	76	47
2 他人を誹謗中傷する表現を掲載する	64	7	20	59	43	89	68	42
3 差別を助長する表現を掲載する	40	4	13	33	32	61	47	34
4 薬物や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	47	5	15	40	31	64	39	30
5 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する	40	6	15	35	21	57	42	25
6 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	41	6	16	45	33	59	41	29
7 知らない間に自分のことが掲載されている	44	4	18	44	30	56	57	34
8 その他	0	0	1	0	0	1	3	0
9 特にない	2	0	1	2	3	3	6	3
10 わからない	11	4	3	13	13	22	15	12
11 無回答	9	1	3	0	3	10	3	45
回答者数(人)	372	45	126	337	255	518	397	301

問32 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問 32	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 インターネット利用者等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	248	96	145	1	6	11	18	31	38	57	88	5	18	5	47	49	8	40	1	74	6
2 プロバイダ(インターネット接続事業者)に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	195	82	107	1	5	5	13	29	39	44	60	5	14	8	41	36	4	29	0	56	7
3 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする	227	75	136	3	13	10	24	27	39	53	60	14	18	13	51	36	8	32	0	52	17
4 利用者やプロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	209	87	113	1	8	5	19	31	33	59	50	12	24	9	41	37	3	33	0	51	11
5 インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する	76	29	45	1	1	4	3	9	10	23	24	3	9	0	9	17	2	15	1	21	2
6 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する	292	99	177	2	14	7	20	35	54	74	83	19	33	11	54	46	7	50	1	74	16
7 その他	7	5	2	0	0	2	1	0	2	0	2	0	3	1	0	1	1	1	0	0	0
8 特にない	18	11	5	0	2	0	1	0	2	4	8	3	2	4	0	1	0	2	0	7	2
9 わからない	106	31	68	0	7	0	3	6	10	29	52	6	6	9	16	3	0	17	0	42	13
10 無回答	74	9	23	0	42	0	0	0	1	8	22	43	7	1	2	0	0	6	0	12	46
回答者数(人)	1452	524	821	9	98	44	102	168	228	351	449	110	134	61	261	226	33	225	3	389	120

問32	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 インターネット利用者等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	41	6	14	40	22	63	39	23
2 プロバイダ(インターネット接続事業者)に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	30	1	9	27	25	53	33	17
3 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする	38	5	14	32	23	51	33	31
4 利用者やプロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	38	3	7	28	25	47	37	24
5 インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する	7	5	3	12	6	17	18	8
6 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する	48	6	14	42	29	59	54	40
7 その他	1	0	0	0	0	3	3	0
8 特にない	3	0	0	1	4	2	6	2
9 わからない	13	4	2	14	17	22	21	13
10 無回答	9	1	3	1	4	9	3	44
回答者数(人)	228	31	66	197	155	326	247	202

問33 地震や台風など大規模災害が起きたときに、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

問33	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 避難生活が必要となった場合、避難所等でのプライバシーが守られない	384	135	236	1	12	14	24	43	66	103	117	17	33	14	73	66	6	66	1	106	19
2 避難生活の長期化によるストレスにともない、いさかいが生じる	335	122	200	2	11	8	22	41	55	84	106	19	34	18	59	52	5	59	0	91	17
3 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる	376	128	234	1	13	11	22	41	60	102	122	18	33	15	61	62	8	69	0	108	20
4 デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる	279	103	164	1	11	13	22	48	46	61	73	16	20	14	59	58	3	39	1	69	16
5 要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等)に対して、十分な配慮が行き届かない	381	132	235	2	12	13	26	45	64	98	116	19	28	17	70	65	8	68	1	103	21
6 必要な支援や被災状況等の情報が行き届かない	325	115	197	0	13	10	26	39	51	78	105	16	28	13	65	48	3	53	1	95	19
7 その他	7	2	5	0	0	0	0	1	0	3	3	0	2	0	0	1	1	1	0	2	0
8 特にない	11	5	4	0	2	0	1	0	0	0	8	2	1	0	1	0	1	1	0	5	2
9 わからない	41	18	19	1	3	1	2	6	2	11	17	2	3	4	8	1	2	4	0	14	5
10 無回答	73	8	20	0	45	1	0	0	2	5	20	45	3	2	3	1	1	5	0	10	48
回答者数(人)	2212	768	1314	8	122	71	145	264	346	545	687	154	185	97	399	354	38	365	4	603	167

問33	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 避難生活が必要となった場合、避難所等でのプライバシーが守られない	63	8	17	59	39	94	66	38
2 避難生活の長期化によるストレスにともない、いさかいが生じる	53	7	15	51	36	77	59	37
3 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる	60	9	16	57	43	93	59	39
4 デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる	42	5	16	42	31	67	45	31
5 要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等)に対して、十分な配慮が行き届かない	65	11	15	59	41	95	58	37
6 必要な支援や被災状況等の情報が行き届かない	56	10	13	47	32	72	58	37
7 その他	1	0	1	1	2	1	0	1
8 特にない	0	0	2	0	1	2	4	2
9 わからない	6	1	4	2	11	6	3	8
10 無回答	8	1	2	2	3	4	7	46
回答者数(人)	354	52	101	320	239	511	359	276

問34 あなたは、地震や台風など大規模災害発生時において人権に配慮するためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問34	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	176	75	95	1	5	3	6	21	30	36	71	9	18	8	23	32	3	22	0	61	9
2 通常時から自主防災組織等に女性、障がい者、高齢者等、様々な人に参加してもらう	218	78	131	1	8	7	10	21	27	50	90	13	19	9	26	34	6	37	1	76	10
3 災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ	263	99	152	2	10	8	18	35	44	59	86	13	23	12	51	46	3	41	0	74	13
4 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室等の個別スペースを確保する等要配慮者等に対して配慮が行き届くようにする	307	111	184	2	10	6	27	33	51	87	91	12	26	10	67	45	7	55	1	80	16
5 要配慮者等をあらかじめ把握し要配慮者に配慮した災害マニュアルを作成しておく	120	43	73	0	4	5	12	18	20	34	25	6	14	5	18	29	2	21	0	25	6
6 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える	226	74	143	2	7	5	19	22	37	53	82	8	22	11	49	23	6	42	0	61	12
7 発生から避難、復旧、復興の各段階に応じ、被災者のニーズに応じた支援をする	162	51	104	1	6	4	12	19	26	52	41	8	16	11	37	25	0	28	1	31	13
8 その他	7	2	5	0	0	0	0	2	1	0	4	0	2	0	0	2	1	1	0	1	0
9 特にない	11	5	4	0	2	0	1	0	0	1	7	2	2	1	1	0	0	1	0	4	2
10 わからない	43	18	22	0	3	2	2	7	4	9	18	1	3	4	6	1	1	6	0	18	4
11 無回答	67	5	17	0	45	1	0	0	2	4	15	45	3	0	2	1	1	4	0	9	47
回答者数(人)	1600	561	930	9	100	41	107	178	242	385	530	117	148	71	280	238	30	258	3	440	132

問34	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	24	2	9	28	22	41	32	18
2 通常時から自主防災組織等に女性、障がい者、高齢者等、様々な人に参加してもらう	31	5	9	37	25	48	37	26
3 災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ	40	4	15	33	26	68	49	28
4 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室等の個別スペースを確保する等要配慮者等に対して配慮が行き届くようにする	44	8	17	47	31	82	46	32
5 要配慮者等をあらかじめ把握し要配慮者に配慮した災害マニュアルを作成しておく	22	5	1	15	15	33	21	8
6 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える	41	6	7	34	19	48	44	27
7 発生から避難、復旧、復興の各段階に応じ、被災者のニーズに応じた支援をする	25	6	11	24	17	33	28	18
8 その他	0	0	1	1	1	0	3	1
9 特にない	0	0	0	0	2	1	6	2
10 わからない	9	1	1	3	12	9	1	7
11 無回答	8	1	1	1	2	4	4	46
回答者数(人)	244	38	72	223	172	367	271	213

問35 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問35	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 講演会や研修会	276	98	168	1	9	9	14	33	50	63	96	11	25	10	51	47	6	45	1	77	14
2 広報誌やパンフレット	147	66	79	0	2	2	8	19	13	44	56	5	12	12	21	19	3	26	0	50	4
3 テレビ・ラジオ	287	112	165	1	9	8	25	31	49	79	82	13	28	14	52	46	6	39	1	85	16
4 映画・DVD	62	18	38	2	4	3	11	11	9	13	11	4	10	0	10	18	1	9	0	9	5
5 新聞	165	68	92	1	4	5	5	15	23	40	71	6	10	2	27	21	4	28	1	66	6
6 雑誌・週刊誌	30	13	15	1	1	0	2	1	8	6	11	2	2	0	8	2	1	3	0	12	2
7 映画の上映会やパネルなどの展示会	66	20	44	1	1	1	8	9	5	20	21	2	4	4	12	12	1	16	0	15	2
8 掲示物(ポスターやバスの車体広告など)	29	6	22	0	1	1	2	3	8	4	11	0	2	1	9	3	0	4	0	10	0
9 人権フェスティバル(人権まつり)などのイベント	131	46	84	1	0	7	9	20	19	33	43	0	13	4	30	21	2	26	0	31	4
10 インターネットなど	51	24	23	1	3	2	7	9	14	7	8	4	4	4	16	8	2	5	0	8	4
11 その他	13	6	6	0	1	1	1	2	2	2	4	1	3	1	0	4	1	0	0	3	1
12 特にない	41	17	19	0	5	0	2	1	4	9	18	7	7	4	3	1	1	4	0	14	7
13 わからない	54	16	33	0	5	1	1	8	5	11	25	3	3	3	9	3	1	12	0	18	5
14 無回答	77	10	22	0	45	1	0	1	5	6	19	45	4	1	5	3	1	4	0	13	46
回答者数(人)	1429	520	810	9	90	41	95	163	214	337	476	103	127	60	253	208	30	221	3	411	116

問35	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 講演会や研修会	50		4	17	42	23	55	24
2 広報誌やパンフレット	23		4	6	16	26	19	15
3 テレビ・ラジオ	44		6	14	39	29	50	36
4 映画・DVD	10		0	1	9	7	9	8
5 新聞	19		3	7	31	18	27	21
6 雑誌・週刊誌	4		2	1	4	3	6	5
7 映画の上映会やパネルなどの展示会	7		0	7	8	10	18	5
8 掲示物(ポスターやバスの車体広告など)	3		2	1	2	1	6	1
9 人権フェスティバル(人権まつり)などのイベント	25		2	5	22	14	26	6
10 インターネットなど	8		0	3	6	6	9	7
11 その他	0		0	0	1	1	6	1
12 特にない	5		1	1	7	6	10	9
13 わからない	9		1	1	5	15	6	7
14 無回答	8		3	2	3	3	4	47
回答者数(人)	215		28	66	195	162	251	192

問36 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問36	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 すべての児童・生徒が、「自分や他の人の人権」について考えるような教育を進める	423	164	245	2	12	10	29	54	68	100	147	15	37	20	80	68	8	69	1	119	21
2 すべての児童・生徒が自分を肯定的に認めることにより、自信を持つことができる教育を進める	202	69	125	1	7	7	19	28	29	51	56	12	19	9	34	39	4	30	0	53	14
3 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める	235	97	128	2	8	3	11	20	31	59	97	14	24	9	46	19	4	39	0	79	15
4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める	154	62	89	0	3	3	12	20	26	47	43	3	12	7	32	30	1	23	0	46	3
5 障がいのある人や高齢者等とふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める	238	79	149	0	10	11	16	22	38	64	74	13	21	8	43	39	4	47	1	59	16
6 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める	124	45	75	1	3	4	8	17	25	28	36	6	9	5	24	23	3	21	1	31	7
7 その他	3	2	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
8 特にない	22	9	10	1	2	0	0	1	2	7	12	0	3	2	0	1	1	2	0	11	2
9 わからない	43	10	29	0	4	2	3	7	4	7	17	3	2	2	7	1	0	9	0	17	5
10 無回答	71	8	18	0	45	1	0	0	2	6	17	45	5	1	3	1	2	4	0	9	46
回答者数(人)	1515	545	869	7	94	41	99	170	225	369	500	111	133	64	269	221	28	244	3	424	129

問36	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 すべての児童・生徒が、「自分や他の人の人権」について考えるような教育を進める	69	9	22	55	44	105	78	41
2 すべての児童・生徒が自分を肯定的に認めることにより、自信を持つことができる教育を進める	33	5	7	27	22	46	37	25
3 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める	30	6	13	36	29	49	44	28
4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める	25	2	5	20	18	46	23	15
5 障がいのある人や高齢者等とふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める	37	5	13	44	23	48	42	26
6 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める	25	4	4	14	11	35	14	17
7 その他	0	0	0	0	0	1	2	0
8 特にない	3	1	0	3	5	1	5	4
9 わからない	7	0	1	6	11	6	6	6
10 無回答	8	2	2	1	2	6	4	46
回答者数(人)	237	34	67	206	165	343	255	208

問37 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

問37	人数	男性	女性	ほか	無回答	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	農林漁業	商工サービス業	勤め	教育・福祉・医療関係者及び職員・公務員	自由業、その他有職	家事専業	学生	無職	無回答
1 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	363	139	214	2	8	11	29	46	58	58	82	10	35	16	69	63	7	56	1	103	13
2 行政が人権尊重の視点に立って、町民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う	221	88	128	1	4	6	13	23	30	30	55	6	20	6	35	33	4	31	1	79	12
3 行政が、町民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する	218	86	123	2	7	7	15	22	31	31	63	8	24	9	46	28	6	37	0	56	12
4 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める	90	34	52	0	4	1	5	8	15	15	22	6	8	4	15	11	2	16	0	28	6
5 町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる	108	36	71	0	1	5	10	13	14	14	30	3	10	5	24	25	2	15	0	26	1
6 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する	88	35	48	1	4	4	6	4	13	13	21	5	9	4	12	11	2	15	1	28	6
7 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する	117	48	67	0	2	3	8	22	20	20	31	6	10	5	26	19	3	23	0	25	6
8 その他	6	3	3	0	0	0	2	0	1	1	2	0	0	0	1	1	1	1	0	2	0
9 特にない	31	11	16	0	4	0	2	2	1	1	8	4	4	4	3	0	1	5	0	10	4
10 わからない	54	12	37	1	4	2	2	8	12	12	9	2	3	2	9	5	1	13	0	16	5
11 無回答	83	9	25	0	49	1	0	3	1	1	8	50	3	2	4	4	0	6	0	13	51
回答者数(人)	1379	501	784	7	87	40	92	151	196	196	331	100	126	57	244	200	29	218	3	386	116

問37	佐賀地区	伊与喜地区	佐賀北部地区	白田川地区	七郷地区	入野地区	田の口地区	無回答
1 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	54	7	16	48	41	95	66	36
2 行政が人権尊重の視点に立って、町民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う	35	1	12	33	25	53	40	22
3 行政が、町民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する	35	4	14	34	24	45	41	21
4 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める	14	0	3	10	14	26	11	12
5 町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる	15	4	4	22	11	29	17	6
6 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する	13	3	3	15	7	17	19	11
7 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する	21	1	4	16	14	27	19	15
8 その他	0	0	0	1	0	1	2	2
9 特にない	5	1	1	5	7	3	5	4
10 わからない	8	2	2	8	10	8	10	6
11 無回答	12	2	3	0	5	6	5	50
回答者数(人)	212	25	62	192	158	310	235	185

IV. 付 属 資 料

(調 査 表)

黒潮町人権問題に関する意識調査

「人権問題に関する町民意識調査」へのご協力をお願い

町民のみなさまには、日頃から町政発展のため、ご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

黒潮町では、2014（平成26）年9月に「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」を施行し、すべての人の人権が尊重される人権文化の町づくりを目指して取り組みを進めてきました。

人権問題を取り巻く社会情勢は変化しており、また新たな人権課題に対応するため、このたび黒潮町では「人権問題に関する意識調査」を実施することにいたしました。

この調査は、人権についての町民の意識や、2013（平成25）年に行われた調査との変化を把握することにより、今後の人権施策を進めていくうえでの基礎資料とすることを目的としています。

ご多用とは存じますが、みなさまの率直なご意見をお聞かせてくださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

2018（平成30）年2月
黒潮町長 大西 勝也

※調査方法・回答方法等につきましては、同封しております
「調査・回答票」をご覧ください

くろ しお ちょう
黒 潮 町

じん けん もん だい かん じゅう みる い しき ちょう さ
人権問題に関する住民意識調査

ちょう さ かい どう ひょう
一 調査・回答票 一

と あ てい しゅつ さき
【お問い合わせ・提出先】

くろ しお ちょう やく ば ほん ちょう じゅう みる か じん けん けい はつ かかり
黒潮町役場（本庁）住民課 人権啓発係
でん わ
電話 0 8 8 0 - 4 3 - 2 8 0 0

○ この調査は、黒潮町の住民基本台帳（2018（平成
ねん がつ にち げん ざい さい い じょう かた
30）年1月1日現在）から、20歳以上の方2,0
にん む さく い えら
00人を無作為に選ばせていただいております。

○ 調査票には、この調査の郵送のあて名の方ご本人のお
かんが き にゆう
考えでご記入ください。

ちょう さ ひょう な まえ こ じん とく てい じょう ほう き にゆう
調査票にはお名前など、個人が特定される情報を記入
ひつ よう ちょう さ けつ か どう けい てき
する必要はありません。また調査結果はすべて統計的
しよ り もく てき い がい り よう

せん。

○ 回答は、各設問の設定に従い、該当する番号を「○」
かこ き にゆう わく い けん か
で囲むか、記入枠にご意見をお書きください。

○ ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒（
かい どう ちょう さ ひょう どう ふう へん しん よう ふう どう
きつ て ふ よう い がつ にち にち
切手は不要です）に入れて、2月18日（日）までに
とう かん
ポストへ投函してください。

ちよく せつ やく ば とど
（直接、役場へお届けいただいてもかまいません。）

目次【調査項目の紹介】

人権問題全般	1 ページ～4 ページ
--------	-------------

すべての人が等しく持ち、侵すことのできない権利として、基本的人権が日本国憲法によって保障されています。

同和問題（部落差別の問題）	5 ページ～7 ページ
---------------	-------------

日本固有の人権問題であり、2016（平成28）年には、なお現存する部落差別を許されないものであるとの認識の下に、これを解消することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

女性	8 ページ、9 ページ
----	-------------

男女平等の考え方は、法律や制度面の整備は着実に進んでいますが、社会の様々な場面で女性が不利益を受けていることがあります。

子ども	10 ページ、11 ページ
-----	---------------

いじめや体罰をはじめとし、虐待や性的被害など、人権侵犯事件が多様化・複雑化しています。

高齢者	12 ページ、13 ページ
-----	---------------

身体的・心理的虐待など適切な介護を受けられない等から、財産の不適切管理や無断処分といった経済的虐待、老老介護についての問題が指摘されています。

障がい者	13 ページ、14 ページ
------	---------------

2016（平成28）年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止はもちろん、障がいを理由とし、困難な状況になっていることに関して「合理的配慮」が必要とされています。

外国人・ヘイトスピーチ	15 ページ、16 ページ
-------------	---------------

国際化社会のさらなる進展にともない、国や言語、宗教、人種等、あってしかるべき違いにもかかわらず、様々な人権問題が発生しています。また特定の人種や民族等に対するヘイトスピーチなどの問題も発生しています。

エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等

・・・・・・・・・・ 17 ページ、18 ページ

誤った情報や偏見等により、患者や元患者、その家族に対する様々な人権問題が発生しています。

犯罪被害者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 ページ

犯罪そのものや後遺症によって精神的、肉体的、経済的なこと等、様々な苦しみを受けているにもかかわらず、誤った情報や偏見等により、さらに名誉まで傷つけられるといった人権問題が発生することがあります。

インターネットによる人権侵害・・・・・・・・・・ 20 ページ

インターネットの特性である匿名性や情報発信の容易さ、情報の広がりやすさ等により、様々な人権問題がインターネット上にあふれています。

災害と人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 ページ

大規模な災害が発生した場合、情報伝達や避難方法、避難所での生活等、様々な場面で人権問題が発生することがあります。

人権啓発、人権教育、人権尊重の社会の実現

・・・・・・・・・・ 22 ページ、23 ページ

現在、様々なとりくみによって、人権啓発活動を行い、また行われています。教育の場においては人権尊重の心をはぐくむ教育が実践されています。それらは真に人権が尊重される明るい社会づくりにつながっています。

属性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 ページ、24 ページ

この調査において収集したデータを細かく分析することで、様々な人権問題の解決と、さらなる人権尊重の町づくり・社会づくりのため活用します。つきましては、回答者の性別、年齢、職業、居住地域についてお伺いさせていただきます。

自由回答欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 ページ

人権問題に関して思っていることや感じていること、併せてこの調査に関してのご意見など、ご自由に何なりとお書きください。

■ 人権問題全般について、お聞きします。

【問１】日本国憲法では「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。」とされています。あなたは現在、日本でこのことが、どの程度守られていると思いますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. よく守られていると思う | 2. ある程度、守られていると思う |
| 3. どちらともいえないと思う | 4. あまり守られていないと思う |
| 5. まったく守られていないと思う | |

【問２】あなたは現在の国民一人ひとりの人権意識は、５年ほど前（２０１３（平成２５）年ごろ）に比べて、高くなっていると思いますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. 高くなっていると思う | |
| 2. いちがいに高くなっているとは言えないと思う | |
| 3. 高くなっていると思わない | 4. わからない |

【問３】日本の社会における人権に関わる問題として、あなたが関心のあるものすべてに、○印をつけてください。

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 同和問題（部落差別の問題） | 2. 女性 |
| 3. 子ども | 4. 高齢者 |
| 5. 障がい者 | 6. 外国人 |
| 7. 感染症等感染者・回復者等
H I V（ヒト免疫不全ウイルス（※１））、エイズ（後天性免疫不全症候群）、B型
およびC型肝炎ウイルス、O-157（腸管出血性大腸菌）などの「感染症」にかかった
患者・感染者・回復者等が含まれます | |
| 8. ハンセン病（※２）元患者・回復者等 | |
| 9. 犯罪被害者等（犯罪被害者およびその家族または遺族が含まれます） | |
| 10. 刑を終えて出所した人 | 11. インターネットによる人権侵害 |
| 12. L G B T（性の多様性）（※３） | 13. 災害と人権 |
| 14. アイヌの人々等（先住民） | 15. 野宿生活者（ホームレス等） |
| 16. 北朝鮮当局による拉致問題等 | 17. 人身売買（人身取引）（※４） |
| 18. その他の人権問題（具体的に： | ） |
| 19. 特にない | |

※1 HIV（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、非常に弱いウイルスです。通常の社会生活においては、感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力（免疫）が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や、悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

※2 ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療法が開発されていて、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治る病気です。また確実な治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

※3 LGBT（性の多様性）

性的指向（いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかをいう、人間の根本的な性傾向のことをいいます。おおまかには、「異性愛」、「同性愛」、「両性愛」に分類されます。）や、性同一性障がい（「生物学的な性別と自己意識の性別が一致しないために、生物学的な性別に違和感を持つ」医学的な疾患名です。一般には、「心と身体の性が一致しない状態」と説明されることもあります。）のことです。

※4 人身売買（人身取引）

人間を誘拐などの強制的な手段や甘い言葉などによって誘い出し、移送し、金銭などによって売り払う行為のことで、売買や取引の対象となる多くは、女性や子どもとなっています。その許されざる目的は、強制労働や養子縁組、性的搾取、臓器移植などがあります。

【問 4】あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. ある → 【問 4－1】および【問 4－2】へ、お進みください。
2. ない → 【問 5】へ、お進みください。

【問 4－1】 問 4 で「 1. ある 」とお答えいただいた方に質問します。

どのようなことがらで、人権が侵害されたと思いましたか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損（傷つけること）、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要（社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音などの公害
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・門地）などにより、不平等または不利益な取扱いをされた）
7. 地域などでの仲間はずれ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による労働強制などの不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ行為）
12. パワーハラスメント（職務上の権限等、立場を利用して行われる、いやがらせやいじめ行為）
13. ストーカー（つきまとい）行為
14. 家庭での不当な取扱い
15. 社会福祉施設等での不当な取扱い
16. その他（）
17. なんとなくそう感じた
18. 答えたくない

【問４－２】 問４で「 １．ある 」とお答えいただいた方に質問します。

人権が侵害されたと思ったときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

- １． 友人、職場の同僚・上司に相談した
- ２． 家族、親せきに相談した
- ３． 弁護士に相談した
- ４． 警察に相談した
- ５． 法務局や人権擁護委員に相談した
- ６． 県や市町村役場に相談した
- ７． 民間団体に相談した
- ８． 相手に直接、抗議した
- ９． 何もしなかった
- １０． おぼえていない
- １１． その他（ 具体的に： _____ ）

人権が侵害されたと思ったら・・・。

黒潮町役場では、次の事業を行っております。

- ・ 人権相談、行政相談、困りごと心配ごと相談
- ・ 無料弁護士相談
- ・ ほか、随時相談受付

お問い合わせなど、役場住民課人権啓発係まで（ 電話 ４３－２８００ ）

■ 同和問題（部落差別の問題）について、お聞きします。

【問5】あなたが同和地区（※）や同和問題（部落差別の問題）について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. 同和地区や同和問題（部落差別の問題）を知らない

↳ 【問10】へ、お進みください。

2. 6歳未満（小学校へ入る前）

3. 6歳～12歳未満（小学生のころ）

4. 12歳～15歳未満（中学生のころ）

5. 15歳～18歳未満（高校生のころ）

6. 18歳以降

7. いつごろかは、おぼえていない

※ 同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和对策事業特別措置法」から始まって、昭和62年7月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが進められてきました。取り組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。この調査での「同和地区」とはこれらの法律で指定されていた地域のことを言います。

【問6】あなたが、同和地区や同和問題（部落差別の問題）について、はじめて知ったきっかけは、何ですか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. 家族から聞いた

2. 親せきの人から聞いた

3. 近所の人から聞いた

4. 職場の人から聞いた

5. 学校の友だちから聞いた

6. 学校の授業で教わった

7. 同和問題の講演会や研修会などで知った

8. ラジオ・テレビ・新聞・本などで知った

9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った

10. なんとなく知った

11. おぼえていない

12. その他（具体的に： _____）

【問 7】あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

1. ある → 【問 7－1】へ、お進みください。
2. ない → 【問 8】へ、お進みください。

【問 7－1】 問 7 で「 1. ある 」とお答えいただいた方に質問します。

どのようなときに気にしたり、意識したりすることがありますか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 結婚するとき
2. 人を雇うとき
3. 同じ職場で働くとき
4. 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
5. 隣近所で生活するとき
6. 仕事上でかかわりをもつとき
7. 同じ団体やグループ（町内会、自治会、PTA、サークル活動など）のメンバーとして活動するとき
8. 飲食したり、つきあったりするとき
9. 不動産（家、土地など）を購入したり、借りたりするとき
10. 店で買い物をするとき
11. その他（具体的に： _____）

【問 8】あなたの親族の方が結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. 本人の意思を尊重する
2. 反対はするが、本人の意思が強ければ認める
3. 家族や親せきに反対する者がいれば、結婚を認めることはできない
4. 反対する
5. その他（具体的に： _____）
6. わからない

【問9】あなたは、同和問題（部落差別の問題）を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 同和問題に対する正しい理解を深め、人権を守るための教育・啓発活動を積極的に行う
2. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
3. 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
4. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
5. えせ同和行為を排除する
6. インターネットの利用等にかかわる規制をする
7. その他（具体的に： ）
8. わからない

部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年12月16日に施行された法律で、部落差別が今なお存在し、情報化の進展とあいまって部落差別の状況に変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であるとしています。

国及び地方公共団体は、部落差別を解消する必要性に対する国民ひとり一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを趣旨として「情報の提供」「国及び地方公共団体との連携」「相談体制の充実」「必要な教育と啓発活動」「部落差別の実態に関する調査」などの施策を行うよう努めるものとされています。

■ 女性の人権問題について、お聞きします。

【問10】 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 男女それぞれの固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」といったことなど）を他の人に押しつける
2. 女性であるということだけで意見や発言、行動が制約、無視される
3. 職場における差別待遇
4. 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
5. ドメスティック・バイオレンス（DV）
6. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
7. マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産した方へのいやがらせ）
8. 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
9. 女性のヌード写真などを掲載した広告や雑誌、新聞、DVDなど
10. 女性の働く風俗営業
11. 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに特別に用いられる言葉
12. その他（具体的に： _____）
13. 特にない
14. わからない

【問11】 あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 男女がともに働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
5. 男女平等に関する教育を充実する
6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す
7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
8. その他（具体的に： _____）
9. 特にない
10. わからない

■ 男女の雇用機会均等についてお聞きします

【問12】あなたが、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことですか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 男女の均等採用を促進する
2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
4. これまでより、重要な仕事を女性に任せる
5. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う
6. 女性の管理職登用を促進する
7. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
8. 女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休憩室等）の整備を行う
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

【問13】あなたは、仕事と家庭を両立するために、行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
2. 時間外勤務の短縮を促進する
3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
5. ファミリーサポートセンター（育児の援助を受けたい者と、行いたい者からなる会員システム）の整備を促進する
6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

■ 子どもの人権問題についてお聞きします

【問14】子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 保護者によるしつけるための体罰
4. 保護者による「身体的暴力」「必要な食事を十分に摂らせない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
6. 教師による児童・生徒への体罰
7. 髪型や服装を定めた校則
8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
10. インターネットの利用による誹謗中傷や個人のプライバシーの流出
11. その他（具体的に： _____ ）
12. 特にない
13. わからない

【問15】近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）あなたはどうしますか。次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. 福祉事務所や町役場などに通報する
2. 児童相談所に通報する
3. 警察に通報する
4. 民生委員・児童委員に通報する
5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
6. 直接、その家族に確かめてみる
7. 何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない
8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
9. 自分には関係がないので、特に何もしない
10. その他（具体的に： _____ ）
11. わからない

【問16】あなたは、子どもの人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 体罰の禁止を徹底させる
3. 校則や規則を緩やかなものにする
4. 成績だけを重んじる教育のあり方を改める
5. 大人と子どもが独立した人格であることを啓発する
6. 教師の人間性、資質を高める
7. 家庭内の人間関係を安定させる
8. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
9. 子どもに、他人に対する思いやりを教える
10. 子どもの個性を尊重する
11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
14. その他（具体的に：
15. 特にない
16. わからない

■ 高齢者の人権問題についてお聞きします

【問17】 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的な言動をされる
2. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化（※1）、ユニバーサルデザイン化（※2）が図られていない
3. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
4. アパートなどの住宅への入居が制限される
5. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
6. 高齢者ということで、特別な存在としてあつかわれたり、身体が拘束される等の虐待を受ける
7. 働ける能力を発揮する機会が少ない
8. 高齢者を狙った悪質商法の被害が多い
9. 高齢者ということで意見や発言が無視される
10. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
11. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
12. その他（具体的に： _____）
13. 特にない
14. わからない

※1 バリアフリー

主に高齢者や障がい者など、日常生活に支障があるような方々にとって生活する上で、支障となっている物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことをいいます。

※2 ユニバーサルデザイン

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障がいや能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報等の設計（デザイン）のことです。

バリアフリーが「障がい者等が生活していくうえで、障壁となっているものを取り除くこと」を指すのに対して、ユニバーサルデザインは「もともと障壁がない環境やデザイン等」のことをいいます。

【問18】あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
4. 住居の確保や、就労環境を整備する
5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
6. 認知症高齢者対策を充実する
7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に： ）
10. 特にない
11. わからない

■ 障がい者（※１）の人権問題についてお聞きします

【問19】障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 就労の機会が少ない
4. 結婚問題で周囲から反対を受ける
5. じろじろ見られたり、避けられたりする
6. アパートなどの住宅への入居が制限される
7. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
8. スポーツ活動や文化活動、地域活動等に参加できない
9. 障がい者を狙った悪質商法の被害が多い
10. その他（具体的に： _____）
11. 特にない
12. わからない

※ 1 障がい者

障害者基本法による障がい者の定義としては「身体障がい、知的障がい、または精神障がいがあるため長期にわたり日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける者」とあり、障がい者とは身体障がいを有する者、知的障がいを有する者、精神障がいを有する者のこととしています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年4月1日に施行された法律で、障がいのある人もない人もたがいに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、国や県、町などの公的機関、会社やお店などの事業所が、障がいがある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。（不当な差別的取扱いの禁止）

また公的機関や事業所に対して、障がいのある人から、そこにある支障・障壁（バリア）となっていることに、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することが求められています。（合理的配慮の提供 ※事業所については対応に努めることとなっています。）

【問20】あなたは、障がい者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 障がい者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、障がい者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
4. 就労の支援や働く場の確保を図る
5. 障がいのある人となない人との交流を促進する
6. 障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
7. ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
8. 障がい者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

■ 外国人の人権問題についてお聞きします

【問21】外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. アパートなどの住宅への入居が制限される
5. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
6. その他（具体的に： _____）
7. 特にない
8. わからない

【問22】あなたは、外国人の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
3. 異文化理解のため、外国人との交流を促進する
4. 外国人の就職の機会均等を確保する
5. 多言語による生活情報の提供を充実する
6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

■ ヘイトスピーチの問題についてお聞きします

【問23】あなたは、特定の人種や民族等への憎悪・差別意識・排除理論を扇動する行為（ヘイトスピーチ）が日本国内で行われているのをご存知ですか。

次の中から、1つだけ○印をつけてください。

1. 実際にもしくはテレビや新聞、インターネット等で見たことがある
2. ヘイトスピーチという言葉は知っている
3. 知らない

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016（平成28）年6月3日に施行された法律で、別名「ヘイトスピーチ対策法」です。

この法律では、ヘイトスピーチを「差別的意識を助長・誘発する目的で、生命や身体、自由、名誉、財産等に危害を加えると告げることや、著しく侮辱するなどして地域社会からの排除をあおる差別的言動」と定義しています。

ヘイトスピーチをなくするための教育や相談体制の整備を国の責務とし、県や町等にも解消に向けた努力義務規定が盛り込まれています。

しかしながら、憲法の保障する「表現の自由」との整合性も課題となっています。

【問24】あなたは、ヘイトスピーチをなくするために必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 日本に暮らす民族・人種に対しての理解を高めるための啓発活動を推進する
2. 様々な民族・人種に関して正しく理解することのできる教育を充実する
3. 様々な民族・人種間の交流を深めれるような取り組みを推進する
4. ヘイトスピーチに対しての公共の道路や建物の使用等、自治体の許認可を厳正にする
5. ヘイトスピーチへの抗議行動をする
6. ヘイトスピーチによって人権を侵害された人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

■ エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者等の人権問題についてお聞きします

【問25】 エイズ患者・H I V感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的な言動をされる
2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる
5. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
6. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
7. マスコミによりプライバシーが侵害される
8. 地域社会における排斥（仲間はずれにすること）や悪意のある噂が流される
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

【問26】 あなたは、エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. エイズ患者・H I V感染者について、正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
2. 学校等でエイズ等に関する教育を充実する
3. エイズ患者・H I V感染者のプライバシー保護を徹底する
4. それぞれの地域でH I V抗体検査等の機会を確保する
5. エイズ患者・H I V感染者のための人権相談や電話相談を充実する
6. その他（具体的に： _____）
7. 特にない
8. わからない

【問27】ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 差別的な言動をされる
2. 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関で治療や入院を断られる
5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
6. アパート等の入居を拒否される
7. 宿泊を拒否される
8. 怖い病気といった誤解がある
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

【問28】あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. ハンセン病の正しい情報の提供や理解を求める教育・啓発活動を推進する
2. ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
3. 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
4. ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
5. 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
6. ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

■ 犯罪被害者等の人権問題についてお聞きします

【問29】 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
2. 治療費などで経済的負担がかかる
3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
5. 事件のことについて、周囲に噂話をされる
6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
9. 捜査や裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
11. その他（具体的に： _____）
12. 特にない
13. わからない

【問30】 あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 就学・就職の機会を確保する
3. 経済的な支援を行う
4. 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する
5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
6. 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う
7. 犯罪予防・防止のための施策を実施する
8. 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

■ インターネットによる人権侵害についてお聞きします

【問31】 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
2. 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
3. 差別を助長する表現を掲載する
4. 薬物や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
6. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
7. 知らない間に自分のことが掲載されている
8. その他（具体的に： _____ ）
9. 特にない
10. わからない

【問32】 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. インターネット利用者等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. プロバイダ（インターネット接続事業者）に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
3. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
4. 利用者やプロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
5. インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
6. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
7. その他（具体的に： _____ ）
8. 特にない
9. わからない

■ 大規模災害発生時の人権問題についてお聞きします

【問33】地震や台風など大規模災害が起きたときに、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 避難生活が必要となった場合、避難所等でのプライバシーが守られない
2. 避難生活の長期化によるストレスにともない、いさかいが生じる
3. 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる
4. デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる
5. 要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等）に対して、十分な配慮が行き届かない
6. 必要な支援や被災状況等の情報が行き届かない
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

【問34】あなたは、地震や台風など大規模災害発生時において人権に配慮するためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 通常時から自主防災組織等に女性、障がい者、高齢者等、様々な人に参加してもらう
3. 災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ
4. 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室等の個別スペースを確保する等要配慮者等に対して配慮が行き届くようにする
5. 要配慮者等をあらかじめ把握し要配慮者に配慮した災害マニュアルを作成しておく
6. 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える
7. 発生から避難、復旧、復興の各段階に応じ、被災者のニーズに応じた支援をする
8. その他（具体的に： _____）
9. 特にない
10. わからない

■ 人権啓発・人権教育に関することについてお聞きします

【問35】人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。

次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 講演会や研修会
2. 広報誌やパンフレット
3. テレビ・ラジオ
4. 映画・DVD
5. 新聞
6. 雑誌・週刊誌
7. 映画の上映会やパネルなどの展示会
8. 掲示物（ポスターやバスの車体広告など）
9. 人権フェスティバル（人権まつり）などのイベント
10. インターネットなど
11. その他（具体的に： _____）
12. 特にない
13. わからない

【問36】あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。

次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. すべての児童・生徒が、「自分や他の人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認めることにより、自信を持つことができる教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障がいのある人や高齢者等とふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

■ 人権尊重の社会の実現に関することについてお聞きします

【問37】あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。

次の中から、3つまで○印をつけてください。

1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
2. 行政が人権尊重の視点に立って、町民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
3. 行政が、町民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
5. 町民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
8. その他（具体的に： _____）
9. 特にない
10. わからない

■ いろいろとご質問にお答えいただきありがとうございました。

最後に、あなたご自身のことについて、おかまいない範囲でお答えください。

A あなたの性別は

1. 男性 2. 女性 3. ほか

B あなたの年齢は

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上

C あなたの現在のお仕事は

1. 農林漁業（自営業主および家族従業者）
2. 商工サービス業（自営業主および家族従業者）
3. 勤め（企業や団体に勤めている方（パート含む）で、次の4に該当しない方）
4. 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員（非常勤・臨時職員含む）
5. 自由業、その他有職
6. 家事専業（主婦、主夫）
7. 学生
8. 無職（家事専業、学生以外の無職）

※ 商工サービス業には、卸・小売業、飲食店、サービス業、建設業、運輸、製造業等があります。

※ 自由業には、作家、写真家、イラストレーター等があります。

※ 兼業の方は、重きを置いている職業でお答えください。

D どちらにお住まいですか。数字に○をつけてください。

1. 佐賀地区 熊野浦・上分・坂折・ 馬地・下分・町分・ 大和田・浜町・明神・ 会所・横浜・白濱	2. 伊与喜地区 不破原・市野々川・ 伊與喜・熊井・藤縄	3. 佐賀北部地区 市野瀬・佐賀橘川・ 拳ノ川・荷稻・川奥・ 小黑ノ川・中ノ川・鈴
4. 白田川地区 蜷川・王無・王迎・ 上川口郷・上川口浦・ 有井川・伊田郷・ 伊田浦・灘	5. 七郷地区 浮津・鞭・奥湊川・ 口湊川・田村・小川・ 加持本村・大屋式・ 大井川・本谷	6. 入野地区 芝・錦野・入野本村・ 万行・町・浜の宮・ 早咲
7. 田ノ口地区 出口・田野浦・ 下田の口・緑野・ 上田の口・御坊畑・ 大方橘川・馬荷		

■ 人権問題や、この調査に対するご意見ご要望など、何かございましたら、ご自由にお書きください。

--

多くの質問にお答えいただき、お時間をいただき、まことにありがとうございました。